

第1次 掛川市総合計画

Takegawa City general plan [2007▶2016]



「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」
～健康・安全・安心、幸せ感じるまち 掛川～

掛川市



掛川市民憲章

わたくしたち掛川市民は、赤石山系から遠州灘にいたる豊かな自然のめぐみに感謝し、すぐれた伝統・文化と生涯学習により育まれた我が郷土に誇りをもち、だれもが健康で幸せに生きていけるよう、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは 美しく豊かな自然を大切にし 未来に向けまもり育てます
- 1 わたくしたちは 郷土を愛し 先人の築いた伝統と文化を尊び さらに高めます
- 1 わたくしたちは あたたかな家庭をつくり 生きがいをもって 勤労に励みます
- 1 わたくしたちは きまりを守り 礼を重んじ 思いやりの心を大切にします
- 1 わたくしたちは 充実した人生を送るため 日々健康に努め 生涯学び続けます

平成19年7月4日制定



市章

掛川市の頭文字「K」をモチーフにして、
掛川市の将来像「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」を
ききょうの花の形でイメージ・デザインしました。
平成17年の旧1市2町の合併に伴い、誕生しました。



市の花
「ききょう」

宿根草で、栽培は容易です。花色は紫、白などがあり、清楚で品があります。花の形は市章のデザインにも採用されています。



市の木
「きんもくせい」

市内各所に植えられています。だいたい色の花をつけ、よい香りを放つ奥ゆかしい樹木です。



市の鳥
「うぐいす」

市内全域に生息しています。「ホーホケキョ」という鳴き声で親しまれ、その声の美しさと品の良さで知られています。



はじめに

平成17年4月1日、掛川市、大東町、大須賀町の1市2町が合併し、豊かな自然と優れた伝統・文化を兼ね備えた、新しい「掛川市」が誕生いたしました。

現在、我が国は世界に類を見ない急速な少子高齢化の進行とともに人口減少時代の到来という歴史的転換期に直面しています。また、地方自治体を取り巻く現状は、地方分権の進展に伴う徹底した行政改革とともに、一層の自主・自立を高めた行政運営への転換が求められております。

この度、平成の大合併を経て新たな一步を踏み出した本市では、こうした時代の変革期にあって、長期的視点に立って実現すべきまちづくりの指針として「第1次掛川市総合計画」を策定いたしました。

この計画では、掛川市の将来像を

「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」

～健康・安全・安心、幸せ感じるまち 掛川～

と描いております。

本市が持つ、それぞれの地域で育まれてきた多彩な地域資源をつなぐことで、さらなる飛躍と夢、希望が持てるまちを創り上げていくとともに、市民の皆様の素直な願いであります「健康」な暮らし、「安全・安心」に暮らせるまちづくりをその根本にすえ、だれもが「住んでよかった」と幸せを感じていただけるまちづくりを進めていこうとするものであります。

市民の皆様が期待する道路整備をはじめとする社会資本整備や地域医療の根幹を揺るがす医師不足に端を発する病院問題、さらには急速に進む少子高齢社会や国際化への対応など多くの課題が山積する中で地方の時代を迎え、市民の皆様と一緒に「ともに考え」「ともに学び」「ともに汗をかき」「ともに分かち合う」実学・実践により、将来像の実現に向け最大限取り組んでまいり所存でございます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました市議会議員の皆様をはじめ、熱心にご審議をいただきました審議会委員の皆様、並びに貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成19年4月

掛川市長 戸塚進也

目次

第1編 総論

第1章 計画策定趣旨	4
第2章 計画の構成と役割	6
第3章 計画策定の背景	8
第4章 掛川市を取り巻く主要課題	20

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念と将来像	36
第2章 将来人口	44
第3章 土地利用構想	48
第4章 政策大綱	52

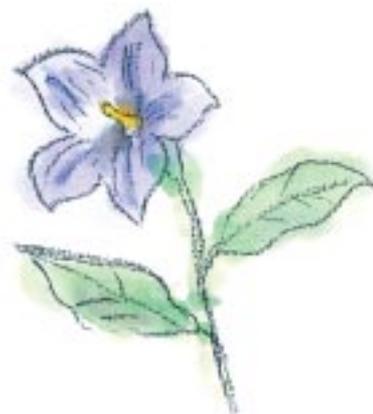
第3編 基本計画

序章

第1節 基本計画策定の視点	68
第2節 分野別計画の構成	74
第3節 施策体系表	78
第1章 市民だれもが健康で幸せに暮らせるまち(保健医療福祉分野)	81
第2章 地球環境を守り、豊かな自然と人が未来に向かって共生するまち(環境生活分野)	101
第3章 生涯にわたり自己を高め、心豊かに暮らせるまち(教育文化分野)	117
第4章 多様な産業が調和しながら発展し、市民が豊かに暮らせるまち(産業経済分野)	131
第5章 利便性に優れ、快適な暮らしを創出できるまち(都市基盤分野)	145
第6章 災害に強く、市民が安心して暮らせるまち(防災危機管理分野)	157
第7章 協働の力にあふれ、効率的で良質なサービスが提供できるまち(協働・広域・行財政分野)	169

資料編	191
-----	-----

第1編 總論



第1章

計画策定趣旨

平成17年（2005年）4月に掛川市、大東町、大須賀町が合併し、新しい掛川市が誕生しました。地方分権や行財政改革、広域行政への急速な潮流の中で、合併という地方自治体の基本的な枠組みの変化に加えて、本格的な少子高齢社会と人口減少時代の到来、地球規模での環境問題の深刻化、高度情報化と国際化による大交流時代の幕開け、物量の豊かさから物の本質と心の豊かさを重視する意識の変化、防災・防犯など安全な暮らしを希求する市民意識の高まりなど、これまでに経験したことのない新たな時代を迎えようとしています。

このような社会状況の変化を踏まえ、本市として来るべき将来を的確に予測し、あらゆる角度から歩むべき最良の道を選択していかなければなりません。多岐にわたる課題に対して的確かつ効率的に対処し、市民が真の豊かさと少しでも多くの幸せを実感し、夢と未来が語れるまちを実現するため、次の視点を踏まえて「第1次掛川市総合計画」を策定しました。



● 計画策定の視点 ●

新市建設計画を尊重した計画づくり

新市建設計画を尊重することを前提に置き、計画づくりを進めました。新市建設計画に示された新市の将来像、基本目標などのまちづくりの方針を踏まえるとともに、「新市融合に向けた交通基盤の充実」をはじめとする重点プロジェクトを尊重した計画としました。

市民の視点を重視した計画づくり

市民が真に期待していること、必要としている内容を的確に計画へ反映させるため、市民参加の計画づくりに努めました。市民意識調査、アパート系住民意識調査、各種団体インタビュー調査などを通じて幅広く市民ニーズを把握するとともに、協働のまちづくりの理念を押し進めるため、公募市民を中心とした市民委員会での検討を行うなど、市民の意見を積み重ねた計画としました。

成果重視の計画づくり

まちづくりの計画は、施設やサービスが実際に改善されて、市民や地域に役立つことに意味があります。市民や地域の期待を的確に把握するとともに、限られた人、もの、財源等の経営資源を有効に活用し、生み出される具体的な成果を重視して計画を策定しました。まちづくりの目標と解決の手段を明らかにした施策体系を構築することにより、それぞれの計画の進捗状況と成果が確認できるように、成果指標と目標値を導入し、まちづくりの狙いを明確化した計画としました。



第2章 計画の構成と役割

1 計画の構成

第1次掛川市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部により構成します。それぞれの役割と期間は、次のように定めます。

2 基本構想の役割と期間

基本構想は、長期的視点に立って掛川市が実現すべきまちづくりの姿「掛川市の将来像」やまちづくりの基本的な考え方「基本理念」を示すとともに、掛川市の将来像を実現するための柱となる「政策大綱」を定め、基本計画の指針としての役割を果すものです。

基本構想の計画期間は、平成19年度（2007年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）を最終年度とする10年間とします。

3 基本計画の役割と期間

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けたまちづくりの取り組み方針としての役割を果します。基本構想に示した政策大綱に基づき、主要施策や主要事業を体系的に示し、施策の「めざす姿」を明確にするとともに、「施策評価・改善制度（e-manageシステム）」の取り組みと連動させ、市民の視点に立った成果を重視した基本計画とします。主要施策ごとに具体的な目標値を明示し、進捗管理と成果管理を行います。

基本計画の計画期間は、基本構想と同様に平成19年度（2007年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）を最終年度としますが、将来の社会情勢の変化等に的確に対応し、実情に即した計画とするため、5年後の平成23年度（2011年度）に見直すものとします。

4 実施計画の役割と期間

実施計画は、基本計画の主要施策を効果的に実施するための具体的な事業や活動を年度ごとに示した事業計画書としての役割を果します。基本計画と同様に「施策評価・改善制度（e-manageシステム）」と連動させて、主要事業の進捗・成果管理を行います。

実施計画の計画期間は、3年間とし、社会環境の変化や財政状況を見極めながら、ローリング方式により毎年度進捗管理を行い、確実な目標達成を図ります。

計画の構成

基本構想

掛川市の将来像
基本理念
政策大綱

基本計画

基本構想の実現に向けた
まちづくりの取り組み方針

実施計画

主要事業の
進捗・成果管理

「施策評価・改善制度(e-manageシステム)」とは、部、課、係それぞれが実施している施策の成果を測定し、その結果を仕事の改善に役立てていくシステムのこと。具体的には、組織が達成すべき成果目標を明確にし、成果目標の達成状況と市民満足度調査結果を確認しながら、「計画立案(Plan) 実施(Do) 成果測定(Check) 改善(Action)」サイクルを構築することで、最適な施策・事務事業の形成と実践を目指す仕組みである。

第3章 計画策定の背景

1 掛川市の概況

(1) 位置

掛川市は静岡県の西部に位置し、静岡県の二大都市静岡市と浜松市の間に位置しています。東側は島田市、菊川市、御前崎市に、西側は袋井市、森町に接しています。

市中央部に、JR東海道新幹線、JR東海道本線、東名高速道路、国道1号が横断するとともに、市南部には国道150号が横断しています。さらに市北部では第二東名高速道路が建設中であるほか、本市の東側約15kmには富士山静岡空港が開港する予定であり、日本の大動脈を抱えているとともに広域交通の要衝に位置しています。

(2) 面積と地勢

掛川市の面積は265.63km²であり、県内の3.4%を占め、県内で6番目に広い都市です。本市は東西約15km、南北約30kmで南北に細長く、市中央部でくびれた形状をしています。市北部は、標高832mの八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開けるとともに、市中央部には標高264mの小笠山があり、その山麓は複雑な谷を持った丘陵地となっています。市南部には平地が広がり、遠州灘に面して約10kmにわたる砂浜海岸があります。

(3) 歴史

掛川市は遠州灘に面し、温暖な気候と生活しやすい地形に恵まれていることから、縄文時代には既に集落が生まれ、5世紀前後になると和田岡に大規模な古墳群が築造されるなど、早くから組織化された社会が形成されていたことがわかっています。戦国時代には、徳川、武田攻防の要所として高天神城を舞台とした戦いが行われ、その後は掛川城と横須賀城を中心に城下町が形成されました。江戸と上方との中間に位置することから、城下町としての発展とともに、東海道の宿場町として、また海上交易の中継地としての役割も果しつつ栄えてきました。

明治22年(1889年)に市制町村制が施行された当時は、新市は1町28か村に分かれていましたが、昭和29年(1954年)から昭和35年(1960年)にかけての合併によって、掛川市と大須賀町が誕生し、昭和48年(1973年)には大浜町と城東村が合併して大東町が誕生しました。そして、平成17年(2005年)4月1日には、掛川市、大東町、大須賀町がさらなる発展を目指して合併し、新しい掛川市が誕生しました。



(4)人口・世帯数 以下の統計データにおける「平成16年以前の数値」は、旧1市2町の合計値を表しています。

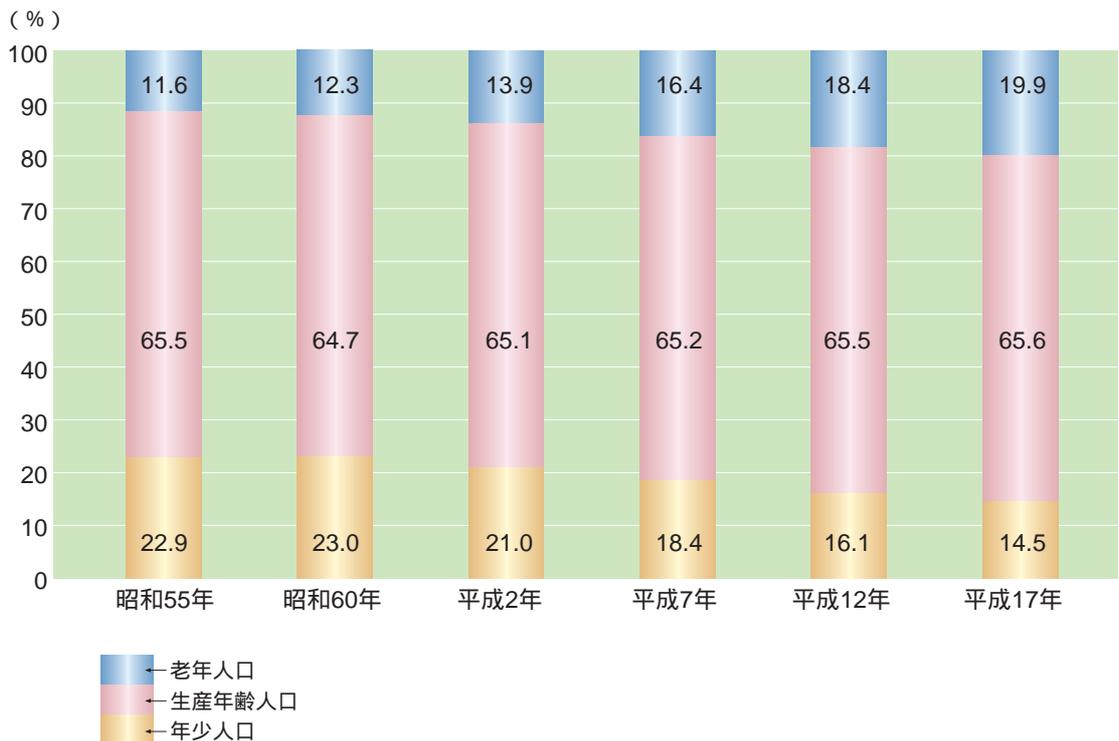
人口

国勢調査によれば、掛川市の人口は、平成17年（2005年）で117,857人であり、一貫して増加傾向で推移しています。また、掛川市の平成17年（2005年）の年少人口（14歳以下）割合は14.5%、老年人口（65歳以上）割合は19.9%であり、年少人口割合は減少傾向に、老年人口割合は増加傾向にあります。

国勢調査人口の推移(資料:国勢調査)



年齢階層別人口割合の推移(資料:国勢調査)



世帯数

国勢調査によれば、掛川市の世帯数は平成17年（2005年）では38,630戸、1世帯当たり人数は3.05人です。世帯数は、人口増加率を上回る割合で増加し、その結果、1世帯当たり人数は減少し、核家族化が進行しています。

世帯数の推移(資料:国勢調査)



(5) 産業

産業別就業者数

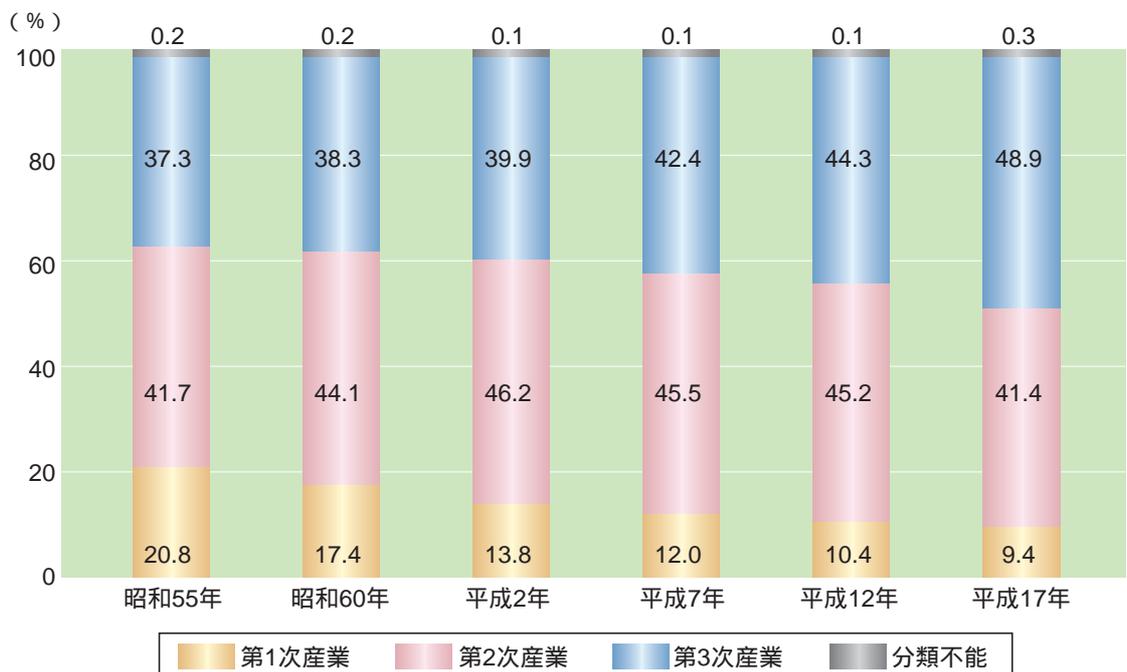
国勢調査によれば、掛川市の平成17年（2005年）の就業者数は65,814人であり、増加傾向となっています。第1次産業就業者数の割合は9.4%、第2次産業就業者数は41.4%、第3次産業就業者数は48.9%であり、平成12年に比べて第1次産業就業者数と第2次産業就業者数が減少し、第3次産業就業者数が増加しています。



産業別就業者数の推移(資料:国勢調査)



産業別就業者数割合の推移(資料:国勢調査)

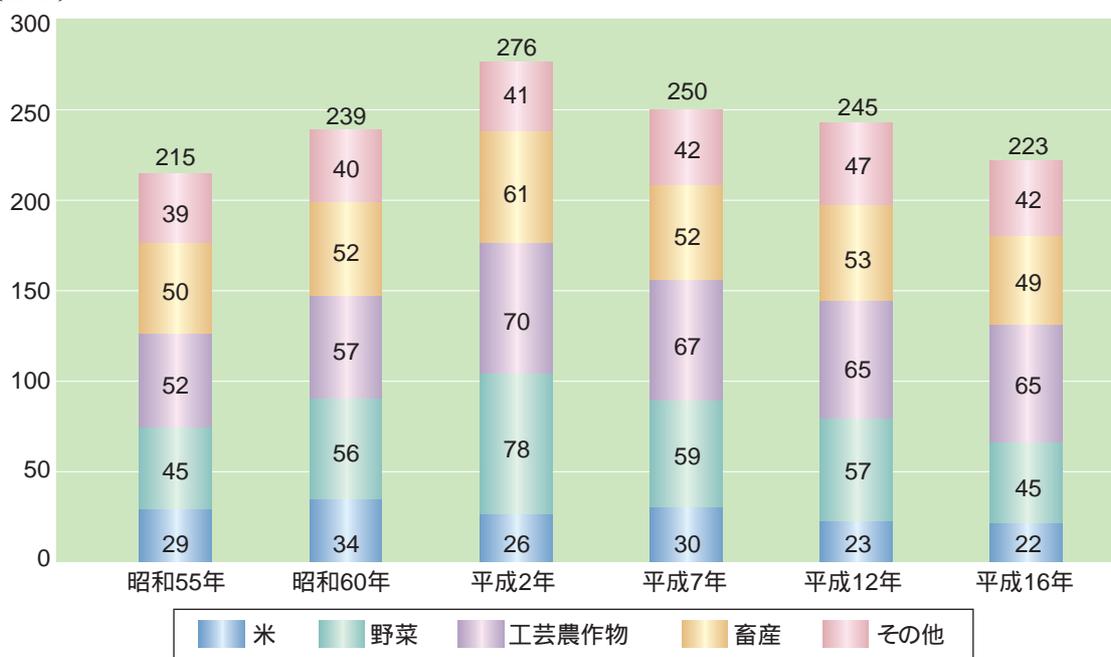


農業

掛川市の農業産出額（農業粗生産額）は、平成16年（2004年）では223億円であり、県内で第3位を占めており、茶を中心とする工芸農作物が65億円と最も大きな農業産出額を上げているほか、米、野菜、畜産なども一定の生産がなされています。しかし、農業産出額は平成2年（1990年）を境に減少しています。

農業産出額の推移(資料:生産農業所得統計)

(億円)



工業

掛川市の製造品出荷額等は、平成16年（2004年）で1兆3,480億円であり、県内で第4位を占めています。情報通信機械器具製造業や輸送用機械器具製造業などが製造品出荷額の上位を占めています。エコポリス工業団地、上土方工業団地などへの企業立地が進み、製造品出荷額を押し上げるとともに、平成16年（2004年）6月には新エコポリス工業団地が完成し、さらなる工業集積が進んでいます。



製造品出荷額等の推移(資料:工業統計)

(億円)



商業

掛川市の平成16年（2004年）の卸売業年間販売額は1,100億円、小売業年間販売額は、1,222億円であり、両者を合わせた年間商品販売額は2,322億円で、県内第9位です。近年、卸売業年間販売額は増加傾向にあり、小売業年間販売額はほぼ横ばいで推移しています。



年間商品販売額(資料:商業統計)



(6) 掛川市の主な特性

立地環境からの特性

掛川市は、東京と大阪のほぼ中間に位置し、関東、関西の両経済圏にアクセスしやすく、全国でも「もの」の生産や供給に有利な特長を備えています。一方、掛川市は静岡県の政令都市である静岡市と浜松市のほぼ中間にも相当することから、商業集積が進みにくい環境にあります。掛川市は、大都市圏と大都市に挟まれた中間立地の特性があります。

交通環境からの特性

掛川市は、JR東海道新幹線、JR東海道本線、東名高速道路、国道1号、国道150号などが東西に横断し、新幹線掛川駅、東名掛川I.Cが設置されているなど広域交通体系に恵まれた条件を備えています。さらに掛川市に近接して水深14mの岸壁を備えた御前崎港があり、平成21年（2009年）には富士山静岡空港の開港が予定され、第二東名高速道路の整備も進められています。

掛川市は、新幹線、高速道路、重要港湾、地方空港の結節点となり、県内の交通の要衝になる可能性があります。

人口規模からの特性

掛川市は、人口約12万人（県内9番目）であり、効率的な行政経営に必要な人口規模を備えています。我が国の人口が減少時代に移行する中で、掛川市は県内4番目に多い人口増加（平成12年から平成17年国勢調査の数値の推移）を見せており、将来に向けて成長が期待できる都市となっています。

2 社会の潮流

(1) 人口減少時代の到来

日本の人口は、厚生労働省の平成17年（2005年）人口動態統計年間推計によれば、同年の出生数は106万7,000人、これに対して死亡数は107万7,000人となり、死亡数が出生数を1万人上回り、人口減少時代を迎えました。晩婚化や未婚化などによる少子化傾向は今後も続き、女性が一生の間に生む子どもの平均人数に相当する合計特殊出生率は、平成17年（2005年）には1.25まで低下しています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（2002年1月の中位推計）」によれば、日本の総人口は平成18年（2006年）の1億2,774万人をピークに平成28年（2016年）には1億2,591万人に減少し、その後は世界に類を見ない人口減少時代に突入し、平成62年（2050年）には1億59万人と約2,700万人が減少すると推計されています。また、現在4人の働き手で高齢者1人を支えている割合は、平成40年代（2030年代）には2人の働き手で高齢者1人を支えることになると予測しており、少子高齢化の進展に応じた社会保障制度の見直しが重要な課題になっています。

次代を担う若者の減少と高齢者の増加により、労働力の減少や社会保障費の増加などが危惧されています。少子化に歯止めをかけるためには、安心して子どもを生み育てることができる体制を確立させることが必要です。また、高齢者がいつまでも健康を維持し、充実した毎日を過ごすことができるように、予防医学や生きがいづくりに必要な力を入れます。特に今後10年間の人口動態からは、団塊世代の退職者が急増する見込みであり、この世代を活用できる社会の仕組みを整えることが課題となっています。さらに、介護が必要になった高齢者が、住み慣れた地域で幸せに暮らすことができるよう、きめ細かな心配りができる福祉社会を築くことが今まで以上に求められています。地域全体で、人口減少時代に対応したまちづくりを行うことが必要になっています。

(2) 循環型社会への転換

世界的な人口増加や利便性・効率性に偏重した社会経済活動は、生産と消費活動を著しく拡大させ、資源やエネルギー需要の増大と自然環境の破壊をもたらし、地球温暖化をはじめ様々な環境問題を地球規模で深刻化させています。国連の世界人口予測2004年版では、世界の人口は現在の65億人から平成62年（2050年）には90億人を突破するものと予測しており、大量生産・大量消費・大量廃棄という現在の生活スタイルを改めない限り、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、熱帯雨林減少などの地球規模での環境問題を解決することは困難になっています。



「合計特殊出生率」とは、出生可能年齢と仮定される15歳から49歳までの各年齢階層ごとに、子どもの出生数を女性人口で割った出生率を合計したものの。便宜上、一人の女性が一生の間に出産する子どもの平均数としてとらえる。国立社会保障・人口問題研究所によると、人口を一定の規模で保持する水準は、2.08前後が必要だとされている。

地球環境問題の拡大を防ぎ、社会経済を持続的に発展させるためには、現状を直視し環境負荷の少ない循環型社会に転換することが求められています。地球規模の視点を持って、環境問題に対する理解を深め、市民から企業まですべての者が協力して省エネ・省資源・リサイクルに取り組み、再生可能な自然エネルギーを積極的に活用して行くことや生物多様性を確保していくことが必要になっています。自然と共生した持続可能な循環型社会を築いていくことが求められています。

(3) 情報ネットワーク社会の進展

情報通信技術の飛躍的発達と情報通信基盤の整備に伴い、携帯電話やインターネットは日常生活に不可欠な道具になっています。総務省の情報通信白書平成17年(2005年)版によれば、平成16年度(2004年度)末時点の携帯電話契約数は8,700万件、インターネット利用人口は7,948万人に達しています。総務省では高速通信回線の普及を踏まえて、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、情報の自在なやりとりを行うことができる社会(コビキタスネット社会)を平成22年(2010年)までに実現しようとしています。

こうした情報ネットワーク社会の進展に伴い、情報通信関連産業の発展、インターネット販売の拡大などをはじめ、市民生活においても情報の利用価値が急速に高まるなど、産業活動や日常生活が大きく変化しつつあります。情報技術を活用して新しい産業や交流機会を創出していくとともに、福祉、医療、防災、防犯など様々な行政分野のサービス向上や行政経営の効率化などを実現していくことが求められています。

(4) 安全と安心の確立

昭和51年(1976年)に静岡県を中心とした東海地震説が発表されて以来、阪神・淡路大震災など大規模な地震が発生する度に、地震に対する不安が一層高まる状況になっています。また、幼児を標的とした凶悪犯罪など社会を不安に陥れる犯罪の増加、大規模な自然災害や重大事故の発生、感染症の拡がり、食の安全に対する関心の高まりなどに伴い、日常的な暮らしに関する「安全と安心」が揺らぎはじめています。雇用や年金などの経済的な見通しも立てにくくなるとともに、自殺、虐待、ドメスティック・バイオレンスなどの社会問題も多発し、人々の不安感は徐々に増しています。内閣府が平成16年(2004年)6月に実施した「安全・安心に関する特別世論調査」によれば、「今の日本は安全・安心な国か」に関して、「そう思わない」が55.9%であり、「そう思う」の39.1%を大きく上回っています。

防災、治安維持などの危機管理に対して、今まで以上に力を注ぐことが必要であり、人々が安心して暮らせる地域社会を築くことが求められています。社会の様々な分野で安全性を高め、安心感を提供するまちづくりが必要になっています。

「生物多様性」とは、自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域の様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念をいう。

「コビキタスネット社会」とは、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単に接続できる社会をいう。「人と人」だけでなく、「人とモノ」、「モノとモノ」のコミュニケーションが簡単になされる社会を実現し、医療福祉や交通物流、環境・エネルギーといった社会が抱える様々な課題解決が期待されている。

「ドメスティック・バイオレンス」とは、英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれている。一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されているが、場合によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。

(5)生涯学習社会の実現

近年の社会成熟化や社会経済の発展は、物質的豊かさと自由時間の増大をもたらしました。また、医療の進歩もあり、人生80年の長寿社会を迎えました。人々の意識は、「物の豊かさ」から、ゆとりや安らぎなどの「心の豊かさ」を求めており、学校教育だけでなく、生涯にわたり自ら学びたいという学習意欲が高まっています。また、団塊の世代が定年を迎え、今まで以上に自由な時間を有する人々が増加し、自己実現に向けた活動もさらに活発になることが予想されるなど、主体的に学ぶ生涯学習への期待が高まっています。

昭和54年(1979年)旧掛川市において、全国初の生涯学習都市宣言が行われて以来、生涯学習に対する市民の関心は徐々に高まりを見せてきました。国際的には、平成11年(1999年)にドイツのケルンで開催された主要国首脳会議(ケルンサミット)において、サミット史上初めて、教育が主要テーマの一つとして取り上げられ、教育と生涯学習の重要性が首脳共同宣言に盛り込まれました。また、平成18年(2006年)に改正された我が国の教育基本法においても「生涯学習の理念」が盛り込まれ、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、だれもがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と述べられています。

人々が真の豊かさを実感でき、生きがいを持って健康長寿の人生が送れるように、生涯学習社会の実現に向け、生涯学習、スポーツ・文化、地域活動などに関する取り組みを重視するとともに、市民の個性や創造性が発揮され、自己実現を後押しできるまちづくりが期待されています。

(6)大交流時代の到来

国際的な交通・情報通信網の整備に伴い、人、もの、資金、情報が国や地域を越えて地球規模で活発に行き交う大交流時代を迎えています。世界有数の経済力・技術力を持つ我が国も国際的な価格・品質競争にさらされ、世界市場の動向把握が不可欠になっています。

また、インターネットをはじめとする情報通信技術の進歩によって、情報は瞬時に世界中に配信される時代になり、地域レベルや市民レベルでの国際交流も容易になり、国際理解、国際協力が一段と重要になっています。

中国や東南アジア諸国の経済発展に伴い、海外からの観光客も増加しており、人的交流も拡大しています。交流人口の拡大は、単に経済効果をもたらすだけでなく、地域の魅力を高めていく新たな視点やきっかけを与えるという点でも大切になっています。

社会経済のボーダレス化に伴い、グローバル・スタンダードへの対応や国際的な視野を備えた人材育成が求められています。



「ボーダレス化」とは、地域や国境の壁が取り払われ、平準化された状態をいう。

「グローバル・スタンダード」とは、世界共通で適用される基準や規格のことをいう。

(7) 行財政改革の徹底

我が国の長期債務残高は、2005年度末には774兆円に達し、財政再建に向けた歳出抑制や少子高齢化による人口減少時代への対応など、公的部門の縮小を目指した「小さな政府」づくりが進められています。

一方、地方自治体においても、地方分権の進展、地方財政に関する三位一体改革が進められる中で、地域の特性を活かすとともに、自らの財源で自ら判断する自主性と自立性をより高めた行政運営が今まで以上に求められています。

現在の成熟した社会では、市民ニーズは複雑かつ多様化してきており、これに対応するには、行政の視点でのサービス提供ではなく、市民の視点に立った成果を意識した行政サービスを提供する必要があります。また、地方財政においても社会保障関係費等の義務的経費の増加が確実視される中で、今後とも一層厳しい財政運営が迫られています。最小の経費で最大の行政サービスの提供に向けて、徹底した行財政改革を進め、簡素で効率的かつ効果的な行政運営に転化していくことが強く求められています。



(8)分権型社会における市民参加と協働

地方分権の趣旨は、地方のことは地方で決める「自己決定権の拡充」と、地方のことは地方で責任を持つ「自己責任の拡大」です。地方分権社会においては、地域の主役である市民をはじめNPO法人、ボランティア団体、企業などと自治体との連携・協力、さらには地域課題に応じた役割分担が必要になっています。

社会や生活様式の変化、市民の価値観の多様化により、市民ニーズもかつてのように画一的・均一的なものではなく、個別的で高度化しています。加えて、厳しい行財政改革が迫られている中では、行政だけで多岐にわたる市民ニーズに的確に対応することは難しい状況になっています。市民満足度の高いまちを実現するためには、地域社会の主体である市民がまちづくりに参加し、自らの権利と義務を自覚しながら、地域の抱える課題解決に向けて発言し、行動を起こしていく姿勢が大切になっています。さらに、市民や地域活動団体、民間事業者などの多様な主体と自治体が対等な立場で協力、または自らが汗をかいて公共サービスを担う「協働」の推進により、分権型社会を創造していくことが必要になっています。これからの自治体は、地域の様々な力を結集し、多様な主体により担われる「公共」＝「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、自治体自らが担う役割を重点化していくことが求められています。



「新しい公共空間」とは、協働によって支えられた新しい領域のことをいう。これまでのように行政が中心となって支えていた公共空間ではなく、市民、地域、市民団体、NPO法人、企業などを含めた多様な主体により支えられている、または支えられるべき公共空間を意味している。

第4章 掛川市を取り巻く主要課題

1 保健医療福祉分野の主要課題

市民は「福祉・医療の充実」を期待

社会保障制度が、少子高齢化の急速な進展によって揺らぎ始めており、市民は将来の生活設計について不安を感じながら暮らしています。市民意識調査では、「福祉や医療を充実させ、だれもが健康で安らかに暮らせるまち」を市民は期待していることがうかがえます。医療、介護保険、障害者福祉などの制度改革を見極めながら、乳幼児から高齢者まで、すべての市民が心安らかに生活できる地域社会を築くことが求められています。

だれもが幸せな健康長寿社会の実現

少子高齢社会を迎え、「だれもが安心して地域に住み続けられるまち」、「精神的に自立した質の高い生活を送り、最後まで人間としての尊厳をまっとうできるまち」が希求されています。そのために、福祉施設や生活支援サービスの充実、要介護状態への予防を重視しつつ、地域ぐるみの支援体制を確立し、生きがいつくりの提供及びサービス内容の充実に努めることが必要になっています。





予防・医療体制の充実と市立総合病院のあり方

市民の健やかな生活を守るため、生活習慣病の予防をはじめとする健診体制の充実を図ることや、地域医療の中で市立総合病院の将来担うべき役割を見直すことが課題といえます。

現在、保健センターを中心に行っている保健事業は、施設を含む体制の整備とともに、市民自らの健康を保持・増進させていく活動をより積極的に推進する必要があります。

また、病気やけがによる医療機関の診療体制については、主として通院可能な患者を担当する診療所と入院患者を受け入れる病院との基本的な機能分担を市民理解の上に確立し、必要な時に的確な医療を提供する体制を整える必要があります。医療制度改革が進められる中で、今後のあり方について検討が求められている市立総合病院は、近隣病院と連携した高度医療機器の共同運用等、地域医療ネットワークの確立、さらには将来の建て替えを見据えた検討も必要となっています。そして、市民が切望している休日・夜間の救急医療体制の充実については、近隣病院や地域医師会と連携した実行可能な体制づくりが求められています。

子育て支援と地域福祉の充実

子育て面では、子育て支援施設の充実を図るとともに、地域のだれもが子どもの成長と子育て家庭を支援していけるよう、意識啓発と支援活動の強化が必要です。また、価値観やライフスタイルの多様化が進み、地域の連帯感や近隣との付き合いが希薄化し、相互扶助機能が低下しています。その結果、子育て中の親、高齢者、障害者等に、社会的孤立感や心身への不安感が広がっています。だれもが不安なく生き生きと暮らせる社会を実現するためには、住民が自ら自立する「自助」、自助を地域で支える「共助」、自助と共助を支援する「公助」のそれぞれが機能する仕組みを整える必要があります。住民、地域活動団体、行政、企業が連携し、地域における支え合いの仕組みを整え、地域福祉を充実させることが求められています。

2 環境生活分野の主要課題

市民は住みやすさとして「豊かな自然環境」を評価

掛川市には海、山、川など多様な自然環境があり、これまで恵まれた自然環境が市民生活や産業を支えてきました。市民意識調査で、掛川市が住みやすいと感じる点を尋ねたところ、「豊かな自然環境に恵まれている」が最も支持されました。

この豊かな自然環境も開発整備や森林・農地の荒廃、外来種による生態系の攪乱等により、影響を及ぼされています。さらに、家庭生活や事業活動から排出される温室効果ガスの増加により地球温暖化が進行し、地球規模で様々な環境問題が顕著化しています。今後、地球環境を保全しながら、豊かな自然環境を守り育て、潤いのある生活環境を創り出していくことが必要となっています。

地球環境の保全と循環型社会の構築

21世紀は「環境の世紀」とも呼ばれ、環境と人間の共生が実現できる持続可能な社会を構築していくことが重要になっています。これは、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の結果生じた地球温暖化やオゾン層の破壊、生物多様性の減少など、地球規模での環境破壊に対する反省として生まれています。このため、省エネルギー・省資源の推進、太陽光や風力などの再生可能な自然エネルギーの有効活用や、不要なものは手に入れない（リフューズ）、必要以上にものを手に入れない（リデュース）、使えなくなるまで繰り返し使う（リユース）、使えなくなったものは再び資源として活用するように処理する（リサイクル）の4R活動などに取り組みながら、生活様式や経済活動を見直し、便利な社会から不便を感じない環境低負荷社会への転換を図って行く必要があります。地球環境の保全のために、環境と共生する仕組みを構築し、未来の子ども達にこのすばらしい環境を引き継いでいくことが、市民から企業に至るすべての者の責務となっています。

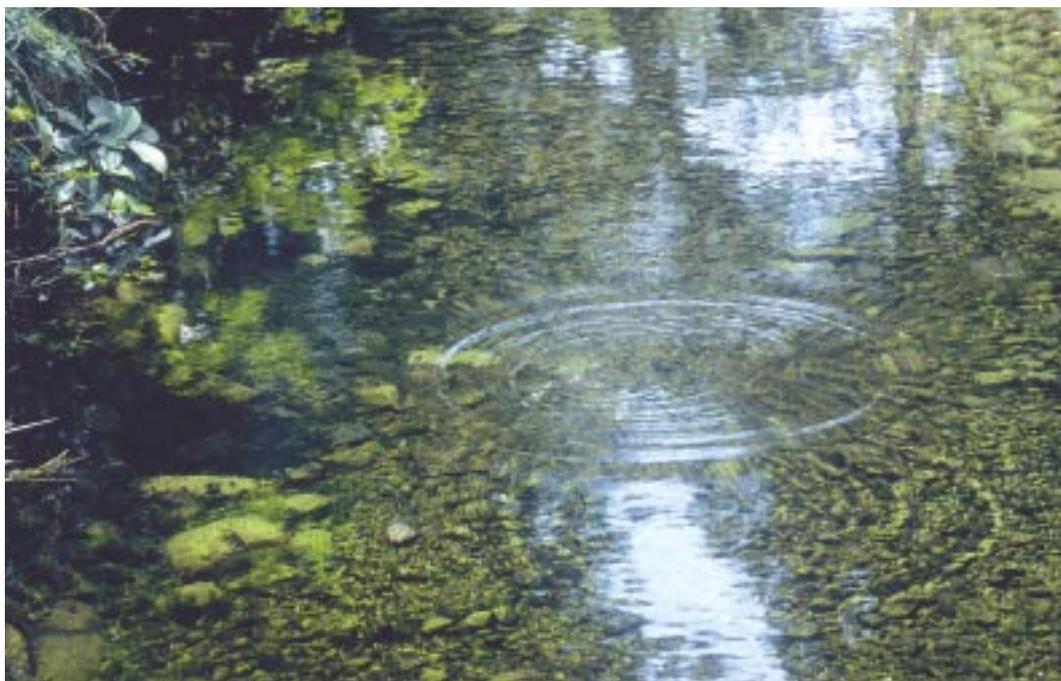


美しい水辺など豊かな自然環境を取り戻す

自然は、経済活動や生活のための基盤や資源、暮らしに潤いを与えてくれるものであり、豊かな生活、文化、精神の基礎となる必要不可欠なものです。この自然の恩恵を引き続き受けるため、市北部における広大な森林の持つ多面的機能を改めて見直すとともに、市中央に位置する小笠山や南に広がる砂浜海岸など、ふるさとの貴重な自然環境を守り育てながら、生物多様性の維持に努める必要があります。また、近年の生活様式の変化に伴い、生活雑排水による水質汚濁が進行し、海浜や中小河川、ため池などの貴重な水辺環境が破壊されています。排水処理対策の充実と周辺環境の保全などを通じて、美しい水辺を取り戻すとともに、水源涵養林の育成を含めた健全な水循環を構築し、市民生活に潤いを与える水環境の実現に努める必要があります。

潤いのある生活環境の形成

人が集まり、住みたくなるまちを実現するためには、潤いのある生活環境を提供することが必要です。市民が心豊かな暮らしを実感できるまちにするためにも、水と緑に恵まれた生活環境を築き、美しい街並みを実現することが重要になります。公園や緑地の充実、良質な景観の保全などを通じて、市民が身近に自然とふれあい、安らぎを感じることができる環境づくりが求められています。健康で文化的な、潤いのある生活環境を確保していくため、周囲の人とも協力を図りつつ地域一体となった取り組みにより、都市の魅力と地域価値を引き上げることが必要になっています。



3 教育文化分野の主要課題

市民は「人材育成に熱心なまち」を期待

市民意識調査では、「子どもの健全な成長や生涯学習を充実させるなど、人材育成に熱心なまち」が、これからのまちづくりで重視すべき視点の上位を占めました。

掛川市は、これまで報徳精神が培われてきたとともに、全国に先駆けた生涯学習の先進都市でもあります。先人たちが創り上げてきた人間としての生き方や学び方について、市民一人ひとりが、その価値や本質を認識することが重要です。そして、これまで築かれてきた生涯学習の精神や施設などをさらに有効に活用し、青少年を健全に育み、自己を高めるとともに、生涯学習気運の醸成や、次代を担う人材を育てることが求められています。

教育環境・施設の充実

学校は、教育活動の拠点であり、子どもたちが一日の大半を過ごす学習や生活等の場です。子どもたちが安全で快適に教育が受けられるよう、教育環境の充実を図るとともに、防災・防犯に優れ、安全で衛生的な環境に配慮した施設の整備が求められています。また、食習慣の乱れが子どもの心身の健全な発達に悪影響を及ぼすことが問題となっており、引き続き充実した学校給食の提供に努めていく必要があります。

老朽化した施設への対応を含め、教育環境全体の向上が求められています。

教育力向上と開かれた学校づくり

家庭や地域の教育力の低下が叫ばれて久しく、学力の定着や教師の指導力向上も課題です。確かな学力と豊かな感性をもち、バランスのとれた人材を育てるため、学校・園が家庭と密接な連携のもとに、地域全体で子どもたちを育てていく必要があります。学校・園は、今まで以上に発信機能を高め、体験学習や子どもたちの安全確保などの支援を地域に求めるなど開かれた学校づくり、特色ある学校経営の展開が求められています。また、小中一貫教育などの特色づくりや学校の適正配置、さらには、読書指導、外国人指導、

特別支援教育、環境教育、食育など多くの課題があり、関係機関との連携や人材の派遣など、学校への支援も必要となっています。高等学校についても、特色ある教育の推進、地域に開かれた学校経営が求められています。

幼児教育では、少子化が進む中、保護者のニーズに対応した教育・保育が求められており、幼保一元化の方向性の中で、乳幼児教育の質的な向上を図ることが必要です。



生涯学習の実践による豊かな暮らしの創造

人々の価値観が、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する傾向の中で、市民の価値観も、生涯にわたって生きがいを持ち、健康で豊かに暮らせることを求める傾向が一層強まっています。人生を豊かに送るため、いつでも市民の多彩な自己実現を図るための社会教育活動を充実するとともに、生活に潤いをもたらす水準の高い教養に触れる機会の創出、健康づくりに取り組める環境づくりが求められています。

市民の生涯学習活動を支える拠点でもある図書館は、市民に必要な知識や教養の宝庫として質の向上を図るとともに、地域や学校等と連携し、利用しやすい、利用したくなる図書館づくりに努める必要があります。また、スポーツやレクリエーションの普及は、心身ともに健康な人づくりに欠かせないだけでなく、夢や生きがいを与えるなど様々な効果をもたらすことから、より多くの市民がスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりに取り組む必要があります。

市民一人ひとりが自分に合った「生涯学習」を見つけ、実践し、自己実現が図れるまちづくりに努めるとともに、豊かな暮らしと幸せが実感できるまちづくりが期待されています。

地域それぞれの歴史・芸術・伝統文化の尊重

市民が郷土を理解し、誇りを持ってより良いまちづくりを行っていくためには、それぞれの地域が育んできた歴史、芸術、伝統文化を尊重し、次代に継承していくことが重要になっています。近年、「地球規模で考え、地域で動く」という思想も浸透しつつあり、地球規模と同時に地域単位で物事を考えることにより、地域の資源を改めて見直すとともに、大切にしていく取り組みがこれまで以上に求められています。

城下町や宿場町などの歴史的な資源の保全と活用を進めるとともに、郷土に対する誇りや愛着を育むことが必要です。



4 産業経済分野の主要課題

市民は「生活の基盤を支える商業地域の再生」を期待

掛川市には有力企業が集積し、県内でも製造品出荷額は上位を占めています。しかし、商業面では、中心商業地域や地域商業の衰退が進行しており、中心市街地としての情報発信機能や交流機能の低下などにより、市全体の求心力低下が懸念されています。市民意識調査では、「中心市街地活性化によるまちの顔づくり」、「商業の活性化による地域の魅力づくり」を期待しています。

商業地域に賑わいを取り戻すためには、買物客の利便性向上や、周辺都市を上回る魅力づくりなどが必要であり、観光振興とも連携して商業地域の集客力強化に取り組むことが求められています。観光面では、歴史的資源や自然環境を活用した観光ルート開発、魅力ある特産品の開発などに力を入れることが必要です。

企業誘致と国際競争への対応

工業面では豊かな市民生活を支える雇用機会の確保や地域経済の活性化を図る上で、地元企業への支援強化、有力企業のさらなる誘致が求められています。輸送技術や情報通信技術の発達に伴い、人、もの、資金、情報は瞬時に移動することが可能であり、企業は最適な事業環境を求めて国境を越えた活動を余儀なくされています。富士山静岡空港の開港が予定されている今、陸・海・空の交通ネットワークを最大限に利用した世界に誇れる企業の誘致が期待されています。経済のグローバル化に伴い、市内企業も厳しい国際競争にさらされています。官民を挙げた最適な企業環境を構築するとともに、研究開発機能の強化、品質管理の高度化などを通じて商品やサービスの付加価値向上や差別化を図ることが必要になっています。



農業のブランド化と多面的価値の活用

農業面では掛川市の特産品である良質の茶、米や畜産、砂地農業によるイチゴ、トマト、メロンなど高品質な野菜を中心とする「掛川ブランド」の確立を進め、安定的で力強い農業経営を実現していくことが必要です。さらに、環境保全型農業や地産地消、グリーンツーリズムなどを通じて農業の多面的な価値に対する理解を深めつつ、経営基盤の安定化や地域づくりへ貢献していくことが求められています。

コミュニティビジネスへの支援

介護や子育てなどの福祉サービスや地域の環境保全など、行政だけでは十分な対応ができない地域の課題を事業機会と捉え、地域住民、NPO法人、企業などがビジネスの手法を用いて解決する取り組みとして、コミュニティビジネスが広がりつつあります。コミュニティビジネスへの支援を充実することにより、今まで地域に埋もれていた人材、地域資源、技術、コミュニティが活かされるとともに、新たな雇用の創出、交流の拡大、地域経済の活性化など、様々な効果をもたらすことが期待されています。

「グリーンツーリズム」とは、緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々とのふれあいを楽しむ滞在型余暇活動のこと。

「コミュニティビジネス」とは、地域や家庭に内在する福祉や介護、環境など身近な課題やニーズに対応したビジネスのことで、地域社会の問題解決への貢献とともに、地域住民の生きがい創出、多様な雇用機会の創出、地域経済の活性化など様々な効果が期待されている。



5 都市基盤分野の主要課題

市民は「利便性向上」を期待(地の利の有効活用)

掛川市には、JR東海道新幹線掛川駅や東名高速道路インターチェンジがあるとともに、近接して物流拠点の御前崎港が立地するなど、人や物の広域的な交通利便性に恵まれた環境にあります。さらに、第二東名高速道路の整備や富士山静岡空港の開港が予定されるなど、本市を取り巻く広域交通体系はさらに充実することになります。しかし、その交通利便性は全市的な利点に至らず、市民意識調査では「道路や交通機関を充実させ、利便性の向上と均衡ある発展が期待できるまち」が、「福祉医療の充実」に次いで市民が期待しているまちづくりの視点となり、恵まれた「地の利」を有効に活用して地域の発展に結びつける取り組みが必要になっています。

南北軸の整備と円滑な往来の実現

新市の一体性強化や大東区域や大須賀区域の交通利便性の向上、第二東名高速道路へのアクセスなど、東西軸と連携する南北軸の強化に向けた道路の早期整備が必要になっています。また、広い市域全体の道路網の構築と富士山静岡空港など周辺地域へのアクセスも大きな課題です。

道路整備にあたっては、既存道路を利用した効果的な整備、維持管理を含めたコストの縮減、自転車や歩行者の視点に立った道路づくりに配慮する必要があります。

道路整備だけでなく、交通需要の調整による渋滞解消や公共交通による利便性向上なども検討する必要があります。特に市内を結ぶ地域公共交通が不十分であり、高齢者の買物や通院、中高生の通学などの交通手段の確保が求められています。



拡大から質の向上に向けた都市経営

これまでは人口増加を背景として市街地を拡大してきました。しかし、今後は少子高齢化の一層の進展や人口減少時代を迎えることになり、「市街地の拡大」から「市街地の質的向上」へと転換を図ることが必要です。また、厳しい財政運営を迫られていることから、今まで以上に都市の維持管理を効率化する都市づくりが必要になっています。これまで築いてきた社会ストックの有効活用や、地域資源を活用した個性の創出などを通じて、最小の費用で最大の魅力を生み出すまちづくりを行う必要があります。

中心市街地の再生

「まちづくり三法」（中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法）の見直しに伴い、新たな大規模小売店の郊外立地は規制が強化され、商業地域への出店が促進されることになりました。商業施設とともに住宅や公共施設、生活に必要な施設・機能を中心市街地に集積させて、市民の利便性向上と賑わいの創出などを図る「歩いて暮らせるまちづくり＝コンパクトシティ」の考え方を視野に入れ、空洞化が進む中心市街地の活性化を目指すことが求められています。

「歩いて暮らせるまちづくり＝コンパクトシティ」とは、少子高齢化による人口減少社会にふさわしい、安全・安心でゆとりある暮らしを実現するため、生活者が暮らしに必要な用を足せる施設が混在するまち、自宅からまちなかまで連続したバリアフリー空間が確保された、夜間も明るく安全な歩行者・自転車中心のまち、幅広い世代の住民からなるまち、住民主役の持続性のあるまちづくりを目指す考え方。また、拡大する基盤整備を重点的に投資することによる行政効率の向上も期待できるとしている。



6 防災危機管理分野の主要課題

市民は「暮らしの安全」を重視

掛川市は東海地震の想定震源域に含まれており、大規模な地震、津波などの自然災害に対する大きな不安を感じています。災害が起こった場合、自分と家族の安全確保は勿論のこと、地域の被災を最小限に食い止めるには、先ず身近な地域防災機能を高めることが大切です。また、建物の耐震性強化、消防救急体制の向上、災害時の医療体制の確保、津波対策などとともに、被災時における市域を越えた広域連携も重要となっています。国民保護法に基づく備えや原子力発電所の徹底した安全管理など、あらゆる災害に対して市民の安全確保と不安解消のため、万全の体制を整えていく必要があります。

市民意識調査で、重要度の高い施策を尋ねたところ、「安心して暮らせる消防救急体制の充実」が上位を占めるとともに、防災活動拠点の充実、地域の自主防災組織の強化などを市民は期待しています。

危機管理体制の構築

大地震や風水害などの自然災害は、これまで多数の死傷者と甚大な被害をもたらしてきました。また、テロなどの脅威から市民の不安を解消するため関係機関との連携体制を確立する必要があります。大規模な自然災害、武力攻撃災害などの不測の事態から人命や財産を守り、被害を最小限に抑えるために、市民と行政が一体となった総合的な危機管理体制を構築することが必要になっています。



多様化する犯罪への対応

近年、強盗など地域を不安に陥れる凶悪犯罪を含め刑法犯が増加しています。国際化に伴う外国人による組織的犯罪の発生、薬物をはじめとする犯罪の低年齢化、コンピューターや情報通信技術を悪用した犯罪の多発など、犯罪の凶悪化、巧妙化が進んでいます。地域全体が協力し、犯罪に巻き込まれない、また起きにくいまちにしていことが求められています。

交通安全への取り組み

車両保有台数・運転免許保有者数の増加に加え、高齢者ドライバーや外国人ドライバーの増加に伴い、依然として交通事故の発生率が高い状況となっています。携帯電話の使用禁止など交通ルールの徹底、高齢者や外国人ドライバーへの安全教育など交通事故予防対策の充実が必要です。また、道路危険箇所の解消に向けて、信号、街灯、歩道などの交通安全施設を充実させ、安全な交通環境を構築するとともに、歩行者からドライバーにいたるすべての市民一人ひとりが交通安全に対する自覚と責任を持ち、だれもが安心して外出することができるまちづくりが必要となっています。

「国民保護法」とは、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。



7 協働・広域・行財政分野の主要課題

市民は「断固たる行政改革の推進」を期待

市民意識調査で施策の満足度を尋ねたところ、「効率的行政経営の推進による財政の健全化」は第4番目に満足度の低い施策となりました。行政改革に関しては、市民は「行政組織をスリム化し経費削減に努める」ことを最も期待しています。平成18年3月に策定された掛川市行政改革大綱においても、行政改革の推進にあたって、「簡素で効率的かつ効果的な行政運営」、「市民と行政の協働」、「健全財政の確立」の3つの基本方針が示されています。成果重視の行政経営システムを確立し、市民と行政がそれぞれに役割と責務を分担しながら連携・協力を進めるとともに、情報通信技術（ICT）の積極活用による市民サービスの向上を図るなど、行財政全般について改革の推進と不断の点検を実施していく必要があります。また、広域交通や医療、福祉、環境、産業、防災など様々な分野における市域を越えた課題や共同処理が効率的な課題については、これまで以上に近隣市町と密接な連携を図り、積極的な広域行政を展開していく必要があります。限られた経営資源を有効に活用し、最大の効果が得られる行政経営を実現することが求められています。

市民と行政の距離の存在

協働による自治・自立を実現していくためには、今まで以上に行政情報を市民に分かりやすく伝達するとともに、市民と行政との対話を充実させて、市民と行政との距離を縮めることが必要です。市民参加による政策決定や、地域の意向に基づいた計画づくりが進展するよう、行政情報の共有化、公聴機能の充実などとともに、住民がまちづくりに積極的に参加できる仕組みを整えることが必要になっています。インターネット利用、携帯電話の多機能化など高度情報通信機器の普及と相まって、市民と行政との情報交換の新たな手法も生まれています。行政としてもこれらの情報機器を有効に活用し、市民と行政との一体感の醸成に努める必要があります。また、市民ニーズの

多様化・高度化に伴い、行政だけで公共サービスを担うことが難しくなっています。地域、市民団体、ボランティア団体、NPO法人等の多様な主体による総合的なまちづくりを推進するため、これら活動団体と行政の連携を密接にし、支援体制の構築や活動しやすい環境づくりを進める必要があります。



地域コミュニティの希薄化

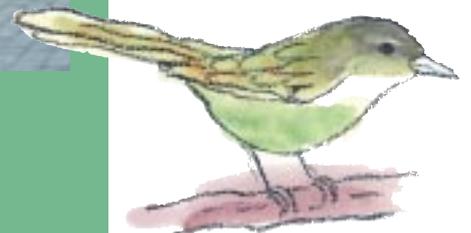
地域コミュニティ面では、近年住民同士のつながりの希薄化やアパート系居住者など流動的市民の増加などから、従来の地域コミュニティや自治会活動に対する価値認識の低下などが見られます。自らの地域の課題は自らの地域で解決し、福祉や安全、環境などあらゆる分野において、安全・安心・快適で住み良い環境づくりを進めるには、暮らしの基礎である自治会組織の活性化が重要です。そのために地域コミュニティの在り方、自治会活動の大切さを再認識し、住民主体のまちづくりを推進する仕組みを充実する必要があります。また、より良い地域社会を創るためには、男女共同参画の一層の推進が不可欠であり、だれもが自由に話し合い、理解し合い、参加しやすい社会への転換が求められています。

「ICT」とは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT(Information Technology)が同義で使われているが、ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えたICTの方が、国際的には定着している。



第2編

基本構想



第1章 まちづくりの基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念

(1) まちづくりの基本理念の検討

掛川市のまちづくりに関する基本的な考え方を、まちづくりの基本理念として定めました。まちづくりの基本理念は、「掛川市の将来像」を実現するための柱となる「政策大綱」を相互に調整し、まちづくり共通の考え方となるものです。

新市建設計画の理念を尊重するとともに、市民意識、社会の潮流などを踏まえ、掛川市のまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。



「連携と交流」
のまちづくり

[連携と交流による活力の向上]

「生涯学習と価値創造」
のまちづくり

[生涯学習と地域価値の創造]

まちづくりの基本理念

「健康と豊かさ」
のまちづくり

[健康と豊かさの実感]

「協働と持続的発展」
のまちづくり

[協働と持続的発展体制の構築]



(2)まちづくりの基本理念の内容

「連携と交流」のまちづくり
(連携と交流による活力の向上)

新市建設計画の「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」の理念を尊重し、掛川区域、大東区域、大須賀区域の3極のネットワークをはじめとして、山から海までの自然環境のネットワーク、様々な地域活動団体のネットワークなど、「ネットワーク=連携」を重視したまちづくりを進めます。幹線道路網、地域公共交通、情報通信網の強化により、地域の一体性確保を



促進するとともに、市民全体が新市のメンバーの一員として連帯感を実感できるように、「つながり」を大切にした心通うまちづくりを行います。さらに、地域の一体性を基礎としながら、恵まれた交通体系基盤を活かし、地域の核として一層広がる生活圏、経済圏に対応できる広域連携の推進など、市域を越えた多様な交流や国際的な交流を促進して、経済活動や文化活動などが活発に行われる活力あるまちづくりを進めます。

「生涯学習と価値創造」のまちづくり
(生涯学習と地域価値の創造)

報徳の精神が地域に根付いた歴史や、全国に先駆けて生涯学習の理念を掲げた実績を踏まえ、人づくりを重視したまちづくりを行います。市民一人ひとりが、自分自身の生涯学習を実践することにより個性や才能を伸ばし、自己実現に向けた活動に取り組むとともに、心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。



また、掛川城、高天神城、横須賀城に象徴されるように、掛川区域、大東区域、大須賀区域はそれぞれの城を持ち個性ある歴史文化を築いてきました。自然、歴史、伝統、文化などの地域資源を積極的にまちづくりに活かして、地域の「誇り」を継承するとともに、市民が学習と工夫を重ね、より良い地域づくりを実践していくことにより、地域の価値を高めるまちづくりを進めます。

「協働と持続的発展」のまちづくり
(協働と持続的発展体制の構築)

市民が主役となってまちづくりに参加し、ふさわしいまちづくりに向けて市民が輝き、誇りを持って行動する市民自治のまちづくりを進めます。健全な市民自治の実現と自立した市民の活躍に向けて、様々な活動に市民が積極的に参加できる仕組みを整え、協働によるまちづくりを進めるとともに、心のふれあいや助け合いを大切にするまちづくりを行います。さらに、市民一丸となって行財政改革や循環型社会の構築などに取り組み、少子高齢社会、人口減少時代の中で、持続的に発展できるまちづくりを進めます。



「健康と豊かさ」のまちづくり
(健康と豊かさの実感)

健康は、すべての市民がいつまでも生きいきと輝いて生活を送れる源であり、保健や医療を充実させて体と心の健康づくりを進めます。さらに、豊かさを実感できる暮らしを実現するため、防災・防犯機能の強化、福祉の充実を通じて、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを行います。掛川市は温暖な気候に恵まれ、山、川、海などの多彩な自然環境も身近にあり、暮らしやすい地域特性を備えています。自然の恵みを活かしつつ、人と自然が共生し質の高い豊かな生活環境を実現し、市民が「住んで良かった」と実感し、来訪者が「住んでみたくなる」と思う、真の豊かさに満ちたまちづくりを進めます。



2 掛川市の将来像

将来像

「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」
～健康・安全・安心、幸せ感じるまち 掛川～

「海」とは遠州灘であるとともに、「海」に面した大東区域と大須賀区域を意味し、「山」とは市北部の山間地であるとともに掛川区域を意味しています。この「海」と「山」は、本市が多彩な地域資源に恵まれていることを象徴するものであり、豊かさを備えたふるさとであることを示しています。そして「街道」とは、東西に横断するJR東海道新幹線、東名高速道路などをはじめとする広域交通体系を意味し、我が国の「人」、「もの」、「情報」の動脈を抱えていることを示しています。この「街道」という言葉には、城下町や宿場町として発展してきた歴史あるまちであることも意味しています。

将来像では、この「海」と「山」が融合し、さらに「街道」と連携することによって、本市の持つ多彩な地域資源や、これまで築いてきた歴史文化を土台としながら、市全体のさらなる飛躍への可能性が広がり、市民の「夢」を実現し、希望ある「未来」を創造していくことができるまちの実現を目指します。

さらに、市民の暮らしの視点における実現すべき姿として「健康・安全・安心、幸せ感じるまち 掛川」を掲げます。市民生活における率直な願い、原点でもある「健康」、「安全」、「安心」で「幸せ感じるまち」を創造することにより、初めて「夢・未来を創るまち」の実現が可能となります。人には様々な「幸せ」観があり、それぞれの時代や社会によっても「幸せ」の意味や質は異なるものですが、私たち掛川市民は、日々の暮らしの中で、少しでも多くの「幸せ」を実感できるよう行動し、またその取り組みに対して、だれもが応援できるようなまちを目指したいと考えます。すべての市民が健康で安全な環境の中で安心して暮らすことができ、これまで先人が培ってきた郷土の歴史や文化に「誇り」を感じ、自分、家族、隣人、地域に対して「愛」を育み、市民一人ひとりが「幸せ」を実感できるまちの実現を目指します。



まちづくりの 基本理念、将来像、政策大綱

まちづくりの基本理念

「連携と交流」のまちづくり
(連携と交流による活力の向上)

「生涯学習と価値創造」のまちづくり
(生涯学習と地域価値の創造)

「協働と持続的発展」のまちづくり
(協働と持続的発展体制の構築)

「健康と豊かさ」のまちづくり
(健康と豊かさの実感)

掛川市の将来像

「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」
～健康・安全・安心、幸せ感じるまち 掛川～



政策大綱(将来像実現のための柱)

1 保健医療福祉

「市民だれもが健康で幸せに暮らせるまち」

2 環境生活

「地球環境を守り、豊かな自然と人が未来に向かって共生するまち」

3 教育文化

「生涯にわたり自己を高め、心豊かに暮らせるまち」

4 産業経済

「多様な産業が調和しながら発展し、市民が豊かに暮らせるまち」

5 都市基盤

「利便性に優れ、快適な暮らしを創出できるまち」

6 防災危機管理

「災害に強く、市民が安心して暮らせるまち」

7 協働・広域・行財政

「協働の力にあふれ、効率的で良質なサービスが提供できるまち」

第2章 将来人口

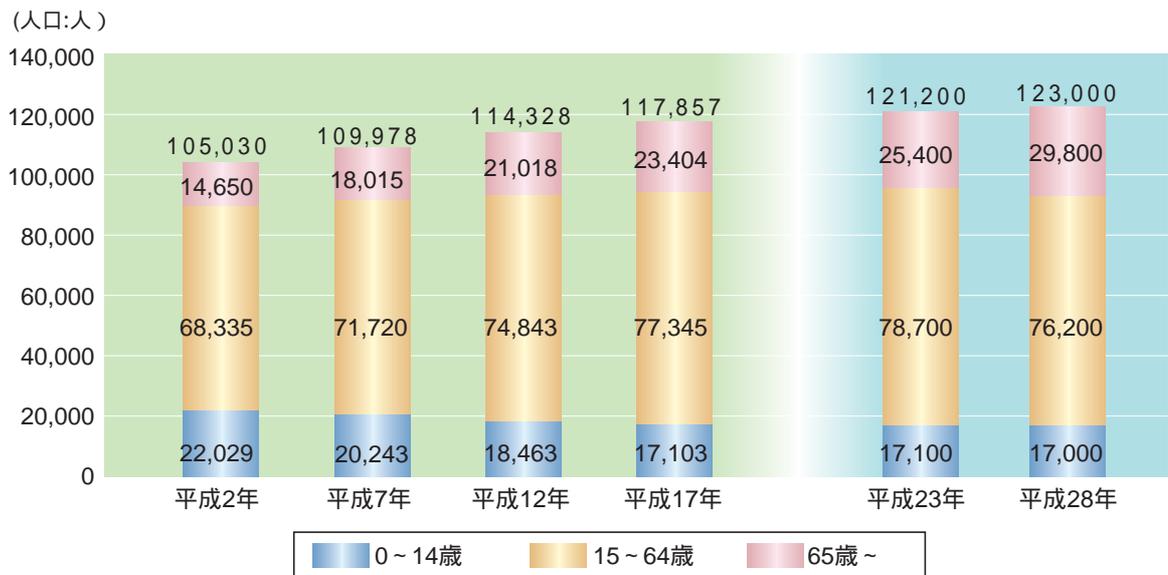


1 将来人口

本計画の目標年次である平成28年（2016年）の将来人口を123,000人と想定します。

掛川市の人口は、引き続き増加傾向で推移し、10年後の平成28年（2016年）には123,000人になるものと想定されます。その後は、ほぼ横ばいで推移し平成33年（2021年）にピークを迎え、以後減少に転じると想定されます。

また、年齢別人口では、今後も少子高齢化の進行が予想され、年少人口（14歳以下）は平成28年（2016年）には13.8%、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）は62.0%に減少する一方、老年人口（65歳以上）は24.2%となるものと想定します。



年齢別構成比の見通し(上段:人口、下段:構成比)

(単位 / 人口:人、構成比:%)

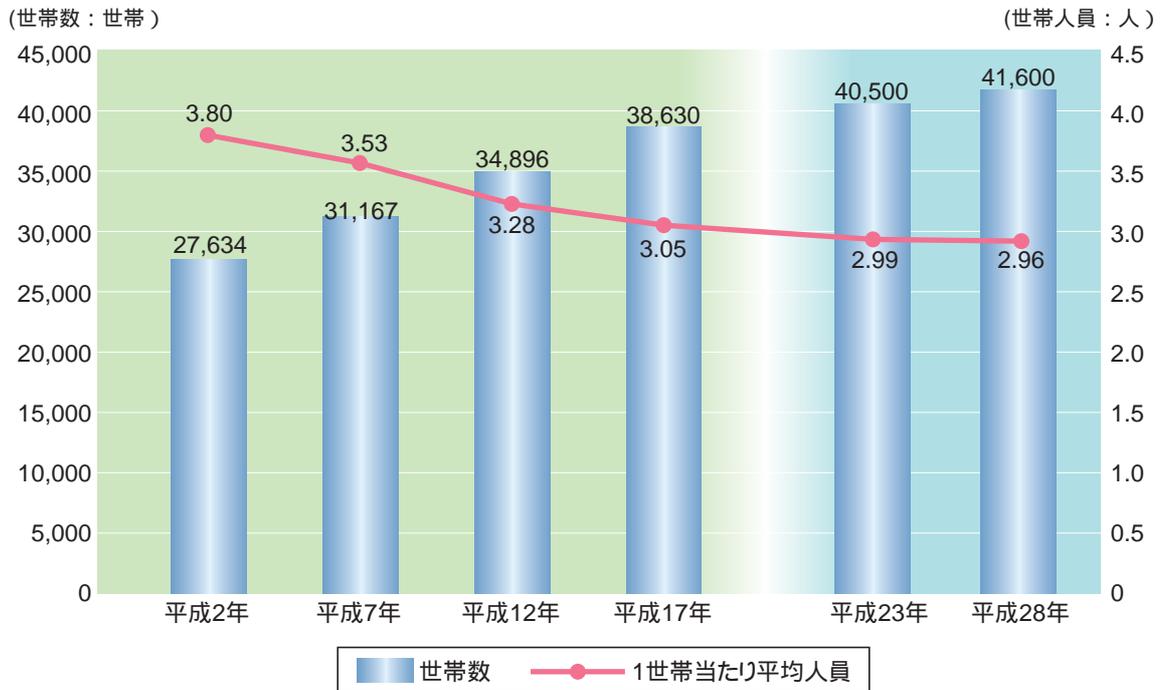
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成23年	平成28年
0～14歳	22,029	20,243	18,463	17,103	17,100	17,000
	21.0	18.4	16.1	14.5	14.1	13.8
15～64歳	68,335	71,720	74,843	77,345	78,700	76,200
	65.1	65.2	65.5	65.6	64.9	62.0
65歳～	14,650	18,015	21,018	23,404	25,400	29,800
	13.9	16.4	18.4	19.9	21.0	24.2
合計	105,030	109,978	114,328	117,857	121,200	123,000

注)平成2～17年は実績値(国勢調査)、平成2年、12年、17年総人口には年齢不詳を含む

2 世帯数

平成28年（2016年）の世帯数を、41,600世帯と想定します。

掛川市の世帯数はこれまで一貫して増加する一方、1世帯当たりの平均人員は減少を続けてきました。今後も核家族化に伴う世帯数の増加と1世帯当たりの平均人員の減少が続くものと見込まれます。



世帯数の見通し

(単位 / 世帯数：世帯、世帯当平均人員：人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成23年	平成28年
世帯数	27,634	31,167	34,896	38,630	40,500	41,600
1世帯当たり平均人員	3.80	3.53	3.28	3.05	2.99	2.96

注) 平成2～17年は実績値(国勢調査)、一般世帯数を表す

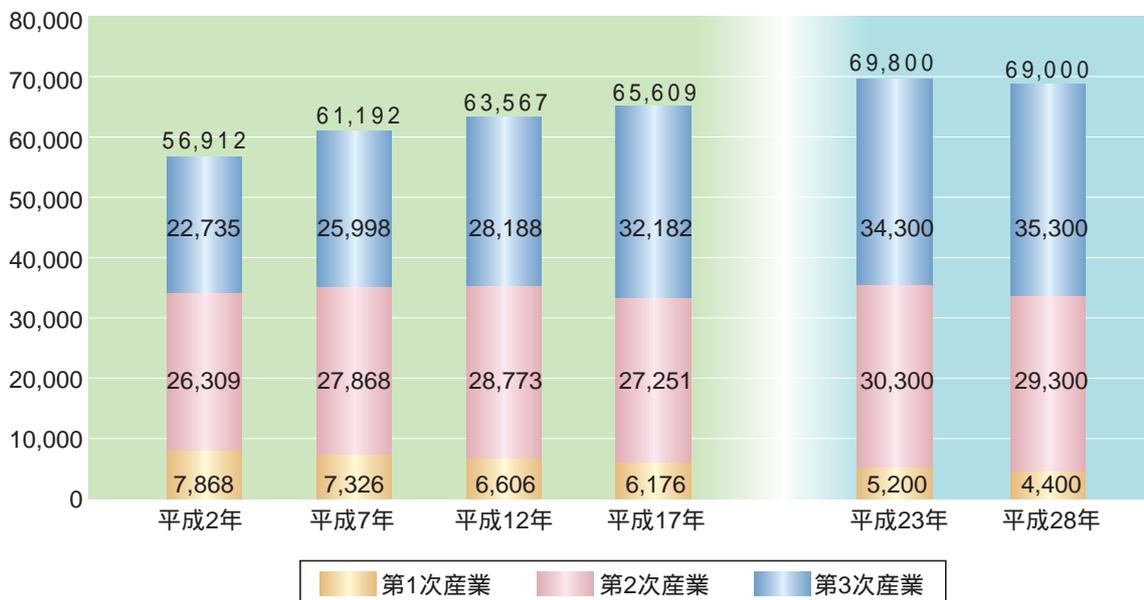


3 就業人口

生産年齢人口（15～64歳）に占める就業人口比率は今後も伸びることが想定されますが、生産年齢人口は高齢化に伴って平成23年（2011年）をピークに減少に転じるため、就業人口も同様な動きが見込まれます。近年の増減率を将来にあてはめると、第1次産業就業人口は減少し、第2次産業就業人口はほぼ横ばいで推移します。一方、第3次産業就業人口は、増加するものと見込まれます。



(就業者数:人)

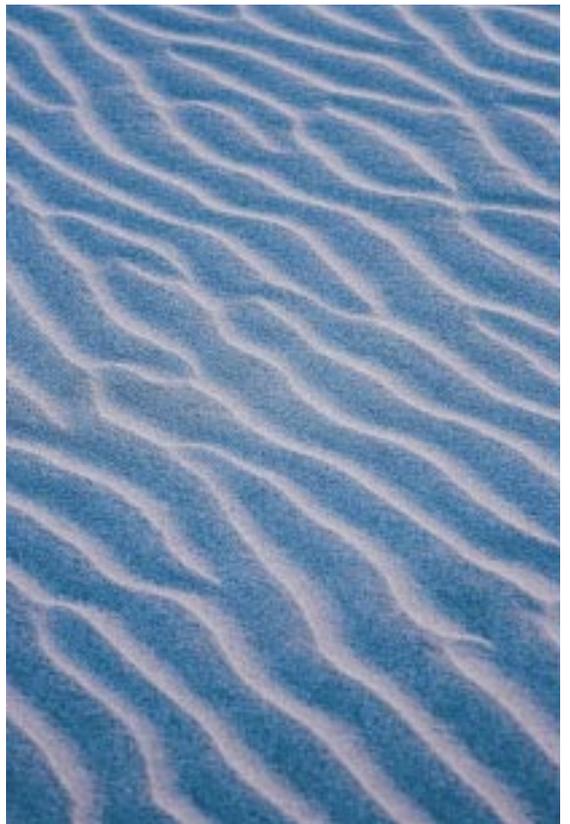


生産年齢人口と就業人口の推移と見通し

(単位:人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成23年	平成28年
生産年齢人口	68,335	71,720	74,843	77,345	78,700	76,200
就業人口	56,912	61,192	63,567	65,609	69,800	69,000
(対生産年齢人口比)	83.3	85.3	84.9	84.8	88.7	91.0
第1次産業	7,868	7,326	6,606	6,176	5,200	4,400
(対就業人口構成比)	13.8	12.0	10.4	9.4	7.4	6.4
第2次産業	26,309	27,868	28,773	27,251	30,300	29,300
(対就業人口構成比)	46.2	45.5	45.3	41.5	43.4	42.5
第3次産業	22,735	25,998	28,188	32,182	34,300	35,300
(対就業人口構成比)	39.9	42.5	44.3	49.1	49.1	51.2

注)就業人口の比率は、生産年齢人口に対する割合。1次～3次産業の比率は、就業人口に対する割合
平成2年～17年は実績値(国勢調査) 分類不能は含まない)



第3章 土地利用構想

1 土地利用方針

土地は限られた資源であり、生物の生息の基礎をなすものであるとともに、市民生活や産業活動の共通の基盤です。

掛川市は市域面積が265.63km²であり、約115km²の森林や約10kmにわたる海岸線を備えています。八高山や小笠山を中心とした森林地帯や遠州灘を臨む砂浜海岸は、本市の貴重な地域資源になっています。一方、市域の中央部には、JR東海道新幹線、JR東海道本線、東名高速道路、国道1号といった我が国の国土軸が横断するとともに、南部には国道150号が横断しています。さらに、北部には第二東名高速道路の整備が進み、交通利便性に優れています。

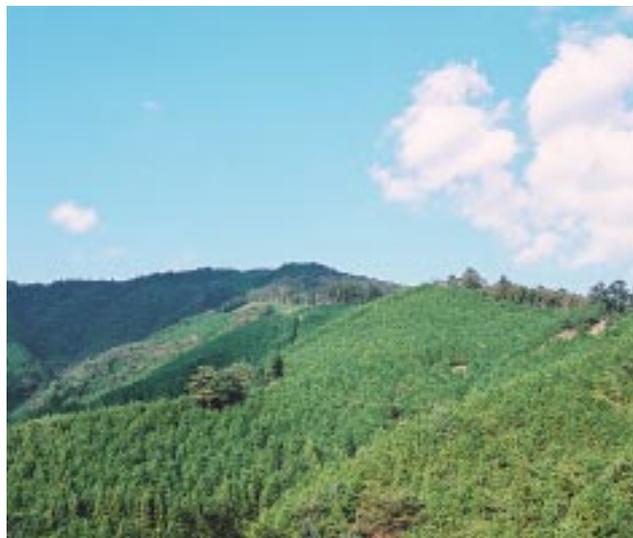
また、国では今後の国土づくりの指針として「国土形成計画」の策定が進められています。この計画では、これまでの「開発」基調、量的拡大を目指す計画から、成熟社会型の計画に転換し、国土の質的向上と国土の利用と保全を重視した内容とすることとしています。

今後の土地利用に当たっては、国土づくりの指針である「国土形成計画」の趣旨を念頭に置きつつ、本市の持つ優れた立地条件を市域全体の発展に活かすとともに、「市の将来像」である「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち～健康・安全・安心、幸せ感じるまち 掛川～」を実現していくため、次のような土地利用方針に沿って、総合的かつ計画的な土地利用を進めていくものとします。



(1) 自然環境との共生

森林、河川、海岸など、掛川市の生態系を支える中心的な自然環境を保全し、かけがえのない地域資源を良好な状態で次世代へ譲り渡していくこととします。優れた自然環境に対しては、保全と適正管理を実施するとともに、自然環境を利用する場合は、自然生態系の維持に努め、自然環境と共生した土地利用を進めます。



(2) 田園環境との調和

掛川市では、里山、谷田、海岸砂地などの自然環境を活用して茶畑、水田、施設園芸などが生まれ、特色ある農業と個性的なふるさと景観を生み出してきました。地域の特徴的な農業や景観を尊重し、田園環境と調和した土地利用を進めます。

(3) 歴史と文化の尊重

掛川市は、城下町、宿場町として発展してきた歴史があります。掛川城、高天神城、横須賀城、日坂宿などをはじめとする歴史・文化的資源を尊重し、郷土への愛着や誇りが育まれるように、地域独自の歴史文化と調和した土地利用を進めます。

(4) 質の高い生活環境の形成

地震や豪雨などの自然災害に強いまちになるよう、防災機能を重視した土地利用を実現するとともに、市民が安全・安心に暮らすことができるように、快適で機能的な市街地形成に努め、質の高い生活環境に向けた土地利用を進めます。

(5) 調和と効率化への貢献

商業施設の郊外進出や宅地の無秩序な拡大は、周辺環境との調和に悪影響を及ぼすばかりでなく、中心市街地の衰退をもたらします。中心市街地から農山村地域に至るまで、調和とバランスの取れたまちを形成するため、商業機能や居住機能の計画的な誘導を図るとともに既存市街地の高度利用と機能集積を促し、効率的な行政経営にも貢献する土地利用を進めます。

(6) 国土軸の有効活用

市域のほぼ中央部をJR東海道新幹線や東名高速道路といった国土軸が横断し、市北部には第二東名高速道路の整備が進められています。さらに近接した位置に御前崎港が立地するとともに、平成21年(2009年)には富士山静岡空港が開港します。産業集積や活発な交流により地域の発展に繋げるため、南北軸の創出と国土軸との連携を図り、国土軸を有効活用する土地利用を進めます。

「国土形成計画」とは、これからの新しい国土ビジョンとして国土交通省において策定中の計画のこと。我が国の国土づくりは、昭和37年(1962年)に策定された「第1次全国総合開発計画」を中心として展開され、これまで5次にわたり開発基調・量的拡大を基本的方向としてきたが、人口減少時代を迎えようとしている今日、従来の考え方を抜本的に見直すこととしている。

2 ゾーン形成の基本的考え方

(1) 自然水源空間

自然環境の保全と共生を目指す空間です。森林、里山、河川などの自然環境の維持管理や水源の涵養に努めるとともに、自然が持つ多面的な機能に着目し、自然とのふれあいの場や教育への活用に努めます。

(2) 田園里山空間

農業との調和や農村の多面的機能の活用を目指す空間です。ふるさとらしい風景を維持し、郷土に対する愛着心や誇りを育み、市民に安らぎを与える地域として、茶畑や谷田などの個性的景観を保全しつつ、地域の活性化を図り、田園里山の有効活用に努めます。

(3) 田園里浜空間

農業との調和や海岸地帯の有効活用を目指す空間です。砂地農業をはじめとした特色ある農地や遠州灘海岸の豊かな自然環境を保全しつつ、レクリエーションや産業活動にも活用を図り、多様な環境がバランス良く調和した土地利用に努めます。

(4) 南部市街地空間

平坦な地形と東西に広がる既成市街地を活かし、潤いのある居住環境の形成を目指す空間です。暮らしに必要な都市的機能と自然景観に恵まれた田園的機能との調和や歴史的景観を活かし、地域それぞれの個性を大切にしつつ連帯性のある土地利用に努めます。

(5) 近郊市街地空間

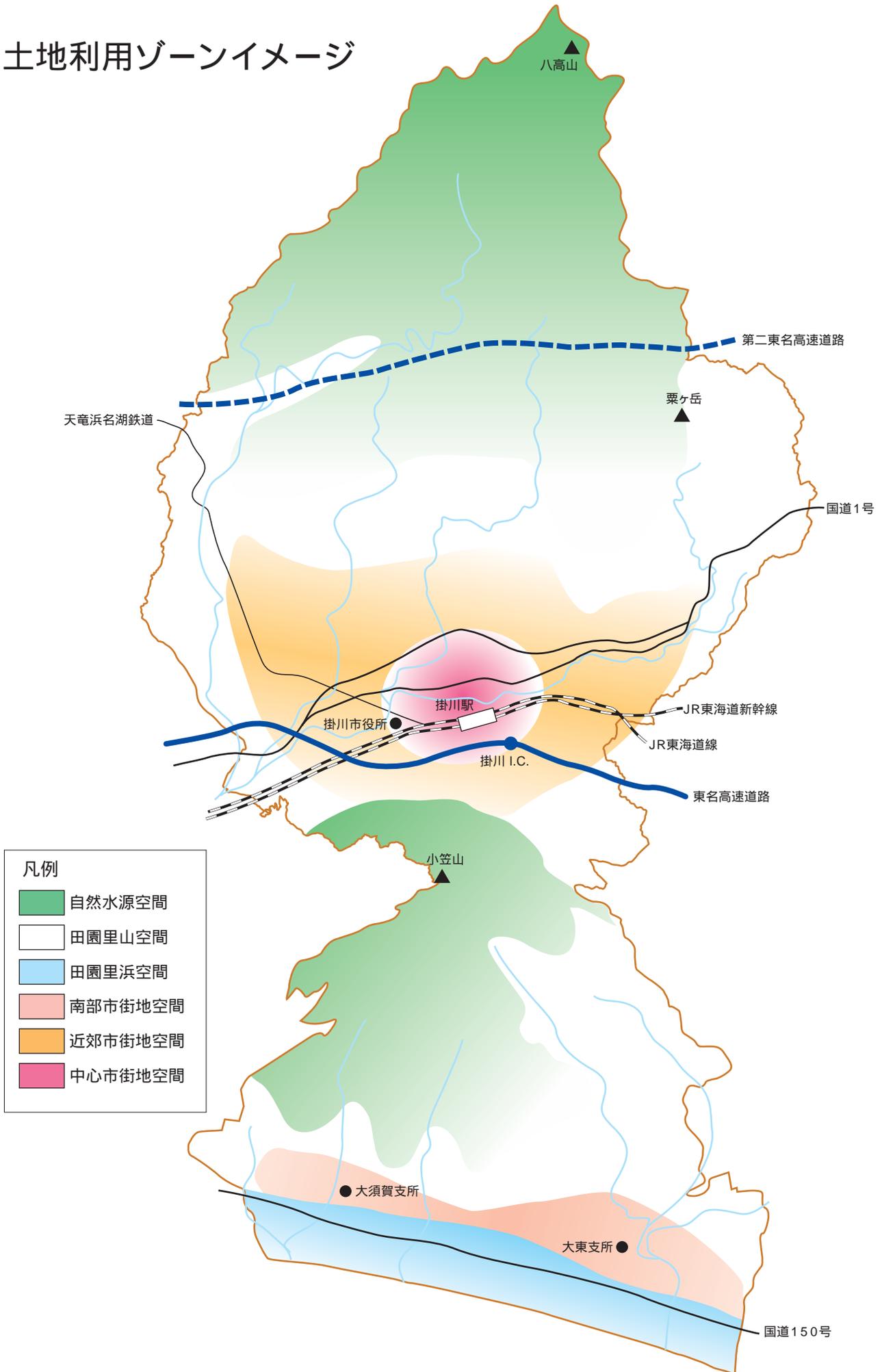
中心市街地を取り巻く周辺地域の快適な居住環境の創造を目指す空間です。中心市街地の機能を補完しつつ暮らしに必要な都市機能や生活関連施設の充実を図り、さらに産業用地との調和を進めることにより、快適な市街地の形成に努めます。

(6) 中心市街地空間

JR掛川駅を中心とした中心市街地の形成を目指す空間です。商業機能、業務機能、アミューズメント機能などの立地を促すとともに、都市機能の集積、土地利用の高度化を積極的に推進して、掛川市の顔となる賑わい空間の創出に努めます。



土地利用ゾーンイメージ



第4章 政策大綱

掛川市は、

「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」
～健康・安全・安心、幸せ感じるまち 掛川～

を実現していくため、次のとおり「政策大綱」を掲げ、
まちづくりを推進していきます。

1 保健医療福祉分野の政策大綱

少子高齢社会の進展を踏まえ、子育て支援・子ども支援体制、介護サービス、高齢者の生きがいづくり、障害者の支援体制などを充実させるとともに、市民、事業者、行政が連携し、地域で福祉を支える仕組みを構築します。市立総合病院の機能充実や関係医療機関との連携を進めて、地域医療体制の強化を図るとともに、要介護状態への予防や生活習慣病対策などの健康管理体制の充実に努め、保健・医療・福祉機能が連携した総合的なシステムの確立を図ることで、乳幼児から高齢者まで、

「市民だれもが健康で幸せに暮らせるまち」を築きます。



基本目標

施策大分類	1 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり				
めざす姿	安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育っている。				
成果指標	安心して子どもを生み育てることができる環境が整っているまちだと思える市民の割合				
	現状(H18)	41.5%	中間目標	53%	最終目標
成果指標	市内の出生数				
	現状(H17)	1,091人	中間目標	1,070人	最終目標

施策大分類	2 健康長寿市民が多いまちづくり				
めざす姿	市民が健康を保ち、病気など万一の時でも安心した医療が受けられ、介護の必要のない健康長寿者が多いまちになっている。				
成果指標	自立高齢者の割合				
	現状(H18)	86.1%	中間目標	87%	最終目標
成果指標	いつでも安心した医療が受けられると思える市民の割合				
	現状(H18)	40.9%	中間目標	53%	最終目標

施策大分類	3 お互いを尊重し支え合って暮らせるまちづくり				
めざす姿	病気や障害、高齢になっても、生きがいをもって安心な生活が成り立っている。				
成果指標	病気や障害、高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるとする市民の割合				
	現状(H18)	26.6%	中間目標	31%	最終目標



2 環境生活分野の政策大綱

私たちが今後、持続的発展が可能な潤いのある社会を構築していくため、環境問題をすべての人が自分自身の問題として捉え「地球規模で考え、地域で行動する」ことができるまちづくりを進めます。省エネルギー・省資源、風力や太陽光などの再生可能な自然エネルギーの有効活用を推進し、4R活動などに取り組みながら、便利すぎる社会から不便を感じない程度の環境低負荷社会への転換を図って、地球温暖化の防止に努め、地球環境への負荷が少ない循環型社会を構築します。

さらに、広大な森林が広がる北部山間地、中央に位置する小笠山、南部の遠州灘や河川など、本市の持つ豊かな自然環境を保全・継承し、自然を尊重した生活環境の形成に向けて、豊かな緑と美しい水辺に囲まれた清潔で健康的な自然と共生する潤いのあるまちづくりに努めることで、

「地球環境を守り、豊かな自然と人が未来に向かって共生するまち」を築きます。



基本目標

施策大分類	1 地球環境への負荷が少ないまちづくり												
めざす姿	温室効果ガスが抑制できる生活スタイルや事業活動へ転換がなされ、廃棄物を出さない持続的発展が可能な循環型社会に移行している。												
成果指標	<p>市内の二酸化炭素排出量</p> <table border="1"> <tr> <td>現状(H17)</td> <td>748,071t</td> <td>中間目標</td> <td>712,000t</td> <td>最終目標</td> <td>678,000t</td> </tr> </table> <p>地球環境の保全のために行動していると思う市民の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>現状(H18)</td> <td>79.0%</td> <td>中間目標</td> <td>85%</td> <td>最終目標</td> <td>90%</td> </tr> </table>	現状(H17)	748,071t	中間目標	712,000t	最終目標	678,000t	現状(H18)	79.0%	中間目標	85%	最終目標	90%
現状(H17)	748,071t	中間目標	712,000t	最終目標	678,000t								
現状(H18)	79.0%	中間目標	85%	最終目標	90%								
施策大分類	2 豊かな自然環境を守り育てるまちづくり												
めざす姿	自然を尊ぶとともに、自然とふれあい、自然のすばらしさを感じた暮らしができています。												
成果指標	<p>豊かな自然を身近に感じる生活をしていると思う市民の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>現状(H18)</td> <td>65.3%</td> <td>中間目標</td> <td>70%</td> <td>最終目標</td> <td>75%</td> </tr> </table>	現状(H18)	65.3%	中間目標	70%	最終目標	75%						
現状(H18)	65.3%	中間目標	70%	最終目標	75%								
施策大分類	3 清潔で健康的な暮らしができる生活環境があるまちづくり												
めざす姿	清潔で潤いのある生活環境が保たれている。												
成果指標	<p>環境基準達成率</p> <table border="1"> <tr> <td>現状(H17)</td> <td>78.3%</td> <td>中間目標</td> <td>81%</td> <td>最終目標</td> <td>84%</td> </tr> </table> <p>清潔で潤いのある生活環境が保たれていると思う市民の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>現状(H18)</td> <td>58.8%</td> <td>中間目標</td> <td>70%</td> <td>最終目標</td> <td>75%</td> </tr> </table>	現状(H17)	78.3%	中間目標	81%	最終目標	84%	現状(H18)	58.8%	中間目標	70%	最終目標	75%
現状(H17)	78.3%	中間目標	81%	最終目標	84%								
現状(H18)	58.8%	中間目標	70%	最終目標	75%								



3 教育文化分野の政策大綱

学校、家庭、地域の連携による地域の教育力の強化、充実を通じて優れた教育環境を築き、社会を担い、活躍できる人材を育むまちを目指します。本市には、掛川城、高天神城、横須賀城が築かれ、城下町、宿場町としての歴史を備えています。市内それぞれの地域の歴史、文化、伝統を尊重し、郷土に対する誇りや愛着を育むまちづくりを進めるとともに、生涯学習の理念を継承し、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるように、自らの目標に向かって学び続けることができる、

「生涯にわたり自己を高め、心豊かに暮らせるまち」を築きます。



基本目標

施策大分類	1 子どもたちの健全な心と体と生きる力を育むまちづくり						
めざす姿	家庭や地域に見守られ、子どもたちが将来の目標を持ち、その実現に必要な知識や経験を得ることができている。						
成果指標	子どもが心身ともに、健全に成長していると思う市民の割合 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>現状(H18)</td> <td>61.6%</td> <td>中間目標</td> <td>63%</td> <td>最終目標</td> <td>66%</td> </tr> </tbody> </table>	現状(H18)	61.6%	中間目標	63%	最終目標	66%
現状(H18)	61.6%	中間目標	63%	最終目標	66%		
施策大分類	2 生涯を通じて豊かな人生が送れるまちづくり						
めざす姿	市民が生涯を通じて自ら学び、スポーツ・レクリエーション、芸術・文化に親しみ、健康で味わいのある人生、深みのある暮らし方をしている。						
成果指標	健康で生きがいを持って暮らしている市民の割合 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>現状(H18)</td> <td>58.8%</td> <td>中間目標</td> <td>67%</td> <td>最終目標</td> <td>75%</td> </tr> </tbody> </table>	現状(H18)	58.8%	中間目標	67%	最終目標	75%
現状(H18)	58.8%	中間目標	67%	最終目標	75%		
施策大分類	3 ふるさとへの誇りと愛着を育てるまちづくり						
めざす姿	市民が郷土の歴史や文化に誇りと愛着を感じている。 郷土を離れても生まれ育ったふるさとに誇りと愛着を感じている。						
成果指標	ふるさとに誇りと愛着を持って暮らしている市民の割合 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>現状(H18)</td> <td>64.6%</td> <td>中間目標</td> <td>70%</td> <td>最終目標</td> <td>75%</td> </tr> </tbody> </table>	現状(H18)	64.6%	中間目標	70%	最終目標	75%
現状(H18)	64.6%	中間目標	70%	最終目標	75%		



4 産業経済分野の政策大綱

有力企業の誘致、地元企業への支援充実などを通じて企業の立地と成長を促進し、雇用機会を拡大するとともに、恵まれた立地環境を生産や流通など産業経済の発展に活かすことにより、活力あるまちを目指します。さらに、買物客の利便性向上、観光振興と連携させた魅力ある商店街の形成、コミュニティビジネスの育成などを通じて、賑わいのある商業地域の創出に努めます。また、農業の持つ多面的機能を活かすとともに、茶を中心とした多彩な農産物のブランド化、地産地消の推進などを通じて、農業の個性と競争力を強化し、

「多様な産業が調和しながら発展し、市民が豊かに暮らせるまち」を築きます。



基本目標

施策大分類	1 豊かな市民生活を支える力強い産業が育つまちづくり				
めざす姿	活力ある多様な産業に支えられ、市民の雇用と豊かな暮らしが確保されている。				
成果指標	一人当たり市民所得額				
	現状(H17)	3,201千円	中間目標	3,330千円	最終目標 3,450千円

施策大分類	2 にぎわいと出会い溢れるまちづくり				
めざす姿	市民が住んで良かったと実感し、来訪者が住んでみたくなる、また来てみたいと思う、魅力あるまちになっている。				
成果指標	観光交流客数				
	現状(H17)	2,678千人	中間目標	2,800千人	最終目標 3,000千人
	中心市街地が魅力的で楽しいと感じる市民の割合				
	現状(H18)	6.8%	中間目標	13%	最終目標 20%

施策大分類	3 安全な食の提供と農業の価値が高まるまちづくり				
めざす姿	新鮮で安全な農産物の供給により豊かな食生活が提供され、未来が語れる力強い農業が営まれている。				
成果指標	生産農業所得額				
	現状(H16)	91.6億円	中間目標	91.6億円以上	最終目標 91.6億円以上



5 都市基盤分野の政策大綱

新市としての一体性向上や地域全体の均衡ある発展に向けて、南北幹線道路をはじめとする道路網の整備や地域公共交通の充実に努めます。さらに、新幹線や東名高速道路などの広域交通体系や情報通信基盤を有効活用して利便性を高め、人、もの、資金、情報が活発に交流する舞台を創出します。集客力に優れた魅力ある中心市街地の形成をはじめとして、市民が暮らしやすい質の高い生活基盤の創出に努め、

「利便性に優れ、快適な暮らしを創出できるまち」を築きます。



基本目標

施策大分類	1 市民生活と産業活動を支える安全・快適な道路網が整ったまちづくり						
めざす姿	渋滞や危険がない、安全・快適な道路網が形成され、便利な市民生活と活発な産業活動が営まれている。						
成果指標	掛川駅へのアクセス20分交通圏域内の居住人口割合 <table border="1"> <tr> <td>現状(H18)</td> <td>79.8%</td> <td>中間目標</td> <td>90%</td> <td>最終目標</td> <td>95%</td> </tr> </table>	現状(H18)	79.8%	中間目標	90%	最終目標	95%
現状(H18)	79.8%	中間目標	90%	最終目標	95%		

施策大分類	2 公共交通が整い便利な暮らしができるまちづくり						
めざす姿	通勤、通学、通院、買い物など市民生活に必要な移動手段が確保され、市民が不便を感じない。						
成果指標	通勤、通学、通院、買い物などの移動に不便を感じていない市民の割合 <table border="1"> <tr> <td>現状(H18)</td> <td>46.9%</td> <td>中間目標</td> <td>56%</td> <td>最終目標</td> <td>66%</td> </tr> </table>	現状(H18)	46.9%	中間目標	56%	最終目標	66%
現状(H18)	46.9%	中間目標	56%	最終目標	66%		

施策大分類	3 バランスの取れた快適な居住環境に恵まれたまちづくり						
めざす姿	高度に機能集積された市街地から郊外の農村集落まで、地域それぞれの特性が活かされた快適な居住環境で市民が暮らしている。						
成果指標	バランスの取れた快適で美しい居住環境の中で暮らしていると思う市民の割合 <table border="1"> <tr> <td>現状(H18)</td> <td>29.2%</td> <td>中間目標</td> <td>35%</td> <td>最終目標</td> <td>40%</td> </tr> </table>	現状(H18)	29.2%	中間目標	35%	最終目標	40%
現状(H18)	29.2%	中間目標	35%	最終目標	40%		



6 防災危機管理分野の政策大綱

大規模な地震をはじめとする自然災害に備え、地域防災体制の強化、建物の耐震性強化、津波対策の充実などを通じて、災害に強いまちづくりを進めます。市民の期待が高い消防救急体制と防災関連施設を充実させるとともに、地域と連携した防犯体制の強化や交通安全施設の整備推進、凶悪犯罪の防止に努めます。原子力発電所の徹底した安全管理を求めるとともに、テロや武力攻撃災害などあらゆる不測の事態から市民の生命と財産を守るため、全市一体となった危機管理体制を構築し、

「災害に強く、市民が安心して暮らせるまち」を築きます。



基本目標

施策大分類	1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり				
めざす姿	災害を未然に防ぐとともに、不測の事態が発生した場合においても、発生状況に応じた危機管理体制が確立されており、被害が最小限に食い止められている。				
成果指標	災害時に自分がどのように行動すべきかを自覚している市民の割合				
	現状(H18)	56.6%	中間目標	65%	最終目標
成果指標	市内建築物の耐震化率				
	現状(H17)	74.7%	中間目標	82%	最終目標

施策大分類	2 消防救急体制が充実したまちづくり				
めざす姿	消防救急体制の充実により、市民の生命、身体及び財産への被害が最小限に食い止められており、市民の信頼を得ている。				
成果指標	緊急時に直ちに駆けつけてくれる信頼できる消防救急体制が確保されていると思う市民の割合				
	現状(H18)	55.9%	中間目標	65%	最終目標

施策大分類	3 交通事故・犯罪のないまちづくり				
めざす姿	市民が交通事故や犯罪に巻き込まれる心配がなく、安心して暮らしている。				
成果指標	交通事故件数(人身事故件数)				
	現状(H17)	1,106件	中間目標	1,050件	最終目標
成果指標	犯罪件数				
	現状(H17)	1,532件	中間目標	1,300件	最終目標



7 協働・広域・行財政分野の政策大綱

市民がまちづくりに積極的に参加し、協働のまちを目指すとともに、男女共同参画の推進や地域コミュニティを大切に、市民活動のネットワーク化を図りながら、市民相互のふれあい豊かな地域社会を築きます。行政組織のスリム化に努め、効率的な行政運営を実現するとともに、市民満足度の高いサービスの提供のため、情報通信技術（ICT）の有効活用も合わせ、市民と行政の情報共有化、公聴機能の充実、広域的課題に対する周辺市町との連携など、全市一丸となった行政改革を推進し、

「協働の力にあふれ、効率的で良質なサービスが提供できるまち」を築きます。



基本目標

施策大分類	1 活発な市民活動に支えられた協働によるまちづくり		
めざす姿	市民、地域、ボランティア団体、企業、行政など、それぞれが自らの役割と責務を自覚し、共に住み良いまちづくりを進めている。		
成果指標	市民の力が住み良いまちづくりに活かされていると思う市民の割合		
	現状(H18)	16.7%	中間目標 25% 最終目標 33%

施策大分類	2 行財政の効率化を徹底し、市民とともに行政改革を進めるまちづくり		
めざす姿	行財政の徹底した改革が進められるとともに、市民との協働や周辺自治体などとの広域連携により、効率的で、より質の高いサービスが提供されている。		
成果指標	基本構想の政策大綱に掲げた成果指標の中間目標、最終目標の達成率		
	現状	-	中間目標 100% 最終目標 100%
	掛川市は行政改革が進んでいると思う市民の割合		
	現状(H18)	13.3%	中間目標 19% 最終目標 25%

施策大分類	3 活力ある地域社会が育つまちづくり		
めざす姿	人と人とのふれあいのなかで、お互いが認め合い、支え合う地域社会が育まれている。		
成果指標	人と人との信頼し、助け合える地域になっていると思う市民の割合		
	現状(H18)	53.3%	中間目標 60% 最終目標 66%

施策大分類	4 男女がともに支え合うまちづくり		
めざす姿	男女がともに認め合い、ともに個性と能力を生かせる社会になっている。		
成果指標	家庭、地域、職場などあらゆる場面において、男女共同参画が進んでいると思う市民の割合		
	現状(H18)	27.1%	中間目標 38% 最終目標 50%



第3編

基本計画



序章

第1節 基本計画策定の視点

1 成果を重視した基本計画

地方分権の進展、市民ニーズの多様化などの社会構造の変化に対応し、自主性と自立性をより高めた自治体経営を推進するためには、法令や規則による統制や予算の適正な執行に重点をおいた従来の行政管理システムから、市民の視点に立った成果重視の行政経営システムへと転換していくことが必要です。このことから、基本計画では施策ごとに市民の視点で「めざす姿」「成果指標」「目標値」を明示し、成果に対する的確な管理を行う仕組みを導入します。

(1) 成果の概念

成果とは、市民が行政サービスを受けることによりどのような状態になったのか（市民生活がどのように変わったのか、利便性や満足度がどれだけ向上したのか）を示すものです。例えば、道路を建設した場合、「延長距離5kmの道路を整備した」ことは、行政の視点で見た活動の結果であり、成果ではありません。道路が建設された結果、「交通事故が減少した」「交通渋滞が緩和した」「移動時間が短縮された」など、市民や地域の視点で向上した内容を「成果」として定義し、まちづくりの目標として定めます。

(2) 成果重視の行政経営システムの確立

少子高齢化や社会の成熟化などの社会環境の変化に伴い、市民ニーズは複雑・多様化が進み、自治体に対応すべき課題は増加しています。さらに、地方分権型社会の構築に向けて、自治体は自主性や自立性を今まで以上に発揮し、地域特性を活かした魅力ある地域社会を築くことが求められています。

市民満足度の高い行政サービスを提供し、地方分権の時代にふさわしい行政システムを構築していくためには、市民や地域の視点に立った「成果」をより強く意識した行政運営に改善していくことが必要になっています。また、地方財政制度の見直しや義務的経費の上昇などに伴う厳しい財政状況の下では、選択と集中により限られた経営資源（人・財源等）を有効に活用し、最小の費用で最大の効果を上げることが必要になっています。

こうした背景から、本市では政策形成、事業立案、業務の進め方などの基準を、業績や成果に置き換えた成果重視の行政経営を展開するため、市政運営の根幹となるこの総合計画に成果管理の仕組みを導入することにより、新たな行政経営システムの確立を目指します。

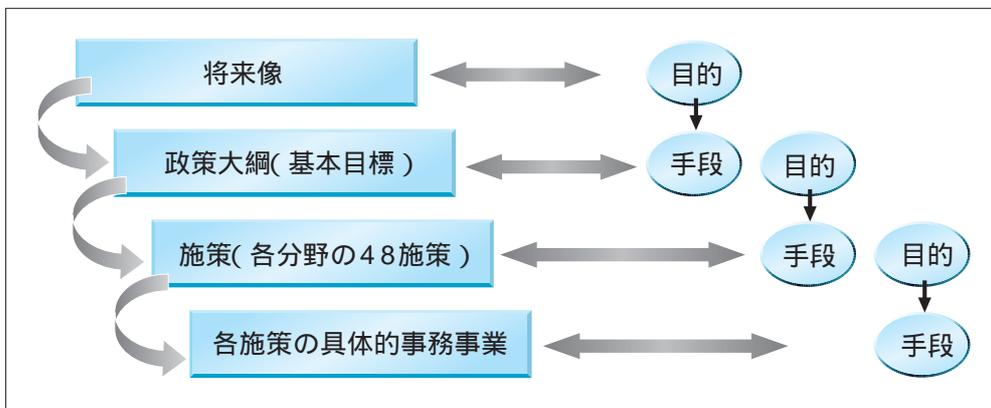
(3)まちづくりの目標(成果)と手段の明確化

成果を重視した行政経営を展開するためには、先ず、まちづくりの目標(成果)とそのための手段を明確にしなければなりません。

「何のために実施しているのか」、「将来どのような状態になっていければ良いのか」を明確にすることによって、初めて、「何をどのように実施すれば良いのか」の選択が可能となります。目標の達成に向けて、具体的な成果が上がっているのかを絶えず検証しながら、最適な施策・事務事業(手段)を選択し、効率良く実施していくことが必要です。

このことから、基本計画では基本構想を実現するための具体的な施策を明らかにすることを目的として、市民視点での目標「めざす姿」と、その達成に向けた具体的な成果「成果指標(目標値)」を明示し、「将来像 政策 施策 事務事業」とつながる、目的と手段の連鎖構造をなした施策体系を構築しました。

目的と手段の連鎖構造イメージ



(4)成果に基づく計画の進行管理

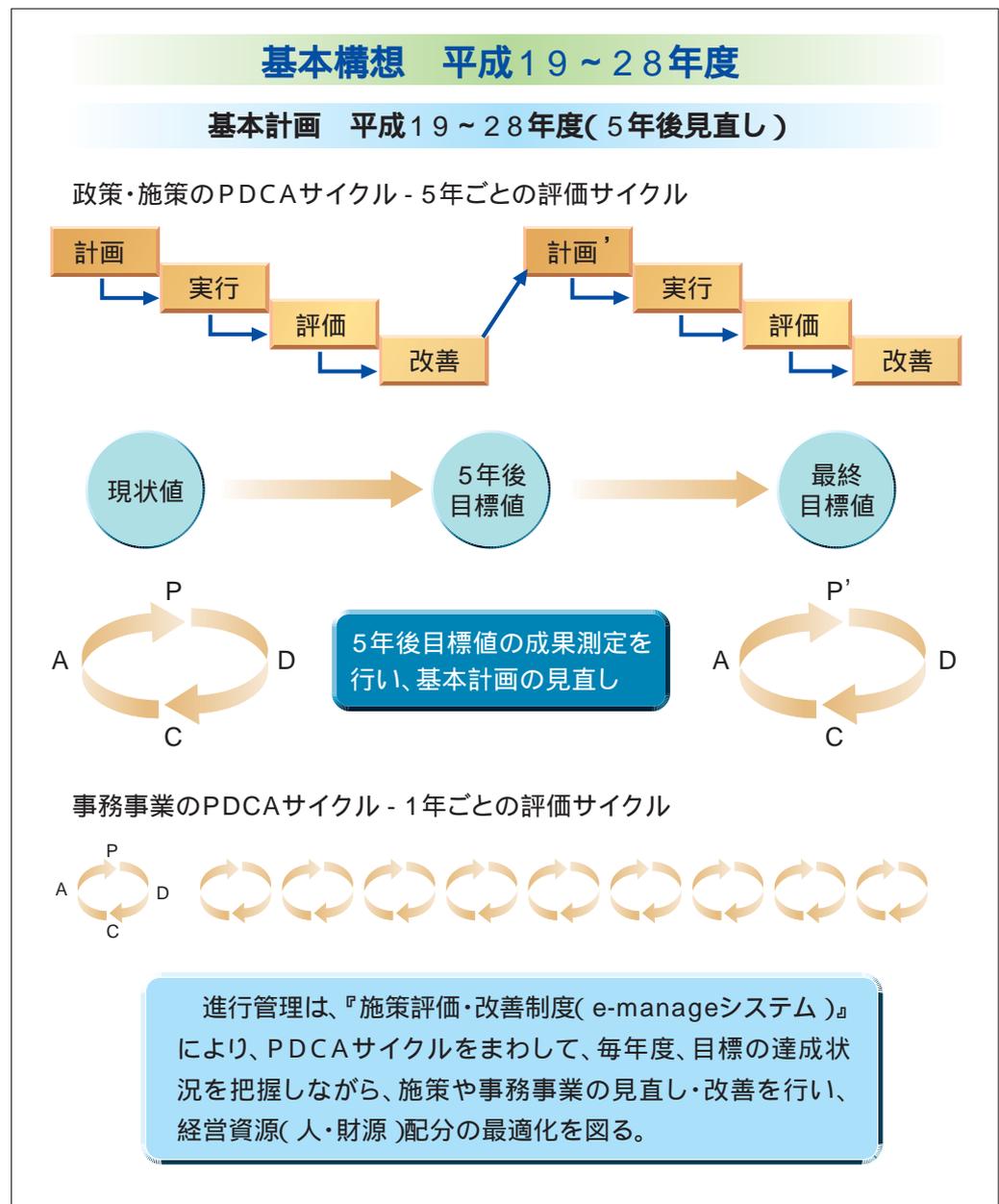
成果を重視した行政経営システムを確立していくためには、まちづくりの目標(成果)とそのための手段を明確にし、めざす成果の達成状況について継続的な管理が必要です。

成果の達成状況を「計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)」というPDCAサイクルで管理することにより、計画、実行後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につながるようなマネジメントサイクルを確立します。

本市では、PDCA管理を『施策評価・改善制度(e-manageシステム)』により行います。この制度は、行政組織(部・課・係)が、それぞれの組織目標を達成するためにPDCAサイクルをまわして、施策や事業を展開する仕組みです。この制度を用いて、各担当部署は基本計画に定めた成果目標の達成状況をチェックしながら、目標達成に向けて施策や事業の軌道修正と新規立案を自律的・継続的に行うことで、総合計画のめざす姿の実現に向けて行政の取り組みを確実に前進させます。

分野別計画では48施策に対して、成果指標と目標値を設定しています。成果指標は平成23年度の間目標値（5年後の目標値）と、平成28年度の最終目標値（10年後の目標値）を掲げています。政策・施策は5年単位でのPDCAサイクルで、事務事業は1年単位でのPDCAサイクルで成果管理を実施します。その概念図は次のとおりです。

総合計画の進行管理の概念図



2 協働によるまちづくりを重視した基本計画

将来像を確実に実現していくためには、市民をはじめとしてNPO法人、ボランティア団体、企業などがまちづくりの担い手として積極的に活動することが必要です。本市でも、これまで様々な形態により、市民とともに歩むまちづくりを進めてきました。その成果は、本市の礎として有形・無形を問わず、まちの姿、ひとづくりとして引き継がれ、現在に活かされています。しかしながら、今後はさらなる変革の時代を迎え、市民の力が一層発揮できるまちづくりが求められています。

本市では、従来の協働の概念「市民、企業、行政が協力して取り組む活動」をさらに一歩進め、「地域の多様な構成員が、それぞれの役割を担い、自らが汗をかいて地域とともに支える活動」自体を「協働」として捉えました。この協働によるまちづくりを積極的に推進するため、基本計画では、行政が中心となって進める施策や事業とともに、地域を担う市民、市民活動団体、事業者などの活動を、協働によるまちづくり活動として併記しました。

(1) 協働によるまちづくりの必要性

近年、少子高齢化の進展や分権型社会への移行など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、市民生活においても価値観の変化などにより、健康・福祉・環境・教育など、あらゆる分野における市民のニーズが多様化・高度化しています。しかし、その一方で、行政機関は徹底した行財政改革が迫られており、今後もこれまで行政が担ってきた役割のすべてを担い続けることは困難な状況になっています。

さらに、市民ニーズが道路や下水道といった行政主導により対応されるべき課題から、少子化、介護、環境、教育など行政だけでは解決できない複雑で困難な問題に移行している局面を迎え、従来型の行政主導のまちづくりから市民の問題意識の共有や解決能力が発揮されるまちづくりへの転換が求められています。

市民満足度の高いサービスを効率的・効果的に提供するためには、サービス提供に関して最適な担い手が担当する必要があります。持続可能な地域社会を構築し、市民が安心して暮らせるまちを築いていくためには、地域社会の多様な構成員が、それぞれの特性を発揮しながら、ともに地域社会を支える仕組みを広げていくことが必要になっています。

まちの主役である市民が、将来像の実現に向けての取り組みを進めることが望ましいまちづくりの姿です。市民、企業、行政が時には連携し、時にはそれぞれの特性に応じた役割を果たしてまちづくりを進めることで、まちの将来像に着実に近づいていくことになります。

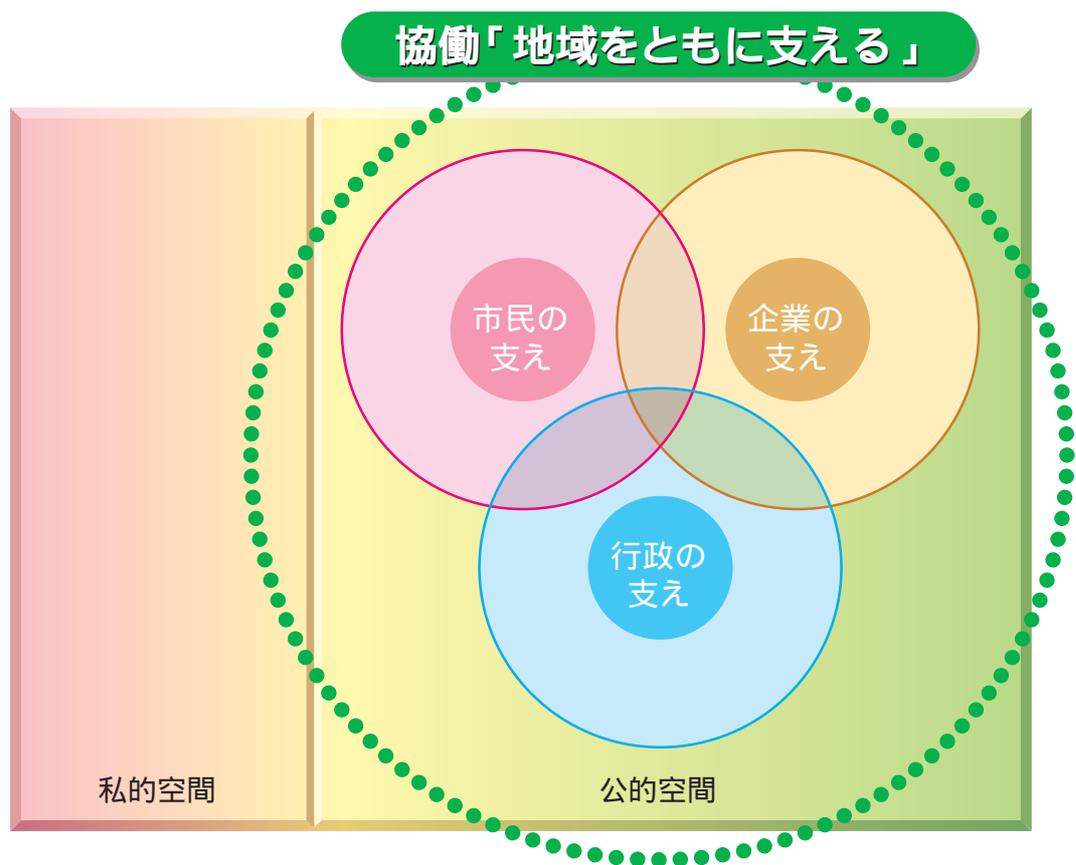
協働は、これからのまちづくりの原動力となるものです。

(2) 掛川市の「協働」の考え方

協働とは、行政の手が回らない部分を、市民やボランティア団体が補完する活動ではありません。持続可能で安心して暮らせる地域社会を築くために、地域の多様な構成員が、それぞれの役割を担い、ともに地域を支える活動を意味しています。本市では、市民、企業、行政それぞれが協力して取り組むという考えを一步進め、私たちが暮らす公共空間において、自らが汗をかいて活動すること自体が、「地域をともに支える」という意味で「協働」とであると捉えました。

● 協働の理念 ●

協働とは『希望に満ちた社会を築くために、社会の多様な構成員が公共空間の担い手としてそれぞれの力を発揮し、自ら汗をかきながら地域をともに支える活動に取り組むこと。』

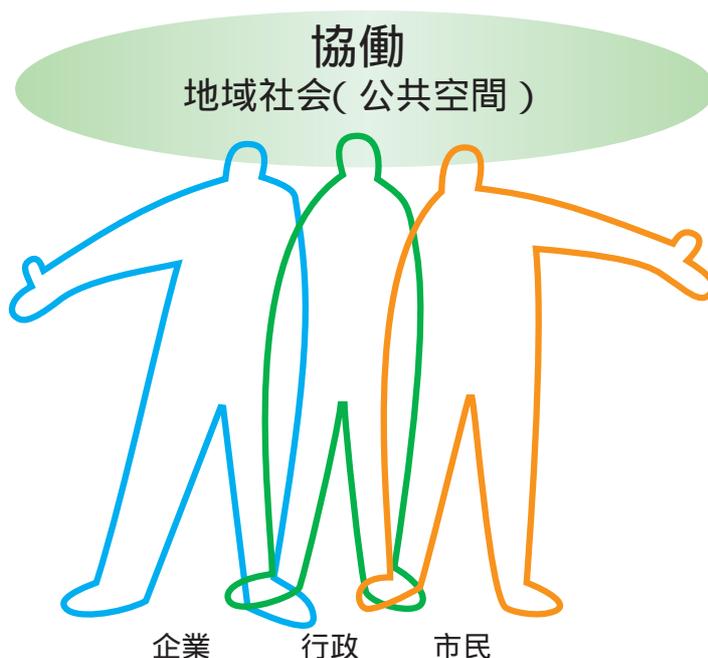


(3)協働によるまちづくりの意義

協働によるまちづくりは、市民、NPO法人、ボランティア団体、企業などがまちづくりの担い手として積極的に活動することであり、将来像の実現に向けた大きな力となります。協働によるまちづくりは、市民ニーズに対応したきめ細かい対応を可能とするばかりではなく、行政組織のスリム化と行政サービス水準の維持を両立させて行政経営を改善する上でも大きな役割を果たします。また、より良い地域コミュニティの形成や元気な地域づくりのきっかけにつながるものとしても期待されています。さらには、生きいきとした暮らし、心の充実感を求める人々に対しても、協働は自己実現や生きがい創出の舞台を提供する役割も果たします。こうした様々な意義を踏まえて、市民自治のまちづくりを実現するためにも、本市では、協働によるまちづくりを積極的に進めていくこととしました。

(4)協働によるまちづくりの具体的な活動内容

従来の基本計画では、行政が主体となって実施する施策や事業だけを記載していました。しかし、まちづくりは行政だけではなく、市民や企業などとの連携・協力は勿論のこと、多様な主体の支えにより創られていくものです。めざす姿や成果指標の目標を達成するためにも、これら協働によるまちづくりが不可欠であることから、基本計画では行政が中心となって実施する施策や事業とともに、協働によるまちづくりの具体的な活動内容として、基本計画の施策ごとに実践していく市民、市民活動団体、事業者などの主な取り組みを明記しました。



序章

第2節 分野別計画の構成

1 分野別計画の構成

基本構想に掲げられた掛川市の将来像「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち～健康・安全・安心、幸せに暮らせるまち 掛川～」の実現に向けて、分野別計画は「保健医療福祉」、「環境生活」、「教育文化」、「産業経済」、「都市基盤」、「防災危機管理」、「協働・広域・行財政」の7分野から構成されます。将来像は最上位の目的であり、この実現に向けて、《政策大綱 基本目標 施策 施策の方向 主要事業》は、目的と手段の連鎖構造の施策体系を構成しています。

基本構想 - 将来像と政策大綱

将来像(最上位の目的)

海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち
～健康・安全・安心、幸せ感じるまち 掛川～

政策大綱(将来像を支える7つの柱:分野別の目的)

保健医療福祉分野

市民だれもが健康で幸せに暮らせるまち

環境生活分野

地球環境を守り、豊かな自然と人が未来に向かって共生するまち

教育文化分野

生涯にわたり自己を高め、心豊かに暮らせるまち

産業経済分野

多様な産業が調和しながら発展し、市民が豊かに暮らせるまち

都市基盤分野

利便性に優れ、快適な暮らしを創出できるまち

防災危機管理分野

災害に強く、市民が安心して暮らせるまち

協働・広域・行財政分野

協働の力にあふれ、効率的で良質なサービスが提供できるまち

基本目標(「政策大綱」実現のための目標)

例えば

保健医療福祉分野の基本目標

- 1 安心して子どもを育てることができるまちづくり
- 2 健康長寿市民が多いまちづくり
- 3 お互いを尊重し支え合って暮らせるまちづくり

基本計画 - 分野別計画の構成

施策(「政策大綱」実現の手段)

- 1 子育て・子ども支援の充実

施策の具体的内容

現況と課題

めざす姿

成果指標と目標値

施策の方向

協働によるまちづくり

主要事業

2 分野別計画の見方

分野別計画は、7分野48の施策ごとに整理してあります。「めざす姿」「成果指標と目標値」「施策の方向」「協働によるまちづくり」など見方は下記のとおりです。

I-1 子育て・子ども支援の充実

■現況と課題

女性の社会進出、核家族化の進展などに伴い、家庭や地域に課題が生じています。子育てに関する中で、本市では、健診や育児相談など、進んで努めるとともに、延長保育センター事業、学童保育など子育て支援センターの整備に努めています。

また、全国的な少子化傾向の中、本市の年少人口も徐々に減少することが予想される中で、これら少子化傾向に歯止めを掛けるため、不妊治療や出生時の支援など、新たな取り組みにも着手していますが、妊娠、出産、子育てに至るあらゆる場面で、安心して子どもを生み、育てる環境に対する市民ニーズは一層の多様化をみせています。このため、親の育児不安の解消に向けた相談体制の充実や育児負担の軽減を図るための多様な保育サービスの提供、また、子育てに伴う経済的負担の軽減などを含めた総合的な対策を講じていくことが求められています。

現況と課題

近年本市が実施してきた主要な取り組みや成果などを記載してあります。そして、施策に関する市民ニーズ、社会潮流、制度変更など、これからの10年間を見渡した場合に考慮しなければならない事項を踏まえて、重点的に取り組んでいく課題を示してあります。

めざす姿

総合計画の最終年度である平成28年度において、市民と行政がお互いの役割を果たすことにより実現したい社会の姿を表現しています。この「めざす姿」は、「を充実する」「を整備する」といった行政の視点でのサービス提供状況ではなく、「将来、市民生活や社会の状態がどのようになっているのか」を市民の視点で表現しています。この「めざす姿」は、本市組織の課レベルの使命（ミッション）として位置づけ、その達成に向けて積極的・戦略的な組織的活動を展開します。

にのみに焦点を当てることなく、子どもの視点に立

す。本市としても市民、事業者、行政共通の課題として

て、次代を担う子どもを安心して生み育てられる環



■めざす姿

家庭・地域・職場において、子育てにやさしい環境や支援体制が整っている。

■成果指標と目標値

成果指標
◆子育てが楽しいと思う市民の割合 〔「子育て環境の充実」を測る指標〕
◆子育て支援サポーター数 〔「子育ての支援体制」を測る指標〕

成果指標と目標値

成果指標は、「めざす姿」にどの程度近づくことができたのか、行政活動の成果を測定する物差しです。現状値とともに、5年後の中間目標値、10年後の最終目標値を明示して、何をいつまでに実現するのかという明確で具体的な目標を市民と行政が共有できるようにしました。

この成果指標と目標値によって、施策を推進したことによる成果を把握し、その達成状況を検証することで、計画の適切な進行管理や行政活動の分かりやすい説明を行っていきます。

また、この成果指標と目標値は、課レベルの成果目標の役割を果たし、施策評価・改善制度によりPDCAサイクル（各施策に対して、計画、実行、評価、改善を行う）をまわすことで、最適な施策の方向性を導き、「めざす姿」を確実に実現していく役割を果たします。

施策の方向

施策の「めざす姿」を実現するための具体的な活動方針です。本市組織の係レベルでの使命（ミッション）、成果目標としての役割を果たし、施策評価・改善制度によりPDCAサイクル（各施策に対して、計画、実行、検証、改善を行う）をまわすことで、常に最小の経費で最大の成果が得られるように、活動や事業の最適化を図ります。

■施策の方向

①子どもを安心して生むための環境整備

乳幼児への医療費助成、不妊治療への助成など、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦や父親を対象とした各種講座、相談の場を設けるなど、だれもが安心して子どもを生むことのできる環境整備に努めます。

②子育て支援体制の強化

子育てを支援を求めの人に、会員が手を差し伸べるファミリー・サポート・センター事業や学童保育を拡充するとともに、地域や事業者が子育てを強力に推し進める体制の構築に努めます。さらに、家庭においては保護者が一致協力して子育てに参加できる意識の醸成や社会環境づくりを進め、子育て支援体制の充実を図ります。

協働によるまちづくり

市民、市民活動団体、事業者などが「めざす姿」の実現に向けて取り組む活動です。すでに、多数の市民や団体などによって、まちづくりや地域活動が行われていますが、「協働」がさらに多くの市民や団体へ広がり、多様な担い手が地域を支えていく期待も込めて、現在の活動とともに今後展開していくべき活動も併せて記載してあります。

環境や就労状況などの変化に伴う多様な

育児不安の軽減に努めるとともに、病気の

向上を通じて、経済的・精神的な不安解

注 ため、母子・父子家庭の自立を促進します。

■協働によるまちづくり（市民、市民活動団体、事業者の取り組み）



○子ども・子育てへの関心と理解

市民は、地域の未来を担う子どもや子育てに関心と理解を持ち、温かく見守っていきける環境づくりに努めます。

○事業者による子育て支援体制の充実

事業者は、次世代育成支援計画を進めるとともに、事業所内保育所の設立や育児休暇の充実などを通じて、子育てと労働の両立を支援します。

○父親の子育て参加支援

市民、地域、事業者は、一体となって保育園、幼稚園、幼保園、小学校での各種行事に父親が参加できる機会をより一層増やすなど、父親の子育て参加を応援するとともに、意識の醸成に努めます。

■主要事業

主要事業	事業の内容
①乳幼児健診・相談事業	疾病の早期発見、健やかな成長に向けた、健診や保健指導の実施
②乳幼児医療費助成事業	健康保険加入の未就学児に対する、医療費の助成
③赤ちゃん訪問事業	子どもが生まれた家庭に訪問し、育児相談や子どもの健やかな成長の確認
④不妊治療費助成事業	少子化対策の一環とした、不妊治療経費の一部助成
⑤地域子育て支援センター事業	育児不安の解消や子育てサークルの育成に向けた、子育て相談の開催
⑥多様な保育サービスの推進	延長保育や緊急時など多様なニーズに対応した保育サービスの充実
⑦放課後留守家庭児童保育の拡充	放課後留守家庭児童を対象とした学童保育所の拡充
⑧ファミリー・サポート・センター事業	仕事等と子育ての両立を図るための、短期的な育児の市民相互援助活動

※「延長保育」とは、保育所等で、通常の保育時間を延長して行う保育のこと。女性就労の増加や就労形態の変化に対応するものと位置づけられている。

※「一時保育」とは、保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に、保育園で一時的に預かる制度のこと。

※「ファミリー・サポート・センター事業」とは、登録した会員（依頼会員・提供会員）同士の手で行う子育ての相互援助システムのこと。

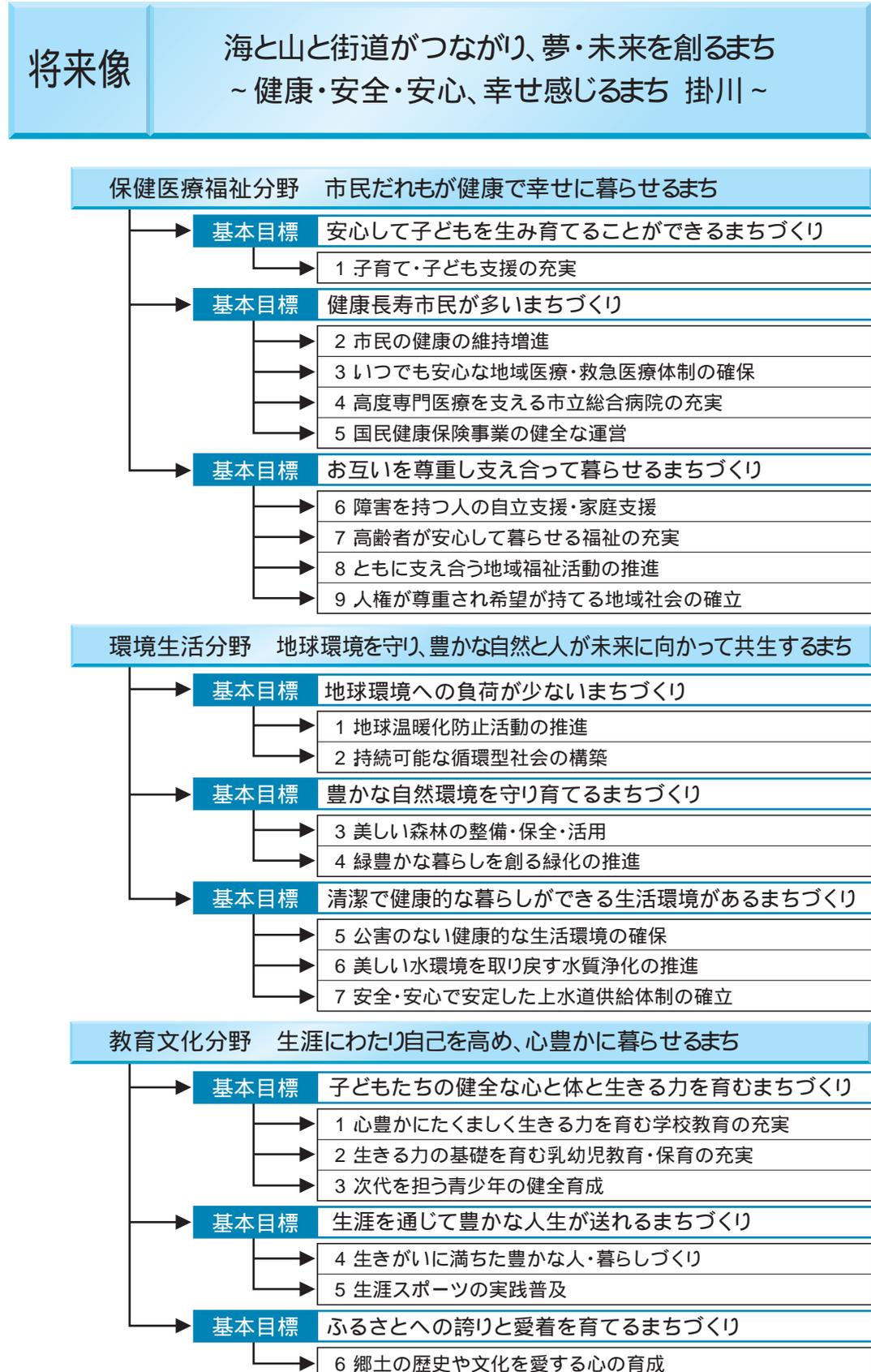
主要事業

主要事業は、「めざす姿」を実現するための具体的な手段の中で、中心的な事業を掲載してあります。施策の方向に沿った「主要事業」を実施することによって、成果を生み出すこととなります。

序章

第3節 施策体系表

基本構想及び基本計画の7分野48施策の体系は次のとおりです。



産業経済分野 多様な産業が調和しながら発展し、市民が豊かに暮らせるまち

基本目標	豊かな市民生活を支える力強い産業が育つまちづくり
	1 地域経済を支え未来へ飛躍する商工業の発展
	2 勤労者が生きいきと働き、暮らせる社会の実現
	3 安全・安心な消費生活の確立
基本目標	にぎわいとの出会い溢れるまちづくり
	4 何度でも訪れてみたくなる魅力ある観光の振興
	5 人が集い、にぎわい溢れる市街地の活性化
基本目標	安全な食の提供と農業の価値が高まるまちづくり
	6 豊かで力強い掛川型農業の確立

都市基盤分野 利便性に優れ、快適な暮らしを創出できるまち

基本目標	市民生活と産業経済を支える安全・快適な道路網が整ったまちづくり
	1 活発な交流を支える幹線道路の整備
	2 生活を支える身近な生活道路の整備
基本目標	公共交通が整い便利な暮らしができるまちづくり
	3 利便性の高い移動手段の確保
基本目標	バランスの取れた快適な居住環境に恵まれたまちづくり
	4 安心して住み続けられる居住環境の確保
	5 良質で魅力ある住宅・住宅地の供給

防災危機管理分野 災害に強く、市民が安心して暮らせるまち

基本目標	災害に強く安心して暮らせるまちづくり
	1 あらゆる災害から市民を守る防災体制の強化
	2 災害に強い住宅、公共施設づくり
基本目標	消防救急体制が充実したまちづくり
	3 市民の生命・身体・財産を守る消防救急体制の強化
基本目標	交通事故・犯罪のないまちづくり
	4 交通事故の撲滅
	5 犯罪の撲滅

協働・広域・行財政分野 協働の力にあふれ、効率的で良質なサービスが提供できるまち

基本目標	活発な市民活動に支えられた協働によるまちづくり
	1 地域を支える多様な担い手の活躍
	2 交流活動の活発化と多文化共生社会の形成
	3 市民生活・市民活動を支援するICT環境の整備
基本目標	行財政の効率化を徹底し、市民とともに行政改革を進めるまちづくり
	4 行政経営システムの改革
	5 財政構造改革の推進
	6 市民参加と情報公開の推進
	7 電子システムを活用した市民サービスの向上
	8 広域行政への取り組み
基本目標	活力ある地域社会が育つまちづくり
	9 互助や共助による連帯感ある地域社会の維持形成
基本目標	男女がともに支え合うまちづくり
	10 男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現

第1章 保健医療福祉分野

市民だれもが健康で 幸せに暮らせるまち

基本目標 1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

- 1 子育て・子ども支援の充実

基本目標 2 健康長寿市民が多いまちづくり

- 2 市民の健康の維持増進
- 3 いつでも安心な地域医療・救急医療体制の確保
- 4 高度専門医療を支える市立総合病院の充実
- 5 国民健康保険事業の健全な運営

基本目標 3 お互いを尊重し支え合って暮らせるまちづくり

- 6 障害を持つ人の自立支援・家庭支援
- 7 高齢者が安心して暮らせる福祉の充実
- 8 とともに支え合う地域福祉活動の推進
- 9 人権が尊重され希望が持てる地域社会の確立

-1 子育て・子ども支援の充実

現況と課題

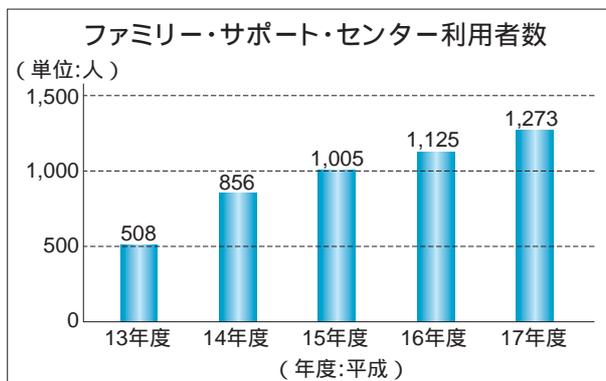
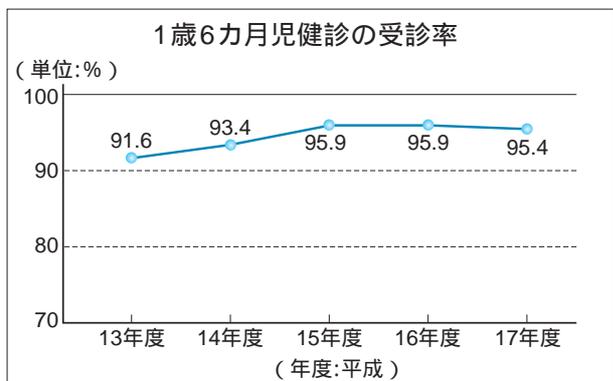
女性の社会進出、核家族化、地域の相互扶助機能の低下などに伴い、家庭や地域における養育機能の低下が指摘されています。子育てに関する社会環境やニーズが多様化する中で、本市では、健診や訪問などによる親子の健康増進に努めるとともに、延長保育、一時保育、ファミリー・サポート・センター事業、学童保育など多様な保育サービスの拡充や子育て支援センターの整備により、子育て支援体制を充実してきました。



また、全国的な少子化傾向の中、本市の年少人口も徐々に減少することが予想される中で、これら少子化傾向に歯止めを掛けるため、不妊治療や出生時の支援など、新たな取り組みにも着手していますが、妊娠、出産、子育てに至るあらゆる場面で、安心して子どもを生み、育てる環境に対する市民ニーズは一層の多様化をみせています。このため、親の育児不安の解消に向けた相談体制の充実や育児負担の軽減を図るための多様な保育サービスの提供、また、子育てに伴う経済的負担の軽減などを含めた総合的な対策を講じていくことが求められています。

一方、今後の子育て支援策の推進にあたっては、単に大人の視点にのみに焦点を当てることなく、子どもの視点に立つことで、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めていくことが重要です。

子育て支援の充実は、日本の未来を揺るがす重要な課題であり、本市としても市民、事業者、行政共通の課題として取り組んでいくことが必要であり、多岐にわたる子育て支援策を講じて、次代を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりが切望されています。



めざす姿

家庭・地域・職場において、子育てに対する関心と理解が深まり、子どもが健やかに育ち、安心して子どもを生み育てる環境や支援体制が整っている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
子育てが楽しいと思う市民の割合 (「子育て環境の充実」を測る指標)	69.0%	75%	80%
子育て支援サポーター数 (「子育ての支援体制」を測る指標)	206人	250人	290人

施策の方向

子どもを安心して生むための環境整備

乳幼児への医療費助成、不妊治療への助成など、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦や父親を対象とした各種講座、相談の場を設けるなど、だれもが安心して子どもを生むことのできる環境整備に努めます。

子育て支援体制の強化

子育て支援を求める人に、会員が手を差し伸べるファミリー・サポート・センター事業や学童保育を拡充するとともに、地域や事業者が子育て支援を強力に推し進める体制の構築に努めます。さらに、家庭においては保護者が一致協力して子育てに参加できる意識の醸成や社会環境づくりを進め、子育て支援体制の充実を図ります。

多様な保育サービスの提供

延長保育・一時保育、乳幼児保育、障害児保育などの充実に努め、家庭環境や就労状況などの変化に伴う多様な保育ニーズに対応したサービスを提供し、子育てしやすい環境を築きます。

子どもの健やかな成長への支援

乳幼児健診や相談、予防接種などを通じて、疾病の早期発見、感染症予防、育児不安の軽減に努めるとともに、病気にかかった場合の家庭の経済的負担を軽減することを目的に、医療費の助成を行います。また、親子健康教育を充実させて、家庭の養育機能を高めます。

母子・父子家庭の自立支援

母子・父子家庭に対する就労支援や貸付制度の充実とともに、相談機能の向上を通じて、経済的・精神的な不安解消に努め、母子・父子家庭の自立を促進します。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



子ども・子育てへの関心と理解

市民は、地域の未来を担う子どもや子育てに関心と理解を持ち、温かく見守っていきける環境づくりに努めます。

事業者による子育て応援体制の充実

事業者は、次世代育成支援計画を進めるとともに、事業所内保育所の設立や育児休暇の充実などを通じて、子育てと労働の両立を支援します。

父親の子育て参加支援

市民、地域、事業者は、一体となって保育園、幼稚園、幼保園、小学校での各種行事に父親が参加できる機会をより一層増やすなど、父親の子育て参加を応援するとともに、意識の醸成に努めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
乳幼児健診・相談事業	疾病の早期発見、健やかな成長に向けた、健診や保健指導の実施
乳幼児医療費助成事業	健康保険加入の未就学児に対する、医療費の助成
赤ちゃん訪問事業	子どもが生まれた家庭に訪問し、育児相談や子どもの健やかな成長の確認
不妊治療費助成事業	少子化対策の一環とした、不妊治療経費の一部助成
地域子育て支援センター事業	育児不安の解消や子育てサークルの育成に向けた、子育て相談の開催
多様な保育サービスの推進	延長保育や緊急時など多様なニーズに対応した保育サービスの充実
放課後留守家庭児童保育の拡充	放課後留守家庭児童を対象とした学童保育所の拡充
ファミリー・サポート・センター事業	仕事等と子育ての両立を図るための、短期的な育児の市民相互援助活動

「延長保育」とは、保育所等で、通常の保育時間を延長して行う保育のこと。女性就労の増加や就労形態の変化に対応するものと位置づけられている。

「一時保育」とは、保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に、保育園で一時的に預かる制度のこと。

「ファミリー・サポート・センター事業」とは、登録した会員(依頼会員・提供会員)同士の合意の下に行う子育ての相互援助システムのこと。

-2 市民の健康の維持増進

現況と課題

健康長寿のまちを実現するためには、疾病予防に向けた健康管理や疾病の早期発見につながる健診活動が重要になります。本市では、保健活動推進委員や健康づくり食生活推進員の協力の下に、健康づくりに対する意識向上やバランスの取れた食事の大切さなどの食育指導に努めてきました。また、生活習慣病予防のため、基本健康診査をはじめとする各種健診や健康相談・健康教育、訪問指導等の保健活動をきめ細かく展開してきました。

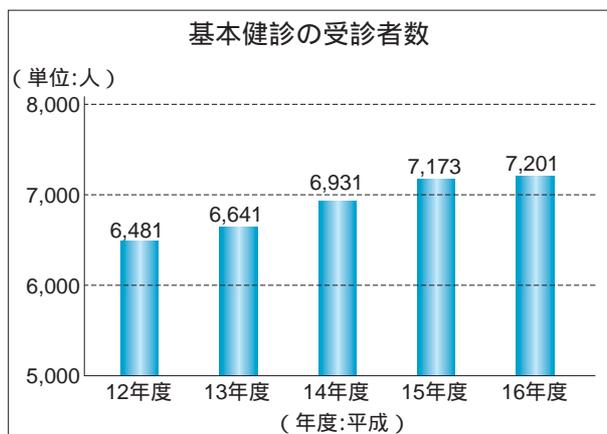
しかし、本市においても三大生活習慣病による死亡率は年々増加しており、医療機関と連携しながら疾病予防に努めていく必要があります。

生活習慣病を防ぎ、健康を維持するためには、近年問題となっているメンタルヘルスなど精神面での健康管理をはじめ、地域や学校でのきめ細かな健康指導や食育指導を強化することが必要です。さらに、定期的に健康診断を受診する市民を増やし、健康状態の把握に努め、疾病を早期発見することが重要になっています。より多くの市民が気軽に健康診断を受診できるように、健診体制の強化も課題となっています。また、関係団体と協力しつつ、自らが健康づくりに取り組む市民を増やすとともに、健康意識を高め、休養、栄養、運動のバランスがとれた生活を普及・実践していくことが求められています。



基本目標

健康長寿市民が多いまちづくり



めざす姿

地域ぐるみの健康づくりが行われており、健康な市民が増えている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H16	中間目標 H23	最終目標 H28
生活習慣病による死亡率(脳血管疾患) (「市民の健康」を測る指標。単位:人/10万人当たり)	104.6人	100人	90人
生活習慣病による死亡率(心疾患) (「市民の健康」を測る指標。単位:人/10万人当たり)	138.6人	120人	100人
生活習慣病による死亡率(がん(悪性新生物疾患)) (「市民の健康」を測る指標。単位:人/10万人当たり)	217.9人	210人	200人

施策の方向

予防検診体制の充実

健康診査やがん検診などの普及や、健康相談・健康教育、訪問指導などの保健指導の充実を通じて、疾病の予防と早期発見に努め、市民の健康増進を図ります。

一人一健康法の普及

保健活動推進委員による地域保健活動、健康づくり食生活推進員による地域食育活動、健康まつりや運動教室など地域と一体となった健康づくり活動を展開し、自分の健康は自分で守れる市民を増やしていきます。

感染症予防の推進

定期予防接種、結核検診、感染症予防知識の普及活動などを通じて、感染症予防と早期発見に取り組みます。

保健センター機能の充実、総合健康センター構想の検討

保健活動スタッフの確保、移動健診体制の強化などに努め、保健活動の拠点施設である保健センターの活動機能を高めます。また、将来にわたり市民の健康増進を総合的・一元的に管理できるような包括的な地域ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉機能の連携やネットワーク化とともに拠点整備を含めた検討を進めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



保健活動推進委員の地区活動

地域の健康づくりの担い手である保健活動推進委員を中心に、健康づくりウォーキングや健康講座などの地域保健活動を推進し、参加者を増やして健康増進に努めます。

健康まつりの開催

健康管理に対する意識向上に向けて、区長会連合会、保健活動推進委員、健康づくり食生活推進員、医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、鍼灸マッサージ師会などが連携して、健康まつりを開催します。

自らの健康づくりへの取り組み

市民が自らの健康意識を高め、病気にならない、なりにくい健康的な生活を送るとともに、家庭、地域での健康活動に取り組み、一世紀一週間人生の実現を目指します。

主要事業

主要事業	事業の内容
健康づくり推進事業	保健活動推進委員や食生活推進員等を通じた健康づくり活動の展開と各種保健事業の円滑化に向けた施設の充実
健康診査事業	健康診査及び各種がん検診の実施
保健指導事業	健康診査結果を活用した運動教室、生活習慣病予防教室等各種保健指導事業の実施
感染症予防事業	予防接種の実施及び感染症(エイズ、SARS等)予防の普及啓発
総合健康センター構想の検討	市民の健康増進を総合的・一元的に管理するため、関係機関との連携、ネットワーク化、拠点整備などについての研究・検討

「三大生活習慣病」とは、「がん」「脳卒中」「心臓病」を指し、日本人の死因の約6割を占めている。

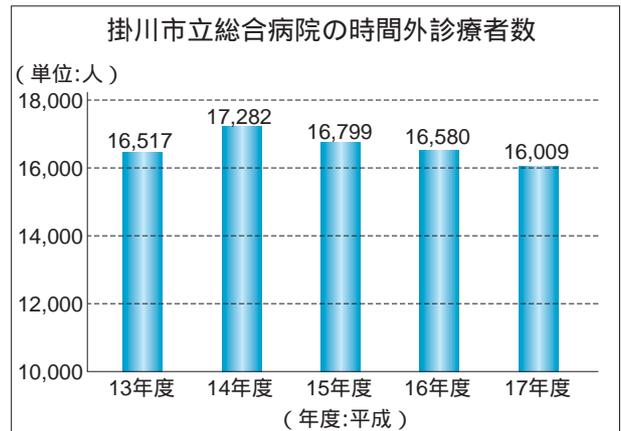
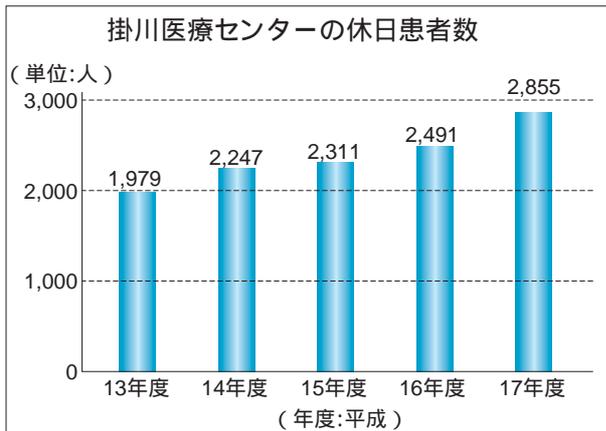
- 3 いつでも安心な地域医療・救急医療体制の確保

現況と課題

本市では、市立総合病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、診療所が連携・協力し、市民が安心できる医療サービスの提供に努めてきました。病診連携の推進、かかりつけ手帳の配布などによって、かかりつけ医に対する理解も進みつつあり、市立総合病院への患者紹介率は32%に達しています。

しかし、近年の高齢化の進展、生活習慣病の増加などに伴い、地域医療に対する市民ニーズは多様化・高度化しています。市民を疾病から守るためには健康管理体制を充実させるとともに、疾病の早期発見、早期治療に向けて市立総合病院と診療所の連携を強化し、機能分担がなされたきめ細かい地域医療体制の確立が必要になっています。

一方、本市の一次救急医療は、休日の昼間は医療センターで、平日の夜間は小笠医師会の協力による当番医制で対応しています。また、二次救急医療は、市立総合病院をはじめとする中東遠エリアの公立病院が対応しており、市立総合病院では、24時間体制で救急患者を診察しています。しかし、軽微な疾病でも公立病院に依存する傾向がつかえるため、市立総合病院に患者が集中し、医療スタッフに過重な負荷がかかっています。救急医療体制の持続的確保と重症救急患者の迅速な診療のためには、一次救急医療と二次救急医療の役割分担を進める必要があります。



めざす姿

いつでも安心して医療を受けられる体制が整っている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
患者紹介率 (「病診連携の浸透度合い」を測る指標)	32.0%	50%	80%
休日・夜間の救急医療の医師確保率 (「救急診療体制の維持確保状況」を測る指標)	100%	100%	100%

施策の方向

地域医療体制の向上

医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化、かかりつけ医の推進、市立総合病院の医師確保、東海アクシス看護専門学校による看護師の養成などを通じて、市民が安心できる地域の医療体制の向上を図ります。

救急医療体制の充実

病診連携による一次救急と二次救急の役割分担の明確化などを通じて、市民の理解を得ながら休日・夜間の救急医療体制を確保・強化します。

救急医療への市民理解の確立

救急時に、市民自らが正しく利用できるよう、診療所(開業医)と市立総合病院の機能や役割、救急時の受診方法等について十分な啓発を図ります。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



かかりつけ医の推進活動

医師会や保健師、保健活動推進委員、事業所の健康室が相互に連携・協力して、「かかりつけ医」の普及に努めます。

医師会、歯科医師会との連携

医師会、歯科医師会が協力し、診療所(開業医)と市立総合病院との連携を強化し、定期的な健診、健診後のフォローアップ体制を整えます。

市立総合病院と診療所(開業医)との合同カンファランスの実施

市立総合病院と診療所(開業医)による症例検討会などの診療科別カンファランスを実施し、医療技術の向上と病診連携の強化を推進します。

市立総合病院の開放型病床設置と、医師会との医療機器の共同使用

開放型病床の利用増進を図るとともに、医師会とのCT、MRIなどの高度医療機器の共同使用を推進し、病診連携に努めます。

正しい救急医療の利用推進

市民は一次救急・二次救急についてよく理解し、正しい救急医療の利用に努めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
地域医療推進事業	医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携による地域医療の総合力の向上
かかりつけ医・薬剤師体制の確立	市民一人ひとりが、かかりつけ医・薬剤師を持つよう推進
夜間救急医療の確保	小笠医師会との連携による夜間救急医療体制の確保
休日救急医療の確保	掛川医療センターと連携した休日・年末年始の救急医療体制の確保
看護師育成事業	市立総合病院の看護師確保に向けた、東海アクシス看護専門学校の運営支援

「一次救急医療」とは、急病人や事故などによるけが人の中でも比較的軽度の場合に対応する、初期救急医療を指す。

「二次救急医療」とは、入院治療を必要とするなど、一次救急医療よりも重度の救急医療を指す。

「カンファランス」とは、会議、協議会を意味し、「合同・診療科別カンファランス」とは、医療技術の向上を図るため、症例について病院医師と開業医医師が合同して検討・研究を行うこと。

「開放型病床」とは、患者と、病状に対してきめ細かに対応することを目的として、かかりつけの医師と高度医療病院の医師が連携して治療を行う仕組みのこと。

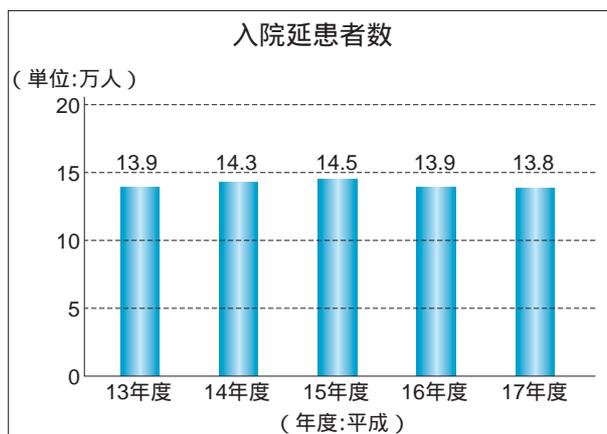
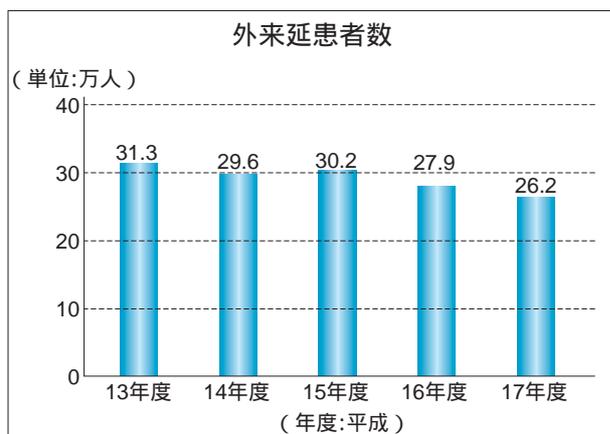
- 4 高度専門医療を支える市立総合病院の充実

現況と課題

市立総合病院は、市民のための病院であるとともに、地域の広域診療圏の基幹病院として位置づけられており、高度医療や地域医療に重点を置いて整備拡充を進めてきました。近年は、病診連携や予防医療を推進し、開業医との共同カンファレンス、病床開放、高度医療機器共同利用なども実施し、病院機能の向上に努めています。

しかし、全国的な課題である医師不足は、市立総合病院でも例外ではなく、一部の診療科では医師が不足するなど、医師の確保が急務になっています。また、市民からは三大死因であるがん・心疾患・脳血管疾患の早期発見・早期治療に向けて、市立総合病院の高度専門医療に期待が集まっています。

地域医療をリードし、質の高い医療サービスを安定して提供するためには、医師の確保とともに病院経営の健全化に努める必要があります。また、現在の病院施設は昭和59年に開設されており、建物や設備は老朽化が進んでいます。病院の建替えについても、多様化・高度化する医療ニーズへの対応や病診連携、近隣総合病院との広域連携も視野に入れるなど、将来にわたる病院の位置づけを踏まえた上での検討が必要になっています。市民の健康長寿を総合的に守る基幹病院として、併設する健康安心サロンの運営や保健・福祉機能との連携による健康管理システムの確立も含め、抜本的に市立総合病院のあり方について構築する必要があります。



めざす姿

安定的な経営を基に、高度専門医療を支える病院として市民の信頼を得ている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
患者紹介率 (「病診連携の浸透度合い」を測る指標)	32.0%	50%	80%
病床利用率 (「病院機能の高度化など向上度合い」を測る指標)	84.3%	90%	95%

施策の方向

病院事業経営の健全化

地域の中核的な医療機関としての役割を安定して発揮できるよう、収支のバランスの取れた健全な病院経営の実現に努めます。

医療従事者の体制の確立

関連大学との連携を強化して医師不足の解消に努めるとともに、大学及び学校への広報宣伝を通じて看護師を確保し、医療従事者の充実に努めます。

施設・設備の拡充

保守点検や改修を通じて、老朽化しつつある施設や設備の維持管理経費を抑制するとともに、計画的に医療機器を更新し、高度医療に必要な設備水準を維持します。

予防医療の充実・普及

人間ドックや健康診断を通じ、疾病の早期発見と早期治療を進めます。また、人間ドック受診者への生活指導の充実、要二次検診者の受診率の向上などのフォロー体制を強化し、予防医療の充実・普及に努めます。

医療情報システムの充実

将来の電子カルテ化を踏まえた医療情報管理システムを整備するとともに、迅速かつ的確な医療の提供に向けて、院内外の情報ネットワーク化を進めます。

医療サービスの充実

定期的に病院機能評価や患者満足度調査を実施するとともに、職員の業務改善運動などを通じ、親切で丁寧な医療サービスの提供と病院のイメージアップに努めます。

地域医療連携の充実と市立総合病院の将来的方向性の研究・検討

病院と診療所の役割分担、近隣総合病院との広域連携などを通じ、市立総合病院の役割を明確にし、質の高い医療の提供と地域における持続可能な医療体制の確保を実現していきます。また、地域の広域診療圏の基幹病院として、市立総合病院の将来のあり方について研究・検討を進め、地域医療の確立に努めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



病院モニターとの意見交換会活動

医師会や市民を交えた病院モニター会議により、「休日・夜間の救急外来について」「病院職員の接遇について」などのテーマごとに病院のあるべき姿や改善策を提言します。

病診・病院の医療情報の共有化

紹介元または紹介先との患者情報共有化に向けて、医師会、歯科医師会と市立総合病院が協力して医療連携ネットワークシステムを構築します。

主要事業

主要事業	事業の内容
病院経営改善の推進	経営診断、施設基準の見直し等による病院経営の健全化
医師、看護師の確保	関連医局への医師派遣依頼、仲介業者活用等による医師、看護師の確保
病診連携の推進	開放型病床を通じた共同指導、医師会、歯科医師会との合同カンファレンス、紹介元への逆紹介等の実施
人間ドック事業	疾病の早期発見に向けた、人間ドック等健康診断業務の実施
医療情報システムの構築	電子カルテ移行へのシステム構築と、オーダーリングシステムの充実

「病診連携」とは、総合病院、かかりつけ医など各医療機関の持っている特有の機能を十分発揮し、患者の紹介や医療機器の共同利用など、その役割を分担、または連携していくシステムのこと。

「電子カルテ」とは、従来、医師・歯科医師が診療の経過を記入していた紙のカルテを電子データに置き換え、電子情報として一括してカルテを編集・管理し、データベースに記録する仕組みのこと。

-5 国民健康保険事業の健全な運営

現況と課題

国民健康保険制度は、高齢者や自営業者などの健康と暮らしを守る上で、重要な役割を果たしてきました。しかし、高齢者や低所得者の加入割合が高いことに加えて、高齢化の進展、生活習慣病の増加、高度医療の導入などにより、医療給付費は増加傾向にあり、国民健康保険事業の運営は厳しい状況にあります。

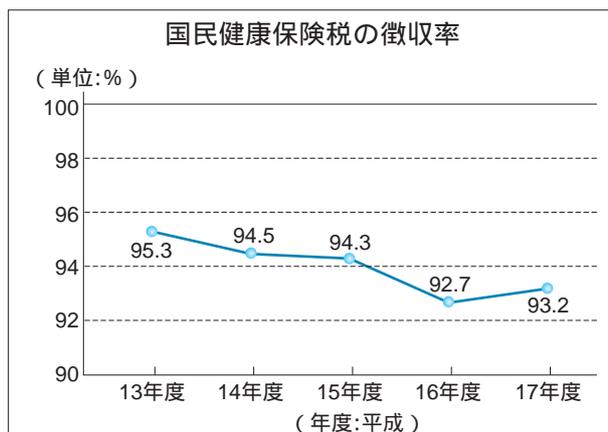
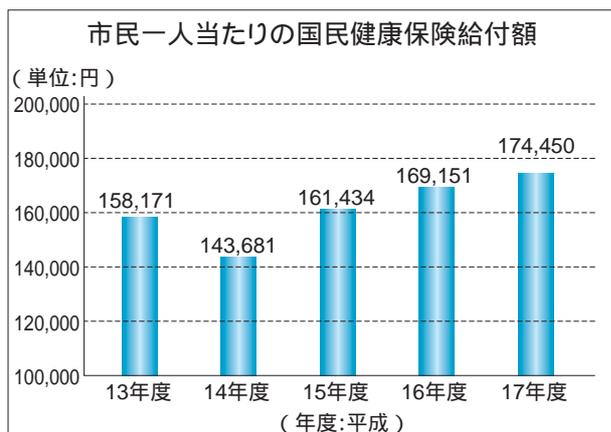
本市では、被保険者の資格管理、医療費適正化に向けたレセプト（診療報酬明細書）点検、疾病の早期発見・早期治療などに力を入れ、医療費抑制に努めてきました。しかし、医療費の増加傾向は依然として続いており、保険税率の引き上げに加え、医療制度改革による患者負担の拡大も見込まれるなど、医療費負担に対する被保険者の不満は高まっています。

今後は、被保険者が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険財政の健全化に努める必要があります。このため、医療費の抑制に向けて、健康診断や健康指導を充実させて被保険者の健康維持に努めるとともに、国民健康保険料の納付意識を向上させて、保険料収納率を高める必要があります。



基本目標

健康長寿市民が多いまちづくり



めざす姿

適正な負担割合の下、持続可能で安心できる国民健康保険事業が運営されている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
国民健康保険税現年課税分の徴収率 (「国民健康保険事業運営の健全性」を測る指標)	93.2%	94%	95%

施策の方向

医療費の適正な給付

医療機関から提出されるレセプト(診療報酬明細書)の縦覧点検を適正に実施し、点検の強化を通じて医療費給付の適正化を図ります。

健康増進対策の推進

レセプトの統計データを基に人間ドック助成事業の推進、健康診断・健康指導などを充実し、疾病の早期発見・早期治療と健康維持を促して医療費の削減に努めます。

国民健康保険事業運営の健全化

相互扶助の視点に立ち、保険税の収納率向上に努め、一般会計からの法定外の繰出金に頼らない収支のバランスが取れた安定運営を目指します。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



国民健康保険事業への意識向上

医療費明細を確認し、私たち一人ひとりの健康が国民健康保険事業に支えられているという意識を高めます。

国民健康保険税の納税

市民は、支え合いの意識を醸成し、適正な納税に努めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
レセプト点検事業	レセプト(診療報酬明細書)の縦覧点検の厳正な実施
人間ドック助成事業	20歳以上70歳未満の1年以上加入の被保険者に対する、人間ドック費用の一部助成
各種給付事業	出産育児一時金と葬祭費の給付

- 6 障害を持つ人の自立支援・家庭支援

現況と課題

障害の有無に関わらず、だれもが地域社会の一員として個性を発揮し、充実した生活が送れる社会を築くことが求められています。障害者施策は、平成15年度に措置制度から支援費制度に変わり、障害者自らが希望する福祉サービスが受けやすくなりました。その後、平成18年度から障害者自立支援法がスタートし、障害別のサービス体系の一本化が実現する一方、サービス利用料の一部自己負担が始まっています。

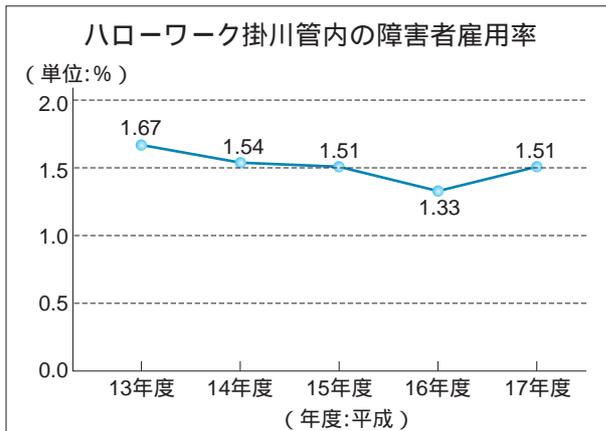
住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、障害者は福祉サービスの多様化や障害者に対する理解の深化を期待しており、事業者との調整やノーマライゼーション思想の普及などが必要になっています。

障害者が生きがいや自信を持って生活するためには、就業支援や社会参加が重要であり、公共職業安定所や福祉活動団体等と連携しながら、就労の場の確保、文化・スポーツ活動の参加機会の充実などが必要になっています。また、障害の内容やライフステージに対応した的確な支援が提供できるよう、相談体制や地域社会の支援体制を強化していくことが求められています。



基本目標

お互いを尊重し支え合って暮らせるまちづくり



障害者手帳交付冊数

障害者手帳 (H18.3.31現在)		療育手帳 (H18.6.1現在)		精神保健福祉手帳 (H18.6.1現在)	
種別	交付数	種別	交付数	種別	交付数
1級	1,045	A	284	1級	33
2級	553	B	376	2級	165
3級	605			3級	79
4級	635				
5級	293				
6級	236				
計	3,367	計	660	計	277

めざす姿

障害を持つ人が地域で支えられながら積極的に社会参加し、自立した生活を送っている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
障害者雇用率 (「障害者の就労支援体制の向上」を測る指標)	1.51%	1.7%	1.8%
地域(グループホーム)で生活する障害者数 (「地域の受け入れ体制の充実度」を測る指標)	90人 (H18)	95人	100人

施策の方向

在宅・地域生活型福祉の推進

日帰り介護、居宅介護支援、デイサービス、短期入所などの在宅支援サービスや地域生活支援サービスを通じて、重度の障害があっても施設に入所することなく、住み慣れた地域で暮らせる環境を整えます。

職業的自立の支援

就労場所確保の支援、障害に応じた職業準備訓練・職業能力の向上策の実施、通勤支援などを通じて、障害者の職業的自立を支援します。

社会参加の促進

障害者施設の運営支援、手話通訳・要約筆記、タクシー料金助成、障害者スポーツ大会、施設訓練などを通じて、障害者が社会参加しやすい環境を整えます。

早期療養・相談体制の充実

障害者や心身障害児に対して専門的な相談体制を強化するとともに、重度障害者医療費助成や更生医療などを通じて、障害者が安心して生活できる支援体制を整えます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



障害者の雇用支援

事業者は、雇用者として障害者理解を深め、障害者の雇用を促進します。

障害者の社会参加支援

市民は、地域一体となって障害者のコミュニティ活動への参加を支援し、障害者に対する思いやりの心と協力の輪を広げます。

主要事業

主要事業	事業の内容
居宅生活支援事業	身体介護、家事援助、移動等のヘルパー派遣を通じた生活自立の支援
心身障害児放課後対策事業	心身障害児を対象とした放課後学童保育の実施
地域生活支援事業	手話通訳者派遣・養成、要約筆記者派遣・養成、地域活動支援センター運営などによる障害者の社会参加の支援
短期入所事業	介護者の負担軽減のための短期間の施設入所支援
障害者就労支援事業	障害者の就労を促進するための職能訓練支援

「障害者自立支援法」とは、平成18年4月に施行された法律。障害者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等を、共通制度の下で一元的に提供する仕組みを創設したもの。
 「ノーマライゼーション」とは、高齢者も若者も、障害者も健常者も、だれもが地域の中で、ともに暮らすことが当然であるという考え方のこと。
 「障害者雇用率」とは、ハローワーク掛川管内(掛川市、菊川市、御前崎市)の50人以上の事業所における障害者雇用率を示す。
 「障害者手帳」は身体に障害を持つ方、「療育手帳」は知的障害の方、「精神保健福祉手帳」は精神に障害を持つ方が、それぞれ所持する手帳のこと。

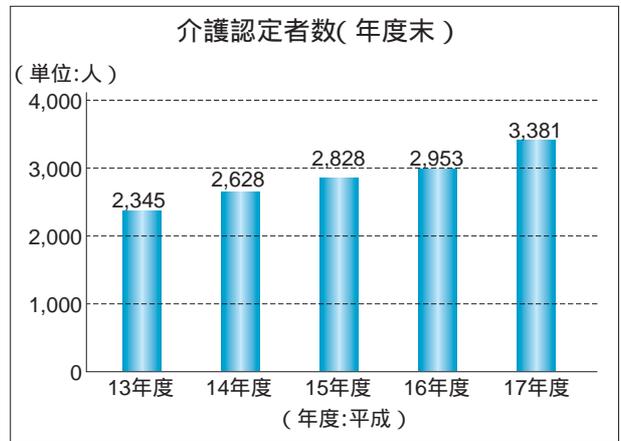
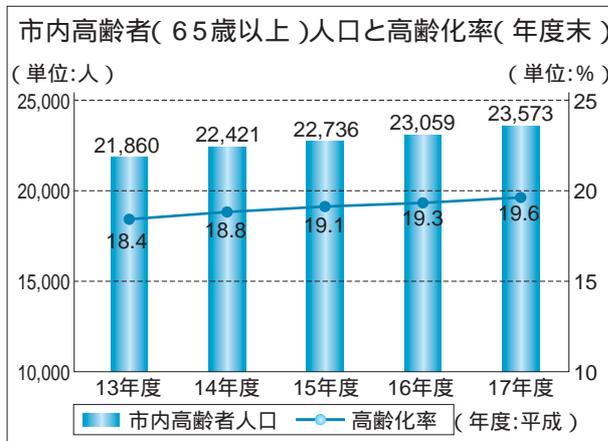
- 7 高齢者が安心して暮らせる福祉の充実

現況と課題

全国的傾向と同様、本市でも総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が約20%に達し、超高齢社会が到来しようとしています。このため、高齢者が健康で安心して暮らせるよう、介護予防や高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、介護サービスの充実などを通じて、高齢者を支える仕組みの構築に努めてきました。現在、市内には地域包括支援センター1か所、特別養護老人ホーム5か所、老人保健施設3か所などが開設されています。

多くの高齢者は、自らが暮らす地域で、生きがいがあり自立した暮らしを求めています。その一方で、健康面や一人暮らしに対する不安を抱え、心身の健康維持と身近な介護支援を必要としています。

今後は、高齢者人口の増加のみならず、核家族化や生活様式の変化に伴い、高齢者世帯や高齢者単身世帯の増加が予想されています。高齢者がいつまでも生きがいを持って暮らせる健康長寿社会を実現するためには、介護予防を充実させて心身の健康維持に努めることが必要です。さらに、高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で安心して老後を過ごすため、高齢者と地域社会との関わりを保つ仕組みを整えるとともに、介護施設や介護サービスの充実に努め、きめ細かな支援体制を整えることが求められています。



めざす姿

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいに満ちた暮らしを営むことができ、支援が必要になったときは安心してサービスが受けられる。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
要介護認定率(要介護1~5) (「介護予防活動の効果」を測る指標)	13.4%	13.4%	13.4%
サービス受給者率 (「介護サービスの充実度合い」を測る指標)	83.4%	84%	85%

施策の方向

在宅・地域生活支援の充実

地域包括支援センターの運営、家族介護教室の開催、高齢者日常生活用具の貸与などを通じて、家庭や地域で安心して暮らせる体制を整えるとともに、家族や介護者の負担軽減を図ります。

生きがい対策の推進

老人クラブやシルバー人材センターの活動支援、老人福祉センターの運営、敬老会の開催などを通じ、高齢者の生きがい活動の参加機会や就業機会を増やし、高齢者が生きいきとした生活が送れる環境を整えます。

施設サービスの充実

地域包括支援センターの行う高齢者の実態把握や総合相談業務と連携しながら、特別養護老人ホームへの入所対象者に対して円滑な入所判定を行い、施設サービスを提供します。

養護老人ホームの適切な運営

適正な措置費の設定と指定管理者の選定(ききょう荘)を行い、養護老人ホームの管理運営水準の向上に努め、入居者が快適で充実した生活が送れる養護老人ホームを提供します。

介護保険サービスの提供

老後の不安解消に向けて、介護保険事業計画に沿った的確な保険サービスを提供するとともに、サービス供給量に見合った適正な保険料設定を行い、安定した介護保険事業の運営に努めます。

介護保険サービスの利用促進

介護保険事業計画に沿った施設整備や民間事業者との連携によるサービス提供体制の充実などにより、サービスを利用しやすい環境を整備するとともに、低所得者への負担軽減を図り、介護保険サービスの利用を促進します。

公平公正な介護認定の実施

掛川市、菊川市、御前崎市3市共同の介護認定審査会を円滑に運営し、迅速かつ公平・公正な介護認定を実施します。

介護予防事業の推進

地域包括支援センター、介護予防事業との連携により、要支援高齢者の的確な把握に努めるとともに、介護予防事業を通じて介護状態の重度化を防ぎます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



NPO法人による高齢者福祉の充実

高齢者福祉の充実を目的とした新規NPO法人の設置や参加を積極的に行い、高齢者介護や介護予防の一層の充実に努めます。

要支援高齢者の早期発見

地域包括支援センターと民間相談協力員(民生委員児童委員)は、緊密な連携により、地域の要支援高齢者(要介護、閉じこもり、生活困窮者等)の早期発見に努めます。

高齢者相互支援事業

老人クラブ連合会が中心となり、老人クラブ会員が地域のひとり暮らし高齢者への訪問活動を実施し、互助システムの構築を通じて安心して暮らせるまちづくりを支援します。

高齢者の就業と生きがいづくり

(社)シルバー人材センターは、高齢者の就業機会拡大を図るとともに、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりに努めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
高齢者生きがい活動支援通所事業	高齢者の生きがいづくりと介護予防に向けた、健康講座、教養講座、趣味活動、世代間交流活動、野外活動、日常生活動作訓練などのサービスの提供
老人クラブ育成事業	地域の高齢者の寄合いや活動の促進に向けた老人クラブへの支援
ひとり暮らし老人緊急通報システム設置事業	ひとり暮らしの高齢者に対する緊急自動通報装置の貸与
施設介護給付事業	介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設サービスの提供
総合相談事業	要支援高齢者の早期発見、早期対応に向けた、地域包括支援センターの設置(市内4か所)
居宅介護・介護予防サービス給付事業	介護度1以上の人に訪問介護をはじめとする居宅サービスを提供
シルバー人材センター支援事業	高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進に向けたシルバー人材センターへの支援

「地域包括支援センター」とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護など、高齢者の生活を支える総合相談窓口として設置された機関のこと。

「介護認定審査会」とは、保健、医療、福祉の学識経験者で構成され、介護保険の認定申請者が、要支援、要介護の状態にあるか否か、またはその程度について審査判定を行う機関のこと。掛川市においては、3市(掛川市、菊川市、御前崎市)の広域で共同設置されている。

- 8 ともに支え合う地域福祉活動の推進

現況と課題

地域社会の連帯感が希薄化する中で、これまで地域社会が担ってきた地域の防災・防犯機能、福祉機能、教育機能などの低下が指摘され、地域社会の相互扶助の力は弱まりつつあります。

こうした状況の中で、平成17年度に策定した地域福祉計画では、「安心して暮らせる仕組みづくり」「人がつながり交わりのある地域づくり」「魅力あふれ活力ある地域づくり」の3本の柱と、その柱を支える「住民参加のプログラムづくり」「安定した地域福祉の推進」の2本の柱を掲げ、地域福祉の実践方法について定めています。地域福祉の推進組織としては、概ね小学校区単位を基本とした地域住民総参加による地区福祉協議会の設置を進めることとしています。このため、社会福祉協議会等との連携を強化し、市内全域での取り組みが必要となっています。

今後は、緊急時・災害時の支援体制や身近な支え合い体制の確立、相談機能の充実等、安心して暮らせるまちづくりについての市民ニーズが強く、地域が結束して活動することが求められています。また、少子高齢化や核家族化により、高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加が予想され、地域で支え合う地域福祉意識と活動体制の確立がこれまで以上に重要になっています。市民、行政、社会福祉協議会等が連携して、安心して暮らせる仕組みを築き、福祉や健康を支える体制を整えるとともに、地域自らが地域に必要な相互扶助のあり方を検討し、多くの住民や団体が参加して地域福祉活動に取り組むことが求められています。



地域福祉組織(=地区福祉協議会)の役割

地域福祉組織の活動の目的を次のように定義します。

「地域の中で「困ったこと」や「こうなったらいいな」ということを、みんなが力をあわせて解決する活動(地域福祉活動)を実現すること」

【具体的な役割・期待】

- 地域住民への正しい福祉の知識・情報を伝達する。
- 住民の福祉の意識・関心を高め福祉活動への参加を促進する。
- 地域の福祉課題、高齢者や介護者など広く住民の要求を把握する。
- 課題解決のための企画を実践していく。
- 住民の関心を高め地域をまとめていくための行事やイベントを行う。
- 支援が必要な人に対し、住民でできるお手伝いや支えあう活動を行う。
- 必要なことは行政や市社協等に提言・交渉していく。
- 人づくり、組織づくり、財源づくりなど自立した住民活動を行うことが期待できる。

めざす姿

ともに支え合う心が育まれ、地域で様々な福祉課題が解決できている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
地区福祉協議会の設置割合 (「地域の福祉活動の広がり」を測る指標)	- %	60%	100%

施策の方向

安心して暮らせる仕組みづくり

地域ぐるみでの防災・防犯のための啓発や活動を拡充し、安心して暮らせるまちづくりに努めます。さらに、地域のニーズ把握や支え合い体制の確立、相談や情報提供活動等の充実により、相互扶助の土壌を育みます。

人がつながり交わりのある地域づくり

多様な人々・文化が交わり尊重し合う地域社会の実現、高齢者が地域貢献できる体制づくり、地域一体での子ども達の見守り体制づくりなどを通じて、福祉や健康などを地域で支え、交流が活発な地域を創出します。

魅力あふれ活力ある地域づくり

地域住民が地域の歴史や伝統文化に触れ、次世代へと継承していくことを支援します。さらに、ユニバーサルデザインや移動が不自由な人の移動手段(車いすなど)の確保などを推進し、住みよい地域環境をつくります。

住民参加のプログラムづくり

住民活動拠点・地域活動支援体制を整備し、住民の地域活動を支援します。加えて、福祉教育活動を通じた多様性ある住民参加の実現や、子供会や高齢者サロン等の活動によるボランティア意識の啓発などを行います。

安定した地域福祉の推進

各地域で充実した福祉活動が実践できるよう、地域福祉計画策定等委員会を設置し、計画の推進と評価を行います。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



地区福祉協議会の設立

社会福祉協議会を中心として、地域福祉を支える地域住民総参加による地区福祉協議会の設立を推進します。

地域福祉活動への参加

市民は、支え合いの心を育て、コミュニティ活動などを通じて、自分が住む地域や地域の人たちとのつながりを大切にするとともに、自らも身近な福祉活動に取り組むことで、住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるような地域づくりに努めます。

市民地域福祉セミナー

社会福祉協議会は講演会等を開催し、市民の福祉意識の向上、啓発を図ります。

主要事業

主要事業	事業の内容
社会福祉協議会支援事業	社会福祉協議会への運営支援
民生児童委員支援事業	地区福祉協議会への積極的な活動参加のための支援
地区福祉協議会の設立・運営支援事業	地区福祉協議会の設立及び運営に対する支援

「ユニバーサルデザイン」とは、「だれもが一人の人間として尊重され、自分の意志に基づき活動し、生活する権利を有している」ことを基本として、お年寄りも若い人も、障害のある人もない人も、男性も女性も、外国人もすべての人が暮らしやすいように、人づくり、まちづくり、ものづくりなどを行っていることとする考え方のこと。

- 9 人権が尊重され希望が持てる地域社会の確立

現況と課題

人権の尊重は、自由で平等な社会を築く基礎です。本市では差別と偏見のない社会を目指して、人権教育や人権擁護活動に取り組んだ結果、人権意識は徐々に高揚してきました。

しかし、家庭における子どもや女性に対する虐待や暴力、学校におけるいじめや不登校、社会における社会的身分、宗教、国籍、人種などの違いによる差別や偏見は、いまだに解消されていません。また、近年は外国人の増加に伴う地域でのトラブル増加も見られ、お互いを尊重しあえる意識の啓蒙が必要です。

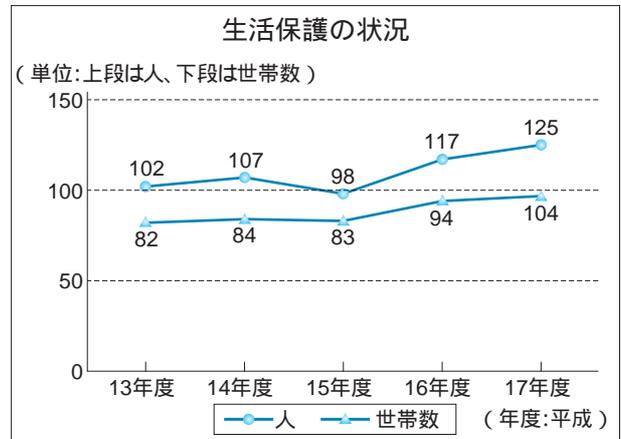
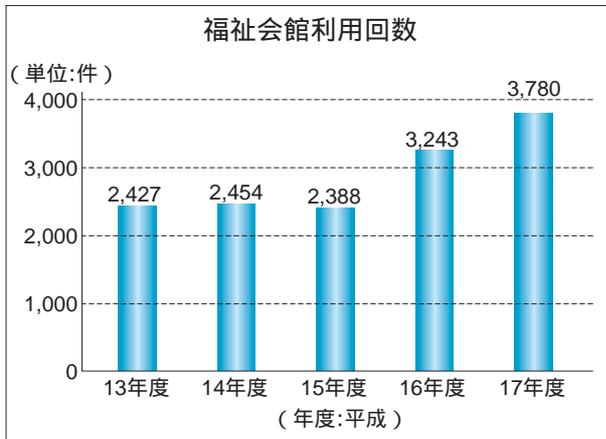
21世紀は「人権の世紀」といわれ、時代の潮流として人権文化の構築が求められており、人権意識のさらなる高揚に努め、人間一人ひとりが尊重される社会を築いていく必要があります。

一方、本市の生活保護世帯は、一人暮らしの高齢者世帯や母子家庭の増加等とともに、増加する傾向にあります。本市でも、生活保護法に基づき、生活困窮者に対する面接相談を実施し、適正な認定に努めていますが、最近では、生活保護を市民の権利とみなす風潮が加わり、生活保護世帯は今後も増加する兆しが見えます。今後は、民生委員などと連携しながら、生活保護法の適正な運用を行い、生活困窮者の生活安定化を図るとともに、適切な助言・指導や就労支援を行い、生活の経済的自立や生活意欲の助長を図ることが必要になっています。



基本目標

お互いを尊重し支え合って暮らせるまちづくり



めざす姿

人権が尊重され、偏見のない社会になっているとともに、生活保護の必要な市民が希望を失わず、再度自立できている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
人権相談件数 (「人権尊重の浸透度合い」を測る指標)	30件	25件	15件
生活保護から自立した世帯数(累計値) (「生活保護世帯の自立」を測る指標)	1世帯	6世帯	10世帯

施策の方向

人権擁護意識の向上

人権擁護委員による相談体制の確保、講演会の開催や小中学校への啓発活動を通じて、人権侵害は許さないという社会意識を高めるとともに、子どもや外国人を含めたあらゆる人権問題についての正しい理解を促します。

福祉館活動の活発化

交流会、福祉館文化講座、人権啓発研修会等の開催など、地区内外との自主的な交流活動や啓発活動を通じて、人権擁護意識の向上を図ります。

多様な人々の交流の充実

多様な人々、多様な文化が個性的に交わり、尊重しあう社会を目指し、世代間交流、異文化交流、地域間交流、さらには、グローバル(世界規模)化とローカル(地域特性)化との接点に、多様な人々との連携と協働の輪を実現していきます。

人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、国、県の指導方針にのっとり、教育の中立性を守りながら地域、学校の実情とそれに伴う教育課題を的確に把握し、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、適切な指導に努めます。

生活保護者の自立支援

自立支援指導(自立支援プログラム)を通じて、安定した就労を促進し、生活保護世帯の経済的な自立を支援します。

訪問相談体制の強化

相談員の充実、福祉団体や民生委員児童委員と連携などを通じて生活保護世帯への訪問相談体制を強化し、援護体制を充実させます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



人権問題啓発研修会

地区の人権啓発団体は研修会を開催し、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広め、人権啓発活動を推進します。

指導者研修会

市民は、人権問題に対する理解と認識を深め、併せて人権教育の振興を図るため、指導者の養成と資質の向上を図ります。

生活保護者への生活指導

民生児童委員は生活保護者への生活指導を行い、自立支援と地域社会への参加を促進します。

主要事業

主要事業	事業の内容
人権問題啓発事業	人権問題啓発講演会の開催、人権尊重意識の啓発
隣保館運営等事業	各種相談、児童・生徒交流学習会、福祉館文化講座等の実施
児童虐待防止連絡協議会	子育て環境の整備、児童虐待防止・早期発見とその家族を支援
生活保護制度の実施	生活保護法に基づく、生活保護者の認定・指導

第2章 環境生活分野

地球環境を守り、豊かな自然と人が未来に向かって共生するまち

基本目標 1 地球環境への負荷が少ないまちづくり

- 1 地球温暖化防止活動の推進
- 2 持続可能な循環型社会の構築

基本目標 2 豊かな自然環境を守り育てるまちづくり

- 3 美しい森林の整備・保全・活用
- 4 緑豊かな暮らしを創る緑化の推進

基本目標 3 清潔で健康的な暮らしができる生活環境があるまちづくり

- 5 公害のない健康的な生活環境の確保
- 6 美しい水環境を取り戻す水質浄化の推進
- 7 安全・安心で安定した上水道供給体制の確立

- 1 地球温暖化防止活動の推進

現況と課題

本市では、絶妙なバランスの上に成り立っている地球環境の将来を見据えて、地域から地球環境保全を進めることを目指し、環境基本条例の制定や、環境基本計画、地域新エネルギービジョン等の策定を通じ、省エネ・省資源活動の推進や新エネルギーの普及、環境マネジメントシステムの導入、環境活動団体への支援など様々な施策を実施し、地球温暖化防止活動の推進に努めるとともに、地域全体で良好な環境を創出する意識や能力である「地域環境力」を高めてきました。

しかし、地球温暖化は急速に進みつつあり、今後さらに自然環境や生態系に大きな影響を及ぼすとともに、自然災害の多発が予想されるなど、緑豊かなすばらしい地球のすべての生き物の生存基盤に関わる問題として積極的な対策が必要となっています。

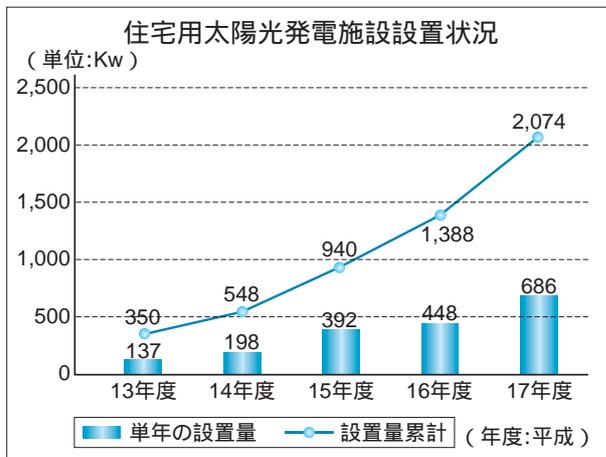
地球温暖化の防止を進め、持続可能な社会を構築していくためには、温室効果ガスである二酸化炭素排出量の削減が急務となっており、省エネ・省資源の推進と再生可能なエネルギーへの転換による、化石燃料に依存した社会からの脱却を図っていく必要があります。

特に近年、事業や運輸部門に比べ、家庭生活に起因する二酸化炭素排出量が急増しており、便利すぎる生活から不便を感じない程度への生活への転換など各家庭における取り組みを推進し、市民、事業者、行政がそれぞれの役割において、地域環境力の醸成を積極的に進めていくことが求められています。



基本目標

地球環境への負荷が少ないまちづくり



掛川市に生息・生育する希少野生動植物

種別	確認種数	代表例
植物	27	フジタイゲキ、スジヒトツバ
鳥類	27	ヨシゴイ、オオタカ
魚類	3	ホトケドジョウ、メダカ
両生類	5	ニホンアカガエル、モリアオガエル
は虫類	3	アカウミガメ
ほ乳類	3	ムササビ、カヤネズミ
昆虫	3	カケガワフキバッタ、ヘイケボタル
淡水貝類	3	マルタニシ、モノアラガイ
合計	74	

掛川市環境基本計画より

めざす姿

市民、事業者、行政が一体となって、日頃から環境に配慮した行動を取り、地球温暖化防止等の環境問題解決に対して貢献している。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
新エネルギーの導入量(太陽光発電と大型風力発電の計) (「再生可能なエネルギーの普及」を測る指標)	2,964kw	5,500kw	8,000kw
掛川市エコ・ネットワークキングへの参画団体数 (「市民の自発的な環境活動(地域環境力)」を測る指標)	22団体	27団体	31団体

施策の方向

省エネ・省資源活動の推進

各家庭や事業所における積極的な省エネ・省資源活動を促進して、温室効果ガスの発生を抑制し、地球温暖化防止を推進することにより、持続可能な社会の構築に努めます。

新エネルギーの普及

再生可能エネルギーである太陽光や太陽熱、風力、バイオマス等を利用した新エネルギー普及啓発を推進し、石油等の化石資源に頼った生活から、地球環境に負荷を与えない生活様式への転換に努めます。

希少野生動植物の生息・生育環境の保全

地球環境問題の一つである生物多様性の危機への対策として、市内の希少野生動植物の生息・生育環境を保全・保護することで、地域の生物多様性確保に努めます。

地域の環境保全活動の促進

地域環境力の向上を目指し、自治会、環境保全活動団体等への指導・助言・研修体制を強化して環境学習を充実させながら、地域での自主的な環境保全活動の促進に努めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



家庭における温室効果ガスの削減活動

市民や環境団体、市が連携し、生活における温室効果ガスの削減のため、家庭や学校で学習の機会を設けるとともに、家庭版EMS(環境マネジメントシステム)による省資源・省エネ活動や商品買換え時のトップランナー製品導入を推進します。

事業所等における温室効果ガスの削減活動

事業者や環境団体、地域住民、市が連携し、事業所の温室効果ガス削減のため、学習の機会を設け、ISO14001やエコアクション21(EA21)等の環境マネジメントシステム(EMS)に基づく、省資源省エネ活動やトップランナー製品導入を図りながら、地域とともに地球温暖化防止活動を推進します。

希少野生動植物の保全活動

市民ボランティアや環境団体、事業者、市が、自然環境に関する学習の機会を設け、毎年市内の自然環境の現状を把握しながら、希少野生動植物の保護や生息・生育地の保全活動を推進します。

地域での環境学習活動

市民、事業者、環境団体、自治会等が連携し、地域から地球環境を考える学習の機会を設けるとともに、地域独自の環境保全活動を展開します。

主要事業

主要事業	事業の内容
環境基本計画の推進	地球環境、自然環境、生活環境の保全について、市民・事業者・行政が一体となった環境基本計画の周知と実践
地球温暖化防止活動の推進	家庭や事業所における省エネ・省資源活動の推進、学習会や環境配慮活動の推進
新エネルギー導入促進事業	太陽光や風力、バイオマス等を活用した再生可能エネルギーの普及促進
自然環境保全事業	市内の希少野生動植物や自然環境の現状把握と自然環境学習、保全活動の実施
環境保全活動への支援	地区や市民団体の環境保全活動への支援と事業者の環境マネジメントシステム取得運用の支援

「環境マネジメントシステム(EMS)」とは、事業所等が環境関係法令を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全活動を進めるため、計画・実行・評価することで、継続的に改善していく手法のこと。国際規格のISO14001や環境省のEA21等がある。

「バイオマス」とは、生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること、または、その生物体、生物資源を指す。

「トップランナー製品」とは、家電機器や自動車等において、商品化されている製品のうち最もエネルギー消費効率が優れている機器のこと。

「ISO14001」とは、事業者が地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構(ISO)が作成した国際規格のこと。

「エコアクション21(EA21)」とは、ISO14001より簡易に中小の事業者等も環境配慮の取り組みを進めることができるようにした、環境省が進める国内規格の環境マネジメントシステムのこと。

- 2 持続可能な循環型社会の構築

現況と課題

持続可能な社会を構築するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを見直し、廃棄物の減量化や再資源化に努める必要があります。本市では、正しい分別によるごみ排出量の減少と再資源化を実現するため、ごみ分別マニュアル等の全戸配付、クリーン推進員による分別指導、地区説明会の開催など啓発活動を推進してきました。

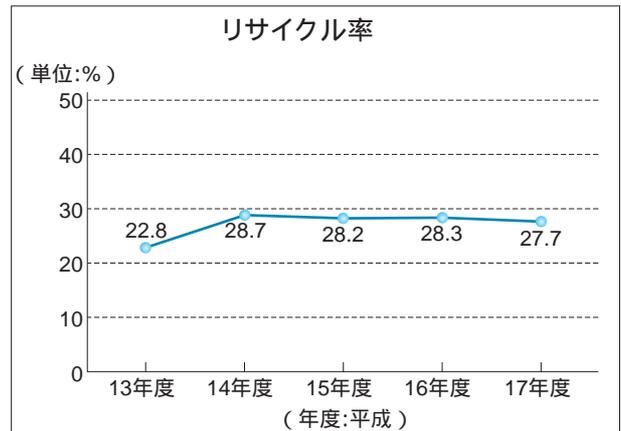
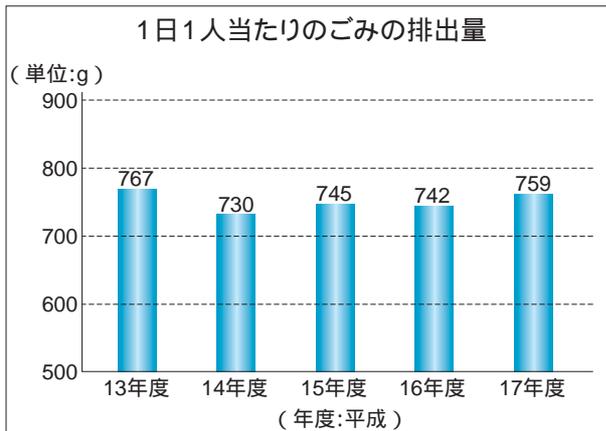
しかし、近年、ごみ排出量は微増傾向、リサイクル率も横ばいの状況にとどまっています。このため、全市的な取り組みとして、「不要なものは手に入れない」「必要以上にものを手に入れない」「使えなくなるまで繰り返し使う」「使えなくなったものは再び資源として活用するように処理する」という4R活動を強化するとともに、排出抑制と分別意識の高揚を図ることを目的としたごみ収集の有料化を検討するなど、持続可能な循環型社会の構築に努める必要があります。

また、マナーの低下によるごみのポイ捨てや悪質な不法投棄等、配慮を欠いた行動が快適な生活環境を損ねています。不法投棄のない清潔なまちの実現に向けて、市民総参加による徹底したごみ拾いと監視体制を強化する必要があります。



基本目標

地球環境への負荷が少ないまちづくり



めざす姿

市民や事業者が日常生活や事業活動等に伴い発生・消費される物やエネルギーの使用を最小限にとどめるとともに、繰り返し使うことで循環の輪を構築し、環境への負荷の低減に努めている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
1日1人当たりのごみの排出量 (「廃棄物抑制」を測る指標)	759g	680g	680g
リサイクル率 (「資源循環」を測る指標。集団回収量を含む)	27.7%	33%	37%

施策の方向

ごみの減量と再資源化の推進

適正な分別方法による収集と処理を実施するとともに、クリーン推進員活動をはじめとする啓発活動の充実やごみ有料処理の検討を行い、ごみの減量と再資源化の推進を図ります。また、ごみ減量とリサイクル先進モデル事業所制度の拡充により、事業系一般廃棄物の減量を図ります。さらに、再資源化を実践する市民活動に対して支援を行います。

不法投棄の防止と効率的なごみ収集の実施

かけがわ美化推進ボランティア事業を全市に広め、徹底したごみ拾いと不法投棄に対する監視体制を強化します。また、生活系ごみの収集業者と事業系ごみの収集業者の現状を把握し、効率的なごみ収集体制の実現に努めます。

最終処分場の適切な管理

日常点検や整備を徹底し、最終処分場の適正な維持管理に努めます。また、各処分場について、地元区との連携を図るとともに、必要な地元対策事業を遅滞なく実施します。

環境資源ギャラリー等の適切な運営とごみ処理将来計画の策定

適切なおみ焼却業務の実施と管理徹底により、環境保全センターの公害発生防止に努めます。また、衛生施設組合や関係地元区との連携を図りつつ、環境資源ギャラリーの円滑かつ適正な運営を推進します。さらに、大東・大須賀区域のごみ処理将来計画を早急に策定し、安定したごみ処理の実現を図ります。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



クリーン推進員活動

市民のごみ減量と再資源化意識の普及高揚を図るとともに、ごみ集積所におけるごみ排出マナーを向上させるため、クリーン推進員と区役員が中心となって地域でのごみ分別指導を実施します。

ごみ減量とリサイクル先進モデル事業

ごみ減量と再資源化を積極的に実施している事業所をモデル事業所として認定し、その活動内容をPRします。さらに、モデル事業所連絡会を通じて事業所相互の情報交換を密にして、ごみ減量化とリサイクルを進めます。

かけがわ美化推進ボランティア事業

景観美化の向上を目指すため、ボランティアがポイ捨てごみの回収、不法投棄に対する情報提供、パトロールなどに取り組みます。市は活動支援として、清掃用具の支給、ボランティア保険の加入、活動内容の広報等を行います。

主要事業

主要事業	事業の内容
市全域のごみ処理統合と環境資源ギャラリーの運営支援	環境資源ギャラリー管理運営費の負担、増炉に要する建設費の負担、地元区との調整と協定事業の実施
ごみ・資源物収集運搬及び処理事業	ごみと資源物の収集運搬、資源物の適正処理、剪定枝の再資源化処理、粗大ごみ地区回収、ごみ集積所設置等補助の実施
適正なごみ処理啓発事業	クリーン推進員活動の支援、分別説明会の実施、モデル事業所認定等の実施、資源物回収活動奨励金と生ごみ処理機購入費補助金の交付、ごみ有料処理の検討
不法投棄対策事業	美化推進ボランティア活動支援、不法投棄の防止及び投棄物の回収、不法投棄撲滅に向けた啓発事業の実施
ごみ処理施設の適正管理	環境保全センターの管理運営、板沢・新井・本郷・高瀬・東大谷最終処分場の管理運営、地元区との調整と協定事業の実施

- 3 美しい森林の整備・保全・活用

現況と課題

森林は様々な生物の生息環境を提供するとともに、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化防止機能、水源を涵養する機能、土砂流出の防止、木材などを生産する機能など多面的な機能を備えています。

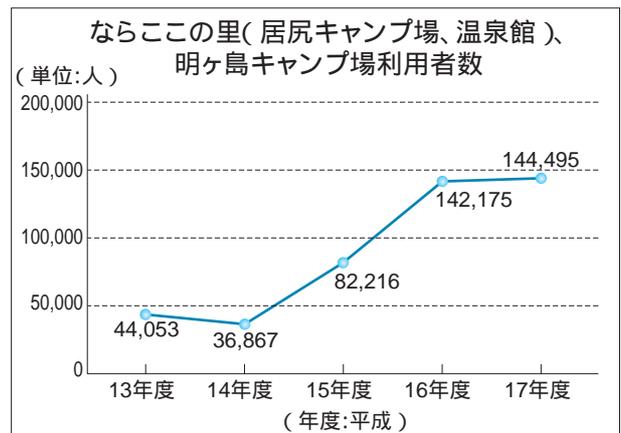
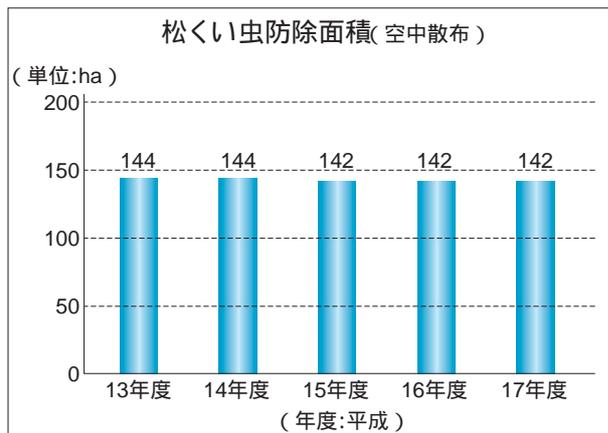
本市は、八高山や小笠山を中心として約115km²の森林を備え、市南部の約10kmに及ぶ海岸線には防災林が植えられています。本市では、洪水や濁水の緩和、土砂の流出防止、清浄な水の供給などの森林の「水土保全機能」を重視し、森林整備と基盤整備に取り組むとともに、飛砂防止等を目的とした海岸部の防災林の保全に向けて、松くい虫防除や植栽を実施して松林の保全に努めてきました。

近年、地球環境問題や身近な自然環境に対して市民の関心が集まりはじめ、森林の保全や活用への期待のほか、かつての白砂青松の海岸景観の再生を期待する声も高まりつつあります。

森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林と市民の関わりを深め、市民とともに森林づくりを進める必要があります。また、本市の自然環境とふるさとの景観を保全するとともに、防災機能を高めるためにも、低下しつつある森林の多面的機能の回復に努めることが必要になっています。



基本目標
豊かな自然環境を守り育てるまちづくり



めざす姿

森林を適正に整備・保全することで、森林資源が持続的かつ有効に活用されている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
民有林における保安林面積 (「重要な役割を果す森林の保全状況」を測る指標)	1,469ha	1,510ha	1,560ha

平成18年4月時点における市内の民有林面積は、10,943haとなっている。

施策の方向

森林資源の保全

機能の低下した森林への対策や海岸防災林の松くい虫防除など、荒廃した森林の整備を推進して、森林の持つ公益的機能の維持増進に努めます。

森林資源の活用

森林資源を活用したレクリエーション施設を整備し、市民が森林と親しむことができる空間を提供します。また、老朽化した施設の更新を行い、利用者の増加に努めます。

野生鳥獣の保護と捕獲

野生鳥獣の保護を前提とした中で、有害鳥獣の駆除を効果的に実施し、有害鳥獣による生活環境、農林業または生態系に係る被害の防止に努めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



海岸防災林保護活動

地域で組織している海岸防災林保護組合が中心となり、防災林の保護に向けて、海岸の飛砂防止施設の設置や植栽を行います。

市有林撫育活動

地域で組織している原泉北部間伐協業体が中心となり、市有林の多面的機能の発揮に向けて、市有林の下刈り、除伐及び間伐等を実施します。

里山保全活動

所有者、地域及びボランティア団体が中心となり、竹林や里山林を整理伐し、多様性のある広葉樹林に誘導します。

ならこ桜まつり活動

ならこの里において、地域住民やボランティア団体が中心となり、都市部と山村部との交流を深めることで森林との共生をPRし、施設の利用増進を図ります。

有害鳥獣の誘導活動

地域や農業者が連携し組織化を図り、農地等へ出没する有害鳥獣を本来の生息地へ誘導し、農作物等の被害を防止します。

主要事業

主要事業	事業の内容
水土保全林等対策事業	海岸部の松林の保全、飛砂防止の実施と森林の適正整備の促進
森林空間活用事業	明ヶ島キャンプ場及びならこの里の維持管理、整備活用
治山事業	溪流浸食及び山林崩壊地の予防、復旧による健全な森林の回復と下流域被害の防止

- 4 緑豊かな暮らしを創る緑化の推進

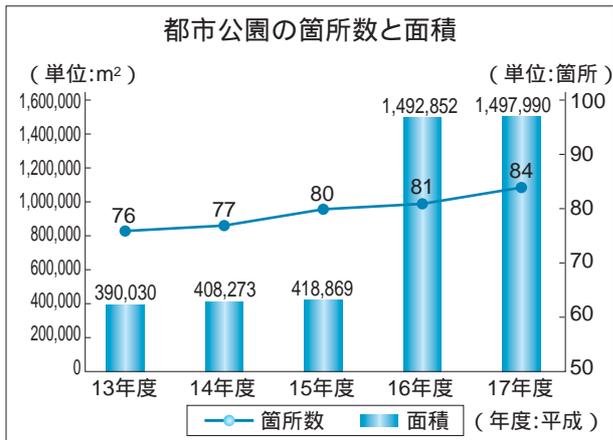
現況と課題

本市が持つ緑豊かな自然環境は、市民のだれもが魅力を感じ、本市が誇れる特徴の一つとして大切にされています。これまで、この緑豊かな自然を身近に感じる暮らしが送れるよう、公園の整備とともに街路、公共施設、事業所における緑化など、様々な取り組みを進めてきました。また、緑は人の気持ちを和らげるとともに、様々な生物に対する生息環境の提供、都市の景観形成、防災機能の向上などにも貢献します。最近では、ガーデニングに関する市民の関心が高まり、緑化の協力者も増えてきました。さらに、ウォーキング愛好者の増加に伴い、遊歩道に関するニーズも高まっています。

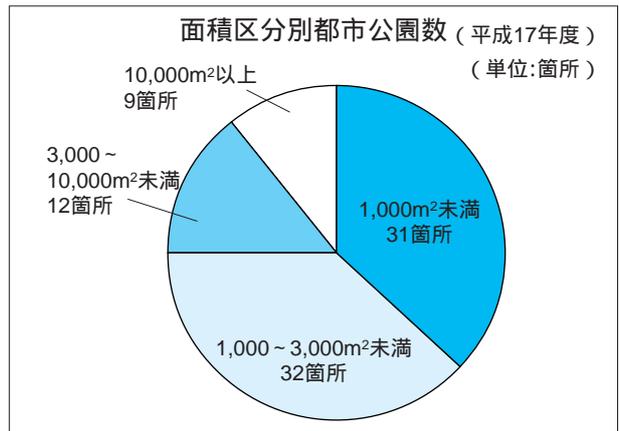


しかし、一方では整備後の公園や街路の緑化管理に係る経費も増加しているのが現状です。全国の自治体でも身近な緑化施設の管理について、市民や事業者と連携した管理手法を模索しています。

緑は、まちの風格を高め、災害に強いまちをつくる上でも不可欠な市民の大切な財産であり、今後は、安全で美しい公園・街路の形成に向けて管理水準を高めるとともに、防災など多面的に役立つ緑の空間や遊歩道の整備について研究を進める必要があります。豊かな緑に囲まれた潤いのある暮らしの創造に向けて、市民や事業者などと連携して緑化推進体制を強化し、緑化に努めることが求められています。



平成16年度からは小笠山総合運動公園が含まれる。



めざす姿

緑化推進活動が盛んに行われており、市民の緑の憩いの場がたくさんある。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
市民の自主的な緑化活動団体数 ('緑化活動の浸透度合い'を測る指標)	201団体	250団体	300団体

施策の方向

緑化思想の啓蒙と地域緑化の推進

フラワーフェスティバル&花づくり教室、花と緑の学習塾、名木名林めぐり、グリーンキャンペーン、花の朝市・交換市などを通じて、緑化思想の啓蒙・啓発を行います。さらに、緑化活動として生け垣設置を促進し、地域緑化を行います。

公園・街路の管理

公園・街路のパトロールの充実、委託管理業者との連絡強化などを通じて、良好な管理を行います。さらに、公園・街路の樹木剪定方法を工夫し、美しさとともに明るく安全な公園・街路を創出します。

公園・緑地の計画的整備

22世紀の丘公園整備や緑の精神回廊事業など計画的な公園・緑地の整備を進めるとともに、市民ニーズに合った整備を行い、市民が気軽に利用でき、やすらぎを感じる緑の空間を創出します。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



グリーンキャンペーンの開催

市内を花と緑でいっぱいにするため、市民が積極的に緑化推進の宣伝活動を行うとともに、緑化推進関係者により花と緑の関係資機材を配布し、まちを花と緑で彩ります。

フラワーフェスティバル&花づくり教室の開催

市内を花と緑でいっぱいにするため、草花等の展示、花づくり教室等を市民が中心となって開催します。

花の会の活動

花の会の活動として、市民レベルでの花と緑でいっぱいのまちづくり活動を進めます。

自治区緑化部会の活動

自治区緑化部会が中心となり、自治区単位での花と緑でいっぱいのまちづくり活動を進めます。

花と緑の学習塾

緑化技術の向上に向けて、市内の緑化技術者が中心となって、花と緑の栽培に関する学習塾を開催します。

主要事業

主要事業	事業の内容
22世紀の丘公園整備事業	にぎわいの里、実りの里、森の里、生き物の里、四季の里の整備
緑の精神回廊事業	逆川精神回廊地区、城内地区の整備、竹の丸の修復等の実施
緑化団体活動支援事業	自治区の緑化部会への支援と掛川花の会への支援
緑化意識向上推進事業	グリーンキャンペーン、フラワーフェスティバル、花と緑の学習塾等の開催
生け垣づくりと草花等配布事業	生け垣の設置補助及び花の朝市の開催

- 5 公害のない健康的な生活環境の確保

現況と課題

本市では、環境汚染を防止し良好な生活環境を確保するため、公害対策をはじめ生活環境への市民意識の向上促進を図るための様々な活動に取り組んできました。近年の生活環境を取り巻く状況は、法律の整備や公害防止技術の向上等により工場や事業所が原因となる「産業型公害」が減少する一方、家庭生活の多様化やモラルの低下など、市民生活に起因する「生活型公害」が増加しています。この「生活型公害」は、自動車による大気汚染や生活雑排水による水質汚濁、ペットによる鳴き声の騒音や散歩時のフン問題、野焼きによる悪臭、空き地の管理のように、私たちの普段の生活行動で周りへの配慮不足が原因となり発生し、被害者も加害者ともに地域の住民であることが特徴です。

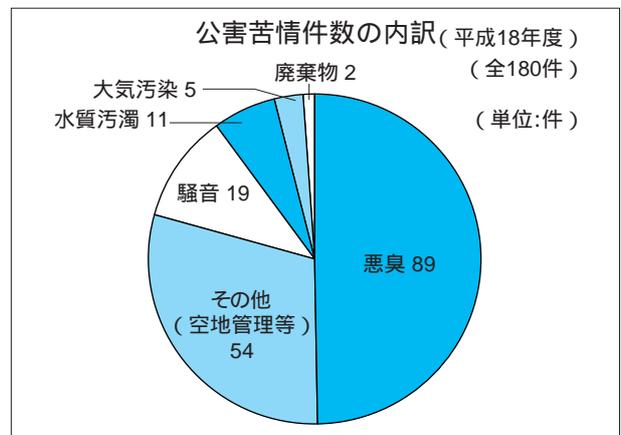
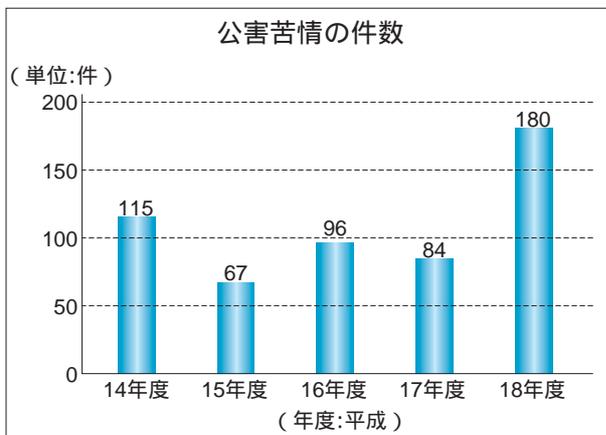
本市では「掛川市良好な生活環境の確保に関する条例」を制定し、市民生活マナーの向上と環境保全意識を高め、より良い生活環境の確保に努めていくこととしていますが、市民意識の急速な高まりに伴う公害苦情件数も急増しています。今後は身近な生活における環境保全意識をさらに浸透させていくとともに、地域コミュニケーションの促進と市民自らが行動できる仕組みづくりが必要となっています。

この他、発生の際には市民生活に大きな影響を与える恐れがある工場や事業所に対する調査、指導を引き続き行うとともに、広域化が進む社会における衛生害虫や伝染病による被害拡大を防止するため、関係機関との密接な連携強化が必要です。また、市民生活に不可欠な施設として市民からの要請が多い公共墓地の適正な維持整備を行うとともに、老朽化により改築が必要となっている東遠地区聖苑についても適切な施設整備と管理運営が求められています。



基本目標

清潔で健康的な暮らしができる生活環境があるまちづくり



めざす姿

公害のない快適な生活を送るため、地球環境や自然環境に負荷をかけない良質で健康的な生活環境が確保されている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
公害苦情件数 (「良好な生活環境」を測る指標)	180件	150件	130件
公害苦情解決率 (「生活環境の保全力」を測る指標)	96.7%	97%	98%

施策の方向

公害防止対策の推進

法令等で定められた環境基準が満たされるよう、環境実態調査、事業所の立入調査、環境保全協定の締結・管理等を実施し、公害防止に努めます。

環境衛生の向上

害虫駆除、下水清掃等を通じて、害虫による被害や伝染病発生などを未然に防止し、環境衛生の保全に努めます。

犬猫の適正な飼育の推進

ペットの正しい飼育管理を啓発し、飼い主のマナー向上に努めるとともに、義務付けられている狂犬病予防注射の接種率の向上を図ることにより狂犬病の発生を防止します。

墓地の拡充整備と適正な管理

墓地需要に対応した拡充整備を行うとともに、快適に利用できるよう、公園機能の充実、維持管理水準の向上に努めます。

東遠地区聖苑の整備と運営参画

東遠地区聖苑の老朽化に対処するため、火葬場の建設に取り組みます。さらに、東遠地区聖苑の適切な管理運営に努めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



生活排水浄化対策活動

市民や環境保全活動団体は、水質検査パックによる水質検査を実施するなど、家庭における環境保全意識を高め、生活排水浄化を進めます。

動物愛護団体による動物愛護思想の推進

畜犬愛護会などの動物愛護団体を中心として、積極的な動物愛護活動に取り組み、動物愛護思想の普及を図ります。

食品衛生思想の普及

食品業者は、食品衛生に対する意識の高揚と食品衛生思想の普及に努めることにより食中毒の発生を防止します。

事業者による取り組み

すべての事業者が地域と積極的に交流するとともに、環境保全協定等を締結する等、地域と協力して環境に配慮した事業活動を推進します。

市民・地域自らの取り組み

土地や建物の適正な管理、静穏の保持、動物の適正な飼養等に努め、地域のコミュニケーションを活発にすることにより快適な暮らしを保全します。

主要事業

主要事業	事業の内容
公害防止対策事業	水質、道路交通騒音、振動等の調査や事業所への立入調査や指導の実施による公害防止と公害苦情の解決
墓地公園整備事業	墓域の拡充整備、新たなニーズに対応した共同墓地等の研究
東遠地区聖苑の整備と運営	事務共同処理により老朽化した火葬場の建設及び管理運営の実施

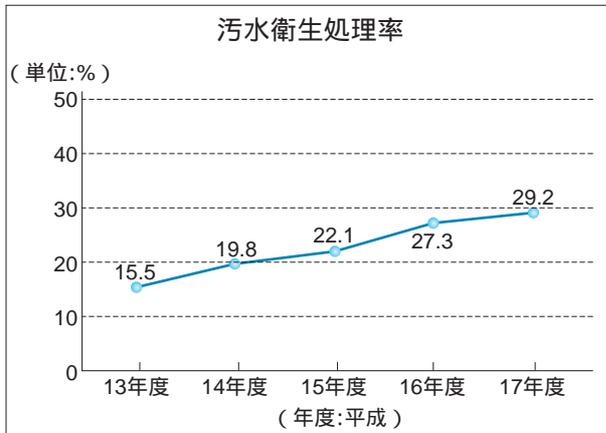
- 6 美しい水環境を取り戻す水質浄化の推進

現況と課題

河川や水路の水質浄化に向けて、本市では公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、浄化槽などの污水处理施設の中から、地域に最も適した処理方式を選択して生活排水処理に取り組んできました。本市の生活排水対策の中核を担う公共下水道は、掛川、大東、大須賀の3処理区があり、計画処理人口は74,600人で平成17年度末の整備率は25%です。農業集落排水は4地区あり、すでに3地区で供用が開始されています。

公共下水道、農業集落排水などの集合処理施設の整備は、人口密度が比較的高い地域でなければ効率的な経営が困難であるため、社会環境の変化に合わせて整備計画を見直すとともに、浄化槽の普及を進めるなど現実的な対応が求められています。

公共下水道などの集合処理施設の整備には、多大な費用と時間がかかります。将来予想される人口減少など社会構造の変化を的確に捉えた計画的な整備に努めるとともに、事業の趣旨を損なっている未接続対策、使用料や負担金の適正な見直し、効率的な維持管理や経費節減などを通じて、下水道事業経営の健全化を図ることが必要です。また、現状では処理区ごとに使用料体系が異なることから、受益者負担の公平性に配慮しつつ、料金体系を検討していくことも課題となるなど、費用と効果のバランスがとれた最適な污水处理対策を推進し、効率的に水質浄化を図っていく必要があります。



【下水道の種類】

「公共下水道」とは、主に家庭や事業所が集中する市街地の汚水を処理するために設置される下水道のこと

「農業集落排水」とは、主に農業集落の生活環境の改善、水質保全を目的として設置される下水道のこと

「コミュニティプラント」とは、住宅団地の汚水を処理するため、団地単位で集中処理される下水道のこと

「浄化槽」とは、主に住宅等が散在している地域において各家庭単位で設置される下水道のこと

めざす姿

多くの市民が適切に下水を処理し、清潔な生活環境の確保と自然生態系が保全され、美しい水環境が取り戻されている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
汚水衛生処理率 (「汚水が衛生的に処理されている状況」を測る指標)	29.2%	51%	64%
曙橋の水質(BOD:生物化学的酸素要求量) (「污水处理の成果」を測る指標)	3.9mg/ℓ	3.1mg/ℓ	2.9mg/ℓ

施策の方向

公共下水道事業の推進

経済性、効率性、財政状況及び地域特性等を考慮しながら、人口集中地区を優先した計画的な下水道整備を進め、快適な生活環境を提供します。

農業集落排水事業の早期完成

農業集落排水事業により整備される計画区域の早期完成に努めるとともに、完成後の速やかな接続を促進し、農村地域の生活環境の改善と水質保全を図ります。

浄化槽の設置推進

公共下水道事業や農業集落排水事業、コミュニティプラント以外の地域については、既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えを促進し、生活環境の改善と水質浄化を図ります。

終末処理施設の維持管理

終末処理施設の定期点検と計画的な修繕により、安定した汚泥処理と水質管理を行います。さらに、効率的な維持管理と設備機器の延命化に努めます。

最適な汚水処理方式の検討

地域に最も適した処理方式を選択するため、市街化の状況や今後の社会環境の変化などを的確に予測し、費用対効果のバランスの取れた汚水処理計画を策定します。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



公共下水道、農業集落排水施設への接続促進

市民や事業者は、供用開始から1年以内に、公共下水道及び農業集落排水施設へ接続し、快適な生活環境を確保します。さらに、公有水面の水質浄化を図り、水環境の改善と地球環境の保全に寄与します。

浄化槽市町村設置型推進活動

事業化区域内の市民は、水質環境への理解を深め、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えを進めます。さらに、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行います。

負担の少ない排水への取り組み

市民や事業者は、処理場や浄化槽に負担の少ない大切な使い方をするよう心掛けます。

主要事業

主要事業	事業の内容
公共下水道事業	計画的な下水道整備の実施
農業集落排水事業	農業集落排水事業による計画区域の早期完成
浄化槽整備推進事業	既設単独浄化槽から合併浄化槽への付け替えの促進
し尿処理施設の管理・運営	定期点検と計画的修繕による、効果的な維持管理と設備機器延命化の実施
汚水処理計画に基づく事業推進	費用対効果を考慮した最適な汚水処理計画に基づく総合的な汚水処理事業の推進

「汚水衛生処理率」とは、実際に汚水処理(下水道施設へ接続)されている人の割合を指す。

「曙橋」は、愛野駅の北西部にある逆川に架かる橋で、静岡県環境基準点として指定されている。

「BOD」とは、生物化学的酸素要求量のこと、水の汚濁指標として用いられる。値が大きいくほど水の汚れがひどく、アユの生息域はBOD3mg/l以下とされている。

- 7 安全・安心で安定した上水道供給体制の確立

現況と課題

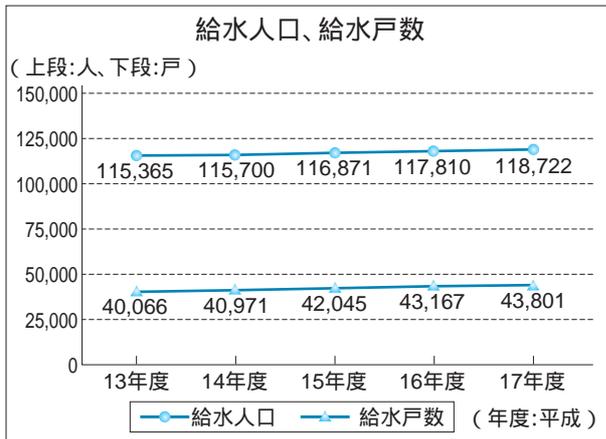
本市では、安全安心な上水の安定供給に向けて、水源の確保、給水区域の拡張、水道施設の維持管理に努めてきました。また、地震をはじめとする災害に強く、より安全な給水体制の実現を目指し、老朽石綿管や鉛給水管を改良するとともに、公営企業として効率的な経営に努め、健全経営を実施してきました。その結果、全国平均を上回る有収率と、ほぼ100%に至る水道普及率を実現してきました。

日常生活に不可欠な上水ですが、本市は水資源に乏しいことから、自己水源を大切にするとともに、年間配水量の約8割を占める大井川広域水道との連携を強化していく必要があります。今後の水需要を的確に予測しつつ、大井川広域水道からの受水体制を整えるとともに、さらなる経営の効率化に努力する必要があります。また、現状では合併前の水道料金を引き継いでいることから、水道使用者の負担の公平性に配慮しつつ、統一料金に改定する必要があります。市民から信頼される上水を、できるだけ安価に安定して提供する給水体制を整えていくことが求められています。



基本目標

清潔で健康的な暮らしができる生活環境があるまちづくり



めざす姿

安全で、安心できる水道水が、安定的に供給されている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
上水道が安心して飲み、断水などが無く、安心して供給されていると思う市民の割合 (「上水の利用に関する満足度」を測る指標)	70.7%	75%	80%
有収率(配水量に対して実際に使用された水量の割合) (「水道施設の適正な管理状況」を測る指標)	94.5% (H17)	94.8%	95%

施策の方向

水道事業の健全な経営

組織体制の見直しや民間委託等の推進により経営の効率化を図り、独立採算を前提に収支のバランスのとれた水道事業経営に努めます。

施設の適正な管理運営

施設の維持管理の徹底、計画的な施設修繕により、水道施設の安定した機能発揮を図るとともに、機器の耐用年数延命化に努めます。

水質の確保

水道法に定められた水質検査を確実に実施し、安全・安心な水道水を安定的に供給します。

水量の確保

大井川広域水道との連携を強化し、常時安定的に受水できる管理体制を確立するとともに、自己水源の維持・確保に努めます。

水道施設の整備・拡充促進

整備計画に基づき計画的に老朽化施設の更新や上水道未普及区域の統合を図るとともに、効率的な管網整備を推進します。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



水資源の有限性への意識向上

市民・事業者は水資源が限りある資源であることを再認識し、家庭・事業所における水の再利用など水の有効利用に努めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
老朽管等の布設替事業	水道管の耐震化の推進と濁り水など水質に悪影響を与える老朽管等の布設替の実施
施設の適正な管理運営と延命化	施設の維持管理の徹底及び機能の延命化
全市一元化の水道事業計画の策定	公平性の確保と効率的整備計画の策定

第3章 教育文化分野

生涯にわたり自己を高め、 心豊かに暮らせるまち

基本目標 1 子どもたちの健全な心と体と生きる力を育むまちづくり

- 1 心豊かにたくましく生きる力を育む学校教育の充実
- 2 生きる力の基礎を育む乳幼児教育・保育の充実
- 3 次代を担う青少年の健全育成

基本目標 2 生涯を通じて豊かな人生が送れるまちづくり

- 4 生きがいに満ちた豊かな人・暮らしづくり
- 5 生涯スポーツの実践普及

基本目標 3 ふるさとへの誇りと愛着を育てるまちづくり

- 6 郷土の歴史や文化を愛する心の育成

- 1 心豊かにたくましく生きる力を育む学校教育の充実

現況と課題

本市では、全国に先駆けて生涯学習を推し進め、子どもたちが自ら考え行動し、思いやりや社会性を備えた心豊かな人間として成長するための基盤づくりに努めてきました。

しかし、近年、子どもを取り巻く全国的な社会状況は、不登校の増加、子どもの規範意識の低下、家庭や地域の教育力の低下、子どもを標的とした犯罪の多発など、著しい変化があります。このような状況の中、子どもたちの心身の健康とともに、特別支援教育、食育などが大きな課題となっています。

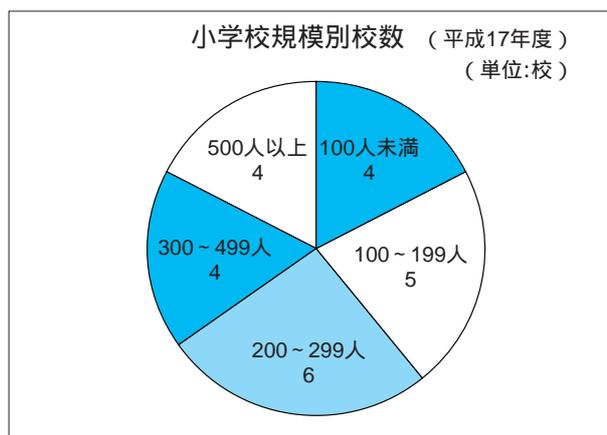
また、学校に対する期待や要望が大幅に増加しており、社会の変化に対応できる「学校力」「教師力」が問われています。学校は、これまで以上に家庭、地域と密接な連携を図りながら、特色ある学校経営、開かれた学校づくりの推進に取り組んでいかなければなりません。

また、児童生徒数の減少により、小規模化が進み、学校適正配置の検討も課題となっています。新しい学校の在り方を考える機会ととらえ、将来を担う子どもたちのために魅力ある学校像をつくりだす必要があります。このほか、良好な教育環境を維持保全するため、老朽化した教育施設と学校給食調理場の整備を推進していくことも課題となっています。



基本目標

子どもたちの健全な心と体と生きる力を育むまちづくり



めざす姿

夢に向かって、自ら考え自ら判断し、心豊かにたくましく生きる子どもが育っている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
学校が楽しいと思う児童生徒の割合 (「学校教育充実度合い」を測る指標)	91.3%	93%	95%
学校ボランティアとして活動している市民の数 (「家庭・地域・学校の連携」を測る指標)	1,734人	1,850人	2,000人

施策の方向

確かな学力、豊かな感性、健やかな心身の育成

児童生徒の確かな学力を育成するための授業改善や少人数指導に努め、音楽や美術、読書活動などを通して豊かな感性を育みます。特別支援教育の充実を図るとともに、不登校対策・教育相談体制の充実に努めて健やかな心身を育成します。

家庭・地域社会と連携した開かれた学校

総合学習やキャリア教育など地域へ出て体験的に学ぶ活動を展開するとともに、学校ボランティアによる支援や外部講師による専門的な指導などを積極的に取り入れます。そして、学校の活動情報を発信し、保護者・地域の評価を活かすなどして開かれた学校づくりを進めます。

また、すべての児童生徒が安心して義務教育を受けられるよう支援を行います。

社会の変化に対応する学校

情報ネットワーク設備の充実と活用、ALTを活用した英語の授業、小学校の英語活動、2学期制、安全安心への取り組みなど、社会の変化に対応する学校づくりを進めます。また、児童生徒の減少に伴い、検討が必要となっている最適な教育環境づくりについて、学校適正配置等を含め検討を行います。

教職員の育成

教職員の資質(教師力)を向上し実践力を強化するため、学校訪問や各種の研修会、市教育センターによる事業を実施し、「頼もしい先生」を育成します。

学校施設の安全管理

学校施設の状況に応じ、修繕、改修、改築を行い、施設の安全を確保するとともに、学校機能の適切な維持を行います。

児童生徒の健康増進

児童生徒の健康を維持増進するための指導を行うとともに、学校保健に係る各種検査等を円滑に実施し、病気の予防・早期発見に努めます。

健やかな育ちを助ける食育の推進

家庭との連携により食育の推進を図り、子どもの健やかな成長と食を大切に思う心を育むとともに、すべての児童・生徒が望ましい食習慣を身につけ、栄養バランスのよい食事の取れる給食の提供に努めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



PTA活動の推進

保護者は、教職員とともに子どもたちの生活や学習、生き方についての考えを互いに深めるため、PTA活動や学校の諸活動、または読み聞かせなどのボランティア活動に積極的に参加し、連携を深めます。

子ども見守り活動・声掛け活動の推進

市民は、通学路での見守り活動や声掛け活動により、子どもの安全確保に取り組みます。

学校行事等への参加

保護者や市民は、学校行事等へ積極的に参加し、学校に対する関心と理解を深め、学校と連携し、地域全体で子どもの成長を見守ります。

主要事業

主要事業	事業の内容
魅力ある授業の展開	各種研修会の実施、授業研究など校内研修の推進
特別支援教育の推進	学校・子どもへの支援体制づくり、教員の研修推進
教育用パソコン整備事業	校内LAN・パソコンの整備、情報教育の推進
ALT(語学指導助手)派遣事業	小中学校への派遣、英語教育の充実
施設の改修・改築事業	施設の維持管理補修、大規模改修、改築
学校給食調理場整備事業	学校給食調理場の整備(掛川地区小学校)

「特別支援教育」とは、これまでの心身障害教育の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒に対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

「キャリア教育」とは、児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育のこと。

-2 生きる力の基礎を育む乳幼児教育・保育の充実

現況と課題

本市では、家庭、地域社会と園との関わりを大切にしながら、乳幼児一人ひとりの個性を尊重し、心身の健やかな発達を促すための教育・保育内容の充実・保育環境の整備、教職員の資質向上に努めてきました。また、掛川区域では、乳幼児教育の充実や一体的な就学前教育を行うため、保育一元・幼保一元化への取り組みを進め、公私立幼稚園・保育園の「再編整備計画」を推進してきました。さらに、これまで幼児教育の充実に貢献してきた私立幼稚園における教育を支援するとともに、私立幼稚園児の保護者の負担軽減を図ってきました。

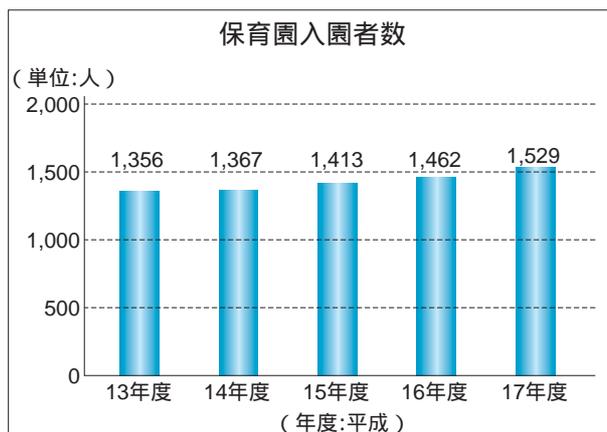
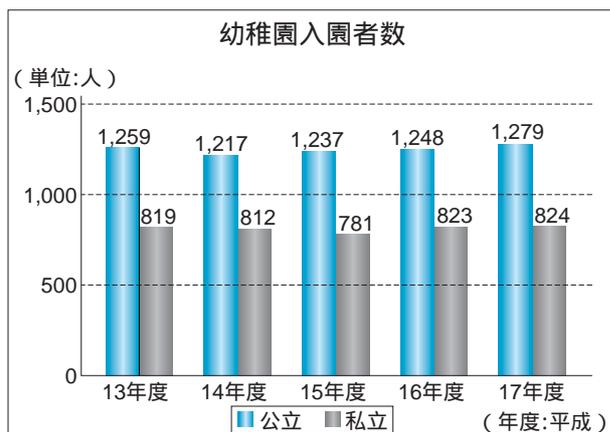


このような中、近年、幼稚園の3歳児保育への意識の高まりや、保育園入園希望者の増加に伴い、園の定員の見直しが求められています。また、乳幼児教育に対するニーズは一層の多様化が進んでおり、子育て環境の充実とも連動させて、乳幼児教育全体の質の向上を図り、「生きる力」の基礎を育む教育・保育を推進していくことが必要になっています。

さらに、幼稚園・保育園における子どもの個性を尊重した教育・保育機能の向上を図るため、幼児一人ひとりへの理解を深めるとともに、早期発見・早期発達支援を可能とする特別支援教育の充実が求められています。

基本目標

子どもたちの健全な心と体と生きる力を育むまちづくり



めざす姿

家庭と園と地域社会との関わりを大切にし、一人ひとりの子どもの個性を尊重した教育・保育機能の向上により、自立心と、人とかかわる力のある子が育っている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
3歳児の就園率 (「幼児教育の充実」を測る指標)	78.0%	87%	100%
待機児童数 (「保護者ニーズに応える乳幼児教育・保育」を測る指標)	45人 (H18)	0人	0人

施策の方向

教育・保育内容の充実

幼児一人ひとりの個性を伸ばし、心身の健やかな発達が促されるように、「生きる力」の基礎を育む教育・保育を推進します。

園環境の充実と運営支援

園経営に最適な環境づくりを行い、効果的な乳幼児教育が実施できるように、園のニーズを的確に把握し、対処するとともに、私立保育園への必要な支援を行います。

幼保一元化の推進

家庭環境や地域環境の変化の中で、乳幼児教育・保育の質的な向上を図り、待機児童解消等の課題解消のため幼保一元を進めます。

教職員の資質・意欲の向上

研修を通して教育保育技術の向上や、資質・意欲の向上を図ります。また幼稚園・保育園職員の人事交流を推進します。

園児の健康増進

園児の健康を維持増進させるために、保護者に対する指導を行うとともに、指定医を配置し検診を実施します。

私立幼稚園への支援

私立幼稚園における幼児教育の質を高めるために必要な支援を行います。また安心して幼児教育が受けられるように、保護者に対する就園奨励制度の推進を図ります。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



地域での見守り活動の推進

市民、事業者が連携し、地域に子どもの遊びスペースを確保するなど、地域の人達が子ども、または子育て中の保護者に声を掛けやすい環境をつくれます。また、子育て中の親子が参加できる地域での触れ合い機会を創り、子どもの社会性を育みながら、地域で子どもを見守ります。

家庭教育力の向上

市民は、地域や園との連携の中で、家庭における教育力を向上させ、規則正しい食生活やしつけを大切に教育を行い、乳幼児の健やかな成長を見守ります。

主要事業

主要事業	事業の内容
私立保育園運営支援事業	私立保育園の運営を支援
幼保一元化事業	幼保再編計画に基づく幼保園整備
公立幼稚園・保育園の運営事業	公立幼稚園・保育園の適切な運営の推進
公立幼稚園・保育園施設整備事業	公立幼稚園・保育園の施設補修
私立幼稚園就園奨励交付・運営費等助成事業	私立幼稚園就園世帯に対する、経済的状况に応じた補助及び私立幼稚園の運営支援
園児健康管理事業	園児の健康診断、各種検診の実施

「待機児童数」の現状値は、平成18年4月1日時点での待機児童数を示す。

「就園奨励制度」とは、保護者の経済的負担の軽減のため、所得状況に応じた保育料の補助制度のこと。

「幼保再編計画」とは、市内の公立幼稚園12園と私立幼稚園1園、公立保育園3園と私立保育園5園の合計21園を再編し、新しく8園を設置する計画のこと。この計画では、園の規模の適正化と適正配置を促進させ、全域での乳幼児教育の充実と3歳児保育の実施などを推進することとしている。

- 3 次代を担う青少年の健全育成

現況と課題

本市はこれまで健全な青少年の育成を目指し、青少年問題協議会を軸に、地域の健全育成会による地域活動への参加促進や、補導センターを中心とした指導活動を行うとともに、有害図書等の排除など、健全育成に向けた環境づくりへの取り組みを進めてきました。

しかし、近年、少子化や都市化などの社会経済情勢の変化を受け、核家族が当たり前になる中で、人づくりの原点である家庭教育のあり方が問われています。家庭は、基本的な生活習慣、思いやり、善悪の判断など、生きる力の基礎になる資質や能力を培うための、最も基本的な場所であると言えますが、いじめや非行等の問題行動の背景には、家庭教育の欠如や親の養育姿勢が影響を及ぼしている可能性もあります。

一方、保護者自身も子どもとの接し方に自信を持っていないなど、子育てに対する漠然とした不安が大きくなっています。家庭の教育力を向上させるためには、何より先保護者が自分の子どもをどのように育てていくかという信念をしっかりと持つことが大切であり、保護者としての責任を自覚することが必要になっています。

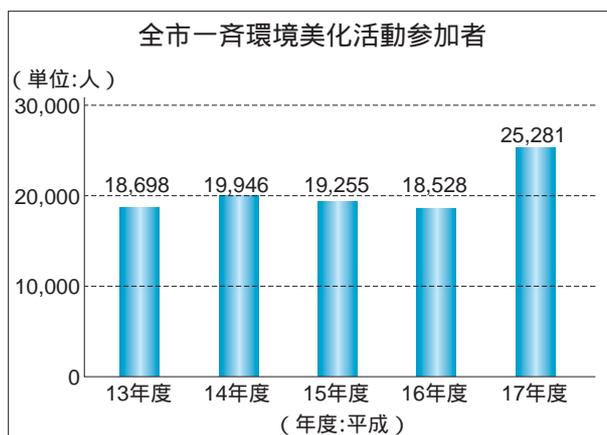
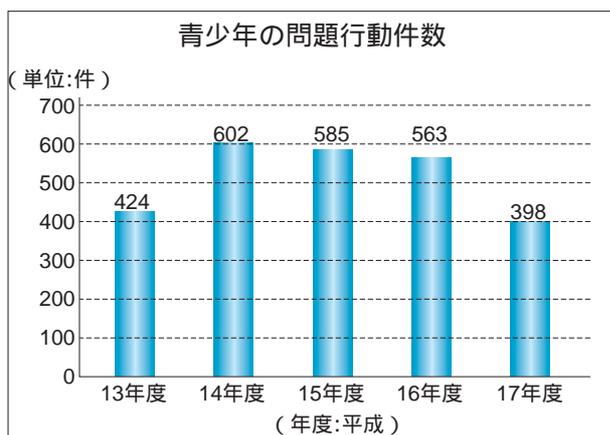
また、社会全体の規範意識が低下する中で、子どもを取り巻く環境が悪化しているという指摘もあり、子どもたちを地域全体で温かく見守り、時には厳しく接することが求められています。地域の中で、地域の大人と深く関わり合いが持てるような活動を通じて、健全な成長を導いていくことが必要になっています。

家族とのふれあいや地域社会との関わりの中で、子どもたちが自ら正しい判断ができるよう、大人自らが襟を正し、子どもと真剣に向き合うことで、問題を起こす前に未然に防ぐことができるような家庭・地域社会の構築や、放課後対策の充実が求められています。



基本目標

子どもたちの健全な心と体と生きる力を育むまちづくり



めざす姿

家庭・地域・学校が連携して見守り、育むことにより、青少年が正しい判断をする力を身につけている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
青少年の問題行動件数 (「健全な青少年の育成」を測る指標)	398件	370件	350件

施策の方向

青少年問題協議会活動の充実

青少年問題協議会の開催により、青少年の指導・育成・保護・矯正に関する施策の樹立に係る事項を調査審議し、関係機関に意見を述べるなど、その施策の実施に向け、各方面との連絡調整に努めます。

家庭教育力の向上

家庭における教育力の向上に向け、保護者対象の研修会や相談を実施するとともに、家庭における教育の大切さや家族のふれあいの大切さについて、情報発信に努めます。

地域教育力の向上

青少年が地域の大人と関わり合いが持てるような社会貢献活動やまちづくり活動を推進し、様々な学習や体験活動参加機会を増やし、地域の教育力を高めます。

放課後対策の充実

子ども達の放課後に係る安全・安心な活動拠点づくりを推進するため、放課後子ども教室の設置により、福祉サイトの放課後児童施策と連携を保ちながら、一体的な放課後対策の充実に努めます。

非行防止活動の充実

青少年の非行を防止するために、青少年健全育成会における講演会などを開催するとともに、青少年補導センターでは日常的なパトロール活動を実施し、問題行動の芽を摘みます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



子どもと真剣に向き合う

市民は、子どもとふれあう時間をできるだけ確保するとともに、自分の子どもと真剣に向き合うことで、子育てに関する信念を持ち、責任を自覚しつつ、健全な育成に努めます。

地域活動への参加促進

市民は、地域の祭りや環境美化活動などの行事に子どもの参加を促し、大人と子どものふれあいを通じて社会規範意識の向上や他人を思いやる心の育成など、地域全体で子どもの健全育成に貢献します。

青少年健全育成会

地域の青少年の実態を把握し、非行防止のための環境浄化、啓発、補導活動を推進するために、地域の健全育成会を中心として、有害図書や玩具販売を排除するなど育成活動の活発化を図ります。

主要事業

主要事業	事業の内容
青少年問題協議会の開催	青少年の指導・育成・保護・矯正に関する施策の樹立に係る事項の調査審議、並びに各方面との連絡調整
放課後子ども教室の実施	小学校の余裕教室等を利用し、地域の方などの参画を得て、勉強・スポーツ・文化・地域住民との交流活動等を実施
青少年補導センターの運営支援	地域との協力による補導活動、青少年相談事業、青少年だよりの発行
家庭教育学級の開設	保護者を対象とした家庭教育に関する各種学習会の開催
青少年健全育成団体の運営支援	青少年の育成に資する団体や、事業に対する支援

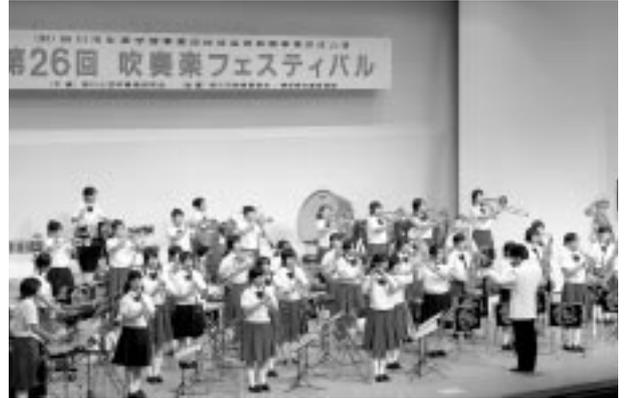
- 4 生きがいに満ちた豊かな人・暮らしづくり

現況と課題

近年の自由時間の増加や価値観の多様化などを背景として、生涯にわたり自らの意思によって様々な機会を通じて学び、向上していくという生涯学習への欲求が高まっています。本市ではこれまで、地域生涯学習センターや公民館などにおいて、地域住民自らが中心となり、様々な学習活動を実践し、生きがいに満ちた豊かな人生の創造が行われてきました。また、生涯学習を支える図書館の整備や各種文化活動、人づくり活動にも力を入れ、だれもがいつでも学習参加の機会を得ることができるよう、多彩なメニューを設けるなど、生涯学習環境の整備・充実を図ってきました。

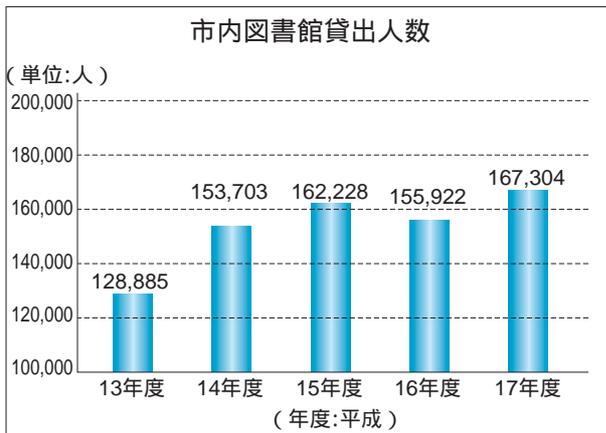
今後も、生活スタイルや価値観などの一層の多様化が進むとともに、いわゆる「団塊の世代」の定年退職、長寿化などにより、市民の学習気運はますます高まっていくことが予想されます。

このような現状も含め、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、だれもがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができるまちづくりが求められています。生涯学習への取り組みをさらに推し進めることにより、市民だれもが生涯にわたって生きがいに満ちた豊かな人生を送ることができるように、まちづくりの原動力としても活躍が期待されています。



基本目標

生涯を通じて豊かな人生が送れるまちづくり



主な生涯学習事業

市民大学校	公民館講座
女性会議	視聴覚教育(映写機講習会)
文化講演会	生涯学習アドバイザー講座
高齢者学級	美術館講座
成人式	図書館ボランティア養成
生活学校	吉岡彌生記念館健康づくり推進事業
生涯学習講座	託児サポーター派遣

めざす姿

自らの生きがいや目的を達成するために生涯学習に取り組む市民が増えている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
生きがいを感じる活動や趣味に取り組む市民の割合 (「市民の学習意欲」を測る指標)	58.9%	67%	75%
生涯学習リーダーの人数 (「生涯学習活動による人材育成の向上」を測る指標)	149人 (H17)	500人	850人

施策の方向

生涯学習気運の醸成と生涯学習機会の充実

市民が生きがいと満ちた豊かな人生を送るため、地域生涯学習センターや公民館活動を含むあらゆる機会を通じて生涯学習の大切さについてPRを行うとともに、市民大学校、女性会議等を通じて推進リーダー的人材を育て、生涯学習への気運を醸成します。さらに、地域生涯学習センター機能の充実、生涯学習活動に取り組む市民ネットワークの拡大、学校・家庭・地域住民などの連携協力の充実を図り、いつでも、どこでも、だれもが、生涯を通じて学習の機会に恵まれるような環境づくりに努めます。

図書館サービスの充実

多くの市民が生涯にわたり学習するため、多様な市民ニーズに応える図書館の蔵書・資料の充実を図るとともに、利用者の視点に立った使いやすい図書館として利便性の確保に努めます。また、移動図書館車による巡回サービスや子ども読書活動推進計画を進めることにより、読書人口の裾野拡大に努めます。

芸術文化活動の活発化

芸術文化への関心を深め、心豊かな人づくりを推進するため、文芸かけがわ・出前講座、文化講演会のPRや参加呼びかけを積極的に展開するなど芸術文化活動を活発化させ、多くの市民が芸術文化へ触れ、親しめる機会の提供に努めます。

二の丸美術館の充実

優れた美術の鑑賞機会を通じて情操豊かな市民を増やすため、特別展・企画展などを開催するとともに、写生大会や親子での講座等各種講座を開催し、地域芸術活動の拠点づくりを進めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



地域生涯学習センター活動

地域住民が主体となって、生涯学習の拠点として地域生涯学習センター活動の充実を図り、自らの自己実現やより良い地域づくりに活かします。

図書館関連グループ活動の推進

市民ボランティアなどが中心となり、図書館を拠点にした読み聞かせ活動、朗読ボランティア活動等を行い、読書を通じた生涯学習機会を提供します。

市民芸術文化活動の推進

市民は、文化協会などへの参加を通じて活動の輪を広げ、生きがいを感じる活動や趣味を持つことにより、人生を生きいきと送れるよう努めるとともに、その仲間を増やします。

二の丸美術館友の会活動

二の丸美術館友の会は、芸術文化の普及と向上を図るため、美術館事業への協力及び支援を行い、市民に愛される美術館づくりを応援します。

主要事業

主要事業	事業の内容
市民大学校・女性会議の開設	生涯学習リーダーなどの生涯学習運動推進者の育成
文化事業の開催支援	文化に関わる各種事業の開催支援
図書館サービスの充実と読書活動の推進	図書館の蔵書の充実、移動図書館車による地域・学校への巡回サービスの実施、図書館フェスティバル等の開催による読書活動の推進
市民芸術祭・文化講演会開催事業	市民芸術祭・文化講演会の開催
展覧会開催事業	二の丸美術館における特別展・企画展等の開催
生涯学習アドバイザー事業	生涯学習に関する講座や教室の企画・運営に対する支援

-5 生涯スポーツの実践普及

現況と課題

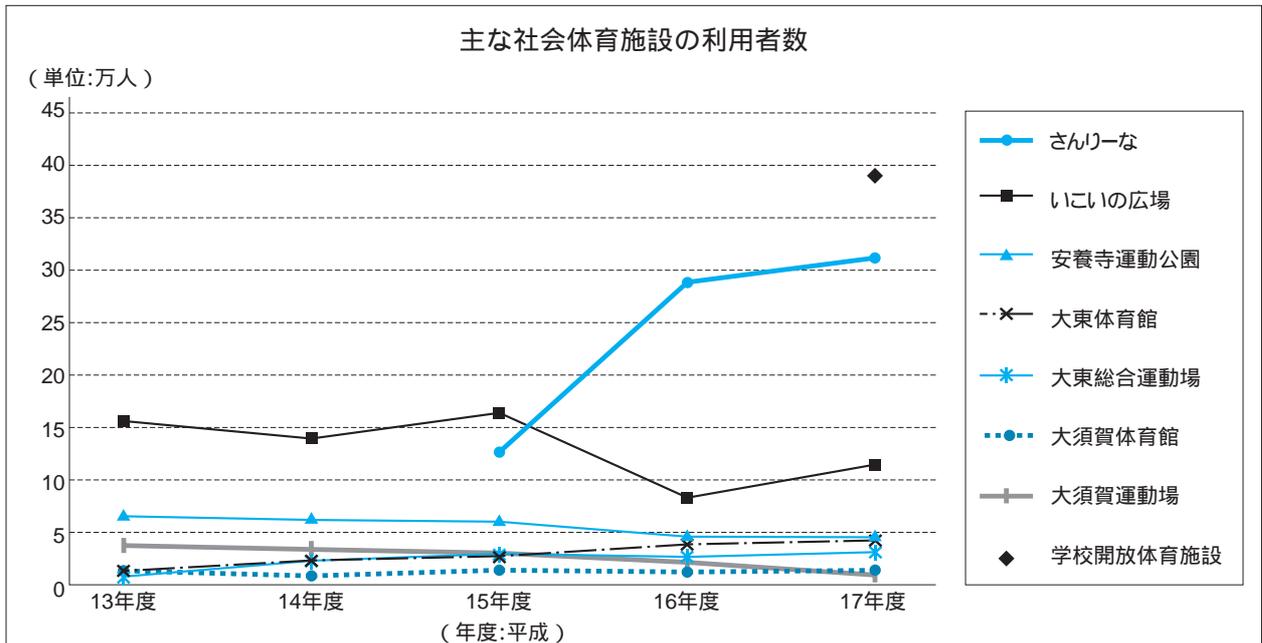
近年の健康維持への関心の高まり、余暇の過ごし方の多様化などを受け、生涯スポーツの重要性が増えています。本市でもこれまで、体育館やグラウンドなどの基盤整備をはじめ、市民が気軽に取り組めるスポーツ・レクリエーション活動の普及や施設の整備に努めてきました。平成15年10月には、当地域のスポーツ拠点として総合体育館(さんりーな)がオープンし、生涯スポーツへの取り組みが広がっており、さらには競技スポーツへの市民意識も高まりつつあります。また、平成18年4月には、生涯スポーツを支える旧体育協会が合併し、新たにNPO法人掛川市体育協会としてスタートしました。これを機に、子どもから大人まで、スポーツを通じた市民交流が一層活発に展開されることが期待されています。



今後は、高齢化の急速な進行が予想されるため、健康維持、医療費軽減の側面からも、生涯スポーツの果たす役割は大きく、生涯スポーツに関心の低い市民に対しても、意欲を高めるために積極的に働きかけることにより、だれもがいつまでも健康に暮らせるまちを築くことが求められています。

また、スポーツを通じ、人と人の触れ合いが生まれ、より良い家庭環境、地域づくり、コミュニティ形成が促進されることが期待されています。このため、既存施設の適正な維持管理に努め、良好な生涯スポーツ環境を創出する必要があります。

主な社会体育施設の利用者数



めざす姿

市民が日頃から運動に親しみ、子どもからお年寄りまで心身ともに健やかな人が増えている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
週1回以上スポーツ・レクリエーションに取り組む市民の割合(「生涯スポーツの浸透度」を測る指標)	28.6%	39%	50%
市営のスポーツ施設利用者数(「市営施設の満足度」を測る指標)	1,027,554人 (H17)	120万人	140万人

施策の方向

参加しやすいスポーツの実践機会の提供

スポーツを楽しむ市民人口の拡大を目指し、生涯スポーツの普及活動を行う団体を支援し、各種イベントを開催することにより参加機会の拡大を図ります。

競技としての実践機会の提供

競技スポーツにおけるレベル向上を目指し、スポーツ少年団等の育成を通じ競技人口の底辺拡大を図るとともに、選手の育成、大会参加チームへの支援、競技大会の開催を行います。

スポーツ指導者の育成

市民にスポーツの楽しさや大切さ、正しい身体の動かし方を伝えるために、指導者養成講習会の開催などを通じ、指導者の育成に力を入れます。

体育施設の充実

市民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、市民ニーズに対応した施設整備を進めるとともに、既存の施設に関しては、指定管理者制度の採用により、きめ細やかなサービスの提供と効率的な管理・運営に努めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



掛川市体育協会によるスポーツの普及

市民の生涯スポーツ及び競技力の向上を図るために、NPO法人掛川市体育協会が中心となり、各種イベント、競技大会の開催及び選手、指導者の育成を進めます。

体育指導委員・B&G指導員による地域の体育活動振興

体育指導委員・B&G指導員は、地域の体育活動振興のために、積極的にスポーツの指導にあたるるとともに、各種企画の立案を通じ、健康の輪が広がる地域づくりを行います。

スポーツの実践による健康意識の高まり

市民は、健康を維持するためにスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加するとともに、健康に対する意識を高めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
体育施設の機能充実	指定管理者制度の採用による、市民ニーズに対応した適切な管理運営と利用しやすい施設への機能充実
市民スポーツ交流フェスティバル事業	市民スポーツの輪を広げる交流の場の創出
トランポリン普及事業	トランポリン、トランポピクスの普及活動の実施
掛川・新茶マラソン事業	掛川・新茶マラソンの開催
公立学校体育施設改善事業	屋外運動場の施設改善(小学校の照明施設等の整備)

- 6 郷土の歴史や文化を愛する心の育成

現況と課題

本市は、国指定重要文化財の「掛川城御殿」や日本初木造復元天守閣の掛川城天守閣、さらには国指定史跡の「高天神城跡」「横須賀城跡」「和田岡古墳群」など、数多くの文化財と埋蔵文化財を有しています。また、地域に伝わる文化や祭り、伝統芸能なども、他にはない特色あるものが数多く受け継がれています。これまで、本市では歴史や文化の理解を広めようと、文化財の保護・保存と活用への取り組みや掛川考古展の開催、各種文化財教室の開講など、周知啓発活動を展開してきました。さらに、本市ではこれら文化財や伝統文化の継承には、歴史研究者や保存会などを中心とした多くの市民活動により支えられてきた経緯があります。

今後、ますます個性ある地域づくりへの意識が重視される中で、市民自らが郷土の歴史や文化を大切に、誇りと愛着を持って暮らしていくためには、地域の歴史や文化に対する理解をさらに深め、文化財の保護・保存と活用への取り組みによる歴史や文化との触れ合いや親しめる空間を創出していく必要があります。保存会・愛護団体をはじめとする市民団体との連携の下、市民一人ひとりが貴重な文化財や伝統文化を継承していく掛川らしさが求められています。



市内の指定文化財一覧(平成18年4月1日現在)

指定区分	名称		
国指定	建造物 掛川城御殿		
	史跡 高天神城跡 横須賀城跡 和田岡古墳群		
		県指定	龍華院大猷院霊屋 附春日厨子
			大日本報徳社大講堂 附設計図案
大日本報徳社淡山翁記念報徳図書館 附設計図案、絵葉書			
大日本報徳社 正門			
赤山神社本殿 附棟札2、銘板1			
窓泉寺山門			
三熊野神社本殿			
市指定	松平遠江守定吉画像		
	村松以弘筆「白糸瀑図」		
	紙本墨画揚柳観音像(1幅)		
	紙本墨画臨濟・百丈像(2幅)		
	紙本墨画達磨像(1幅)		
	絹本着色真人図(1幅)		
	三熊野神社絵馬(44点)		
	刀 銘 義助		
	刀 銘 於南紀重国造		
	大尾山鱧口		
考古資料 宇洞ヶ谷横穴墳出土遺物一括			
史跡 撰要寺墓塔群	大尾山 鳥居スギ		
	峯貝戸の大クワ		
天然記念物 伊達方の大ヒラギ	本勝寺ナギ・マキの門		
	中新井池のオニバス		
	獅子舞 かんからまち		
	八坂神社の祇園囃子と祭礼行事		
無形民俗 三社祭礼囃子	三熊野神社の地固め舞と田遊び		
	無形選定保存技術 手もみ製茶技術		
	〃		

指定区分	名称
市指定	掛川城太鼓櫓
	掛川城跡の門
	大手門番所
	大日本報徳社建造物群
	旧日坂宿旅籠「川坂屋」
	旧観音寺石塔「貞和二年」の銘がある
	吉岡彌生移築生家
	貞永寺本堂
	本源寺山門
	横須賀町番所
	撰要寺不開の門
	普門寺弁財天堂
	八所神社社殿
	ゲイスバルト・ヘンミイ墓
	村松以弘筆「青緑董法山水」
	涅槃図
	黒田清輝作「岡田良一郎肖像」
	本勝寺七面堂 野賀岐山画
	掛川城絵図
	掛川城御殿古図
掛川城御殿古図	
有栖川宮熾仁親王書跡	
旧掛川宿問屋職鈴木家文書	
古文書 長松院古文書	永源寺古文書
	横須賀惣庄屋堂帳
	横須賀城関係記録
	横須賀城下町絵図など45点
	萩間八幡宮鱧口
工芸 大原子神社鱧口	盛岩院鱧口
	本勝寺七面堂厨子
	本勝寺本堂 立川流彫刻
彫刻 本勝寺七面堂 立川流彫刻	高麗神社伎楽古面
	三熊野神社天狗の面
	三熊野神社こま犬

指定区分	名称
考古資料	横須賀城の鯨瓦と鬼瓦
	キリシタン燈籠
史跡	久延寺境内
	佐夜鹿一里塚
	平塚古墳
	東登口古墳群(6基の内5基)
	十内塚
	城主井上氏の墓塔
	城主西尾氏の墓塔
	晴明塚
	刀工高天神兼明屋敷跡
	事任八幡宮の大スギ
市指定	垂木のスギ
	事任八幡宮のクスノキ
	居尻のイスノキ
	松葉のカヤ
	阿波々神社の社叢
	久居島のリンボク
	秋葉路のモッコク
	西大淵大松
	如意庵のソテツ
	弁慶松
天然記念物	興禅庵マキの自然門
	高天神追手門跡スギ
	小笠神社参道スギ
	今龍寺イヌマキ2本
	今龍寺ソテツ2本
	ボダイジュ
	春日神社クスノキ
	満勝寺イチヨウ
	永福寺イヌマキ
	本勝寺カヤ2本
有形民俗 獅子頭	
無形民俗 紺屋町木獅子の舞 附太鼓1、鉦5	大淵のさなぶり

基本目標 ふるさとへの誇りと愛着を育てるまちづくり

めざす姿

わがまち各所に息づく歴史や文化を感じ、自分を育てたふるさとを誇りに思う市民が増えている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
文化財保存会・研究会等の数 (「歴史や文化への触れ合い度合」を測る指標)	10団体	15団体	20団体

施策の方向

文化財愛護意識の高揚

文化財が身近にある貴重な財産であると認識してもらうため、講座や展示会を開催するとともに、文化財保護団体や保存会と協力し、保存と伝承に努めます。

文化財の保存活用

文化財の歴史的意義を明確にするための調査・研究や保護・保存、記録を行うとともに、掛川城跡や横須賀城跡、高天神城跡、そして和田岡古墳群など史跡の保存・整備を行い、地域の歴史に対する市民の理解を深めます。

二の丸茶室の運営の充実

市の特産でもある茶の文化を気軽に体験できる施設として二の丸茶室の活用を図り、春の七草・ひな祭り・端午・七夕・菊の五祭り等を開催するなどして、四季の移り変わりを体験できる施設づくりを進めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



文化財保存会・研究会等活動の充実

市民により組織される文化財保存会、研究会等を中心として、文化財の保護・保存活動に取り組み、市民が文化財を身近な大切なものとして愛着を感じ、大切にしようとする意識の醸成を図ります。

茶道文化普及活動の推進

掛川城を中心としたイベント等により、茶室への関心が高まりつつある中で、市民に親しみが持てる茶室を目指し、文化協会茶道部組織を中心に、茶生産者と製菓者、茶道具に関わる人々とともにおもてなし茶道文化の普及・促進を図ります。

主要事業

主要事業	事業の内容
史跡整備事業	国史跡「横須賀城跡」、「高天神城跡」、「和田岡古墳群」の整備事業の推進
史跡指定地公有化事業	横須賀城跡、和田岡古墳群史跡指定地の公有化業務(建物等の補償物件調査、指定地の買上げ等)の実施
埋蔵文化財発掘調査事業	遺跡地内における遺跡所在確認調査、市や民間事業者が行う土地利用に係る発掘調査事業の実施
歴史民俗資料の保存・管理・活用事業	歴史民俗資料の保護保存のため、適切な保存・管理・活用業務の実施
建造物保護保存事業	建造物の修復事業に対する支援と古住宅などの基礎調査の実施
掛川城管理運営事業	掛川城天守閣と御殿の適切な管理・運営の推進
茶室管理運営事業	二の丸茶室の適切な施設管理と茶道文化の普及を図る呈茶業務の実施

第4章 産業経済分野

多様な産業が調和しながら発展し、 市民が豊かに暮らせるまち

基本目標 1 豊かな市民生活を支える力強い産業が育つまちづくり

- 1 地域経済を支え未来へ飛躍する商工業の発展
- 2 勤労者が生きいきと働き、暮らせる社会の実現
- 3 安全・安心な消費生活の確立

基本目標 2 にぎわいと出会い溢れるまちづくり

- 4 何度でも訪れてみたくなる魅力ある観光の振興
- 5 人が集い、にぎわい溢れる市街地の活性化

基本目標 3 安全な食の提供と農業の価値が高まるまちづくり

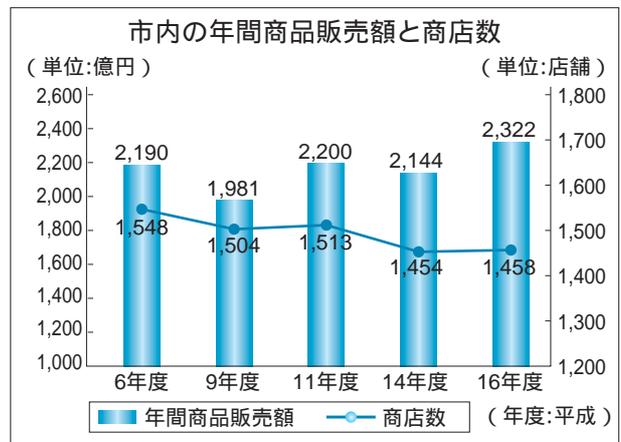
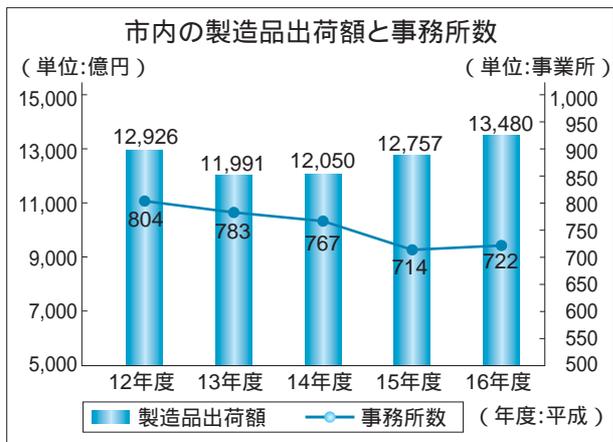
- 6 豊かで力強い掛川型農業の確立

- 1 地域経済を支え未来へ飛躍する商工業の発展

現況と課題

本市ではこれまで、エコポリスの建設など良好な工業用地の確保を通じて、市内全域への積極的な企業誘致を展開してきました。その結果、新エコポリス1期工業団地は完売、上土方工業団地への企業立地も順調に進み、先端技術を持つ企業が進出するなど、市内の製造品出荷額は飛躍的な伸びを示しています。これら順調な企業立地による雇用の安定や経済の活性化は、市民の豊かな暮らしの創出など市全体に大きな効果をもたらしたといえます。しかし、今後の社会構造の変化や地方分権社会に対応していくためには、地方都市のさらなる自主・自立が求められており、引き続き産業基盤の整備に力を注いでいく必要があります。これまで、JR東海道新幹線、東名高速道路などの良好な交通アクセスを背景に工業振興を図ってきましたが、平成21年には富士山静岡空港の開港が予定されており、経済が急成長するアジア各地域に向けたビジネスでの活用も今後は期待されます。地元企業の育成・支援と併せて、魅力ある工業用地の確保、恒久的な工業用水の導入など、これまで築いてきた有利な立地条件を最大限に活かした取り組みが求められています。

一方、商業における年間の商品販売額はほぼ横ばいで推移しています。しかし、既存商店街では人々のライフスタイルの変化や郊外大型店への顧客の集中などにより、全国の地方都市と同様に低迷が続いています。これまで、市内各地で様々なイベントや魅力づくりへの取り組みが行われていますが、継続的な効果をもたらすには至っていません。しかし、商店の中には、独自のアイデアや特色を活かし年間を通して好調を維持している例もあり、店主の取り組む姿勢も重要になっています。今後は、「まちづくり三法」の改正により、商店街を取り巻く環境に大きな変化を与えることも予想されます。地域の人たちにとって魅力ある商店街づくりを進めるため、地元店主は勿論のこと商工会議所・商工会など関係機関との連携を強化し、魅力ある店づくりや情報発信などによって競争力を高めることが求められています。



めざす姿

競争力のある商工業が育成され、地域経済の活力が維持されている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H16	中間目標 H23	最終目標 H28
製造品出荷額等 (「工業の活性化状況」を測る指標)	13,480億円	14,500億円	15,500億円
年間商品販売額 (「商業の活性化状況」を測る指標)	2,322億円	2,400億円	2,460億円

基本目標
豊かな市民生活を支える力強い産業が育つまちづくり

施策の方向

工業団地整備と企業誘致の推進

新エコポリスをはじめとする工業団地の造成、工業用水の確保といった基盤整備を進めるとともに、企業誘致を積極的に行い、既存産業との相乗効果を目指します。また、富士山静岡空港の開港により、経済的に急成長するアジア地域へのアクセスが向上することに伴い、ビジネス拠点として、企業の誘致推進に取り組みます。

新規起業家への支援の充実

若手経営者や新規起業家が本市を基盤に活動を行えるよう、商工会議所をはじめとする各機関とも連携して、各種相談事業、経営支援、イベントを開催するとともに、空き店舗・空きオフィスを活用した起業を支援するなど、新たなビジネスの立ち上げ支援を充実させます。

中小企業経営者に対する支援の充実

経営基盤が弱い弱になりがちな中小企業が創造的・安定的経営を行えるよう、融資制度や、相談・支援体制の充実を図ります。

商店街の活性化

商店街の空洞化の進行を防ぐために、商店街活性化の研究・助言を行うとともに、チャレンジショップなどの活性化を推進し、「地域のコミュニケーションポイント」としての商店街活性化に取り組みます。また、魅力ある商店街づくりにつなげるため、個々の店舗の魅力創出や情報発信などを通じて、競争力向上に努めます。

商工業団体への支援

まちづくりの原動力として、経済の活性化を支える活動を推進する商工会議所・商工会等に対し、必要な支援を行います。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



商店街の再生

地元商店主、地域住民、関係機関は、やる気を持って連携・協力し、それぞれの魅力づくりに努めるとともに、将来の商店街のあり方、まちのあり方について考え、一過性のにぎわいづくりから継続性のある、将来に向けたまちづくりの創出に向けた取り組みについて考え、行動します。

市内企業間懇談等の促進

事業者は、企業懇談会等に積極的に参加することにより、互いの企業発展に繋げるきっかけを探るとともに、企業のまちづくりへの社会貢献方法を研究します。

主要事業

主要事業	事業の内容
工業導入促進事業	新エコポリスなどの工業団地の整備推進及び企業誘致
工業用水導入事業	東遠工業用水道企業団設立、運営に関する関係市の調整
商工業事業活動支援事業	商工会議所、商工会等の各種事業に対する補助。大東町商工会、大須賀町商工会の合併支援と、長期的視点における商工団体の一元化の検討
商工業団体等支援事業	中小企業相談所の運営支援、掛川茶振興協会への支援、市街地活性化・地域商店街活性化に対する支援
商工業振興計画策定事業	商業、工業の振興計画の策定、計画的な商工業振興の推進

「エコポリス」とは、エコロジーシステム(生態系)とインダストリーシステム(工業生産)とを美しく共存させた都市づくりを理念として市内に整備される工業団地の名称。

「まちづくり三法」とは、「都市計画法」、「中心市街地活性化法」、「大規模小売店舗立地法」の総称。

「チャレンジショップ」とは、商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、地元商工会、商店街振興組合等が空き店舗の一部を店舗開業希望者に、期間限定で格安に賃貸する創業支援事業の名称。

- 2 勤労者が生きいきと働き、暮らせる社会の実現

現況と課題

我が国では長い不況を抜け出し、雇用機会は改善傾向にあります。本市でも、雇用対策協議会との連携の下、就業支援活動や雇用情報の提供に努め、全国平均と比較しても良好な雇用環境を実現してきました。また、勤労者福祉環境の充実のため、中小事業所の勤労者を対象とした勤労者福祉サービスセンター事業や勤労者向け融資事業への支援を実施してきました。

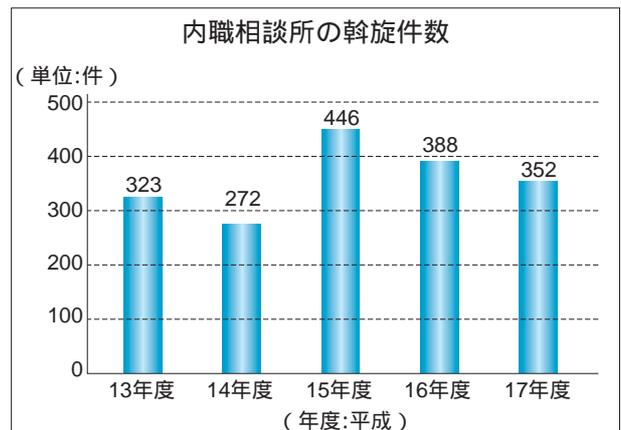
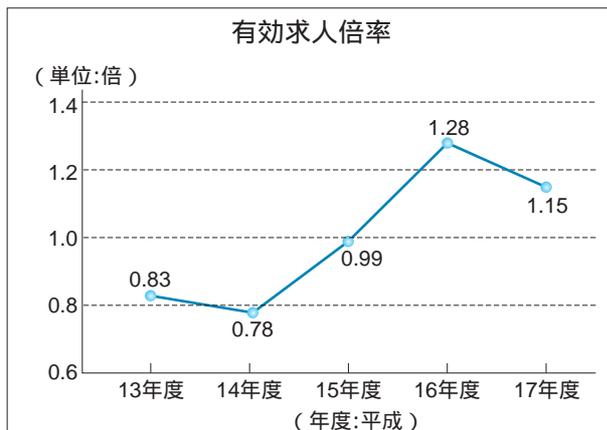
しかし、今後の人口構造の変化は、単に労働力の減少が予想されるだけでなく、勤労者が希望する就業



形態自体が大きく変化していくことを意味しています。これまで、本市では、雇用機会の創出を最優先に取り組んできましたが、今後は、「団塊の世代」の大量退職による多様な就業形態の確保や子育て世代の就労に対する配慮などが求められています。また、近年急増している外国人労働者への対応も大きな課題となっており、雇用環境の改善や社会保障制度への加入問題などについて、勤労者・雇用者相互が理解を深め、安心して働ける雇用環境の確保に努めていく必要があります。このほか、全国的にフリーターやニートの増加が社会問題となっており、職業訓練や教育が不足した若者たちの雇用対策についても関係機関との連携による取り組みが求められています。引き続き、勤労者の就業環境、生活の安定確保に努めるとともに、希望に沿った多様な就業機会の確保が必要になっています。

基本目標

豊かな市民生活を支える力強い産業が育つまちづくり



めざす姿

市民の働く場が確保され、就業環境が整っており、能力や希望、生活の都合にあった仕事ができている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
全就業者人口に対する市内就業者の割合(農業除く) (「雇用の安定」を測る指標)	67.5%	68.5%	69.5%
市内の高校卒業生で就職した人のうち市内で 就職した人の割合(「新卒者雇用の安定」を測る指標)	28.4%	33%	38%

施策の方向

勤労者福祉の充実

勤労者が豊かでゆとりのある生活ができるように、勤労者福祉サービスセンターや勤労者団体の活動を支援し中小事業所をはじめとする勤労者労働環境の改善に努めます。

雇用の促進と安定

市民のライフスタイルに応じた就業の機会を提供できるよう、公共職業安定所や商工会議所など関係機関との連携の下、多様な求人・求職情報を提供するとともに、相談事業の充実を図ります。また、企業ニーズに対応した高度な技術・能力を持つ職業人を養成するため、学生を対象としたインターンシップや企業訪問の受け入れを事業所に呼びかけるほか、市民の各種講座や研修への参加支援を実施します。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



就労環境への意識高揚

すべての勤労者は、自分自身や周囲の就労環境についての意識を高め、適正な就業環境の保持と勤労者の生活安定の確保に努めます。

子育て世代の就労環境整備活動

事業者は、性別を問わず、すべての就労者が子育てに関わることができるように、子育て支援に関する行動計画の策定や社内の意識改革を積極的に進めるなど、子育て環境の整備に努めます。

女性労働者能力活用事業

女性労働者の能力活用と雇用機会の確保を図るため、21世紀職業財団と国・県・市関係機関が連携し、パートタイム労働イグナスや、女性の再就職セミナーの開催、各種女性活用施策の紹介を行います。

外国人労働者の雇用環境整備

事業者は、外国人労働者の雇用にあたり、十分な相互理解を図り、安心して働ける雇用環境の整備に努めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
就職支援事業	小笠地区雇用対策協議会を通じた各種就職支援
勤労者資金貸付事業	金融機関との協調による、勤労者の住宅新築、増改築、住宅用地の取得に対する低利融資と勤労者やその子弟の進学、在学費用に対する低利融資
内職相談事業	内職相談所の開設・運営
勤労者団体等支援事業	勤労者福祉団体が行う事業に対する支援

「フリーター」とは、定職を持たずにアルバイトなどで生計を立てている人のこと。フリーアルバイトの略。

「ニート」とは、仕事をせず、学生でもなく、職業訓練にも参加していない若者のこと。

「インターンシップ」とは、会社などでの実習訓練期間。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。体験就業ともいう。

「21世紀職業財団」とは、働く女性の能力発揮の促進や、仕事と育児や介護との両立支援、パートタイムや短時間労働者の雇用管理の改善等を主な事業として行っている財団のこと。

グラフ内「有効求人倍率」数値は、ハローワーク掛川管内(掛川市、菊川市、御前崎市)の有効求人倍率を示す。

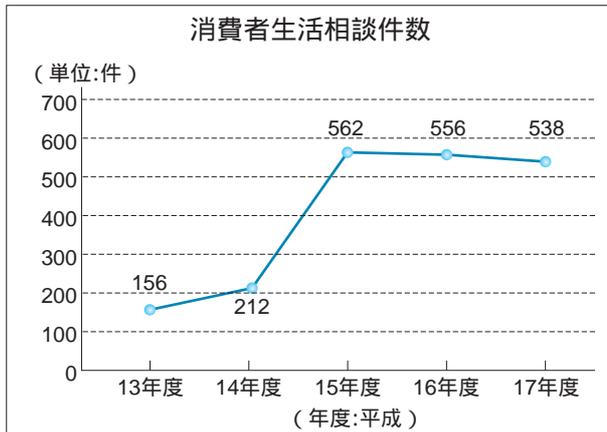
- 3 安全・安心な消費生活の確立

現況と課題

本市ではこれまで、消費トラブルの未然防止や解決のために、専門的な消費生活相談員を配置しての消費相談や消費生活展を開催し、周知活動に努めてきました。

我が国全体においては、消費者トラブルは、食品偽装事件の発生など、高度化・複雑化が進行していることから、平成16年には消費者基本法が全面改正され、消費者の権利が保障される一方、消費者自身も自主的・合理的に行動することが求められるようになりました。

本市での消費生活相談件数も依然として高い水準で推移しており、消費者犯罪も若年層や高齢者を狙った悪質で巧妙な手口が増加しています。このような消費トラブルに対処する確かな助言を行う体制を整えるとともに、事業者に対しても適正な商品管理、情報提供を行うよう、指導していくことが求められています。



めざす姿

市民が消費生活に必要な知識を習得しており、安心して消費生活を送ることができる。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
過去1年に消費トラブルに遭った人の割合(消費生活展アンケートより)「消費生活の安全」を測る指標)	3.8%	3%	2%

施策の方向

消費者の意識・知識の啓発

市民が消費生活に関する知識を身につけ、自立した判断ができるように、消費生活展を開催するとともに、掛川市消費者協会の活動を支援するなど、啓発活動を推進します。

消費者保護の充実

消費トラブルが生じた時に適切な対応を行えるように、消費生活相談の体制を充実させるとともに、事業者への指導も適宜行います。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



消費者団体活動の充実

消費者団体は、安全・安心に消費できる生活を確保するための活動を通じて、消費者と事業者の良好な関係づくりを支援します。

消費トラブル予防活動

市民は、家庭や地域で消費生活に関する情報交換を進め、トラブルを未然に防止できるように努めます。

身近な相談体制の構築

事業者、販売店などは、消費者の身近な不安に対して親身に相談に応じ、適切に対応します

高齢者被害の予防・早期解決活動

増加が予想される高齢者を狙った消費者犯罪を未然に防ぐため、高齢者と接する機会が多い民生委員やホームヘルパーを中心として、消費生活相談窓口との連絡体制を強化することで消費トラブルの防止、早期発見・早期解決に努めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
消費生活相談事業	消費生活相談、消費生活相談出前講座の開催、情報収集能力の強化
消費者団体等育成支援事業	掛川市消費者協会の事業(消費者講座の開催)に対する支援
消費生活展の開催	各種団体の研究発表・展示、消費生活の体験・相談コーナーの設置による消費に関する意識高揚

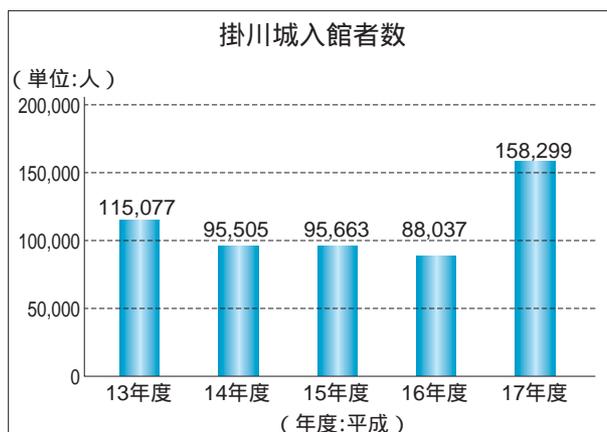
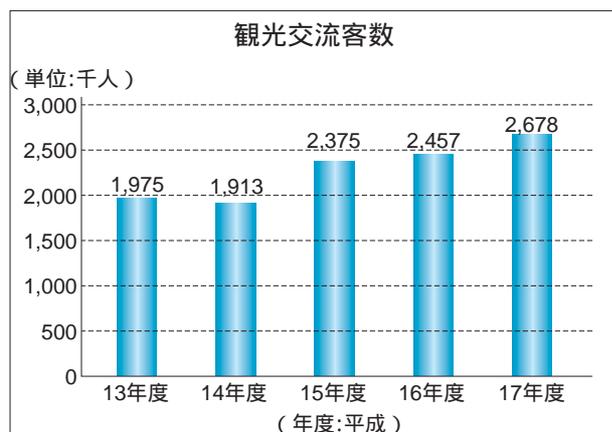
- 4 何度でも訪れてみたいくなる魅力ある観光の振興

現況と課題

海から山までつながる多彩な自然や、掛川城をはじめとする数多くの観光資源を有する本市では、観光パンフレットやホームページを充実し積極的な情報発信に努めるとともに、様々なイベント開催を通じて観光振興を図ってきました。特に、平成18年に放映されたNHK大河ドラマ「功名が辻」による観光交流客数の増加は著しく、市の魅力アップと今後の観光振興につながる契機として大きく期待されています。

近年、観光に関する人々のニーズは従来の景勝地や史跡・名所を訪れる「観る観光」に加え、「参加する」「体験する」「学ぶ」「食を楽しむ」といった「体験する観光」へと変化しています。本市も合併により市域が拡大したことから、市内全域をネットワーク化し、海・山・街道での多様な観光機会を創出するとともに、平成21年開港予定の富士山静岡空港を活用して国内外からの誘客を図ることが必要になっています。また、本市のイメージの向上のため、積極的な情報発信に努め、観光を契機に地域資源の再発見に取り組むなど、市民のふるさと意識の高揚につなげていくことも求められています。

観光交流は単なる経済効果ばかりでなく、人と人とのつながりを拡大し、人づくりやまちづくりへ寄与するものとしても注目されています。このため、観光協会を中心に市民や事業者との連携・協力を強化し、人情味あふれるおもてなしの心を育て、何度でも訪れてみたいと思うような魅力あるまちづくりを進めることが求められています。



めざす姿

市の魅力を体験するため、多くの人を訪れ、市民との交流を繰り広げ、活力とうるおいのあるまちになっている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
市内観光施設の入場者数 (「市内観光施設の魅力向上」を測る指標)	187.4万人	200万人	210万人

施策の方向

魅力的な情報発信機能の充実

行ってみたい、何度でも訪れてみたいと感じていただけるような、魅力的で新たな発見を予感させる観光パンフレットの作成やホームページの運営に努めるなど、様々な機会を通じて、掛川の情報発信を行います。

おもてなしの心を伝える誘客体制の充実

訪れた人に掛川の魅力を体験していただくために、わかりやすい観光マップや施設案内板の整備をおこなうとともに、施設の魅力を向上させて来訪者の利便を図ります。さらに、観光関係者の人材育成を積極的に進めて、人情味のあるおもてなしの心を備えた誘客体制の充実を図ります。

観光資源の整備・活用

市内全域の魅力を高め、繰り返し訪れていただく人を増やすため、合併により広域化した市内の豊富な観光資源の適切な維持・管理・活用を図るとともに、市内観光資源のネットワーク化を図ります。

広域連携の推進

富士山静岡空港の開港が予定されるなど、当地域の利点である広域交通体系や遠州灘から赤石山脈につながる壮大な立地環境を活かして、市域を越えた広域観光ネットワークを構築し、国内外からの誘客アップを図ります。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



観光協会事業の活性化

観光協会は、会員の輪を広げ財務基盤の強化を図り、観光協会の自主・自立を高めるとともに、一層の市民、事業者の協賛を得ながら、魅力ある観光振興に努めます。

観光ボランティアによる受け入れ態勢の強化

観光ボランティアガイドや遠州横須賀倶楽部、日坂川坂屋の会などの輪を広げ、来訪者に対する真心のこもった案内やおもてなしに努めます。

施設の清掃管理への参加

観光資源や施設を地域の宝として捉え、周辺の住民が中心となって、安全・安心で清潔な状態を維持する活動に参加し、後世へと伝えていきます。

主要事業

主要事業	事業の内容
海・山・街道観光ネットワークの構築事業	海・山・街道観光ネットワークの構築、観光パンフレットの制作、観光案内所の充実
観光施設の魅力充実	市内観光施設の魅力充実のための施設の維持・管理・運営、利用者ニーズに応えるリニューアル、改良
観光交流事業の開催・開発支援事業	観光協会など関係団体との連携による、魅力ある各種イベント開催・開発の支援
観光広域連携協議会の設立	富士山静岡空港開港に向けた広域協議会の設立と事業展開の推進

「市内観光施設の入場者数」とは、市内主要観光施設(19箇所)の入場者数を示す。

-5 人が集い、にぎわい溢れる市街地の活性化

現況と課題

市街地は、かつては地域コミュニティの核、地域の顔として重要な役割を果たしてきましたが、生活様式の変化や車社会の進展による大型店の郊外への相次ぐ出店などの影響で、全国的に市街地の空洞化が進んでおり、本市も例外ではありません。現在、商工会議所や商工会、まちづくり団体等により、空き家、空き店舗対策、イベント開催など様々な活性化への取り組みが行われているとともに、現地特派員を派遣し、店主や居住者から率直な意見を収集し、きめ細かな施策展開に努めていますが、依然として市街地の再生への道程は厳しい状況が続いています。

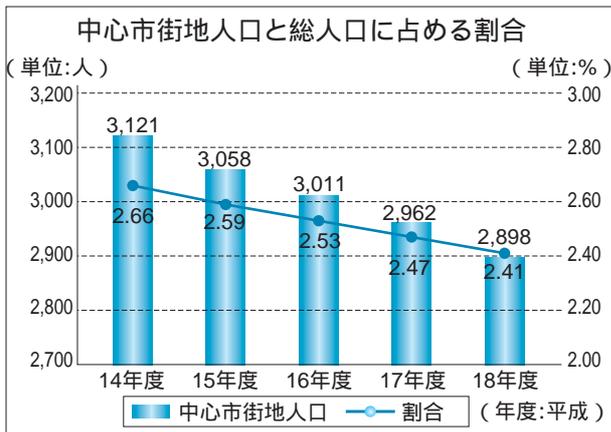


一方、JR掛川駅周辺を中心市街地においても、TMO「かけがわ街づくり(株)」との連携による空き店舗対策事業や新規商業者育成のためのチャレンジショップの導入といった新しい挑戦、さらには商店街でのイベント開催や魅力づくりに取り組んでいますが、抜本的な対策には至っていないのが現状です。また、中心市街地の活性化の起爆剤として、JR掛川駅前東街区の再開発事業ため、準備組合が設立され事業計画も策定されましたが、採算面などから事業計画の見直し作業が進められています。

国では、全国的な中心市街地の空洞化に歯止めをかけるため、「まちづくり三法」を見直し、大型店の郊外への出店規制の強化や、商業と居住を主体とした多機能集積地としての再生を図ろうとしています。

JR掛川駅周辺においても、市の玄関口としてアクセス環境の充実により一層の利便性向上に努め、商業活性化の推進を図るとともに、住宅地機能や子育て支援施設、市民活動支援施設、市民窓口などの行政関連機能など、複合的な施設集積による活性化を期待する市民ニーズも高まっています。

こうした背景から、地元住民、店主、事業所、行政などの関係者が連携し、地域の成り立ち、環境、歴史文化など地域特性を活かした新たな市街地空間の形成が求められているとともに、JR掛川駅周辺についても、本市の玄関口にふさわしい中心市街地としての再生に、大きな期待が寄せられています。



めざす姿

それぞれの地域特性が活かされた市街地が形成されており、市民が魅力と愛着を感じている。また、中心市街地は市の玄関口として、人が集い、にぎわいに溢れている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
中心市街地歩行者数 (「中心市街地のにぎわい」を測る指標)	986人	1,200人	1,500人
市内の商店数 (「市街地の活性化」を測る指標)	1,458店舗 (H16)	1,460店舗	1,460店舗

施策の方向

地域特性を活かした市街地の活性化

それぞれの地域の成り立ちや環境、歴史文化を活かし、地域の特性や住民ニーズに対応した市街地形成のあり方について検討し、市民、事業者、関係機関と連携して、新たな魅力づくりに取り組みます。

中心市街地への都市機能の集積

中心市街地は、市民が最も集いやすい場所であることから、商業機能だけでなく、居住機能、行政機能など、様々な都市機能を集約・充実させるため、市街地再開発の推進や中心市街地への大規模集客施設の誘導を促進し、本市の顔にふさわしい魅力ある空間を創出します。

中心市街地のアクセス環境の充実

本市の中心として多くの市民が集う空間となるよう、市内各地域からのアクセスを改善するとともに、来訪者の駐車場や駐輪場を確保します。

活性化の原動力の養成

空き店舗や空きオフィスなどを活用して、様々な事業活動や地域活動を行いやすい環境を提供するとともに、市街地活性化の原動力となる人材や団体の育成に向けて、支援を行います。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



JR掛川駅前東街区再開発事業組合活動

権利者、地元商店主、地域住民、まちづくり団体などが中心となり、街なか再生における掛川駅前東街区のあり方について研究・検討し、中心市街地の再生に取り組みます。

まちづくり団体等の連携推進

掛川おかみさん会、NPOスローライフ掛川、遠州横須賀倶楽部、商店街団体等は、相互の連携と市民、事業所、行政を巻き込んだ市街地活性化への取り組みを推進し、街なかの元気を取り戻します。

かけがわ街づくり(株)事業の推進

かけがわ街づくり(株)を中心に地元商店主、地域住民が参加した組織の充実を図り、個々のにぎわいづくりから、中心市街地全体を見通したつながりのあるにぎわいづくり「点から線へのにぎわいづくり」を目指した、中心市街地の魅力づくりに取り組みます。また、空き店舗対策やチャレンジショップ事業を推進し、街なかの賑わいを創出します。

主要事業

主要事業	事業の内容
JR掛川駅前東街区再開発事業	商業機能、居住機能のほか、子育て機能、市民活動拠点、市民窓口機能などの行政機能を集約した施設の検討、整備への支援
大型商業施設の中心市街地への誘導促進	準工業地域への大型集客施設の立地規制など用途地域における土地利用方針の見直しを図り、中心市街地への立地を誘導
空き店舗活用事業	空き店舗を活用したにぎわいづくり活動への支援

「TMO(Town Management Organization)」とは、中心市街地の運営・管理を担当する第3セクターや商工会議所で組織する機関(まちづくり会社)のこと。市の立案したマスタープランに従って、中心市街地の商業地全体を総合的かつ独自の計画によって推進させる事業を実施する。

「中心市街地人口」とは、JR掛川駅北側の中心市街地活性化区域(約70ha)内の常住人口をいう。

「中心市街地歩行者数」とは、駅前通りを徒歩により通行する人数をいう。

- 6 豊かで力強い掛川型農業の確立

現況と課題

本市ではこれまで、日本一の茶産地を目指した土地基盤や茶工場の整備を推進するとともに、野菜・果樹栽培等、高付加価値を目指した経営支援、畜産物の品質向上策の実施、物産販売施設の活用など、生産から加工、販売にいたる総合的な活性化策を実施してきました。

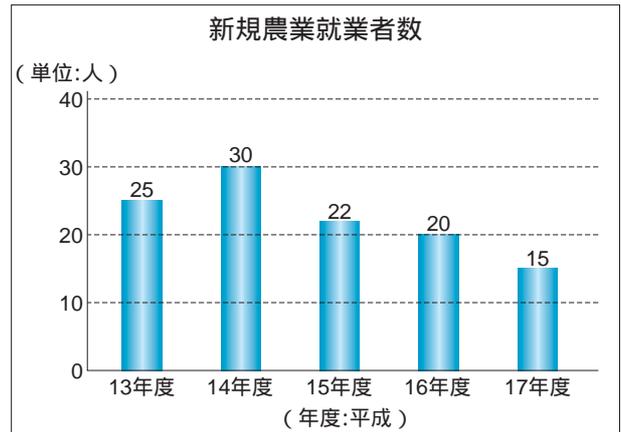
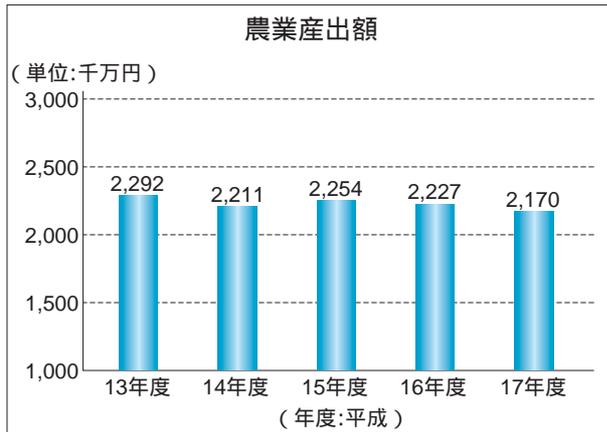
その結果、本市産の茶は各種品評会で高い評価を受けるなど、名声を高め、また、掛川牛や掛川フレッシュポークなど、畜産品の地域ブランドが確立するなど農業の活性化が進められました。

一方、全国的には、近年の食の安全性に対する意識の高まりを受け、地元で生産した安全安心な農畜産物を消費する地産地消の流れが加速するとともに、多様な法人が農業に参入することが可能となるなど、農業を取り巻く環境は変化の時期を迎えています。

また、農業の担い手不足は深刻で、従事者の高齢化が進行し、今後は遊休農地の拡大と農村集落の崩壊も危惧されるなど、農業構造の抜本的な再編が緊急の課題となっています。

このため、農業活性化や気塾の組織活動、農業経営に参画する女性農業者の発掘等を通じて、担い手養成を推進するとともに、農地の効率的利用や製品のブランド化の推進、加工、販売にいたる戦略の策定等を通じ、農業経営の基盤の安定化に努めていくことが求められています。

また、農業の持つ多面的な役割についての地域住民の理解を深めるために、環境保全型農業の推進、地産地消及び食育の推進、都市と農村との交流促進が求められています。



めざす姿

安全安心な農産物が安定的に生産され、活力ある農業・農村が営まれている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
認定農業者数 (「農業の担い手確保の状況」を測る指標)	522人	590人	657人
農業産出額 (「農業の活性化状況」を測る指標)	217億円	223億円	228億円

施策の方向

多様な担い手の育成と安定的な経営の確立

農家を効率的・安定的な経営体で育成し、農業経営の安定化と所得向上を図るために、農地の集積と流動化を推進するとともに、認定農業者制度の推進、農業制度資金の利用者に対する利子補給や、農業設備の近代化等への補助金の交付、農業法人化への支援などを行います。

特色ある掛川型農業振興施策の企画・推進

収益性が高く特色ある「掛川型農業」の実現のために、掛川市農業振興ビジョンや農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化に関する基本構想等、農業振興施策を推進するとともに、農家・農協・行政の三位一体により作物別の課題等の解決、適切な指導を行います。

農地有効利用の促進

農業委員会の適切な運営及び審議により、優良農地の保全と地域農業の指導促進を図ります。また、遊休農地の把握・有効活用の調査のため、農地パトロールを実施します。

農業農村基盤整備の推進

良好な営農条件を整えた農業基盤を整備するために、農道、用水路、排水路、畑地かんがい、暗渠排水路など農業農村整備事業を計画的に進めます。

農村環境改善センターの利用促進

千浜・大淵・山崎農村改善センターの維持管理に努め、利用者が安心して利用できる施設を目指します。

地産地消の環境づくり

市内の特色ある農畜産物、加工品、または農業、農村の多面的な機能や役割に対する市民の理解を促すため、イベントの開催や地元産品の体験・販売に関する幅広いネットワークを構築します。また、観光振興施策との連携により、各種交流事業と地産地消の融合を図り、相乗効果を高めます。

環境保全型農業の推進

間伐材や家畜の排泄物、稲わらなどの有機性資源の堆肥への活用や減農薬・減化学肥料による栽培を推進し、環境保全型農業を実現するとともに、自然保全、水源の涵養など、農業の多面的機能を活性化させます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



地域農業資源保全活動の推進

農業用施設である農道、用排水路、農地などの保全、活用、維持について、農業者と地域住民が一体となって取り組み、地域の農業用資源の保全ができるように、地域の活動組織を設立し、実践活動を行います。

やる気塾による地域農業の活性化

平成17年度に市内農協支店・支所単位に、農家・農協・行政が三位一体となり設立した農業活性化やる気塾(24地域塾)を通じて今後の地域農業の活性化と再構築を推進します。

特に、農地の集積・流動化、担い手の育成、遊休農地の解消や元気な女性農業者の支援・育成等を行い、各地域の特色を活かした農業の確立を図ります。

主要事業

主要事業	事業の内容
地域農業振興事業	農業の担い手集団である農業振興会等に対する経営改善研修、同業種情報交換会などの開催
施設整備近代化支援事業	農業制度資金借入者への利子補給や近代的農業機械整備費への補助金交付
茶業経営再編整備事業	茶業の企業的経営への転換に向けた業務再編、施設改善
農業農村整備事業	農道、用・排水、畑地かんがい・パイプラインなど農業基盤と農村地域の総合整備
大井川農業用水整備維持管理	基幹水利施設の補修やパイプラインなど新農業水利システムの構築
中山間地域等支援事業	農地と農村保全の協定を締結した集落に対する、農業基盤の適切な管理を支援
地産地消推進事業	農産物販売施設への支援、農業者の経営知識の習得促進

「掛川型農業」とは、農業が担う使命の一つである、安定的な農畜産物の生産・供給に加え、消費者、地域住民、関連企業との相互連携、相互理解の下、地域特性を活かした多彩な生産能力と抜群の競争力・収益性を兼ね備え、さらには地域づくりの担い手としても力を発揮していこうとする新しい農業のめざす姿。

「遊休農地」とは、活用されないで放置してある農地のこと。

「環境保全型農業」とは、農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業形態のこと。

「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成した経営改善計画を基に農業の担い手として市町村が認定した農業者のこと。

第5章 都市基盤分野

利便性に優れ、快適な暮らしを 創出できるまち

基本目標 1 市民生活と産業経済を支える安全・快適な道路網が整ったまちづくり

- 1 活発な交流を支える幹線道路の整備
- 2 生活を支える身近な生活道路の整備

基本目標 2 公共交通が整い便利な暮らしができるまちづくり

- 3 利便性の高い移動手段の確保

基本目標 3 バランスの取れた快適な居住環境に恵まれたまちづくり

- 4 安心して住み続けられる居住環境の確保
- 5 良質で魅力ある住宅・住宅地の供給

- 1 活発な交流を支える幹線道路の整備

現況と課題

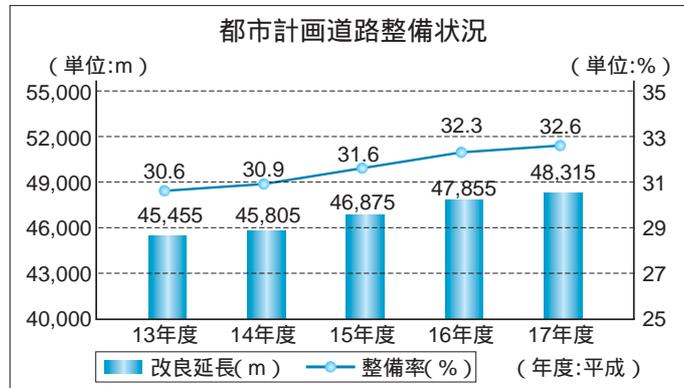
本市は合併によって県内6番目に広い都市となり、南北に細長いという特徴をもっています。新市としての一体性を確保し、南北間の円滑な往来を実現するために、南北幹線道路の早期実現が期待されています。南北幹線道路は、本市の東西を横断している東名高速道路や国道1号、国道150号と接続することにより、市内各地から国土の動脈を利用しやすくするという重要な役割を果たすことになります。このように、市民生活の利便性向上や活発な産業活動を支え、市全体の均衡ある発展を目指すためにも、南北幹線道路の早期完成を実現する必要があります。



また、南北幹線道路に連結し市内の主要拠点をつなぐそ

の他の幹線道路網の整備も課題となっていますが、現状では多くの未着手路線を抱えています。限りある財源の中ですべての幹線道路に十分な対応をしていくことは難しく、緊急性や重要性を十分に考慮したうえで、優先順位を定めた具体的整備プログラムを策定するなど、現実的な対応が必要になっています。加えて、将来の人口減少や一層の高齢化をはじめ、第二東名高速道路の開通、富士山静岡空港の開港、御前崎港の機能充実など、社会環境の変化や需要予測的確に見据えた道路網計画が必要になっているとともに、併せて広域の物流や交流を担う高速道路や国道、県道など広域幹線道路の整備・拡充・活用が求められています。

さらに、既存の幹線道路についても歩道改良などの維持管理に対する市民ニーズが高まっており、今後は予防保全型の道路管理手法の検討など、安全で快適な交通環境の確保に向けた適切な維持管理が重要になっています。



平成17年度末の市内都市計画道路の総計画延長は148,335mとなっている。

めざす姿

渋滞の無い快適な道路交通が確保され、市民の生活圏の広域化に対応しているとともに、人・もの・情報の交流が活発に行われている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
南北幹線道路(市街地連携ルート)の整備進捗率 (「南北幹線の進捗率」を測る指標)	2.0%	50%	100%
朝夕ラッシュ時における主要幹線道路の自然渋滞箇所数(「交通円滑化」を測る指標)	8箇所	6箇所	2箇所

施策の方向

南北幹線道路の建設促進

南北幹線道路の市街地連携ルートについては早期竣工を目指し、地元・関係者の協力の下に、測量設計、用地補償と工事施工を着実に進めるとともに、海山連携ルートについては、具体的なルート、整備手法などについて、県など関係機関と調査研究を進め、建設促進に向けた取り組みを推進します。

都市の骨格を担う幹線道路の建設

長期展望に基づいた道路網計画を策定するとともに、その優先順位等に基づき、新市の骨格を担う幹線道路を計画どおり整備します。

国道、県道の整備促進

国道の4車線化をはじめとする国道・県道の整備に向けて、実施主体である国・県に積極的に働きかけるとともに、地区及び地権者との協調、相互理解を高めるための取り組みを行います。

第二東名高速道路の整備促進

第二東名高速道路を活用した地元振興策について、建設主体と地元との調整を行い、第二東名高速道路の整備が円滑に進むよう支援します。

適切な維持・管理の充実

快適な道路環境の維持と施設の延命化を図り効率的な管理を実施するために、既存の道路については、予防保全型の道路管理の視点に基づいた計画的な補修・改修を進めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



第二東名高速道路の施設を活かした地元活用型施設の設置

第二東名高速道路周辺地域の住民が中心となり、パーキングエリアとその周辺や高架橋下空間の有効活用に向けて検討し、地元活用型の公益的施設などの設置による地域振興に取り組みます。

南北幹線道路整備促進市民大会の開催

南北幹線道路の早期整備に向けて、地区の住民が中心となった整備促進市民大会を開催するとともに、市民と関係機関の連携・協力を促します。

主要事業

主要事業	事業の内容
南北幹線道路整備事業	早期整備を目指し、測量設計、用地補償、工事施工の着実な実施
道路網計画と道路整備プログラムの策定	20年先を見越した道路網の見直しの実施。緊急性、重要性等を総合的に勘案した、整備の優先順位付けを定めた道路整備プログラムの策定
幹線道路網(南北道を除く)の整備	東西環状線をはじめとする市内の主要幹線道路の整備
国道、県道事業の支援	要望活動、地権者との調整、説明会等による国道の4車線化等の促進
第二東名高速道路の整備促進と地元活用型施設の整備	関係自治区と市による協力体制の構築、整備の促進。高架橋下公園構想の研究、パーキングエリアを活用した地域振興策の検討等の実施

「南北幹線道路」とは、市の背骨を形成し、南北間の円滑な往来と市全域の発展を実現する幹線道路のこと。旧市街地間を結ぶ「市街地連携」と、市の東部・西部・北部の主要施設までを結ぶ「海山連携」の2つの目的がある。

「朝夕ラッシュ時における主要幹線道路の自然渋滞箇所数」における「自然渋滞箇所」とは、人口集中地区では、渋滞長1,000m以上、または通過時間10分以上渋滞する箇所をいい、それ以外の地区では、渋滞長500m以上、または通過時間5分以上渋滞する箇所をいう。

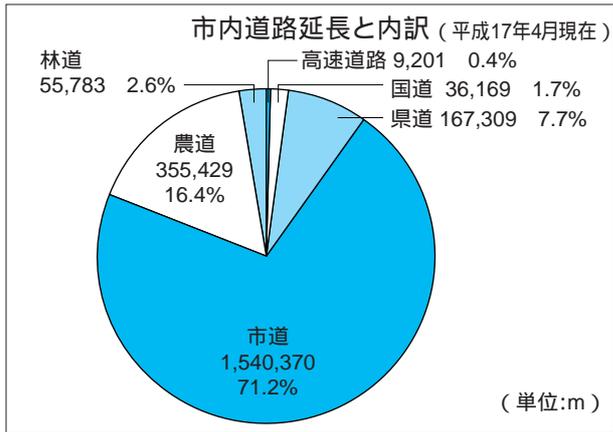
-2 生活を支える身近な生活道路の整備

現況と課題

生活道路は、通勤・通学、買い物など市民生活に最も密着し、自動車とともに自転車や徒歩による身近な移動にも利用される道路です。本市では、安全で円滑な地域内交通を実現するため、市道の整備・改良に努めるとともに、交通弱者を守ることを中心とした道路整備を推進してきました。

しかし、狭隘道路の拡幅、安全性の向上など、依然として道路整備に関する要望は数多く寄せられています。市道の改良率は平成16年度末時点で66.5%であり、今後も改良を進める必要がありますが、限られた予算の中で、1年間に改良できる道路延長は年々短くなっています。緊急性などから優先順位を検討し、重点的な道路整備に取り組むとともに、効率的な整備を行う必要があります。

広い市域を抱える本市では、市道の延伸とともに、舗装、橋梁、側溝、安全施設等の維持管理や老朽化対策も重要な課題になっています。安全で快適な生活道路の形成に向けて、計画的な道路整備と、市民や地域の協力による効率的な道路管理体制の構築が必要になっています。



めざす姿

生活を支える身近な道路が安全・安心に使える。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
生活道路の改善率 (「生活道路の安全性」を測る指標)	- %	33%	66%

施策の方向

生活に密着した道路の整備

市民が便利で快適な日常生活を過ごし、安心して道路を利用することができるよう、身近な生活道路の整備に努めます。

道路・橋梁機能の維持

道路パトロール等により、道路・橋梁の補修箇所を把握し、早期対応による機能維持の確保に努め、安全で円滑な通行を確保します。

身近な道路等の早急な改善

日常生活に支障を及ぼす恐れがある危険箇所について、早期発見と即時改善に取り組み、安全な生活道路の維持に努めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



地域住民による道路維持清掃活動

地域住民は、地域環境の保全や安全な通行に寄与するため、沿道の草刈活動への取り組みを推進するとともに、歩行者や車両の通行に支障となる草や小木の管理を行います。

地域住民による道路排水施設の維持管理

地域住民が中心となって、道路排水施設の維持管理に努めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
道路拡幅改良事業	生活基盤として安全快適な通行確保のため、緊急性・必要性に応じた道路整備の実施
交通安全施設整備事業	交通事故の削減と交通弱者の保護のための歩道整備、段差解消、付帯施設の設置などの改良
地域環境整備調整事業	地区要望等に応じた、小規模な維持修繕工事と生コン、道路用資材等の支給
道路橋梁の維持管理強化	道路・橋梁のパトロールの強化、市民からの通報に基づく危険箇所の早急な改善の実施、市民・地域と連携した迅速で効率的な管理の実施

「交通弱者」とは、自動車中心社会で、移動を制約される者のこと。主には高齢者、子ども、障害者などが該当する。

「生活道路の改善率」とは、狭隘、安全性に乏しいなどの理由から通行に支障があるとして市民から要望があり、平成18年度時点において道路改良が必要であると判断された生活道路150路線のうち、改善された率を指す。年間10路線の改善を目標としている。

- 3 利便性の高い移動手段の確保

現況と課題

本市にはJR東海道新幹線とJR東海道本線の掛川駅があり、他都市への移動の利便性には優れています。一方、市内移動の公共交通機関としては、天竜浜名湖鉄道と路線バスがありますが、いずれも利用者は減少傾向にあり、経営的には非常に厳しい状況が続いています。このため本市では、沿線市町と共同で天竜浜名湖鉄道に対しての経営支援を行うとともに、廃止された路線バスを自主運行バスに切り替え、継続した運行を確保してきました。また、平成15年度からは市街地循環バスの運行を開始し、利用者の利便性向上と市民生活の移動手段の確保に努めています。

しかし、天竜浜名湖鉄道と各路線バスの利用者増への見込みは厳しく、新たな利用者の掘り起こしが大きな課題となっています。公共交通機関を存続させ、学生の通学、高齢者の通院、買い物足の引き続き確保していくためには、行政や事業関係者のみならず沿線住民を巻き込んだ総合的な対策が必要になっています。

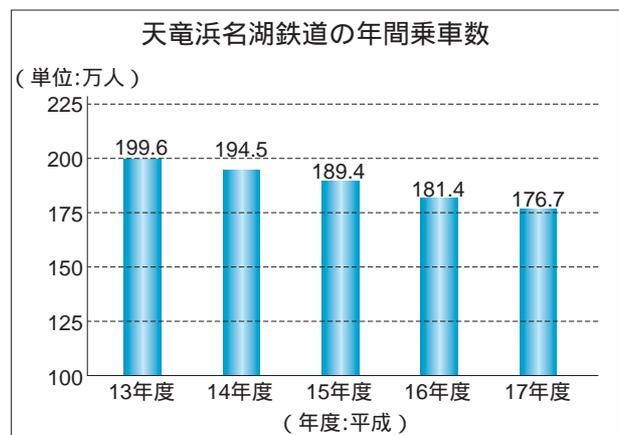
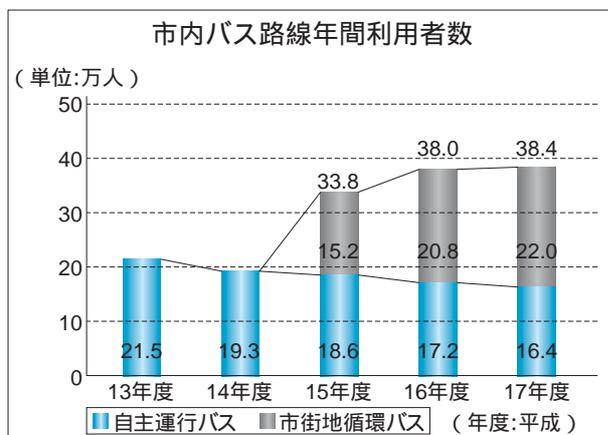
また、市内に散在する公共交通空白地域への対応も求められており、移動ニーズを把握し、経済性を備えた新たな公共交通システムの導入検討が必要になっています。

こうしたことから、新市全体の公共交通の再編計画を策定し、高齢化の進展など社会構造の変化や富士山静岡空港の開港による広域交通体系の変化など、将来需要に的確に対応した利便性の高い移動手段を確保することが求められています。



基本目標

公共交通が整い便利な暮らしができるまちづくり



めざす姿

若年層や高齢者をはじめ、だれもが不自由なく通勤・通学・通院、買い物などができる。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
市内バス路線の年間利用者数 (「公共交通の利便性」を測る指標)	38.4万人	40万人	42万人
天竜浜名湖鉄道の年間利用者数 (「公共交通の利便性」を測る指標)	176.7万人	190万人	200万人

施策の方向

利便性と効率性を両立する公共交通の確保

新市公共交通の利便性向上を効率的に実現し、交通空白地域への具体的対応を図るとともに、富士山静岡空港の開港などに伴う交通環境の変化や将来需要に対応した広域交通体系について、JR新駅構想などを含め検討・研究を行い、市民、事業者の意見を踏まえた総合的な交通計画の策定を行います。

バス路線の確保

市民の公共交通手段の確保に向けて、バス路線の運行維持と新規路線の開設への支援のほか、それぞれの地域に応じた具体的交通手段の確保に向け取り組みます。

天竜浜名湖鉄道への支援

鉄道による公共交通手段を確保するため、沿線市町とともに天竜浜名湖鉄道を支援し、経営安定化による鉄道交通の維持を図ります。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



公共交通計画の策定

公共交通の維持、改善に向けて、地域住民、交通事業者が中心となり、公共交通を支える対策を話し合い、実現可能な対応策を検討します。

掛川市天竜浜名湖線を愛する会の活動活性化

天竜浜名湖線を愛する会を中心として、地域の観光PR、各種イベントを活用しつつ、観光資源の発掘と宣伝により、利用者の増加に努めます。また、地元協力会などの参加を得て駅及び沿線の環境整備を進めます。

マイレール・マイレーン意識の向上

地域住民が一体となって既存の公共交通を地域の財産として認識し、できる限り利用するなど路線存続に向け取り組みます。

主要事業

主要事業	事業の内容
市街地循環バス事業	市街地周辺部の拠点施設を巡る循環バスの運行
郊外バス交通確保対策事業	廃止代替路線、自主運行バスに対する運行支援
福祉バス支援事業	福祉バスの運行支援
総合交通体系計画の策定	総合交通体系計画の策定を通じた新市全体の道路、鉄道(JR新駅構想を含む)、バス等の交通体系のあり方についての検討・研究
天竜浜名湖鉄道利用促進事業	トイレ等維持管理、敬老記念切符配布、経営支援等による利用促進

「自主運行バス」とは、路線バス廃止に伴い、交通弱者の移動手段の確保を図るため、道路運送法第21条第2項に基づき運行するバスのこと。市が費用の一部を負担している。

「市街地循環バス」とは、掛川駅を中心として45分間隔で南北19便ずつ運行されている循環バスのこと。

「福祉バス」とは、一般的に高齢者などの交通弱者の外出支援と交流促進などを目的に、民間事業者を運行主体とした貸切乗合許可により運行されるバスのこと。

- 4 安心して住み続けられる居住環境の確保

現況と課題

良好で快適な居住環境を形成するためには、そこに暮らす市民の視点を大切に、地域の特性に応じたまちづくりが必要です。本市では、都市計画法に基づき、住民参加の下、望ましい都市像と都市整備の目標を明確にして都市施設の整備を進めていますが、法に基づく整備や規制・誘導をより実効性の高いものとするためには、まちづくりの主役である市民一人ひとりが、積極的に参画していくことが重要です。

そこで、本市では、まちづくり土地条例を活用し、地区の土地利用について、市民と地権者が「まちづくり計画」を策定し、市民と行政の協働による規制と誘導を行っています。この他にも、開発指導や建築指導によって、良好な居住環境や都市景観の維持に努めています。

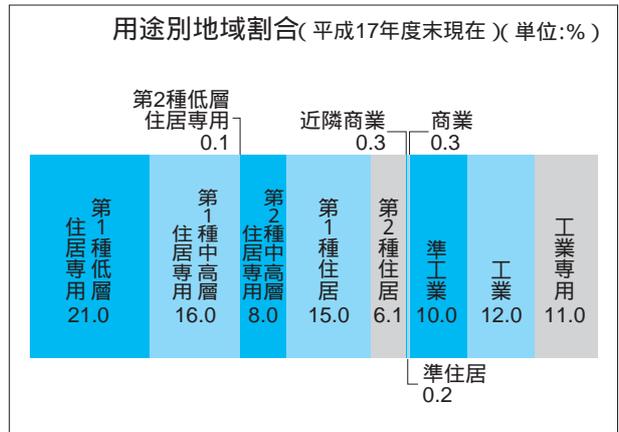
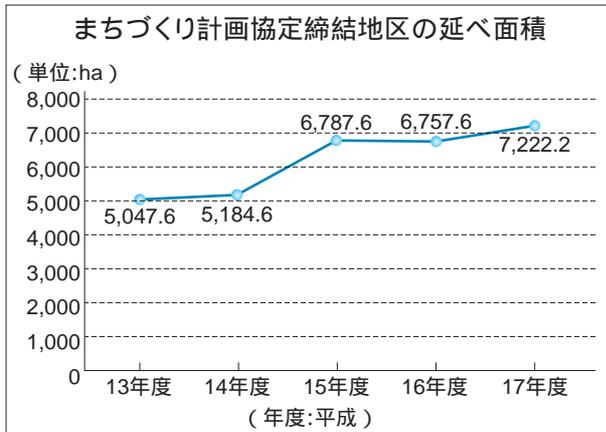
その一方で、近年、社会環境や人々の価値観は急速に変化しており、地区毎に敷地の大きさや建築物の高さ・色彩等の制限を定めている地区計画の内容についても、時代に応じた見直しが求められています。また、都市景観は、地域価値を引き上げる役割を果たしますが、その意識の浸透については、今後の課題となっています。

これらの整備・開発と保全のあり方については、まちづくりの根幹に関わるものであり、地域価値の向上と良好な居住環境の両立については、地域、開発事業者、行政がともに調整し合う仕組みを充実させていくことが、今後ますます必要となっています。



基本目標

バランスの取れた快適な居住環境に恵まれたまちづくり



平成17年度末の用途地域合計面積は、2,453.4haである。

めざす姿

地域の特性に応じたバランスの取れた土地利用が行われ、安心して住み続けられる居住環境が確保されている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
まちづくり協定締結面積の市域に占める割合 (「良好な居住環境の形成状況」を測る指標)	27.0%	36%	45%

施策の方向

良好な都市環境の形成

都市計画マスタープランの策定により、用途地域の建ぺい率・容積率、地区計画で定められた高さ・色彩・壁面後退等に関する規制と建築指導などを行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮することにより、地域にふさわしく、だれにもやさしい良好な都市環境の形成に努めます。

都市景観の形成と保全意識の高揚

都市景観写真コンクール等を通じて、「我がまちの良さ」を再発見するとともに、住民参加活動により、景観も市民の財産であるという認識を醸成し、優れた街並みの保全や美しい都市景観の形成を推進します。

適正な土地利用への誘導

土地利用指導要綱、都市計画法に基づき、土地利用事業や開発行為許可申請を適正に審査し、良好な都市環境の維持へ誘導します。

建築物及び敷地の建築基準関係規定への適合

建築物とその敷地に関して、建築基準関係規定の遵守により、安全で快適な居住環境の維持に努めます。

市民主体の地域づくりの推進

各地域の開発と保全の考え方について、地区単位での検討により、協定区域を定め、地域の総意を反映する土地利用を行います。また、市民と行政の協働により、適正な土地利用の誘導を図り、快適なまちづくりを進めます。

土地境界の明確化

土地の状況と登記内容を整合させる地籍調査事業を推進することにより、土地の境界を確定し、土地に関する権利を保全します。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



地元住民が主体となった地区計画の策定

良好な住環境の形成に向けて、地域住民が主役となり、各地域にふさわしい建物の規制(高さ・色彩・壁面後退等)内容を検討し、地区計画を策定します。

地区まちづくり計画(案)の策定

地区のまちづくり委員会が中心となり、地域発展、良質なまちづくり推進に向けた地区単位での土地利用構想(まちづくり計画)を策定します。

主要事業

主要事業	事業の内容
国土利用計画の策定	土地利用の基本的な指針となる国土利用計画の策定
都市計画マスタープランの策定	総合計画、国土利用計画等と連携した計画の策定、将来ビジョンの明示
地区まちづくり計画の策定	まちづくり委員とともに、地区の土地利用構想についての検討会の開催
適正な土地利用への誘導	土地利用事業、開発行為許可申請の内容審査及び改善指導
建築物にかかる中間・完了検査の実施	違反建築物等の防止に向けたパトロール等により、建築関係規定に関する中間・完了検査の徹底
地籍調査事業	計画的な調査工区の設定と、円滑な地籍調査事業の実施
都市景観形成事業	写真コンクールや景観講座を通じた景観価値のPRと屋外広告物の適正化

「国土利用計画」とは、総合的かつ計画的な国土利用を確保するための長期計画(将来構想)であり、各種土地利用計画の基本となる計画のこと。
 「都市計画マスタープラン」とは、市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針等をきめ細かく、かつ総合的に定めることを内容とした計画のこと。

-5 良質で魅力ある住宅・住宅地の供給

現況と課題

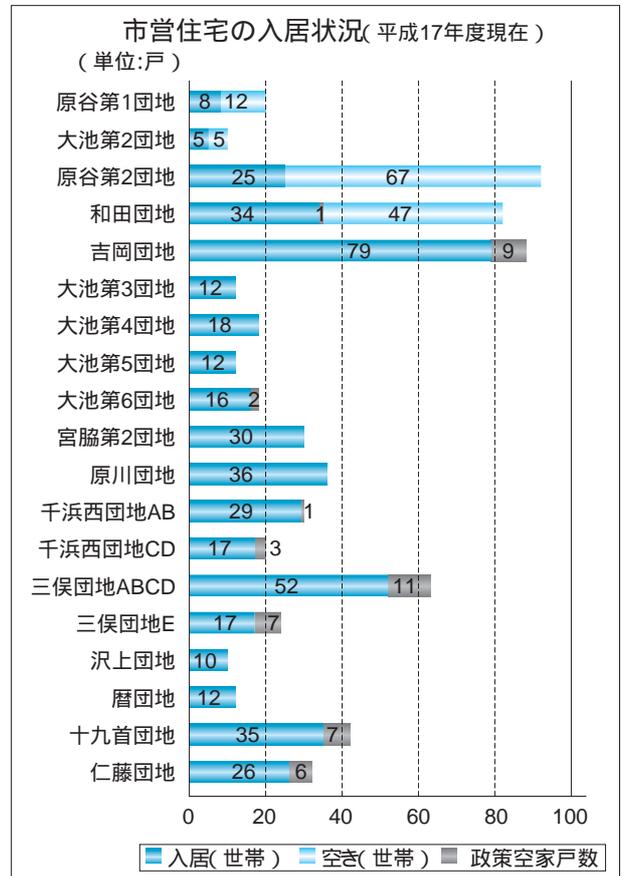
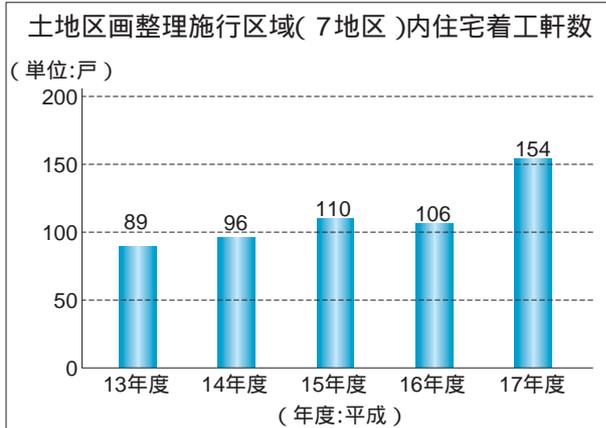
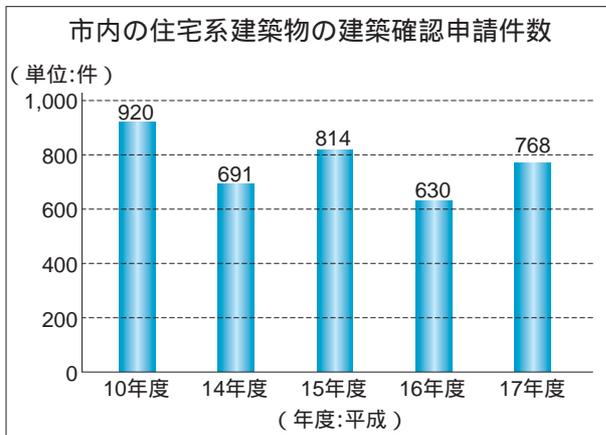
本市では、昭和35年から土地区画整理事業を実施し、平成18年度末までに23地区604haの良質な住環境を提供してきました。現在も2ヶ所39haの土地区画整理事業を施行中であり、密集家屋や狭隘道路を改善し、道路、水路、公園などが整備され、快適で機能性、防災性にも優れた住宅地を創出しつつあります。また、本市は市営住宅17団地を有し、適正な家賃での住宅供給にも努めてきました。

今後は、全国的に進む核家族化等により、本市でも人口の伸び以上に世帯数の増加率が高まるものと予測されています。このため、社会経済の動向を睨みつつ需要を的確に予測したうえで、引き続き最適な手法により、快適性や利便性に優れた宅地を提供するなど、良質な住環境の創出に努めていく必要があります。

また、近年、住宅に対するニーズは多様化しており、高齢者や障害者が暮らしやすい住宅供給も求められています。さらに、若い世帯の定住化に向けて、若者の志向に合った住宅や子育てしやすい住宅を供給することも大切です。原谷第2団地の建設、老朽化した公営住宅の建替などを通じて、こうした需要に応えるとともに、良質な民間住宅開発の誘導を進め、多様なニーズに対応した魅力ある住宅供給に努める必要があります。

基本目標

バランスの取れた快適な居住環境に恵まれたまちづくり



めざす姿

良質で魅力的な住宅地が提供できているとともに、核家族化等に伴う多様なニーズにも対応した住宅が提供されている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
土地区画整理施行区域(7地区)内住宅着工率 (「良質な宅地の提供度合い」を測る指標)	30.0%	35%	40%
市営住宅への応募最高倍率 (「市内住宅の充足度合い」を測る指標)	6倍	3倍以内	2倍以内

施策の方向

良質な公営住宅の提供

公営住宅17団地の適正な維持管理と計画的な建替えならびに改修、原谷第2団地の建設などにより、適正な家賃で良質な公営住宅の供給に努めます。

宮脇第一土地区画整理事業の推進

地区内の既存家屋の移転等、土地区画整理事業を計画どおりに進め、既存住宅密集地を都市施設と居住環境が整った機能的なまちへ再編します。

組合施行等土地区画整理事業の推進

組合施行の洋望台地区や個人施行の二瀬川地区などの土地区画整理事業を推進し、快適な居住環境が整備された秩序あるまちを計画的に創出します。

良質な住宅地の供給

社会情勢、地域の現状などから将来的な住宅需要を的確に予測し、区画整理事業の可能性調査や民間活力を積極的に活かした供給を促進することにより、需要に見合った良質な住宅地の供給に努めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



環境美化運動

地域住民が中心となり、近隣の道路、公園、調整池、河川等の除草を行うなど、環境美化運動を展開します。

土地区画整理組合による販売促進

組合施行の土地区画整理の早期完了を目指し、組合員が一致団結して区画整理地内の良質な環境維持に努めるとともに、保留地の販売促進に努めます。

公営住宅の良好な環境維持

居住者は、自らが暮らす公営住宅内の清潔で良好な環境を維持するため、協力して清掃活動などを行います。

主要事業

主要事業	事業の内容
宮脇第一土地区画整理事業	区画整理による、快適で利便性、防災性に優れた市街地の再編
公営住宅等整備事業	公営住宅の建替事業、借上げ事業
公営住宅ストック等総合改善事業	バリアフリー化、防災対策等、既存公営住宅の改善
洋望台土地区画整理事業	区画整理による、快適でゆとりのある市街地近郊のまちづくりの創出
二瀬川第二地区沿道整備土地区画整理事業	県道「原里大池線」の慢性的な渋滞解消と沿線土地の有効利用に向けた区画整理の推進

「政策空家」とは、老朽化した市営住宅の建替事業、または改善事業を行うため、新たな入居募集を停止している結果生じた空き家のこと。

「土地区画整理施行区域(7地区)内住宅着工率」とは、宮脇第一、家代、長谷、上屋敷・西郷、東名掛川IC周辺、洋望台、二瀬川地区沿道整備の各土地区画整理内における住宅の着工率のこと。

第6章 防災危機管理分野

災害に強く、市民が安心して暮らせるまち

基本目標 1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり

- 1 あらゆる災害から市民を守る防災体制の強化
- 2 災害に強い住宅、公共施設づくり

基本目標 2 消防救急体制が充実したまちづくり

- 3 市民の生命・身体・財産を守る消防救急体制の強化

基本目標 3 交通事故・犯罪のないまちづくり

- 4 交通事故の撲滅
- 5 犯罪の撲滅

- 1 あらゆる災害から市民を守る防災体制の強化

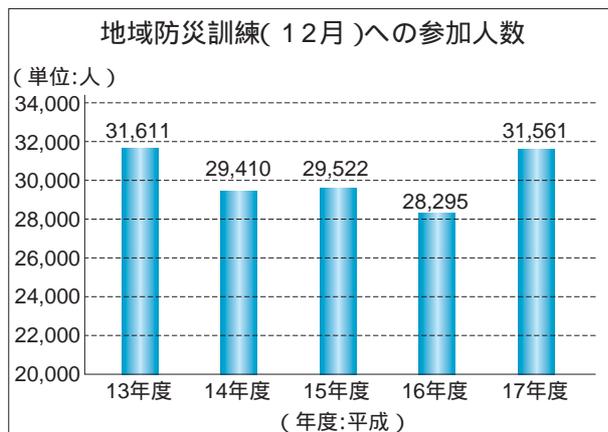
現況と課題

近い将来、発生の可能性が指摘されている東海地震をはじめとし、異常気象による水害や土砂災害など様々な自然災害に対する備えとして、本市では、市民の生命・財産を守るために地域防災計画を策定し、通信機器の整備、関係機関や自主防災会と連携した訓練などを通じて、防災体制の構築に取り組んできました。また、隣接する御前崎市には原子力発電所が立地しており、原子力に対する正しい知識の普及に向けて、学習機会の提供や広報紙による情報伝達に努めてきました。

しかし、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、さらには、平成16年7月に新潟県を襲った水害、同年10月に発生した中越地震は、大規模な自然災害に対する恐ろしさをあらためて認識させるものとなりました。これらの災害からは、市民、地域、事業者、市、県、国など、それぞれの立場から防災対策を進めることの必要性が浮き彫りとなっています。引き続き全市民的な防災訓練や啓発活動などを通じて、市民一人ひとりが普段から防災意識の向上に努めるとともに、関係機関が連携して組織的な防災体制を築くことが必要になっています。

また、被災時の被害を最小限に抑えるためには、災害予測情報や避難情報を正確に提供することが必要であり、土砂災害や洪水の被害予想図を作成するとともに、市民、地域、行政などの間で、災害関連情報を確実に伝え合う体制を確立しておくことが求められています。

このほか、原子力発電所については、事業者に対し、国の原子力安全対策に基づき、引き続き徹底した安全管理を求めていくとともに、稼動状況の正確な情報伝達や市民の正しい知識習得に努めていくことが必要です。さらに、近年の不安定な国際情勢を背景としたテロの脅威に対処するため、国民保護計画を策定し、あらゆる事態に対応した危機管理体制を構築することが求められています。



めざす姿

市民は災害に対する備えを強化し、地域は協力し合って地域防災力を向上させており、災害対策本部はあらゆる災害に対する防災体制が整っている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
水や食料など非常持ち出し品を準備している市民の割合(「市民の防災意識」を測る指標)	49.8%	58%	66%
災害時の備蓄品充足率(「地域防災力」を測る指標)	66.5% (H17)	70%	75%

施策の方向

防災体制の確立

地震、一般災害など多様な災害を想定した訓練、資機材整備などを行い、本部・支部の防災体制を整えるとともに、災害関連情報の伝達体制の確立、自主防災会の育成強化などに努め、不測の事態においても組織的に対応できる仕組みを築きます。

原子力発電所に対する正しい知識の習得

原子力発電に対して市民が正しい知識を習得するため、学習機会の充実を図るとともに、広報紙等を利用して、わかりやすくエネルギー政策の方向性、発電所の稼働状況等の情報提供に努めます。

武力攻撃事態等に対する危機管理体制の確立

武力攻撃災害などから市民の生命や財産を守り、被害を最小限とするため、避難マニュアルの策定、情報伝達機器等の整備を促進し、危機管理体制の確立に努めます。また、国民保護に対する正しい知識を習得するため、広報紙、研修会、訓練等を通じて市民への啓発に努めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



自主防災会活動への参画

地域住民は、自主防災会が行う防災訓練などへ積極的に参加するなど、地域一体となって防災意識の向上を図ります。

災害時医療救護活動への参加

医師会、薬剤師会等が連携し、災害時の医療救護活動が円滑に行えるよう救護体制の強化を図ります。

建築士による建物危険度判定調査

建築士会会員は、危険度判定調査に必要な知識を身につけるとともに、災害時には円滑に活動が行えるよう体制づくりを進めます。

災害ボランティア活動の強化

掛川バイクレスキューなどの災害ボランティア団体は、関係機関との連携を深め、いざという時には被害の拡大防止活動に参加します。

水防活動への参加

水防団は、水防訓練への参加などを通じて関係機関との連携を強化し、水害への防災体制の確立と被害拡大を最小限に抑えるよう努めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
無線通信機器整備事業	同報無線の地域デジタル化、地域防災無線の大東支所管内及び大須賀支所管内への整備など
自主防災会支援事業	防災資機材の補助など、自主防災会への支援、指導者の育成
ハザードマップの作成	土砂災害、洪水の被害予想図(ハザードマップ)の作成
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策の支援と区域指定の促進
防災資機材整備事業	備蓄食料や医療品をはじめとする防災機材の進行管理と更新
家庭内安全対策事業	高齢者等世帯、障害者世帯、または母子世帯の家屋の安全対策の推進
原子力広報・安全等対策事業	原子力発電に対する市民の正しい知識の習得

「災害時の備蓄品充足率」とは、救援物資が届けられるのが発災1週間後と想定し、その間の避難所生活者の人数(17,377人)に対して生存の必需品である4日分(3日分は個人備蓄)の非常用食料及び毛布の備蓄率を示す。なお、算出人数等は、静岡県発表の第三次被害想定に基づいている。

- 2 災害に強い住宅、公共施設づくり

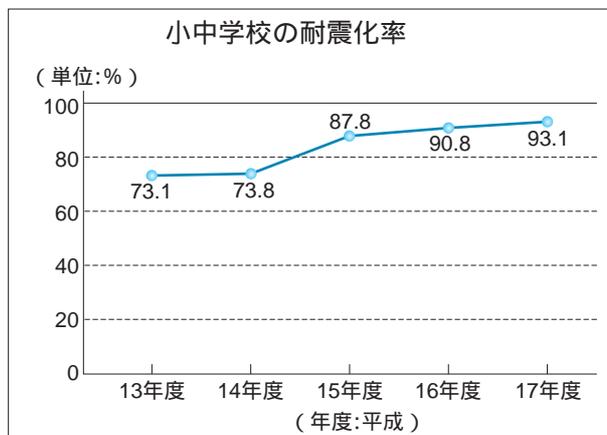
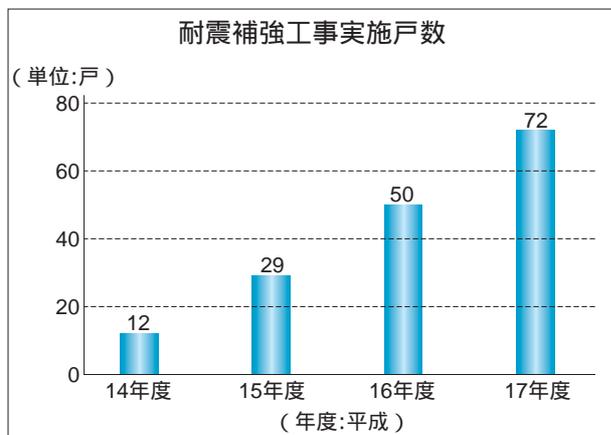
現況と課題

本市ではこれまで、災害から市民の生命や財産を守ることを目的に、建物の耐震性や生活基盤の防災性強化に取り組んできました。

将来発生の可能性が指摘されている東海地震への対策としては、プロジェクト「TOUKAI(東海・倒壊)-0(ゼロ)」を県とともに推進し、昭和56年5月以前の旧基準で建築された木造の個人住宅を対象にした簡易耐震診断の実施、耐震補強に対する助成や公共建築物の耐震化を行ってきました。その結果、市内の対象戸数のうち19%が耐震診断を実施し、耐震補強実施数も増加しています。災害時の避難場所や防災拠点となる公共施設の耐震化も着実に実施し、市内公共施設の耐震化率は81.7%(平成18年10月現在)となっています。

また、台風、豪雨などの自然災害から市民の生命や財産を守るためには、高潮や洪水を防ぐ海岸保全施設や治水施設を充実させることが必要です。水害対策としては、国・県と連携して市内主要河川の改修を重点的に行うとともに、ため池の堤防強化にも取り組んできました。現在、主要河川に対して改修工事や排水機場の設置が進められ、多くのため池に対しても安全対策が行われています。

万が一災害が発生した場合には、市民の日常生活が全面的に麻痺しないように、上下水道、電気、ガス、通信といったライフラインの維持に努める必要があります。関係機関と連携して、市内のライフラインを支える中枢設備の防災性を高めるとともに、代替性のあるシステムを構築して、災害に強いまちを実現することが求められています。



めざす姿

地震や水害等の災害に強いまちづくりのために、市民は住まいの耐震化を積極的に行ない、行政は公共施設の安全対策に万全を期している。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
市民所有の住宅等の耐震化率 (「安全な居住空間の確保」を測る指標)	74.5%	82%	90%
公共施設の耐震化率 (「安全な公共施設の確保」を測る指標)	81.7%	85%	90%

施策の方向

学校施設等の耐震性向上

防災時に児童生徒などの安全を確保するとともに避難地としても利用可能な機能を維持するため、耐震性能が劣る校舎、体育館などの耐震補強や改築を推進します。

住宅等の耐震化率の向上

市民及び地域の安全が確保されるように、県と一体になって、住宅等の耐震化に向け、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を促進します。

災害に強い生活基盤の構築

津波や高潮を防ぐ海岸保全施設、洪水や浸水を防ぐ河川の整備を促進し、治水・排水機能を高めるとともに、道路や橋梁の耐震化を通じて避難路や緊急輸送路の確保や老朽化したため池の改善等を推進し、災害に強い生活基盤づくりを進めます。

ライフラインの強化

生活維持に不可欠な上下水道の耐震性を高めるとともに、企業と連携して電気、ガス、通信などのライフラインの中核設備やネットワーク網の防災性を強化します。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



「TOUKAI(東海・倒壊)-0(ゼロ)」の推進

市民は、大規模な地震発生時の住宅倒壊による被災を防ぐため、簡易耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化を行います。

田畑やため池等の適切な維持管理活動

市民は、地域の自然環境や水害防止に寄与する田畑やため池等の適切な維持管理活動に取り組みます。

ライフライン中核設備の耐震化

電力会社、ガス会社、情報通信会社などのライフライン関連企業は、市内の中核設備の耐震性向上とネットワーク網の強化に取り組みます。

主要事業

主要事業	事業の内容
木造住宅耐震診断・耐震補強事業	昭和56年5月以前の木造住宅に対する無料耐震診断及び補強相談や、耐震補強に必要な補強計画の策定、倒壊の危険性がある既存木造住宅の補強工事に対する補助
ブロック塀等耐震改修事業	地震発生時に危険なブロック塀の撤去または改善に対する補助
学校施設耐震対策事業	校舎、体育館の耐力度調査または耐震診断に基づく、必要な耐震化、ガラス飛散対策、校舎内の落下物防止対策の実施
河川の整備・管理事業	関係各機関と連携した河川整備の推進と適切な維持管理の実施
道路・橋梁の耐震化事業	道路・橋梁の耐震化による緊急避難路、緊急輸送路の確保
ため池等整備事業 農業用施設維持管理事業	老朽化したため池の堤防の補強、危険箇所への修繕

「プロジェクト TOUKAI-0」とは、東海地震による家屋の倒壊から一人でも多くの生命を守るため、木造住宅の耐震化を進める事業のこと。「わが家の専門化診断事業」、「木造住宅補強計画策定事業」、「木造住宅耐震補強助成事業」を実施している。

- 3 市民の生命・身体・財産を守る消防救急体制の強化

現況と課題

本市では、市街地の拡大や建造物の大型化が進む中、迅速かつ効率的に消防・救急活動を行うことができるよう、車両や資機材の充実、防火水槽や消火栓の適切な維持管理を行ってきました。また、救急活動の高度化を図るために、救急救命士を養成するとともに高規格救急車の整備に取り組んできたほか、市民に対しても、消防・救急活動に対する理解を深めるため、火災予防の啓発や救命講習会の開催に取り組んできました。

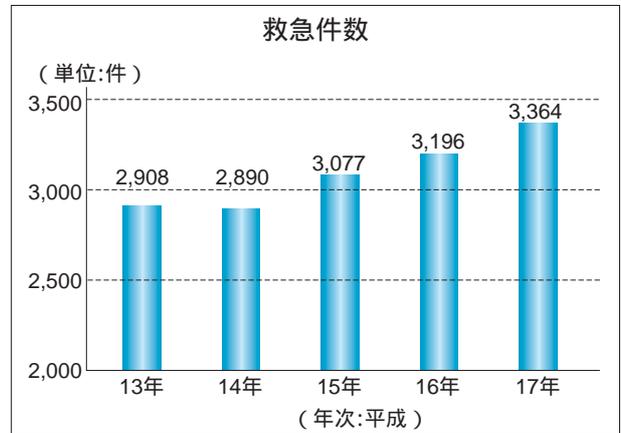
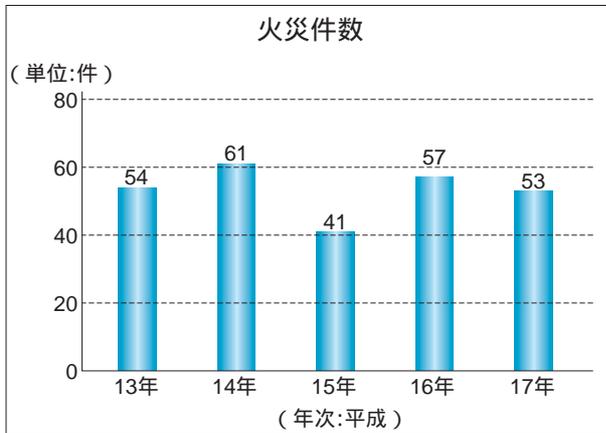
現在、高規格救急車は5台導入され、救急救命士も14人（平成18年5月1日現在）となるなど、救急活動体制の向上は進みつつありますが、合併により市域が拡大した上、近年、救急件数は急激な増加傾向にあり、各署の連携による救急体制の充実が求められています。また、昭和47年に建設された消防庁舎についても、特殊車両の配備や消防装備の高度化への対応から建て替えに向けた検討が大きな課題となっています。一方、国は平成18年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を発表し、一層の消防広域化の推進が必要であるとの方針を示しています。この方針に則り、県では平成19年度中に広域化に関する推進計画を策定し、5年以内（平成24年度）を目途に広域化を実現することとされています。本市の消防体制についても広域化による影響や効果について、県、近隣自治体と連携し、十分な検討が求められています。

この他、地域防災の要として期待されている消防団については、必要人員を確保できない状態に陥っており、消防団活動に対する市民の理解をさらに深めるための啓発活動にも力を入れていく必要があります。



基本目標

消防救急体制が充実したまちづくり



めざす姿

火災や生命の危機に迅速に対応できる消防救急体制が整っている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
救命率 (「救命体制の充実度合い」を測る指標)	3.0%	12%	15%
出火件数(人口1万人あたりの出火件数) (「火災予防の推進」を測る指標)	4.4件	4.1件	4件

施策の方向

予防体制の強化

市民一人ひとりが火災予防の意識を持ち、火災の少ないまちづくりを実現するために、予防広報活動を推進し、防火思想の高揚を図るとともに、事業所、工場など防火対象物に対する予防査察、防火指導を強化します。

人的消防力の充実

複雑多様化する災害や救命・救助活動の高度化に対し、的確に対応するため、各署所に必要な人員配置を行うとともに、消防職員の技術向上を図ります。

消防水利の充実

消火活動を円滑に、かつ迅速に行うため、防火水槽と消火栓を計画的に整備します。

消防機械力の充実

複雑多様化する消防活動に対応するため、消防車両、通信設備など、装備面の充実を図ります。

消防庁舎の整備

円滑・迅速な消防活動を行う拠点である消防本部・中央消防署庁舎の整備については、消防の広域化に関する推進計画と整合を図りつつ検討を進め、方針が決まり次第、速やかな整備を進めます。

救急体制の強化

救急高度化への対応と救命率向上のため、現場に居合わせた市民(バystanダー)による救命手当の普及を図るとともに、消防隊と救急隊の連携、救命システムの高度化を推進します。

消防団の活動促進

地域の安全を守る消防団の体制と装備を充実させるため、消防団員の処遇の改善、団活動の軽減化など活性化対策を推進するとともに、消防団拠点施設と資機材の整備など、消防団施設の充実を図ります。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



消防団活動の充実

市民は、地域住民の生命、身体、財産を守り、火災や災害時の要として崇高な精神により活動する消防団への理解を深めるとともに、できる限り参加することで、地域の安全確保に努めます。

幼年消防クラブ活動の実施

幼年期から、正しい火の取り扱い方を学び、火遊び等による火災の撲滅を図ります。

危険物安全管理の徹底

事業者は、危険物安全協会の活動等を通じ、危険物の安全管理を徹底します。

救命手当の普及活動

事業所、各種団体及び一般市民は普通救命講習会に参加し、救急隊到着までの間に適切な救命手当ができるようになります。

主要事業

主要事業	事業の内容
消防庁舎整備事業	消防本部・中央消防署庁舎の建設について、消防の広域化の方針を踏まえた整備の推進
通信設備整備事業	無線設備(中継局・基地局・移動局)のデジタル化への移行
消防団拠点整備事業	老朽化した分団消防センターの改築、防災拠点化
水利整備事業	防火水槽と消火栓の計画的整備

「救急救命士」とは、重度傷病者を病院などに搬送する間、医師の指示の下、気道の確保、心拍の回復などの処置を施す国家資格を持つ医療技術者のこと。

「高規格救急車」とは、救急救命士が、医師の指示の下、高度な救命処置を行うためのスペースと資機材を有する救急車のこと。

「救命率」とは、目撃された心肺停止症例のうち、1ヶ月後に生存していた人の割合をいう。

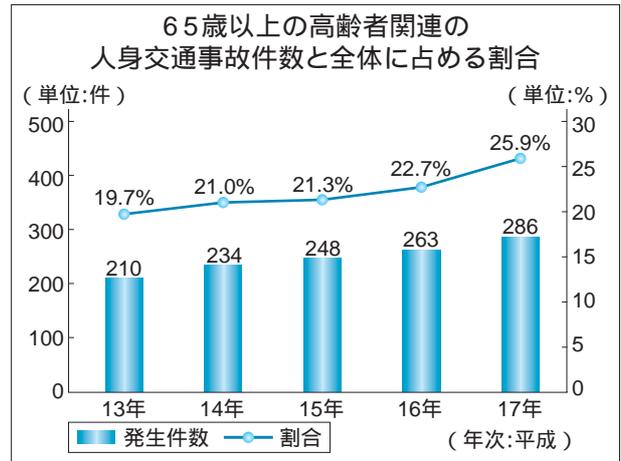
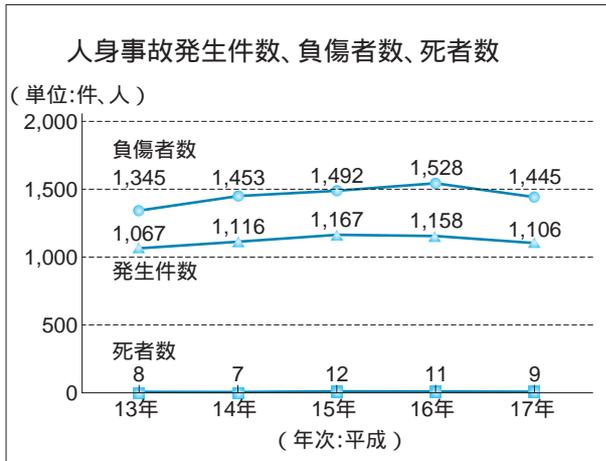
- 4 交通事故の撲滅

現況と課題

市民が交通事故に巻き込まれる心配がなく、安心して暮らしていける環境の実現のために、本市ではこれまで、交通量の多い幹線道路や通勤・通学路における歩道の整備を行うとともに、交通安全推進団体との連携の下、年4回の交通安全運動期間に街頭キャンペーンや街頭指導、巡回広報などを実施してきました。また、高齢者が事故に巻き込まれる割合が高いため、老人クラブに働きかけ、体験型交通安全教室を開催するとともに、交通事故多発箇所を記したヒヤリハットマップを作成するなど、安全対策の充実に努めてきました。



市内の人身事故件数、死亡者数は、平成15年度をピークに微減傾向にあるものの、高齢者が交通事故に巻き込まれる件数は増加傾向にあります。今後、高齢者人口が増加することを考慮すると、子どもとあわせた「交通弱者」の安全対策を一層強化することが求められています。このため、高齢者が安心して外出することのできる環境や、子どもが安全に通学することのできる環境づくりへの取り組みとして、通学路をはじめとする道路における歩道の整備を進めるとともに、反射材の普及活動、高齢者の関係する事故防止を目的とした参加・体験・実践型の交通安全教育を一層推進するなど、ハード、ソフトの両面から市民ぐるみでの交通事故防止策を展開することが求められています。



めざす姿

交通事故撲滅への意識が高まり、交通事故に遭う市民が減っている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
人身事故への高齢者の関与件数 (「交通弱者の安全対策」を図る指標)	286件	260件	250件

施策の方向

交通安全環境の整備

交通事故ゼロを目指し、通学路や交通量の多い道路における歩道の整備や、見通しの悪い箇所におけるカーブミラーの設置など、快適で安全な交通安全環境の創出に努めます。

交通安全意識の高揚

市民の交通安全意識を高め、ルールを守り周囲に優しい気持ちを育むために、関係機関との連携の下、参加・体験・実践型の講習会の開催やマナー・ルールの周知活動、反射板の普及活動の推進、交通事故多発危険箇所を記したヒヤリハットマップの作成・周知などを推進します。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



掛川市交通指導委員会の活動

交通指導委員を中心に、街頭、通学路における通行・交通ルール指導など、交通安全活動に取り組みます。

掛川市交通安全母の会の活動

交通安全母の会は、啓発活動、研修会の開催などを通じて、子どもたちの交通安全確保に努めます。

事業所における交通安全活動

各事業所は、社員への交通教室の開催や安全運転への意識向上活動を進めることにより、交通事故防止に努めます。

家庭・地域における交通安全活動

市民は、自治会、老人クラブ等で開催される交通安全運動に参加するとともに、安全点検、ヒヤリハットマップの作成、家庭内での話し合いを通じて、交通安全意識を高めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
交通安全運動推進事業	春、夏、秋、年末の交通安全運動の実施、飲酒運転撲滅運動の展開
交通安全教育事業	高齢者や児童生徒など「交通弱者」を中心とした安全教育の実施
交通安全活動団体支援事業	静岡県交通安全協会掛川支部、交通指導委員会の活動に対する支援
交通事故相談事業	交通事故相談事業の実施
交通安全施設整備事業	通学路や交通量の多い道路における歩道の整備と段差の解消、必要箇所への信号機設置、カーブミラー等の安全施設の設置

-5 犯罪の撲滅

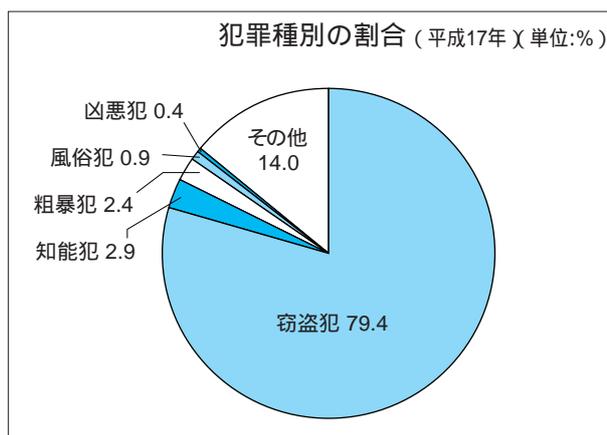
現況と課題

本市では、犯罪のない、明るく住み良いまちづくりを目指し、警察や関係機関との緊密な連携の下、防犯協会の活動に対する支援を行うとともに、防犯灯の整備や公用車による防犯パトロールに取り組むなど、ハード、ソフト両面における犯罪撲滅活動を続けてきました。

こうした活動を受け、市民の防犯意識が高まり、自主的な防犯活動団体数は増加を続け、その結果、市内の犯罪件数も近年減少傾向にあります。

しかし、全国的な傾向として、子どもやお年寄りをはじめとする弱者を標的とした凶悪犯罪や、コンピューターを悪用した知能犯罪など、犯罪は多様化、複雑化が進行していることから、本市でも引き続き積極的な対策を講じることが求められています。

警察や行政だけで市内全域の安全を常時確認することには限界があります。しかし、地域の防犯力を高めることにより、多くの犯罪は未然に防ぐことができると考えられることから、市民の自主的防犯活動に対する支援、防犯リーダーの養成などが今後は一層重要となってきます。



めざす姿

地域の人たちの信頼と結束により、犯罪に遭う市民が減っている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
自主的な防犯活動団体数 (「地域防犯力の向上」を測る指標)	19団体	30団体	40団体

施策の方向

防犯体制の強化

地域の防犯灯整備に係る支援や防犯パトロールを行い、犯罪抑止力を高めるとともに、地域、警察、市の緊密な連携により防犯体制の強化を図ります。

地域防犯力の向上

市民の防犯意識を高め、地域で自発的な防犯活動が立ち上がるように、防犯協会や自主的防犯活動に対する支援を行います。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



防犯状況提供システムの構築

地域、家庭、学校、警察、市などが最新の犯罪情報について情報を共有できるシステムの構築に協力し、危険をいち早く察知します。

自主的防犯活動団体による防犯まちづくり活動

「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の理念に基づき、自治会、PTA、地域安全推進員など地域の関係者を中心として結成された防犯ネットワークが、地区内の防犯パトロールや啓発活動を実施します。

地域安全マップ作成活動

子どもを含む地域、警察、行政など様々な立場の防犯関係者が、協働で地域内を点検し、安全マップづくりを体験することにより、地域の防犯に対する認識を高めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
防犯団体支援事業	掛川地区防犯協会や自主的防犯団体への支援
防犯まちづくり啓発事業	防犯まちづくりに関する情報発信や防犯教室、講演会などの開催
市公用車による防犯パトロール	市公用車による青色回転パトロールの実施
防犯灯設置支援事業	新たに防犯灯を設置する自治会に対する支援

第7章 協働・広域・行財政分野

協働の力にあふれ、効率的で良質なサービスが提供できるまち

基本目標 1 活発な市民活動に支えられた協働によるまちづくり

- 1 地域を支える多様な担い手の活躍
- 2 交流活動の活発化と多文化共生社会の形成
- 3 市民生活・市民活動を支援するICT環境の整備

基本目標 2 行財政の効率化を徹底し、市民とともに行政改革を進めるまちづくり

- 4 行政経営システムの改革
- 5 財政構造改革の推進
- 6 市民参加と情報公開の推進
- 7 電子システムを活用した市民サービスの向上
- 8 広域行政への取り組み

基本目標 3 活力ある地域社会が育つまちづくり

- 9 互助や共助による連帯感ある地域社会の維持形成

基本目標 4 男女がともに支え合うまちづくり

- 10 男女がともに個性と能力を發揮できる社会の実現

-1 地域を支える多様な担い手の活躍

現況と課題

これまでのコミュニティ活動は、自治会や町内会など、主に地縁を基盤とした組織によって支えられてきました。しかし、近年は、特定の目的の下、地域内で、あるいは地域の枠を越えて活動を繰り広げるテーマ型コミュニティ活動も活発化しています。特に、平成7年の阪神・淡路大震災を通じて、ボランティア活動の重要性が認識され、現在ではNPOやNGOなど、様々な形態の市民活動が行われるようになりました。

本市でも、市内における市民活動を推進し、「自主自立の精神に基づく市民主体のまちづくり」を実現するため、代表的市民活動団体であるNPO法人の設立支援事業に取り組んできました。また、NPO法人等の事業活動をホームページに掲載し、広く市民に情報提供を行い、NPOへの理解促進、市民活動への参加意欲の醸成を図ってきました。

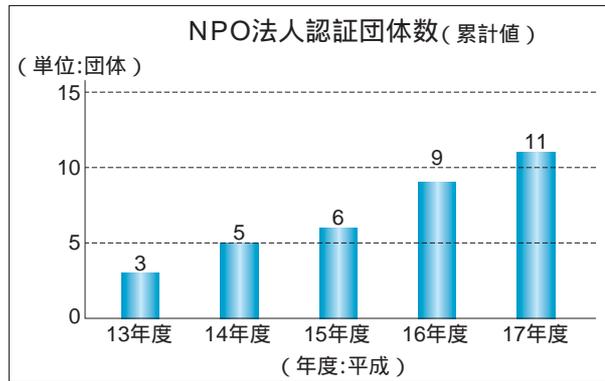
その結果、平成17年度末現在のNPO法人数は11団体となり、NPO法人等の事業活動の情報公開は市民の関心を引き出しています。

一方、こうした活動に積極的に取り組む市民からは、活動のきっかけづくり、活動拠点の確保、資金的な支援等に対する要望が寄せられています。



基本目標

活発な市民活動に支えられた協働によるまちづくり



めざす姿

公益活動や助け合いを実践する市民や団体が増えている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
NPO法人数 (「市民活動の成熟度合い」を測る指標)	11団体	16団体	20団体
登録ボランティア団体数 (「市民活動の広がり」を測る指標)	87団体	97団体	107団体

施策の方向

市民活動活性化への支援

社会的課題に意欲的に取り組む団体に対し、必要とする経済的支援や情報提供を行うとともに、団体の活動を市民に積極的に広報し、活動の活性化を促進します。また、市民活動の活性化を促す活動拠点の整備を行います。

新発想による「公共空間」へのチャレンジ

従来の行政主導による公共サービスの提供だけでは対応しきれない多様な市民ニーズに的確に対応するため、協働によるまちづくりを推進し、担い手の発掘、育成を積極的に行うとともに、新しい発想による公共サービス創出や実践活動を支援し、新発想による公共空間の形成に向けた取り組みを推進します。

市民活動や協働のあり方の明確化

市民や市民団体、事業者などの活動が活発化し、協働の理念の下、市民自治のまちづくりを進めるために、協働における基本的事項の整理やそれぞれの役割を明確にするとともに、市民自治の仕組みや手法について確立し、共通認識を持って事業に取り組めるよう道筋をつけます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



掛川市市民活動基本指針の策定

市民活動活性化委員会を中心に、市民活動のあり方、協働等についての「掛川市市民活動基本指針」について提言を行います。市は市民の提言を尊重し、市民活動側と行政側の「協働」に関し共通の認識を持ち今後の活動の出発点となるよう図ります。

新発想による公共空間への参画

市民や市民活動団体は、従来の行政にはない新しい発想で、事業提案を市に対して行います。そして、事業を市民自らまたは行政との協働による実施を通じて、市民ニーズに的確に対応した新発想による公共サービスの提供を目指します。

主要事業

主要事業	事業の内容
NPO総合支援助成事業	NPO法人設立のための支援や市民活動団体等の取り組みの広報
市民活動推進事業	市民活動団体等を対象とした協働等公益的事業の提案公募、審査、委託
NPO・市民ボランティア活動活性化推進事業	「市民活動基本指針」に基づく、市民活動活性化及び協働の推進
市民活動拠点整備事業	市民活動の活性化を促進するための活動拠点の整備

「コミュニティ活動」とは、人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団においてなされる活動を指す。
「NPO」とは、NonProfit Organization 特定非営利活動法人のこと。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
「NGO」とは、NonGovernmental Organization 非政府組織のこと。平和、人権、環境問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。
「新発想による公共空間」とは、すべての公共サービスは、行政主導により提供されるべきとする従来の考えを見直し、多様な主体を担い手とした、新しい発想により公共空間を形成していこうとする考え方のこと。近年の市民ニーズの多様化などにより、これからの公共サービスは、市民、地域、市民団体、NPO法人、企業、行政などが最適な役割分担の下、よりの確で、きめ細やかに対応していくことが求められており、地域のすべての構成員が、自ら汗をかきながら地域をともに支えていこうとする「協働」の理念を実践していこうとするものである。

- 2 交流活動の活発化と多文化共生社会の形成

現況と課題

グローバル化の到来、情報通信技術の普及などに伴い、経済面をはじめとして地域・国際間の相互依存が高まるとともに、市民レベルの交流活動も広がりを見せています。

本市では、これまで国内外の姉妹都市交流などにより、市域を越えた盛んな交流を行ってきました。合併後においても、掛川市を広く国内外へ紹介し大局的な見地からの助言をいただくため、「掛川市ふるさと親善大使」を創設し、交流の幅と質を広げる取り組みを進めています。また、海外姉妹都市への訪問団の研修派遣や受け入れを行い、国際的視野の養成等にも取り組んでいます。

その結果、地域・国際間交流は市民、団体レベルまで広がり、市民活動の活性化に大いに役だっています。

今後は、引き続き新市の一体性を基盤として、さらなる地域・国際間交流の促進を図り、そこで得た経験、人とのつながりなどを地域の活性化や自己実現に活かしていくことが求められています。

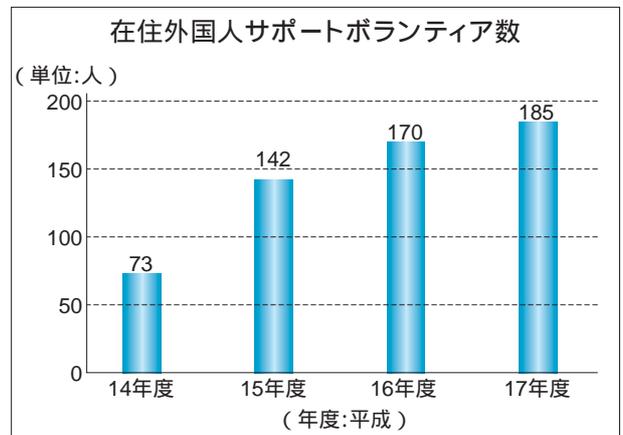
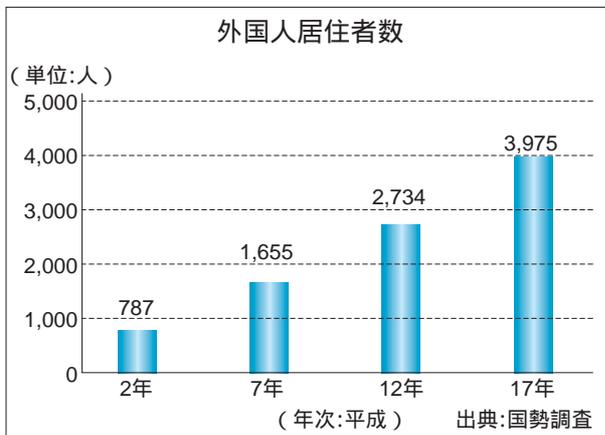
一方、近年の急激な外国人の増加とともに、日常生活における異文化体験はこれまで以上に身近なものとなっています。本市でも、日本語教室の開催や各種相談を通じて、外国人との共生社会の構築に取り組んできましたが、生活習慣の違いやコミュニケーション不足から地域住民とのトラブルも生まれています。さらに、一部外国人の不法滞在、不法就労などの社会問題が危惧されており、官民を挙げた総合的な対策が必要となっています。

現在、本市に居住する外国人の占める割合は約3.4%に達しており、文化や言葉の違いを越えて相互理解に努め、多様な文化的背景を持つ人々と共生していくための仕組みづくりや意識の醸成が求められています。



基本目標

活発な市民活動に支えられた協働によるまちづくり



めざす姿

市域を越えた交流、協力活動に参加する市民が増え、異文化への理解、協調が進み、その経験や知識を暮らしの中で活かしている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
国際交流団体会員数及び在住外国人支援ボランティア数 (「市民参加の交流活動の広がり」を測る指標)	733人	800人	900人

施策の方向

地域間交流の推進

各種サミットをはじめとして市域を越えた様々な交流活動の機会を創出することで、行政レベルから市民レベルまでの交流の活性化や人的ネットワークづくりを推進します。

国際交流の推進

国際姉妹都市であるアメリカ合衆国のユージン市、コーニング市への訪問団・研修生の派遣及び受け入れ、留学生のホームステイ、交流事業の開催など、異文化体験や交流を通じ、国際的視野の育成に努めます。

外国人市民との共生

外国人市民と地域住民が共に理解し合い、安心して日常生活を送ることができるように、各種支援や相談体制の強化に努めるとともに、各国語講習や交流会等の開催を通じて、多文化が共生できるまちづくりを行います。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



市民主体の交流活動の実践

市民団体、観光協会、商工会議所、商工会などが、市民主体の息の長い交流を繰り広げるとともに、広い視野に立った地域づくりに役立てます。

国際交流事業の推進

国際交流団体を中心として、これまで受け継いできた海外との姉妹都市交流事業を引き続き推進するとともに、中国、韓国などアジアの国々との交流機会の創出を図り、市民の国際的視野の醸成を図ります。

外国人生活支援事業の推進

NPO法人掛川国際交流センターが中心となって、在住の外国人市民の生活支援として生活相談窓口を常設し、各種の相談や依頼等への対応や日本語、日本の文化、生活習慣等を学習する日本語教室を開催し、日常生活に支障のないよう支援します。

主要事業

主要事業	事業の内容
交流活動推進事業	各種サミットへの参加や掛川市ふるさと親善大使による国内外への情報発信・情報交換など、多様な交流活動の推進及び交流機会の創出
国際交流団体活動支援事業	海外姉妹都市への訪問団・研修生の派遣及び受け入れ、留学生に対するホームステイの受け入れ
日本語教室開催事業	外国人向け日本語教室の開催
外国人生活支援事業	外国人市民の日常生活に関する各種相談事業の実施

-3 市民生活・市民活動を支援するICT環境の整備

現況と課題

平成17年には、インターネットの人口普及率は全国で66%を超え、さらに、「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」ネットワークが簡単に使えるユビキタス社会への移行も急速に進んでおり、今後はその利活用が問われる時代になっています。携帯電話やPHSなどの移動体通信も大幅に普及が進み、静岡県内では平成18年3月末には70%の普及率となり、今後も通信機器の高機能化と高サービス化が進むものと予想されます。

本市においても、時代の到来を予測しつつ情報化を推進してきた結果、市の電子窓口であるホームページのアクセス数は、平成17年度には月平均4万2千件を超えるまでになりました。また、小中学校、地域生涯学習センターなどをネットワーク化し、地域間、学校間の情報交流を促進し、地域からの情報発信を進めるとともに、住民基本台帳カードや電子申請を活用した市民サービスの向上も進めています。

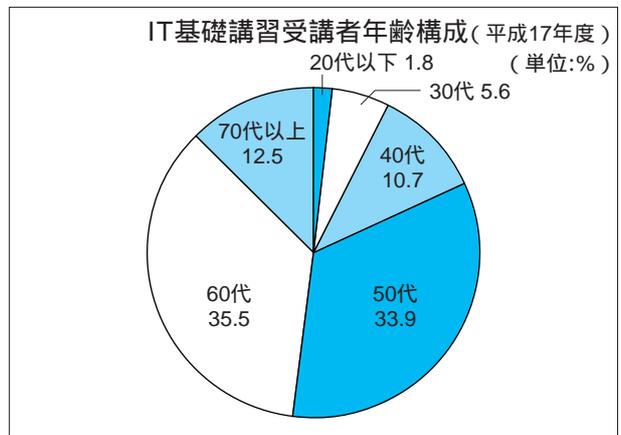
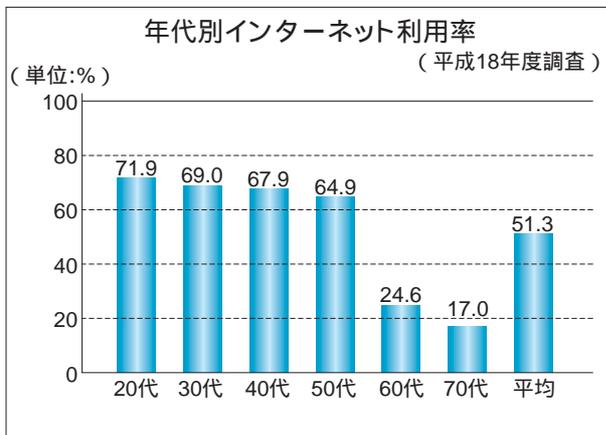
しかし、平成18年度に実施した情報通信機器の市内普及率を調査したアンケートでは、本市のインターネット使用率は市民平均では51%であるのに対し、60歳以上の方では21%で、シニア世代が情報の高度化を享受していない現状が浮き彫りとなっています。本市では、こうした課題の解消のため、各地区でのIT基礎講習やITリーダー講習を積極的に開催していますが、市民からは日常的なIT相談を望む声もあるなど、一層きめ細かな対応が求められています。

さらに、本市では地域コミュニティやテーマコミュニティの補完システムとして期待の大きい「e-コミュニティシステム」に着手し、市民や市民団体が情報の共有や発信できる体制づくりを進めています。これからのまちづくりにおいて、その活躍が大いに期待されている各種市民団体のネットワーク化を図り、より活発な市民活動を推進する上でも、「市民主体の地域情報化」を可能とするICT環境の整備が重要になっています。



基本目標

活発な市民活動に支えられた協働によるまちづくり



めざす姿

情報技術の幅広い活用により、市民が情報化社会の利便性を実感できているとともに、活発な市民活動に活かされている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
家庭でインターネットを利用できる成人市民の割合 （「ICT環境の広がり」を測る指標）	51.3%	65%	75%
ホームページを持つ市民団体数 （「市民主体の地域情報化の広がり」を測る指標）	30団体	50団体	100団体

施策の方向

情報格差の解消

市民のだれもが情報技術の高度化に対応し、有効に利活用するための支援を行います。また、その拠点となるITサポートセンターのあり方について検討します。

市民活動を支援する情報ネットワーク環境の整備

時間的・地理的制約を超えた情報ネットワークを活用し、新たな人と人とのつながりを創り出す「e-コミュニティ」の形成を目指します。

市民生活を支援する情報システムの整備

ホームページの充実やインターネット等を活用した情報システムを整備し、市民の生活様式や需要に対応した行政サービスの提供に努めます。また、ケーブルテレビやコミュニティFM、地上デジタル放送等、市民生活の向上につながる可能性がある様々な情報通信システムの利活用について研究を行います。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



「e-コミュニティ」の形成

市民や各種団体は、情報ネットワークを通じて「e-コミュニティ」を形成し、地域生涯学習センターコミュニティ、子どもの安全を守るコミュニティ、子育て応援コミュニティなど、様々な側面からの市民活動を積極的に進めます。

ICTを活用した行政サービスへの積極参加

市民は、市や地域に関する情報についての関心を高め、まちづくりの取り組みに積極的に参加します。また、インターネットによる各種申請ができる電子申請や住民基本台帳カードなど市が提供するICT関連の行政サービスに積極的に参加します。

ICT技術の習得促進

市民は、積極的なICT技術の習得を進め、自らの活動に活かします。

主要事業

主要事業	事業の内容
住民基本台帳カードの多目的利用	証明書自動交付機の設置、施設予約、子どもの予防接種履歴の照会、図書館の利用者カードとしての活用
ホームページによる情報発信事業	各課からのホームページ発信、動画ホームページの作成
ITサポート事業	IT基礎講習の地域での出張開催、ITリーダー講習の開催、情報アドバイス事業の実施など
e-コミュニティ形成支援事業	インターネット上のコミュニケーションや情報共有を行う仕組みの構築(災害発生時には災害情報や避難情報伝達手段として活用)と利活用
電子申請の推進	電子申請対応メニューや携帯電話での申請メニューの拡大

「ICT」とは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。

日本ではIT(Information Technology)が同義で使われているが、ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えたICTの方が、国際的には定着している。

「ユビキタスネット社会」とは、生活や社会の至る所で、何ら制約を受けず、自由に、ストレスなく、安心して利用できる情報通信ネットワークや通信サービスの環境のこと。

「e-コミュニティ」とは、電子会議室や、日記、行事予定など様々な「インターネットを利用した道具」の組み合わせにより、総合的に地域コミュニティ活動に役に立つ、人と人とを継続的に結びつけるための基盤構築に向けた仕組みのこと。

-4 行政経営システムの改革

現況と課題

地方分権の進展で自治体の権限や政策形成の領域が拡大しました。しかし、行政ニーズの多様化、複雑化、高度化と人や財源等の経営資源が制約される中で、経済が右肩上がりの時代には有効であった既存の行政運営の仕組みは限界となっています。

こうした背景を踏まえ、本市では、新しい行政経営（ニューパブリックマネジメント）の理念に基づき、市民の視点に立った成果重視の行政経営システム『施策評価・改善制度（e-manageシステム）』を導入するとともに、掛川市行政改革大綱や人材育成基本方針の策定を行い、行政経営システムの改革を進めています。

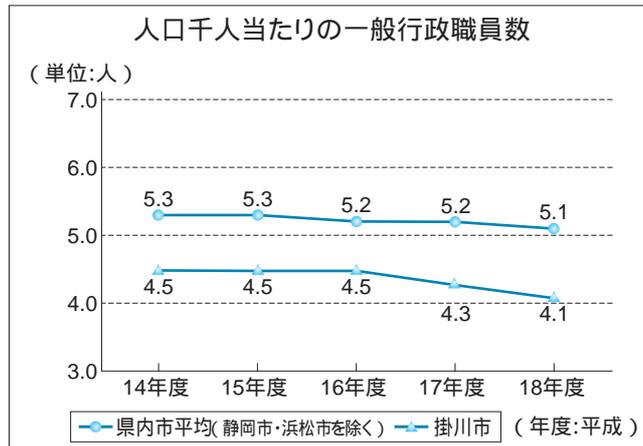
その結果、行政活動の中に「計画立案（Plan） 実施（Do） 成果測定（Check） 改善（Action）」サイクルが構築され、市民満足度の高い最適な施策・事務事業の形成が進みつつあります。また、職員の意識においても市民へ公表することにより、改善と目標管理の重要性を改めて認識することができ、成果重視の行政運営に対する意識改革が進みつつあります。

今後は、地域の特性を活かすとともに、自己決定・自己責任に基づく戦略的な自治体マネジメントが求められています。また、行政自らが担う役割を重点化し、小さな自治体を目指した行政運営に転化していくことが求められています。このようなことから、真に必要な行政サービスを選択、重点化していくため、市民の視点に立った成果重視の行政経営システムを推進し、簡素で効率的かつ効果的な行政運営を目指していかなくてはなりません。また、地方分権の進展に対応するため、市職員の政策立案能力や自主判断能力の向上を図るとともに、人事考課制度を確立し、行政組織の活性化と高度化を図ることが必要となっています。



基本目標

行財政の効率化を徹底し、市民とともに行政改革を進めるまちづくり



めざす姿

地方分権に対応し、市民の視点に立った成果重視の事業を展開するために必要な市職員の能力、行政経営の仕組みや環境が整っている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
基本計画に掲げた中間目標、最終目標の達成率 ('成果を重視した行政運営の達成度'を測る指標)	-	100%	100%
市の職員数 医療職を除く ('職員数の適正化'を測る指標)	914人	838人	786人

施策の方向

人材の育成・活用

あらゆる課題に対応できる能力と意欲を持った市職員を養成するために、人材育成に関する基本方針に基づき、系統だった人材育成と計画的な人事管理を進めます。

計画行政の推進

短・中・長期的な市の政策・施策の取り組み方針を明確にし、体系的・統合的に行政活動を展開し、総合計画が描くビジョンの達成を目指します。

行政経営システムの確立

市民の視点に立った成果目標を明確にし、達成状況を公表するとともに、その結果を評価し、施策、事務事業の見直しを行いながら、市民にとって住みやすく満足度の高い成果志向の行政経営を進めます。

行政改革集中改革プランの実践

行政改革大綱に掲げる行政改革の推進項目を実現していくため、具体的な取り組み内容を明示した集中改革プランに基づき、その数値目標を達成すべく計画的に行政改革を進めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



行政評価・行政改革への参画

市民は、市の広報紙やホームページ等を通じて市政運営の様々な情報提供を受け、行政改革懇談会をはじめとする様々な市民会議へ参画し、総合計画や行政改革大綱に定める集中改革プランなどの進捗状況についてチェック、評価するとともに積極的な提言を行います。

主要事業

主要事業	事業の内容
市民の視線に立った意欲ある人材の育成	人材育成に関する基本方針に基づいた人材育成の実践と、職員のモチベーションを高める人事管理。人事考課制度の確立による職員の勤務評価の昇格や給与への反映
総合計画の進行管理	総合計画に定める成果指標と目標値の達成状況の進行管理
施策評価・改善制度「e-manageシステム」の実践	PDCAサイクルによる行政活動の実践。各施策の「目的・目標・成果」の公表。評価・改善活動結果の予算・組織編成への反映
行政改革大綱の進行管理	行政改革大綱に定める集中改革プランの実践

「施策評価・改善制度(e-manageシステム)」とは、行政経営を改善する仕組みの一つ。法令・規則による統制や予算の適正な執行のみに重点をおいた伝統的な行政管理システムを転換し、市の政策形成、事業の立案や業務の進め方などの基準を業績、成果重視に置き換え、より効率的な行政経営システムの確立を目的とした取り組みのこと。

「行政改革大綱」とは、掛川市の行政改革の基本方針であり、掛川市行政改革懇談会での協議を踏まえて策定された。この「行政改革大綱」に沿って、平成21年度までの具体的な取組みを明示した「集中改革プラン」が策定され、行政改革の進捗を管理することとしている。

「人事考課制度」とは、職員の業務成績や能力・態度を評価する制度のこと。

「一般行政職員数」とは、公営企業・消防・教育部門を除いた職員数を指す。

成果指標における市職員の削減数は、行政改革大綱集中改革プランの目標値(10年後:128人削減)に基づいている。

-5 財政構造改革の推進

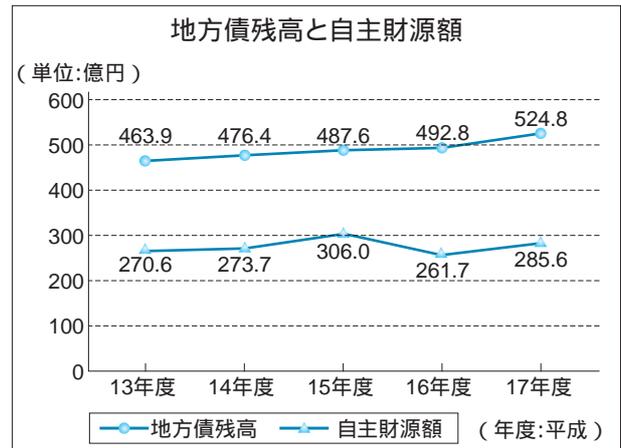
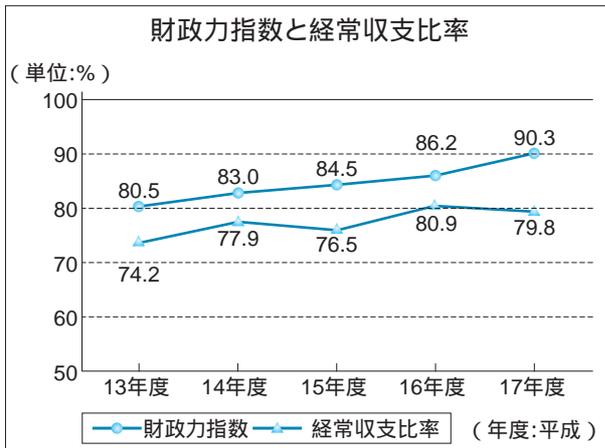
現況と課題

厳しい財政状況の中で、国から地方自治体への権限と税源の移譲が進みつつあり、今後、本市が生き残るためには、財源の確保による歳入の安定化、歳出の抑制、効率化の推進は不可避の課題となっています。

これまで、歳入面では、積極的な企業誘致や基盤整備による定住人口の確保などにより、市税の増収施策を図るとともに、公平・公正な市税の課税と収納率向上に努めてきました。一方、歳出面では、事務事業の民間委託や見直しにより、計画的に行政組織のスリム化を進めるとともに、事務事業の効率的執行や徹底した経費削減に取り組んできました。

その結果、平成17年度決算では、経常収支比率79.8%、起債制限比率11.8%と、ともにほぼ県下の都市平均値となっています。しかし、地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率である実質公債費比率は17.1%と、県内22市中9番目に高い値となっており、地方債残高は524.8億円に達するなど、返済の負担も重くなっています。

今後も、さらなる地方分権が進む中、地方交付税の縮小や社会保障関係費等の義務的経費が確実に増加していくことから、財政運営は一層厳しさを増していくことが予想されます。さらに、本市の財政力指数の向上により、今後は地方交付税に頼らない一層の自主・自立の行政運営が求められることとなります。引き続き健全な財政運営を行い、限られた財源のなかで満足度の高いまちづくりを進めるために、市民の視点に立った選択と集中による行政運営を推進するとともに、協働によるまちづくりの体制づくりが重要な課題となっています。また、積極的に財政状況について情報公開を進めながら、真に必要な事務事業の選択とさらなる経費縮減を進め、持続可能な健全財政を確保していくことが求められています。



めざす姿

市の政策・施策が計画的に実行できるよう健全な財政運営が維持されている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
経常収支比率 (「財政の柔軟度」を測る指標)	79.8%	85%以内	85%以内
実質公債費比率 (「財政の弾力性」を測る指標)	17.1%	20%以内	20%以内

施策の方向

計画的な財政の運営

長期的な視点に立ち、市財政が健全に運営されるよう、総合計画や行政改革大綱を踏まえた財政計画を策定し、計画的・効率的な財政運営に努めます。

公共施設、市有財産の適切な管理

市役所など公共施設の安全確保に努めるとともに、効率的な運用・管理により光熱費等の経費削減を目指します。さらに、土地情報システムを活用した市有財産の管理を研究するなど、財産管理コストの削減に努めます。

公共事業のコスト縮減と質的向上

適正な価格で公共事業が行われるよう、施工業者を対象とした研修会の実施や電子入札システムの導入を行うとともに、工事の成績評定を確実にを行い、品質の高い完成品の確保に努めます。

市税の適正な賦課と収納率向上

納税への意識啓発を促進し収納率の向上を図り、安定的な自主財源の確保に努めます。

事業の選択と集中

限られた財源の中で、市民が真に必要としている公共サービスを効率的に提供できるように、徹底して無駄を省くとともに、事務事業の実施方法のあり方を検証し、適正な予算編成に努めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



市民参加型の財政運営

市民は、市の財政状況について自らのことと関心を持ち、事業の選択と集中のあり方について提案を行うとともに、必要に応じて公共サービスの担い手として参加し、健全な財政運営に寄与します。

主要事業

主要事業	事業の内容
基金の積み立て	計画的な施策推進のための、財政調整基金の計画的積み立て
掛川市公共工事コスト縮減対策 新行動計画の遂行	「工事コスト」「時間のコスト」「ライフサイクルコスト」「社会的コスト」「長期的コスト」の縮減の実施
電子入札の導入	公正かつ透明性・競争性が確保された電子入札の導入
納税意識の啓発と納付指導	未納者に対する通知による督促・催告の実施 未納者の生活実態にあった納付指導

「経常収支比率」とは、人件費、扶助費、公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標として用いられている。

経常収支比率が高いほど、臨時的財政需要に充当できる財源が少ないことを表し、財政構造が弾力的でないといえる。

「起債制限比率」とは、地方債の償還費が財政をどれだけ圧迫しているかを示す指標で、標準的な財政規模に対する公債費の占める比率の過去3年間の平均をいう。20%を超えると地方債の許可が一部制限される。

「実質公債費比率」とは、地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率のことで平成17年度に導入された。実質公債費比率が18%以上となると、地方債を発行するときに国の許可が必要になる。

「地方交付税」とは、地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される財源のことです。

「財政力指数」とは、財政力の強弱を示すものであり、一般財源必要額に対して市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを測るもので、3年間の平均で表す。指数が高いほど裕福な団体といわれている。

「電子入札システム」とは、国や地方自治体が発注する工事などの入札手続をインターネット上で行なうシステムのことで、

-6 市民参加と情報公開の推進

現況と課題

市民や市民団体、事業者と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、行政運営の透明化を進めて、市民の正しい知識と認識を深めていくことが不可欠です。このため、情報公開の推進とともに、計画策定時に計画素案をお知らせし広く市民の意見を問うパブリックコメント制度などは、各省庁や多くの市町村でも導入が進められています。一方、行政は多数の個人情報も保管しているため、これらの適正な管理と保護が必要とされています。

本市でも、行政運営の透明化と政策形成への市民参加を推進する視点から、市民総代会の開催や広報紙等により積極的な情報提供に努めるとともに、情報公開制度の条例化を図り市民に開示請求権を保障するなど、情報提供を推進してきました。

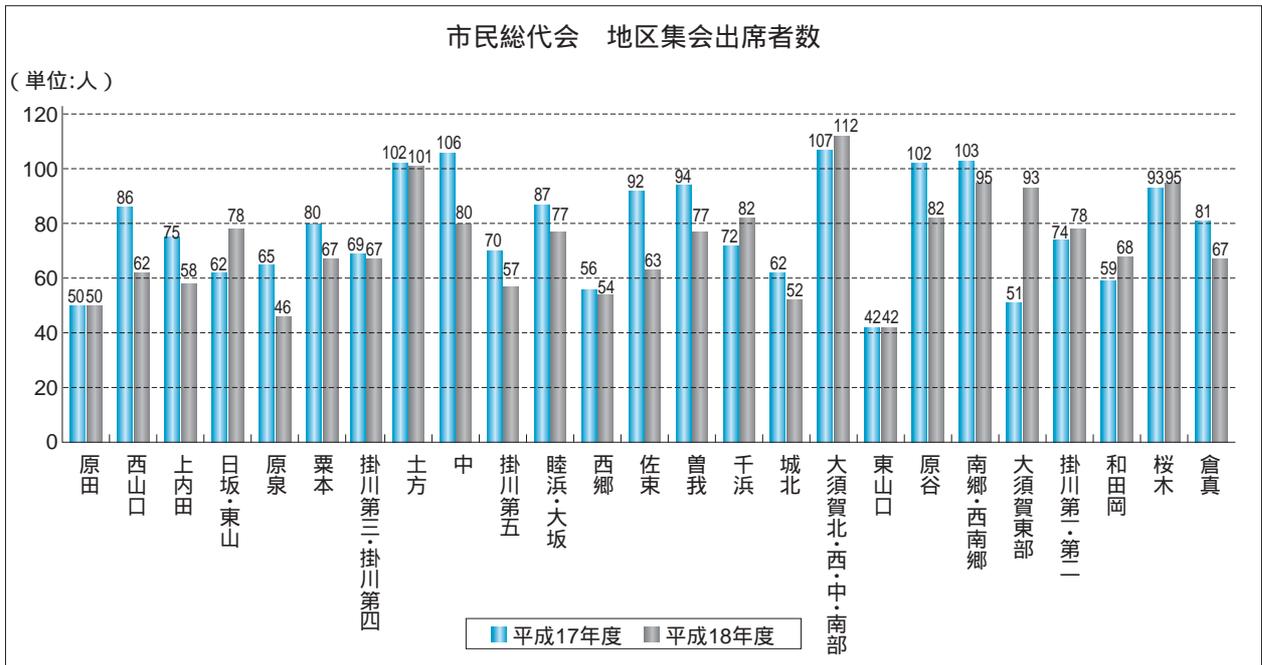
これらの結果、市側からの情報公開・情報提供は進みつつありますが、市民の意見、意識の把握といった点では、一層の取り組みの推進が求められています。市民の視点に立った行政運営を実現するためには、市政に関する情報公開と広聴機能をさらに充実させることが必要です。様々な情報媒体を活用して情報提供を行い、市民と行政が市政情報を共有するとともに、市民の声を尋ねる機会を充実させて、市民の意向を反映した政策形成を生み出すような仕組みづくりが求められています。

また、本市では「個人情報保護条例」を制定し、市が保有する個人情報の取り扱いルールを定めています。しかし、巧妙化する不正アクセスに対応するため、これまで以上に厳重な取り扱いと情報漏洩対策の強化が必要とされています。



基本目標

行財政の効率化を徹底し、市民とともに行政改革を進めるまちづくり



市民総代会地区集会への出席者合計は、平成17年度:1,940人、平成18年度:1,803人(137人減)となっている。

めざす姿

市は市民にわかりやすく情報伝達を行っており、市民から意見や提案がしやすい環境を整えている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
市の情報公開が進んでいると思う市民の割合 (「市政の情報公開」を測る指標)	17.5%	25%	33%

施策の方向

広報広聴活動の充実

市政に関心を持ち、積極的に参加する市民を増やすために、広報紙や市のホームページ、パブリックコメント制度などを通じて市政情報を提供し、透明性の高い行政運営を行います。さらに、市民アンケート、インターネット等を通じて市民ニーズを把握するとともに、市民が意見や提言を行いやすい環境づくりに努めます。

市の政策形成における地域住民の参加促進

地域課題における市の政策形成に、地域住民の意見、要望、苦情、アイデアを反映させるために、自治会等の地縁組織や各種市民団体との情報共有に努めます。

情報公開と個人情報保護の推進

情報通信機器の利用や情報公開コーナーの充実をはじめとして、多様な媒体を活用して情報公開を進めます。その一方で、個人情報の一層の保護に向け、市が保有する個人情報の適正な取り扱いを徹底するとともに、本人開示請求権の一層の拡充に努めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



市政への積極参加

市民は、市の行う各種教室、講座、政策諮問機関に積極的に参加し、まちづくりの担い手として活躍します。市は、市民、団体の意見を市政へ反映させ、市民満足度の高い政策形成につなげます。

市民総代会(中央集会・地区集会)の開催

市民は市民総代会に積極的に参加し、各地区のおかれている現状を正しく認識し、解決法の提案を行います。市は、市民総代会が活発で有意義に運営されるように努めます。

パブリックコメントへの参画

市民は、パブリックコメントを活用し、市の重要な施策や計画策定について、意見や要望を述べ、市政に積極的に参加します。

地域課題解決に向けた地域住民の参加促進

市民及び市民団体は、主に地域課題の分野において、市の政策形成に、地域住民の意見・要望・アイデアを提供していきます。

主要事業

主要事業	事業の内容
「広報かけがわ」の発行	市政情報を提供する「広報かけがわ」の編集・発行
市民総代会(中央集会・地区集会)の開催	市内各地区の市政に関する意見、要望、苦情、アイデア等の聴取と政策への反映
情報公開の推進	市民に開示請求権を保障するとともに、市が保有する情報の積極的な提供による開かれた行政の実現
個人情報保護の適正管理	個人情報の保護に向けた情報管理体制の強化
パブリックコメント制度の創設	市の重要な施策や計画策定にあたり、案を公表し市民等からの意見を聴取

「パブリックコメント制度」とは、行政機関が政策の立案等を行う際にその案を公表し、この案に対して広く意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度のこと。

「市民総代会」とは、市政の広報広聴を行う仕組みの一つ。市内自治区の区長・副区長・会計の三役を「市民総代」とし、「中央集会」、「地区集会」の開催を通じて、市政情報の提供と市民の意見・要望・苦情・アイデアを聞き、まちづくりに活かしていこうとするものである。なお、集会での発言要旨は、市長区長交流控帖という冊子にまとめられている。

「個人情報保護条例」とは、自治体が制定するプライバシー保護制度であり、住民データの漏洩防止を目的としている。

-7 電子システムを活用した市民サービスの向上

現況と課題

市民サービスにおける事務の効率化は、効率的な行財政運営に資するばかりでなく、市民の利便性向上に大きく寄与します。

本市では、汎用コンピュータによる一括大量処理及びオンラインによる即時処理をはじめとして、パソコン配置を職員一人一台体制とし、ネットワークで結ぶなど事務の効率化を図るとともに、文書管理のOA化や土地情報の集積・管理を進め、文書の減量、検索時間の短縮など、各種行政事務の効率化を目指した改善に取り組んできました。このほか、市民サービスの玄関口である窓口業務についても、電子化による手続きの迅速化に努めるとともに、取扱い時間の延長化を図るなど、市民の利便性向上に努めてきました。平成18年11月には、お客様本意の総合窓口システムも稼働し、できる限り市民視点に立ったサービスの提供に取り組んでいます。

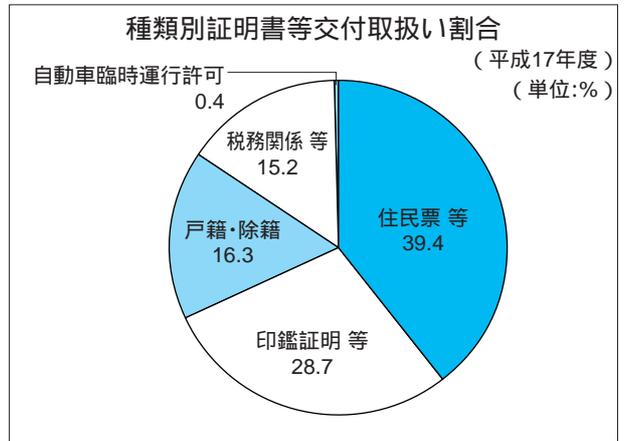
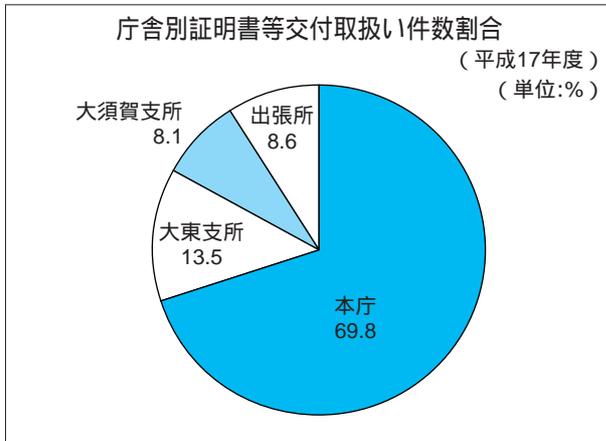
しかし、今後は一層高度化・多様化する市民ニーズや地方分権に伴う行政事務に的確に対応していくことが求められており、市民の利便性を重視したサービスの提供と事務処理の高度化・迅速化への不断の取り組みが必要になっていきます。

こうした背景を受け、電子システムをさらに有効活用し、各種申請手続きの簡略化・一元化、電子申請の拡充、総合窓口システムの一層の充実など、質の高い市民サービスの提供と事務の効率化を一体的に進め、市民サービスを向上させていく必要があります。



基本目標

行財政の効率化を徹底し、市民とともに行政改革を進めるまちづくり



平成17年度の証明書等交付取扱い件数の合計は、224,729件となっている。

めざす姿

質の高い市民サービスの提供と事務の効率化による経費削減が共に図られている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
窓口サービスが迅速で効率良く提供されていると思う市民の割合(「窓口サービスの向上」を測る指標)	41.3%	54%	66%
総合窓口での取扱い業務数(「お客様本位のサービス向上」を測る指標)	128種類	148種類	164種類

施策の方向

行政事務の高度化・効率化

各種コンピュータの利用により行政事務の高度化・効率化を図るため、新システムの構築や法改正などに伴うシステムの更新等を実施します。また、高度情報化社会において、市が所有している情報の漏洩を防ぐため、より万全なセキュリティ対策に努めます。

窓口サービスの迅速化

来庁する市民の利便性を高めるために、住民異動に伴う処理の一元化や発行業務専用窓口を設置し、同一窓口における複数の証明書発行を実施するなど、待ち時間の短縮を図ります。

文書管理の徹底と文書事務の効率化

文書管理方法を一元化するとともに、文書管理システムの導入による電子決裁への取り組みや検索システムの構築を目指すなど、次世代に向けた管理体制を確立し、事務処理の効率化を図ります。

土地情報の集積と管理運用

土地に関する様々な情報を、広く行政事務に活用できるように収集・管理し、土地情報システムとして運用していくとともに、円滑なデータの更新と迅速な情報の提供を図ることにより、各種業務での利用拡大に努めます。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



事務の効率化への貢献活動

市民は、質の高い市民サービスの確保と事務の効率化に貢献するため、各種申請や手続き事務の電子化に積極的に参画するなど、行政事務の効率化へ向けた取り組みを支援します。

市民視点での業務改善提案への参加

市民は、インターネット等を活用した各種モニターなどへ積極的に参加し、行政サービスの向上や効率化について監視・評価し、改善に向けた建設的な提言を行います。

主要事業

主要事業	事業の内容
総合窓口の充実	総合窓口における取扱い業務の拡大によるワンストップサービスの充実
各種申請の電子化	市民ニーズの高い各種申請の電子化を推進
行政業務の電子化推進	コンピュータ機器及び情報システムの更新管理による処理機能の向上と土地情報、行政文書の電子化・システム化を推進
情報セキュリティの推進	庁舎、学校及び市内公共施設に広がる情報ネットワークの万全なセキュリティ対策として、セキュリティ機器・ソフトの導入、監査、研修等の実施

「汎用コンピュータ」とは、大型の業務用コンピュータのこと。大量のデータを高速で安定して処理することができる。
 「総合窓口での取扱い業務数」の現状値は、従来の市民課取扱い業務数を表す。

-8 広域行政への取り組み

現況と課題

都市化の進展や交通基盤の整備による活動範囲の拡大により、市民の生活は市域の枠を大きく越えて営まれています。また、地方分権の進展に伴い、行政サービスの一層の専門化や高度化が求められるようになり、従来の市町村の枠組みだけでは今後の対応が難しい状況も想定され、広域行政はその必要性を増しています。

本市では、地方分権や市民の生活圏、経済圏の拡大に対応した広域行政の究極的解決策の一つとして、市町合併を行うとともに、介護保険、老人ホーム、ごみ処理、火葬場、し尿処理、防災など様々な広域課題に周辺自治体とともに取り組んできました。

しかし、今後の人口減少時代の到来など基本的社会構造の変化や一層厳しさを増す財政状況から、さらなる行財政改革に取り組む必要性に迫られており、行政区域境という見えにくい壁を取り払い、市民にとって最適な広域行政を展開していくことが求められています。特に、医師不足による自治体病院のあり方については各自自治体ともに深刻さを増しており、現状を踏まえた抜本的な対応が急務となっています。また、少子高齢社会の急速な進展により、地域医療や介護体制、少子化対策、消防救急体制など、高度化・多様化する市民ニーズに効率的・効果的に対応するためには周辺自治体との一層の連携が不可欠となっています。将来的には、本市を含む当地域の住民にとって最適な行政サービスの提供を可能とし、かつ一層の行政運営の効率化を目指して、さらなる合併も視野に入れた広域行政のあり方について、不断の研究と検討を重ねていくが必要になっています。



掛川市が加入する一部事務組合一覧

番号	名称	目的	構成市町等	
			市町数	市町名(掛川市以外)
1	東遠広域施設組合	し尿処理場の管理運営	4市	御前崎市、菊川市、牧之原市
2	東遠地区聖苑組合	火葬場の管理運営	2市	菊川市
3	小笠老人ホーム施設組合	小笠老人ホームの管理運営	3市	菊川市、御前崎市
4	中東遠看護専門学校組合	看護専門学校の管理運営	5市1町	袋井市、磐田市、菊川市、御前崎市、森町
5	東遠学園組合	児童、障害者の介護、通園、グループホーム、地域療養支援センターなど各種事業の運営	4市1町	菊川市、御前崎市、浜松市、森町
6	掛川市・菊川市衛生施設組合	ごみ処理施設の管理運営	2市	菊川市
7	太田川原野谷川治水水防組合	太田川原野谷川の水防及び同河川の改良事業促進	3市1町	袋井市、磐田市、森町
8	浅羽地域湛水防除施設組合	湛水防除施設の管理運営	3市	袋井市、磐田市
9	静岡県大井川広域水道企業団	水道用水供給事業の経営	県 7市2町	県、島田市、焼津市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、岡部町、大井川町
10	東遠工業用水道企業団	工業用水道事業の経営	4市	菊川市、牧之原市、御前崎市

めざす姿

周辺自治体との幅広い連携により、市民にとって最適な行政運営が効率的に行われている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
広域行政(一部事務組合)による取り組み件数 (「広域行政による課題対応度」を測る指標)	10件	10件	12件

施策の方向

広域連携体制の強化

既存の一部事務組合等を構成する県、周辺自治体との緊密な連携を強化し、より効率的で質の高いサービスの提供に向けた取り組みを進めます。

新たな広域行政課題への対応

生活圏、経済圏の広域化や地方分権、少子高齢化の進展など、急速な社会構造の変化に対応すべき新たな広域的課題に対して、関係自治体との共同により調査研究を進め、課題解決を図ります。

広域市町村圏域の連携推進

広域市町村圏計画に基づく広域事業の推進により、圏域全体で連携した一体的整備を進め、地域全体の活力ある発展とサービスの向上に努めます。

行政の最適規模の検討

行政サービスの向上、行政運営の効率化、地域特性の活用などがさらに進むよう、将来の再合併も視野に入れて行政の最適規模のあり方について検討を行います。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



広域行政への意識高揚

市民、団体、事業者は、国、県、周辺自治体に対して高い関心を持ち、広域行政のあり方について広い視野を持って提言します。

主要事業

主要事業	事業の内容
広域行政による取り組み推進	効率的で質の高いサービス提供に向けた広域行政への取り組みの推進
広域行政に関する調査研究	広域行政課題に対する、周辺自治体との調査研究、解決策の提案
広域市町村圏計画推進事業	合併後の新たな圏域で策定された広域市町村圏計画事業の推進

-9 互助や共助による連帯感ある地域社会の維持形成

現況と課題

これまで、地区、自治区といった地縁団体は、最も基礎的な自治組織として、地域社会の様々な場面で重要な役割を發揮してきました。しかし近年では、国、県、市による公的なサービス領域の拡大や様々なサービス産業の発達などにより、顔の見えご近所同士の互助や共助を基本として成り立つ自治組織が、とすれば過小評価されがちです。また、これら自治組織自体も、担い手不足や組織の近代化・合理化の遅れなどにより、期待されている機能が十分に果たしきれていないのではといった課題も指摘されています。

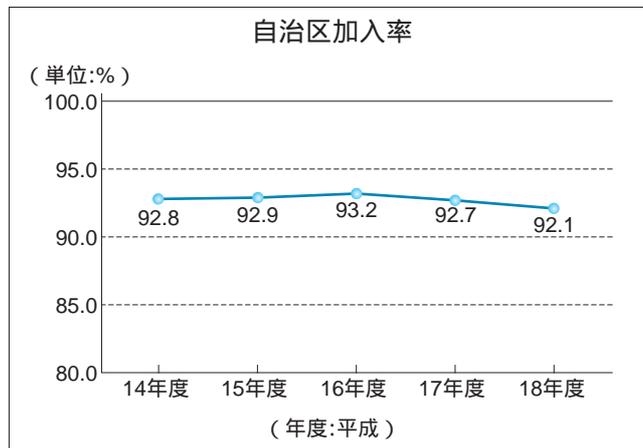


本市ではこれまで、区長会連合会との連携の下、自治組織の充実に努めるとともに、活動拠点の整備や、地域の実情に応じ、組織の法人化を推進してきました。また、連合会を通じ、新規転入住民等に対する自治区への加入促進にも力を入れてきました。現在は、市内の33地区やそれを構成する200の自治区ごとに様々な活動が繰り広げられ、地域の課題に対して住民と市が協働して取り組む体制がある程度整っているといえます。

近年、教育や防災・防犯面でも地域社会が果たす役割が注目され、地縁的な自治組織の価値が再評価されはじめています。また、市町村合併などにより市の規模が拡大する中で、住民主体のまちづくりをきめ細やかに進めていくためには、「自治体内分権」が必要であり、その受け皿としても自治組織の充実強化が望まれます。

このように自治組織が担う役割がますます増大する中で、費用や役員の負担増大、加入率の低下など、自治組織の運営は、大きな課題に直面しています。また、本市ではアパート世帯が全世帯の約27.5%を占めており、居住期間が短いアパート居住市民は地域との関わりが薄い傾向が見られます。アパート居住市民にも地域コミュニティの役割や重要性を理解していただくとともに、自治区への加入や地域活動への参加を促進することが必要になっています。

こうした背景を受け、引き続き自治活動へのさらなる理解と活動の担い手の確保、女性役員の登用などへの取り組みを進めるとともに、より良い地域社会の維持と形成のため、自治組織の充実強化と活動支援がますます必要になっています。



めざす姿

地域コミュニティの力が發揮され、地域の課題に自主的、自立的に取り組まれているとともに、お互いが信頼し合える地域社会が形成されている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H18	中間目標 H23	最終目標 H28
一年間に一度以上地域の活動（諸作業やイベントなど）に参加した市民の割合（「地域社会のつながり」を測る指標）	74.3%	77%	80%
自治区加入率（「地域のまちづくりへの市民参加」を測る指標）	92.1%	94%	96%

施策の方向

自治区組織の充実強化支援

地域社会を担う基礎的地縁団体として、地域住民の安全・安心・快適で幸せな暮らしづくりに重要な役割を果たす、自治区組織の充実強化を支援します。

自治活動への支援充実

より良い地域社会の維持・形成や地域共通の課題解決への取り組みなど、活発な自治活動に対する支援を充実します。

自治区の役割の理解普及と自治区への加入促進

転入者や地域で活動する事業者などに地域コミュニティ、自治活動の重要性を理解していただき、自治区への加入促進と諸活動への積極的な参画・協力を促進します。

地区組織の充実と諸活動の増進

市と各自治区をつなぎ、より良い地域づくりに貢献する活動を行う地区区長会及び地区組織に対して、組織の充実強化や一層の活動増進に必要な支援と活動拠点の整備を推進します。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



自治活動、自治組織への理解増進と共通課題の解決

すべての市民や市内で活動する団体・事業者が地域社会の重要性を認識し、自治活動、自治組織に積極的に参加し、よりよいまちづくりを実現します。

自治区等組織の充実と諸活動の増進

地域社会に住む人たちお互いのつながりを基盤にした基礎的自治組織である「自治区」が充実し、市や地区との連携協力の下、活発で多種多様な活動を展開し、地域住民の安全・安心・快適な生活に寄与します。

地区組織の充実と諸活動の増進

旧村や小学校区を地縁とした自治組織である「地区」が、地区区長会を中心に充実し、市と自治区との中間に位置する公共的団体として活発な活動を展開し、特色ある地域づくり・ひとづくりや地域福祉の増進に寄与します。

主要事業

主要事業	事業の内容
区長会連合会の運営支援	掛川市区長会連合会の運営と必要な費用の支援
地区区長会活動の支援	地区区長会組織の充実強化と運営支援
自治区の運営支援	自治区に対する、加入世帯数に応じた運営支援
コミュニティ施設整備補助	自治区等集会施設やコミュニティ活動に必要な施設の整備・改善の推進
自治区まちづくり推進モデル事業	自治区による先進的な事業に対する補助、他地区への普及促進
アパート系居住市民の自治会活動への参加促進	アパート系居住市民に対する自治会活動への参加啓発と連帯感の醸成

-10 男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現

現況と課題

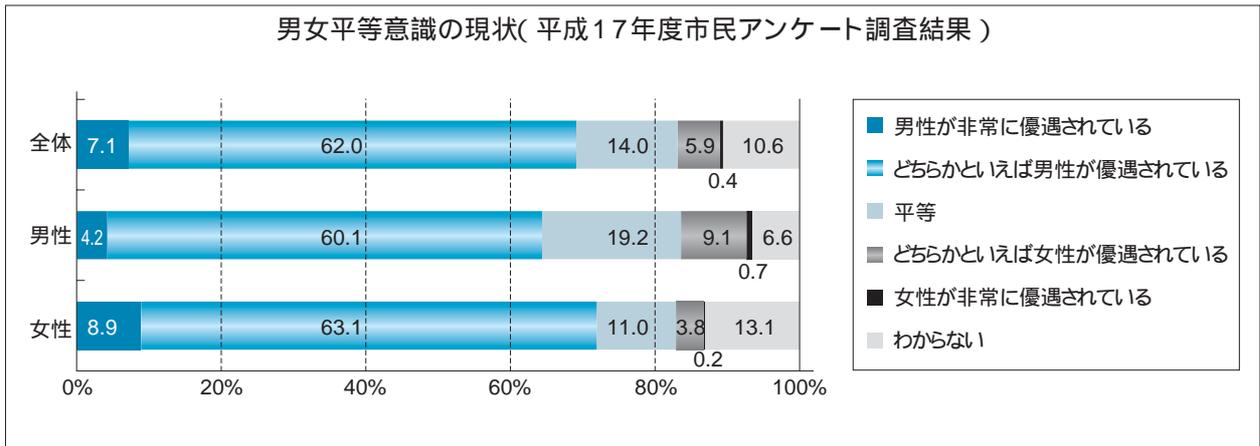
少子化や核家族化など急速な社会環境の変化により、女性のライフスタイルも多様化が進んでおり、男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりのニーズや目標に応じた適切な支援が求められています。国レベルでも、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法」など法制度の整備により、仕事と子育てや介護その他の家庭生活との両立が進みつつあるなど、女性の社会進出に関して一定の成果を上げてはいるものの、今なお多くの分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行が存在しており、女性の能力発揮や社会参画を阻む要因となっています。



本市においては、平成18年4月に「掛川市男女共同参画条例」を施行、平成19年3月には「掛川市男女共同参画行動計画」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向け様々な取り組みを進め、男女が互いの個性を尊重し、能力を発揮できる環境づくりに努めてきました。

今後も、男女が共に責任を分かち合うとともに、あらゆる分野において、性別にかかわらず、だれもが生き生きと幸せを感じながら暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けて、さらなる施策・事業の充実が求められています。

男女平等意識の現状(平成17年度市民アンケート調査結果)



めざす姿

男女が互いに責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されている。

成果指標と目標値

成果指標	現状 H17	中間目標 H23	最終目標 H28
審議会等委員への女性の参画率 (「市政への女性の参画」を測る指標)	21.0%	30%	35%

施策の方向

男女平等意識の啓発

男女がお互いの人権を尊重する意識を高めるために、「男女共同参画フォーラム」の開催や情報誌の発行などにより、広く男女平等意識の普及・啓発に努めます。また、あらゆる機会を通じて男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

政策・方針決定過程への共同参画の推進

審議会や委員会等の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するために、各種講座や講演会の充実を図り、市政や社会活動に対する女性の意識や関心を高めます。また、自治会など地域におけるまちづくりにおいても、女性の役員登用など共同参画を推進します。

女性の起業、就業、社会参画の支援

女性の起業をはじめ、女性が働きやすい環境を整えるとともに、育児等のために中断した仕事の再開を支援します。女性のチャレンジ精神を後押しして、様々な分野における女性の社会参画や活躍を促進します。

男女の職業生活と家庭・地域活動の両立の支援

男女がともに職業生活と家庭・地域活動を両立できるよう、バランスのとれた働き方の実現に向けた啓発を進めるとともに、労働環境の整備など事業者の積極的な取り組みを支援します。

女性に対する暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメント等、女性に対する暴力を防止するため、啓発活動の拡大を図るとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

男女共同参画施策推進のための環境の整備

「掛川市男女共同参画行動計画」を効果的に推進するため、掛川市男女共同参画推進庁内会議及び掛川市男女共同参画審議会を運営するとともに、男女共同参画推進活動の拠点施設のあり方を検討します。

協働によるまちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取り組み)



男女共同参画講習会・講座の開催

ネットワークかけがわなどの関係団体は、フォーラム、講演会及び講座等を開催し、男女平等意識の啓発・促進を図ります。

男女共同参画推進委員への参加

市民は、男女共同参画推進委員に積極的に参加し、情報誌の発行、各種講座の開催を通じて、男女平等意識の啓発・促進を図ります。

地域における男女共同参画社会の推進

男女がともに地域活動に参画し、まちづくりの担い手となるよう、推進団体と連携して地区における女性役員の登用促進を進めます。

主要事業

主要事業	事業の内容
男女共同参画の普及・啓発活動の推進	ネットワークかけがわによるフォーラムの開催、各種講座・講演会の実施。男女共同参画推進員による男女共同参画情報誌の発行、出前講座等各種啓発講座の開催
推進リーダーの育成	女性会議や各団体・グループとの連携による、推進リーダーの育成
政策・方針決定過程への女性の参画拡大	市政運営における女性参画の取り組みや、事業者、地域の各種団体等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた啓発
女性の就業・起業への支援	法律や制度の周知、再就職支援セミナーやエンパワーメントセミナーの開催
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	事業者に対する啓発活動の実施。優良企業に対する顕彰の検討

「男女雇用機会均等法」とは、雇用の分野における男女の均等な機会提供、待遇の確保に向けて制定された法律のこと。

「育児・介護休業法」とは、育児や介護を行う労働者が仕事と家庭を両立できるようにするため制定された法律のこと。

「次世代育成支援対策推進法」とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるために制定された法律のこと。

「ドメスティック・バイオレンス」とは、直訳すると「家庭内暴力」のこと。夫婦や恋人など親密な関係にある(あった)人からの暴力で、身体的暴力のほか精神的暴力や性的暴力も含んだ意味で使われている。

「セクシャル・ハラスメント」とは、性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、または性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること。

「ネットワークかけがわ」とは、男女の自立と参画を促進するために組織化された、市内の団体・グループのこと。

「エンパワーメント」とは、女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自分で意志決定し、行動できる実力をつけようとする概念のこと。

資料編

1 成果指標の一覧

保健医療福祉分野の成果指標

基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり めざす姿 安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育っている。	安心して子どもを産み育てることができる環境が整っているまちだ と思う市民の割合	18	41.5%	53%	66%
	市内の出生数	17	1,091人	1,070人	1,050人
施策 - 1 子育て・子ども支援の充実	子育てが楽しいと思う市民の割合	17	69.0%	75%	80%
	子育て支援サポーター数	17	206人	250人	290人
基本目標2 健康長寿市民が多いまちづくり めざす姿 市民が健康を保ち、病気など万一の時でも安心した 医療が受けられ、介護の必要のない健康長寿者が 多いまちになっている。	自立高齢者の割合	18	86.1%	87%	88%
	いつでも安心した医療が受けられ と思う市民の割合	18	40.9%	53%	66%
施策 - 2 市民の健康の維持増進	生活習慣病による死亡率 (脳血管疾患) 単位:人/10万人当たり	16	104.6人	100人	90人
	生活習慣病による死亡率 (心疾患) 単位:人/10万人当たり	16	138.6人	120人	100人
	生活習慣病による死亡率 (がん(悪性新生物疾患)) 単位:人/10万人当たり	16	217.9人	210人	200人
施策 - 3 いつでも安心な地域医療・救急医療体制の確保	患者紹介率	17	32.0%	50%	80%
	休日・夜間の救急医療の医師確保率	17	100.0%	100%	100%
施策 - 4 高度専門医療を支える市立総合病院の充実	患者紹介率	17	32.0%	50%	80%
	病床利用率	17	84.3%	90%	95%
施策 - 5 国民健康保険事業の健全な運営	国民健康保険税現年課税分の 徴収率	17	93.2%	94%	95%
基本目標3 お互いを尊重し支え合って暮らせるまちづくり めざす姿 病気や障害、高齢になっても、生きがいをもって安心 な生活が成り立っている。	病気や障害、高齢になっても、住み 慣れた地域で安心して暮らしてい けると思う市民の割合	18	26.6%	31%	40%
施策 - 6 障害を持つ人の自立支援・家庭支援	障害者雇用率 (50人以上の事業所における 障害者雇用率)	17	1.51%	1.7%	1.8%
	地域(グループホーム)で 生活する障害者数	18	90人	95人	100人
施策 - 7 高齢者が安心して暮らせる福祉の充実	要介護認定率(要介護1～5)	17	13.4%	13.4%	13.4%
	サービス受給者率	17	83.4%	84%	85%
施策 - 8 ともに支え合う地域福祉活動の推進	地域福祉協議会の設置割合	17	-	60%	100%
施策 - 9 人権が尊重され希望が持てる地域社会の確立	人権相談件数	17	30件	25件	15件
	生活保護から自立した世帯数(累計値)	17	1世帯	6世帯	10世帯

環境生活分野の成果指標

基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本目標1 地球環境への負荷が少ないまちづくり めざす姿 温室効果ガスが抑制できる生活スタイルや事業活動 へ転換がなされ、廃棄物を出さない持続的発展が可 能な循環型社会に移行している。	市内の二酸化炭素排出量	17	748,071t	712,000t	678,000t
	地球環境の保全のために行動して いると思う市民の割合	18	79.0%	85%	90%
施策 - 1 地球環境温暖化防止活動の推進	新エネルギーの導入量 (太陽光発電と大型風力発電の計)	17	2,964kw	5,500kw	8,000kw
	掛川市エコ・ネットワークへの 参画団体数	17	22団体	27団体	31団体
施策 - 2 持続可能な循環型社会の構築	1日1人当たりのごみの排出量	17	759g	680g	680g
	リサイクル率	17	27.7%	33%	37%
基本理念2 豊かな自然環境を守り育てるまちづくり めざす姿 自然を尊ぶとともに、自然とふれあい、自然のすばら しさを感じた暮らしができています。	豊かな自然を身近に感じる生活を していると思う市民の割合	18	65.3%	70%	75%
施策 - 3 美しい森林資源の整備・保全・活用	民有林における保安林面積	18	1,469ha	1,510ha	1,560ha
施策 - 4 緑豊かな暮らしを創る緑化の推進	市民の自主的な緑化活動団体数	17	201団体	250団体	300団体
基本目標3 清潔で健康的な暮らしができる生活環境があるまち づくり めざす姿 清潔で潤いのある生活環境が保たれている。	環境基準達成率	17	78.3%	81%	84%
	清潔で潤いのある生活環境が保た れていると思う市民の割合	18	58.8%	70%	75%
施策 - 5 公害のない健康的な生活環境の確保	公害苦情件数	18	180件	150件	130件
	公害苦情解決率	18	96.7%	97%	98%
施策 - 6 美しい水環境を取り戻す水質浄化の推進	污水衛生処理率	17	29.2%	51%	64%
	曙橋の水質 (BOD:生物化学的酸素要求量)	17	3.9mg/l	3.1mg/l	2.9mg/l
施策 - 7 安全・安心で安定した上水道供給体制の確立	上水道が安心して飲め、断水などが 無く、安心して供給されていると思 う市民の割合	18	70.7%	75%	80%
	有収率(配水量に対して実際に使用 された水量の割合)	17	94.5%	94.8%	95.0%

教育文化分野の成果指標

基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本理念1 子どもたちの健全な心と体と生きる力を育むまちづくり めざす姿 家庭や地域に見守られ、子どもたちが将来の目標を持ち、その実現に必要な知識や経験を得ることができている。	子どもが心身ともに、健全に成長していると思う市民の割合	18	61.6%	63%	66%
施策 - 1 心豊かにたくましく生きる力を育む学校教育の充実	学校が楽しいと思う児童生徒の割合	17	91.3%	93%	95%
	学校ボランティアとして活動している市民の数	17	1,734人	1,850人	2,000人
施策 - 2 生きる力の基礎を育む乳幼児教育・保育の充実	3歳児の就園率	17	78.0%	87%	100%
	待機児童数	18	45人	0人	0人
施策 - 3 次代を担う青少年の健全育成	青少年の問題行動件数	17	398件	370件	350件
基本理念2 生涯を通じて豊かな人生が送れるまちづくり めざす姿 市民が生涯を通じて自ら学び、スポーツ・レクリエーション、芸術・文化に親しみ、健康で味わいのある人生、深みのある暮らし方をしている。	健康で生きがいを持って暮らしている市民の割合	18	58.8%	67%	75%
施策 - 4 生きがいに満ちた豊かな人・暮らしづくり	生きがいを感じる活動や趣味に取り組む市民の割合	18	58.9%	67%	75%
	生涯学習リーダーの人数	17	149人	500人	850人
施策 - 5 生涯スポーツの実践普及	週1回以上スポーツ・レクリエーションに取り組む市民の割合	18	28.6%	39%	50%
	市営のスポーツ施設利用者数	17	1,027,554人	120万人	140万人
基本理念3 ふるさとへの誇りと愛着を育てるまちづくり めざす姿 市民が郷土の歴史や文化に誇りと愛着を感じている。郷土を離れても生まれ育ったふるさとに誇りと愛着を感じている。	ふるさとに誇りと愛着を持って暮らしている市民の割合	18	64.6%	70%	75%
施策 - 6 郷土の歴史や文化を愛する心の育成	文化財保存会・研究会等の数	17	10団体	15団体	20団体

産業経済分野の成果指標

基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本理念1 豊かな市民生活を支える力強い産業が育つまちづくり めざす姿 活力ある多様な産業に支えられ、市民の雇用と 豊かな暮らしが確保されている。	一人当たり市民所得額	17	3,201千円	3,330千円	3,450千円
施策 - 1 地域経済を支え未来へ飛躍する商工業の発展	製造品出荷額等	16	13,480億円	14,500億円	15,500億円
	年間商品販売額	16	2,322億円	2,400億円	2,460億円
施策 - 2 勤労者が生き生きと働き、暮らせる社会の実現	全就業者人口に対する市内就業者 の割合(農業除く)	17	67.5%	68.5%	69.5%
	市内の高校卒業生で就職した人の うち市内で就職した人の割合	17	28.4%	33%	38%
施策 - 3 安全・安心な消費生活の確立	過去1年に消費トラブルに遭った人 の割合	18	3.8%	3.0%	2.0%
基本理念2 にぎわいと出会い溢れるまちづくり めざす姿 市民が住んで良かったと実感し、来訪者が住んでみ たくなる、また来てみたいと思う、魅力あるまちにな っている。	観光交流客数	17	267.8万人	280万人	300万人
	中心市街地が魅力的で楽しいと感じ る市民の割合	18	6.8%	13%	20%
施策 - 4 何度でも訪れてみたいくなる魅力ある観光の振興	市内の観光施設の入場者数	17	187.4万人	200万人	210万人
施策 - 5 人が集い、にぎわい溢れる中心市街地の活性化	中心市街地歩行者数	18	986人	1,200人	1,500人
	市内の商店数	16	1,458店舗	1,460店舗	1,460店舗
基本理念3 安全な食の提供と農業の価値が高まるまちづくり めざす姿 新鮮で安全な農産物の供給により豊かな食生活が提 供され、未来が語れる力強い農業が営まれている。	生産農業所得額	16	91.6億円	91.6億円	91.6億円
施策 - 6 豊かで力強い掛川型農業の確立	認定農業者数	17	522人	590人	657人
	農業産出額	17	217億円	223億円	228億円

都市基盤分野の成果指標

基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本目標1 市民生活と産業活動を支える安全・快適な道路網が整ったまちづくり めざす姿 渋滞や危険がない、安全・快適な道路網が形成され、便利な市民生活と活発な産業活動が営まれている。	掛川駅へのアクセス20分交通圏域内の居住人口割合	18	79.8%	90%	95%
施策 - 1 活発な交流を支える幹線道路の整備	南北道路(市街地連携ルート)の整備進捗率	17	2.0%	50%	100%
	朝夕ラッシュ時における主要幹線道路の自然渋滞箇所数	17	8箇所	6箇所	2箇所
施策 - 2 生活を支える身近な生活道路の整備	生活道路の改善率	18	- %	33%	66%
基本目標2 公共交通が整い便利な暮らしができるまちづくり めざす姿 通勤、通学、通院、買い物など市民生活に必要な移動手段が確保され、市民が不便を感じない。	通勤、通学、通院、買い物などの移動に不便を感じていない市民の割合	18	46.9%	56%	66%
施策 - 3 利便性の高い移動手段の確保	市内バス路線の年間利用者数	17	38.4万人	40万人	42万人
	天竜浜名湖鉄道の年間利用者数	17	176.7万人	190万人	200万人
基本目標3 バランスの取れた快適な居住環境に恵まれたまちづくり めざす姿 高度に機能集積された市街地から郊外の農村集落まで、地域それぞれの特性が活かされた快適な居住環境で市民が暮らしている。	バランスの取れた快適で美しい居住環境の中で暮らしていると思う市民の割合	18	29.2%	35%	40%
施策 - 4 安心して住み続けられる居住環境の確保	まちづくり協定締結面積の市域に占める割合	17	27.0%	36%	45%
施策 - 5 良質で魅力ある住宅・住宅地の供給	土地区画整理施行区域(7地区)内住宅着工率	17	30.0%	35%	40%
	市営住宅への応募最高倍率	17	6倍	3倍以内	2倍以内

防災危機管理分野の成果指標

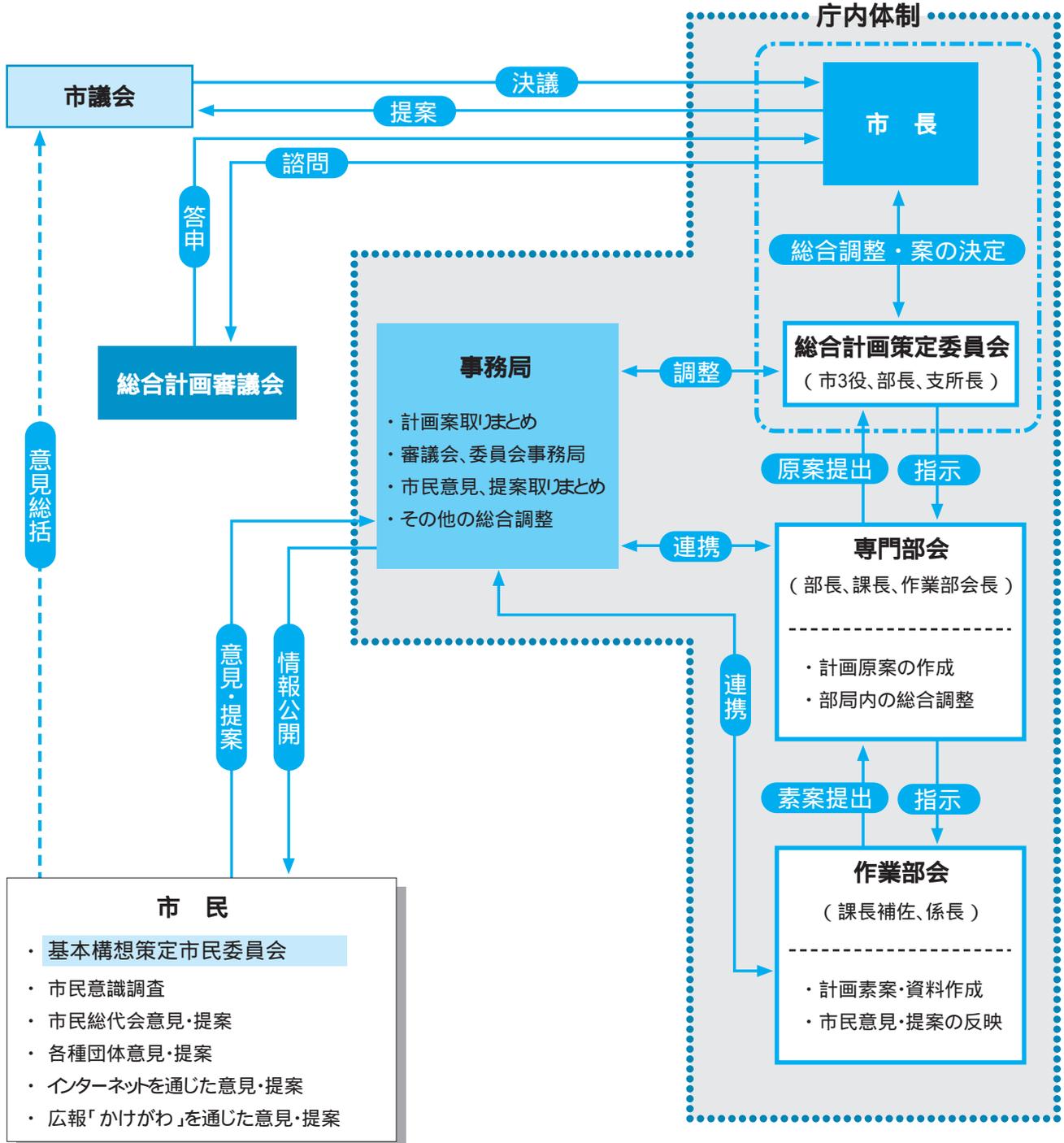
基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本目標1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり めざす姿 災害を未然に防ぐとともに、不測の事態が発生した場合においても、発生状況に応じた危機管理体制が確立されており、被害が最小限に食い止められている。	災害時に自分がどのように行動すべきかを自覚している市民の割合	18	56.6%	65%	75%
	市内建築物の耐震化率	17	74.7%	82%	90%
施策 - 1 あらゆる災害から市民を守る防災体制の強化	水や食料など非常持ち出し品を準備している市民の割合	18	49.8%	58%	66%
	災害時の備蓄品充足率	17	66.5%	70%	75%
施策 - 2 市民の住まい・公共施設安全性の強化	市民所有の住宅等の耐震化率	17	74.5%	82%	90%
	公共施設の耐震化率	17	81.7%	85%	90%
基本目標2 消防救急体制が充実したまちづくり めざす姿 消防救急体制の充実により、市民の生命、身体及び財産への被害が最小限に食い止められており、市民の信頼を得ている。	緊急時に直ちに駆けつけてくれる信頼できる消防救急体制が確保されていると思う市民の割合	18	55.9%	65%	75%
施策 - 3 市民の生命・身体・財産を守る消防・救急体制の強化	救命率	17	3.0%	12%	15%
	出火件数(人口1万人当たりの出火件数)	17	4.4件	4.1件	4.0件
基本目標3 交通事故・犯罪のないまちづくり めざす姿 市民が交通事故や犯罪に巻き込まれる心配がなく、安心して暮らしている。	交通事故件数(人身事故件数)	17	1,106件	1,050件	1,000件
	犯罪件数	17	1,532件	1,300件	1,100件
施策 - 4 交通事故の撲滅	人身事故への高齢者の関与件数	17	286件	260件	250件
施策 - 5 犯罪の撲滅	自主的な防犯活動団体数	17	19団体	30団体	40団体

協働・広域・行財政分野の成果指標

基本目標と施策	成果指標	現状		中間目標	最終目標
		年	数値	23年	28年
基本目標1 活発な市民活動に支えられた協働によるまちづくり めざす姿 市民、地域、ボランティア団体、企業、行政など、それぞれが自らの役割と責務を自覚し、共に住み良いまちづくりを進めている。	市民の力が住み良いまちづくりに活かされていると思う市民の割合	18	16.7%	25%	33%
施策 - 1 地域を支える多様な担い手の活躍	NPO法人数	17	11団体	16団体	20団体
	登録ボランティア団体数	17	87団体	97団体	107団体
施策 - 2 交流活動の活発化と多文化共生社会の形成	国際交流団体会員数及び 在住外国人支援ボランティア数	17	733人	800人	900人
施策 - 3 市民生活・市民活動を支援するICT環境の整備	家庭でインターネットを利用できる 市民の割合	18	51.3%	65%	75%
	ホームページを持つ市民団体数	18	30団体	50団体	100団体
基本目標2 行財政の効率化を徹底し、市民とともに行政改革を進めるまちづくり めざす姿 行財政の徹底した改革が進められるとともに、市民との協働や周辺自治体などとの広域連携により、効率的で、より質の高いサービスが提供されている。	基本構想の政策大綱に掲げた中間目標、最終目標の達成率	-	- %	100%	100%
	掛川市は行政改革が進んでいると思う市民の割合	18	13.3%	19%	25%
施策 - 4 行政経営システムの改革	基本計画に掲げた中間目標、最終目標の達成率	-	- %	100%	100%
	市の職員数(医療職は除く)	17	914人	838人	786人
施策 - 5 財政構造改革の推進	経常収支比率	17	79.8%	85%以内	85%以内
	実質公債費比率	17	17.1%	20%以内	20%以内
施策 - 6 政策形成への市民参加の推進	市の情報公開が進んでいると思う市民の割合	18	17.5%	25%	33%
施策 - 7 電子システムを活用した市民サービスの向上	窓口サービスが迅速で効率良く提供されていると思う市民の割合	18	41.3%	54%	66%
	総合窓口での取扱業務数	18	128種類	148種類	164種類
施策 - 8 広域行政課題への対応・解決	広域行政(一部事務組合)による取り組み件数	18	10件	10件	12件
基本目標3 活力ある地域社会が育つまちづくり めざす姿 人と人とのふれあいのなかで、お互いが認め合い、支え合う地域社会が育まれている。	人と人との信頼し、助け合える地域になっていると思う市民の割合	18	53.3%	60%	66%
施策 - 9 互助や共助による連帯感のある地域社会の維持形成	一年間に一度以上地域の活動(諸活動やイベントなど)に参加した市民の割合	18	74.3%	77%	80%
	自治区加入率	18	92.1%	94%	96%
基本目標4 男女がともに支え合うまちづくり めざす姿 男女がともに認め合い、ともに個性と能力を生かせる社会になっている。	家庭、地域、職場などあらゆる場面において、男女共同参画が進んでいると思う市民の割合	18	27.1%	38%	50%
施策 - 10 男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現	審議会等委員への女性の参画率	17	21.0%	30%	35%

2 総合計画の策定組織図

総合計画の策定に際しては、策定段階から市民参画による意見反映を念頭に置き、基本構想策定市民委員会、市民意識調査などを通じて、掛川市の主役である市民が期待しているまちの姿を検討しました。さらに、市民総代会、各種団体などからの意見・要望を把握して計画原案を作成し、総合計画策定委員会での総合調整、総合計画審議会での有識者の検討を経て市議会へ提案しました。



3 掛川市審議会条例

平成17年7月1日

掛川市条例第212号

(設置)

第1条 掛川市総合計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、掛川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、掛川市長(以下「市長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第2条第4項に規定する基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 公共的団体等の役員
- (3) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条各号に掲げる事項に係る調査審議が終了する日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画調整部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 掛川市総合計画審議会委員名簿

平成19年1月現在

職	氏 名	役 職 等
会 長	仁 科 雅 夫	掛川商工会議所会頭
副会長	戸 塚 誠 夫	元大東町商工会会長
委 員	岩 井 政 資	区長会連合会副会長
〃	宇 野 雄 二	元NECアクセステクニカ労働組合執行委員長
〃	加 藤 一 司	市議会議長
〃	窪 野 愛 子	掛川女性会議代表
〃	白 木 由 高	環境かけがわの会代表
〃	榛 葉 恒 治	NPO国際交流センター理事長
〃	鈴 木 き み 系	元大東女性施策推進委員長
〃	鈴 木 副 江	大須賀女性団体連絡協議会代表
〃	田 中 鉄 男	掛川市農協代表理事組合長
〃	名 倉 光 子	農業経営士、農業委員
〃	夏 目 善 宇	遠州夢咲農協代表理事組合長
〃	橋 本 銃 太 郎	区長会連合会副会長
〃	平 野 正 俊	掛川観光協会副会長
〃	丸 山 文 男	市社会福祉協議会会長
〃	水 野 薫	市議会副議長
〃	美 那 川 寛	ピアス(株)掛川事業所事務長
〃	米 倉 ま さ 子	男女共同参画条例検討委員
〃	渡 辺 俊 郎	老人クラブ連合会会長

職	氏 名	役 職 等
前委員	田 宮 伸 夫	市消防団長
〃	菅 沼 茂 雄	元市議会議長
〃	鈴 木 治 弘	元市議会副議長

敬称略

5 掛川市総合計画策定委員会委員名簿

平成19年1月現在

職	役 職	氏 名
委 員 長	市 長	戸 塚 進 也
副 委 員 長	収 入 役	山 本 君 治
委 員	教 育 長	杉 浦 靖 彦
"	理 事 総 務 部 長	中 山 礼 行
"	企 画 調 整 部 長	西 尾 繁 昭
"	福 祉 生 活 部 長	松 永 正 志
"	経 済 建 設 部 長	八 木 修
"	生 涯 教 育 部 長	中 山 幸 男
"	議 会 事 務 局 長	鳥 井 暹
"	水 道 部 長	松 下 秀 二
"	病 院 事 務 局 長	野ヶ山市兵衛
"	消 防 長	甲 賀 利 一
"	大 東 支 所 長	赤 堀 義 雄
"	大 須 賀 支 所 長	久 野 恒 夫

職	役 職	氏 名
前 副 委 員 長	助 役	大 倉 重 信
前 委 員	教 育 長	佐 藤 忠 雄
"	福 祉 生 活 部 長	榛 葉 仁
"	議 会 事 務 局 長	水 口 英 夫

敬称略

6 専門部会委員名簿

平成19年1月現在

保健医療福祉専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	福祉生活部			部長	松永正志	部会長
2		福祉課		次長兼課長	夏目正秀	
3		高齢者支援課		課長	溝口 彰	
4			小笠老人ホーム	参事	大塚和男	
5		保健予防課		課長	佐藤晴美	
6		市民課		課長	内海和夫	
7			調整室	室長	榛村吉宣	作業部会長
8	病院事務局			事務局長	野ヶ山市兵衛	副部会長
9		病院総務課		課長	貝嶋友房	
10		医事課		課長	宮浦直己	
11			地域連携室	室長	青木春美	
12	生涯教育部	幼児教育課		課長	松浦克己	

環境生活専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	福祉生活部			部長	松永正志	部会長
2		衛生施設組合		次長	岡本恵司	
3		環境保全課		課長	伊村義孝	
4			調整室	室長	榛村吉宣	作業部会長
5	経済建設部			部長	八木 修	副部会長
6		都市計画課		次長兼課長	永田猶治	
7		農林課		課長	大石武夫	
8		下水整備課		課長	赤堀弘美	
9	水道部			部長	松下秀二(兼)	副部会長
		水道総務課		課長	(兼)	
10		水道工務課		課長	山本 進	

教育文化専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	生涯教育部			部長	中山幸男	部会長
2		学校総務課		課長	富田 実	
3		学校教育課		課長	浅井正人	
4		幼児教育課		課長	松浦克己	
5		教育文化課		課長	浅山忠彦	
6		スポーツ課		課長	奥宮正敏	
7		図書館		館長	長尾秀雄	
8			調整室	調整室長	網取清貴	作業部会長

産業経済専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	経済建設部			部長	八木 修	部会長
2		農地整備課		次長兼課長	溝口邦男	
3		農林課		課長	大石武夫	
4		商工観光課		課長	川隅庄一	
5		区画整理課		課長	岩倉立身	
6		工業用水企業団		部付参事	竹原照彦	
7			調整室	室長	新堀光男	作業部会長

都市基盤専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	経済建設部			部長	八木 修	部会長
2		都市計画課		次長兼課長	永田猶治	
3		下水整備課		課長	赤堀弘美	
4		建築住宅課		課長	小澤豊久	
5		道路河川課		課長	内山幸年	
6		区画整理課		課長	岩倉立身	
7			調整室	室長	新堀光男	作業部会長

防災危機管理専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	総務部			理事部長	中山礼行	部会長
2		交通防災課		課長	石山俊文	
3				防災専門官	椋原 昇	作業部会長
4		管財課		課長	岡田正孝	
5	消防本部			消防長	甲賀利一	副部会長
6				消防次長	高柳伸男(兼)	
		予防課		課長	(兼)	
7		消防総務課		課長	山崎正美	
8		中央消防署		署長	岡山秀秋	
9		南消防署		署長	松浦 篤	
10	生涯教育部	学校総務課		課長	富田 実	
11	経済建設部	農地整備課		次長兼課長	溝口邦男	
12		道路河川課		課長	内山幸年	
13	企画調整部	企画調整課		課長	松井 孝	

協働・広域・行財政専門部会名簿

連番	部等	課等	室等	役職等	氏名	備考
1	企画調整部			部長	西尾繁昭	部会長
2		企画調整課		課長	松井 孝	
3		秘書広報課		課長	水野雅文	
4		地域振興課		課長	水島良次	
5		IT政策課		課長	広畑雅己	
6			調整室	室長	中根純一	作業部会長
7	総務部			理事部長	中山礼行	副部会長
8		総務課		課長	中山富夫	
9		管財課		課長	岡田正孝	
10		税務課		課長	酒井俊郎	
11			調整室	室長	斉藤善久	作業副部会長
12	福祉生活部	市民課		課長	内海和夫	
13	議会事務局			局長	鳥井 暹	副部会長
14		出納室		室長	石山吉春	
15		監査委員事務局		局長	太田綾子	

7 事務局名簿

平成19年1月現在

役 職	氏 名
企 画 調 整 課 長	松 井 孝
企 画 調 整 課 長 補 佐	深 川 喜 春
企 画 調 整 係 長	石 川 安 宏
主 査	石 野 敏 也
主 査	都 築 良 樹
主 任	新 貝 和 也
副 主 任	富 田 徹
副 主 任	松 下 みゆき

8 掛川市総合計画策定経過

年 月 日	内 容
平成17年	
7月 1日	・総合計画審議会条例施行 委員は20人以内。任期は総合計画に関する調査審議が終了するまで。
7月 20日	・基本構想策定市民委員会規程制定 委員は10人程度。任期は基本構想に関する検討作業が終了するまで。 ・総合計画策定委員会規程制定 庁内策定組織が設置される。
8月 8日	・基本構想策定市民委員会委員公募（～9月5日）
9月 13日	・総合計画策定支援業務に係る業者選定プロポーザル
9月 26日	・第1回総合計画策定委員会 総合計画策定方針（総合計画骨子、策定体制、策定スケジュール等）が決定される。
10月 20日	・第1回総合計画審議会 委員委嘱式の後、総合計画策定方針（総合計画骨子、策定体制、策定スケジュール等）について確認される。
10月 25日	・第1回基本構想策定市民委員会 以後、第7回まで開催され、「掛川市が抱える課題」、「まちづくりの考え方」、「掛川市の将来像」、「掛川市の発展に向けた提言」などについて、市民視点により検討される。
11月 4日	・市民意識調査の実施（11月18日締め切り） 市民2,500人を対象に実施される。回収数は1,104票（回収率44.2%）
11月 19日	・アパート系住民意識調査（12月5日締め切り） 市内の集合住宅全9,780世帯を対象に実施される。回収数は457票（回収率4.7%）
平成18年	
1月 16日 ～20日	・各種団体等インタビュー調査の実施 市内11団体の役員などから、「掛川市の課題」「掛川市が重点的に取り組むべきこと」など、市政全般について幅広く聞き取り調査が行われる。
1月 23日	・第2回総合計画策定委員会 基本構想について検討される。
2月 17日	・第2回総合計画審議会 市民意識調査の結果、基本構想策定市民委員会での検討経過が報告されるとともに、総合計画の構成（案）、将来人口の推計方針について了承される。
2月 21日	・基本構想策定市民委員会報告会 検討結果報告書が市長に手渡される。
3月 7日	・総合計画正副作業部会長合同会議 平成17年度の策定経過の報告とともに、平成18年度の具体的策定方法について協議される。

年月日	内 容
3月 27日	・総合計画策定に係る全庁説明会 総合計画策定に関する全庁説明会が開催される。 基本構想（原案）の提出が各専門部会に指示される。
4月 24日	・協働・広域・行財政専門部会 協働・広域・行財政分野の基本構想（原案）が決定される。 ・防災危機管理専門部会 防災危機管理分野の基本構想（原案）が決定される。 ・臨時総合計画策定委員会 「掛川市の将来像」及び「基本理念」について、集中討議される。
5月 12日	・環境生活分野専門部会 環境生活分野の基本構想（原案）が決定される。
5月 15日	・保健医療福祉分野専門部会 保健医療福祉分野の基本構想（原案）が決定される。
5月 17日	・教育文化専門部会 教育文化分野の基本構想（原案）が決定される。 ・産業経済専門部会 産業経済分野の基本構想（原案）が決定される。
5月 18日	・都市基盤専門部会 都市基盤分野の基本構想（原案）が決定される。
5月 22日	・土地利用構想検討会 土地利用構想（原案）が決定される。
6月 6日	・第3回総合計画策定委員会 各専門部会からの原案提出を受け、基本構想（案）が決定される。
6月 12日	・第3回総合計画審議会 基本構想（案）が、市長から総合計画審議会に諮問される。 ・基本計画（素案）の策定を全庁に通知 以後、基本計画（素案）作成に向け、各作業部会が開催される。
7月 1日	・基本構想（案）を市のホームページに公開 基本構想（案）がホームページにて公開され、市民からの意見が募集される。
7月 15日	・基本構想（案）を広報紙へ掲載 基本構想（案）が7月15日号の広報紙に掲載され、市民からの意見が募集される。
7月 26日 ～8月 7日	・基本計画（素案）に係る全庁ヒアリング実施 基本計画（素案）について、全庁ヒアリングが行われる。
8月 10日	・市民意識調査の実施（8月31日締め切り） 市民2,500人を対象とし実施。回収数は1,103票（回収率44.1%）
9月 1日	・第4回総合計画策定委員会 基本計画（案）について検討される。
9月 15日	・第4回総合計画審議会 基本構想（案）、基本計画の構成（案）について審議される。
10月 4日	・基本計画（原案）の提出を全庁に通知

年月日	内 容
10月 5日	・教育文化専門部会 教育文化分野の基本計画（原案）が決定される。
10月 17日	・環境生活専門部会 環境生活分野の基本計画（原案）が決定される。
10月 20日	・産業経済専門部会 産業経済分野の基本計画（原案）が決定される。
10月 24日	・保健医療福祉専門部会 保健医療福祉分野の基本計画（原案）が決定される。
10月 26日	・産業経済専門部会 産業経済分野の基本計画（原案）が決定される。 ・都市基盤専門部会 都市基盤分野の基本計画（原案）が決定される。
10月 27日	・防災危機管理専門部会 防災危機管理分野の基本計画（原案）が決定される。
10月 30日	・協働・広域・行財政専門部会 協働・広域・行財政分野の基本計画（原案）が決定される。
11月 15日	・第5回総合計画策定委員会 基本計画（案）が決定される。
12月 4日	・第5回総合計画審議会 基本計画（案）が、市長から総合計画審議会に諮問される。
12月 18日	・第6回総合計画審議会 基本計画（案）について審議される。
平成19年	
1月 11日	・第7回総合計画審議会 基本計画（案）について審議される。 答申について協議される。
1月 12日	・総合計画審議会答申 総合計画審議会正副会長から市長に答申書が手渡される。
1月 16日	・議会総務委員会協議会 基本構想（案）及び基本計画（案）について協議される。
2月 10日	・議会総務委員会協議会 基本構想（案）及び基本計画（案）について再度協議される。
2月 21日	・議会全員協議会 基本構想（案）及び基本計画（案）について協議される。
2月 26日	・議会定例会上程 基本構想が上程される。
3月 13日	・議会総務委員会 基本構想が可決される。
3月 23日	・議会本会議 基本構想が議決される。

9 諮問書

掛企企 第46号
平成18年6月6日

掛川市総合計画審議会
会 長 仁 科 雅 夫 様

掛川市長 戸 塚 進 也

掛川市総合計画基本構想（案）について（諮問）

本市における総合的かつ計画的な行政運営の指針となる掛川市総合計画基本構想を策定したいので、掛川市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

掛企企 第103号
平成18年12月4日

掛川市総合計画審議会
会 長 仁 科 雅 夫 様

掛川市長 戸 塚 進 也

掛川市総合計画基本計画（案）について（諮問）

本市における総合的かつ計画的な行政運営の指針となる掛川市総合計画基本計画を策定したいので、掛川市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

10 答申書

答 申 書

平成19年1月12日

掛川市長 戸塚進也 様

掛川市総合計画審議会
会 長 仁科雅夫

第1次掛川市総合計画基本構想（案）及び同基本計画（案）について（答申）

掛川市総合計画審議会条例（平成17年掛川市条例第212号）第2条の規定に基づき、平成17年6月6日付け掛企企第46号並びに平成18年12月4日付け掛企企第103号で諮問がありました、第1次掛川市総合計画基本構想（案）及び同基本計画（案）につきまして、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程を十分尊重するとともに、下記の事項に留意されるよう要望します。

記

- 1 地域特性を活かしたまちづくりと新市のさらなる融合
各地域が持つ多彩な地域資源や、これまで築いてきた伝統や文化を尊重し、地域特性を十分に活かしたまちづくりに努めるとともに、市民相互の交流を促進し、新市のさらなる融合を図られたい。
- 2 徹底した行財政改革の推進による本計画の具現化への取り組み
本格的な人口減少時代や少子高齢社会の到来、地方分権社会への進展など、歴史的な転換期に直面している中、徹底した行財政改革を進めつつ、本計画の具現化に向け最大限努力し、市民が健康で安全、安心に暮らせ、幸せを感じることができるまちの実現を図られたい。
- 3 市民とともに歩む協働まちづくりによる市民自治の実現
市民自治のまちづくりを実現するため、本計画の趣旨や内容をわかりやすく周知するとともに、その実施にあたっては市民の視点を重視しつつ理解と協力を求め、市民とともに歩む協働によるまちづくりの積極的な推進に努められたい。
- 4 変革の時代に力強く未来を拓く新生掛川市のさらなる飛躍
急速な社会潮流や技術革新の進展による社会環境の変化など、先行き不透明感が拭えない状況下ではあるが、変革の時代に力強く希望ある未来を拓くため、常に的確な先見性と戦略性による将来展望を持ち、新生掛川市の新たな飛躍を実現されたい。

11 市民意識の把握

(1) 市民意識調査、アパート系住民意識調査結果概要

調査概要

	調査対象	抽出方法	配布数	調査期間	調査方法	回収状況
市民意識調査	20歳以上の市民 2,500人	住民基本台帳から 無作為抽出	2,500	平成17年11月7日～ 平成17年11月25日	郵送配付、 郵送回収	1,104 (回収率44.2%)
アパート系 住民意識調査	市内の集合住宅の 全世帯		9,780	平成17年12月1日～ 平成17年12月9日	職員による配布、 郵送回収	457 (回収率4.7%)

性別

市民意識調査 (%)

	男性	女性	無答
全体	58.2	41.4	0.4
掛川区域	54.8	44.9	0.3
大東区域	68.7	31.3	-
大須賀区域	56.3	43.7	-

アパート系住民意識調査 (%)

	男性	女性	無答
全体	40.0	59.5	0.4
掛川区域	39.3	60.4	0.3
大東区域	43.6	56.4	-
大須賀区域	39.0	58.5	2.4

年齢

市民意識調査 (%)

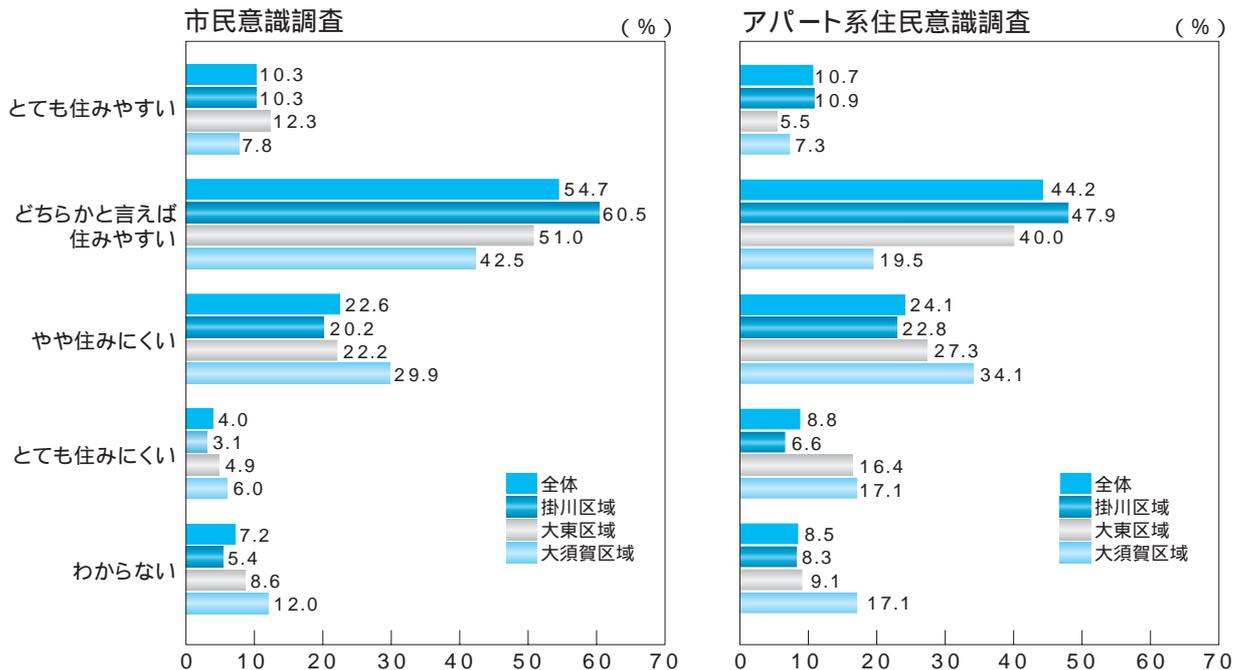
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無答
全体	9.7	12.0	16.2	18.7	23.2	20.0	0.2
掛川区域	9.6	14.4	17.9	19.6	22.4	16.1	-
大東区域	9.1	8.6	14.0	18.5	24.7	25.1	-
大須賀区域	9.6	8.4	12.0	15.6	26.9	27.5	-

アパート系住民意識調査 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無答
全体	20.1	42.5	15.8	8.8	7.2	5.3	0.4
掛川区域	16.2	46.5	17.8	7.6	6.9	4.6	0.3
大東区域	14.5	41.8	16.4	7.3	12.7	7.3	-
大須賀区域	26.8	36.6	7.3	19.5	2.4	4.9	2.4

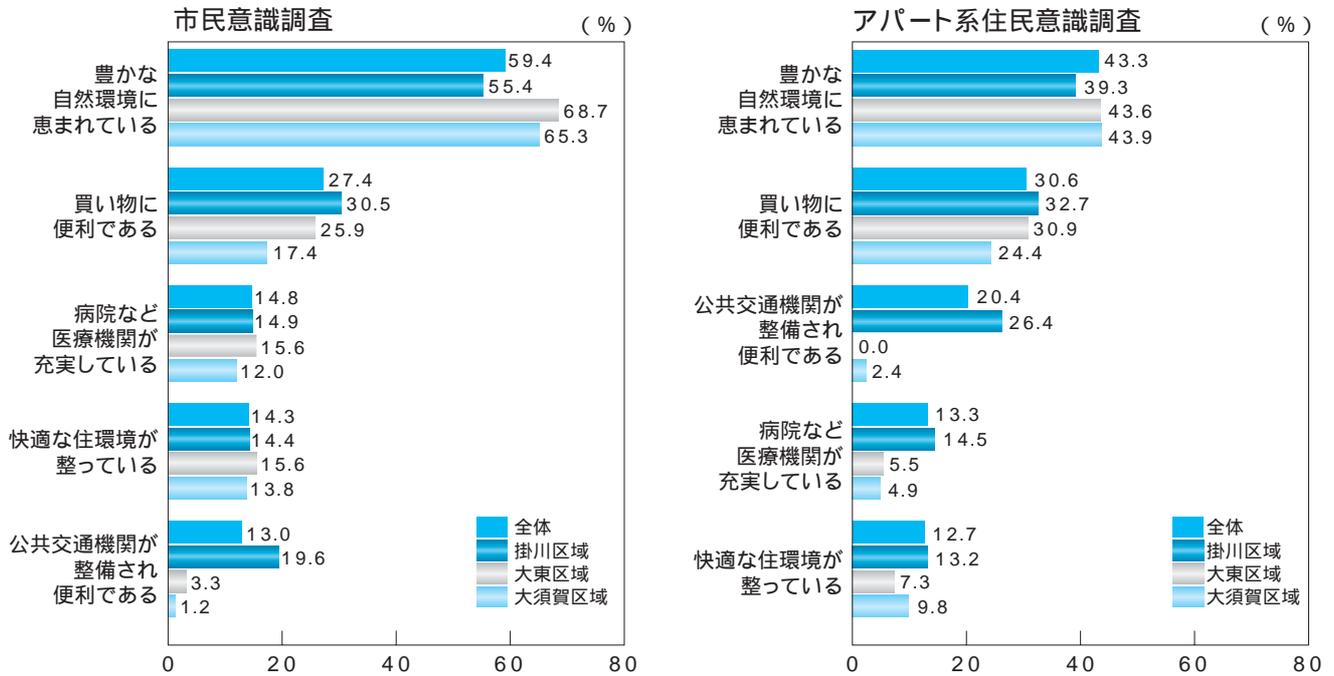
住みやすさ

市民意識調査、アパート系住民意識調査の両方において、掛川区域では「どちらかと言えば住みやすい」の回答割合が高かった一方、大須賀区域では「やや住みにくい」「とても住みにくい」の回答割合が相対的に高くなりました。



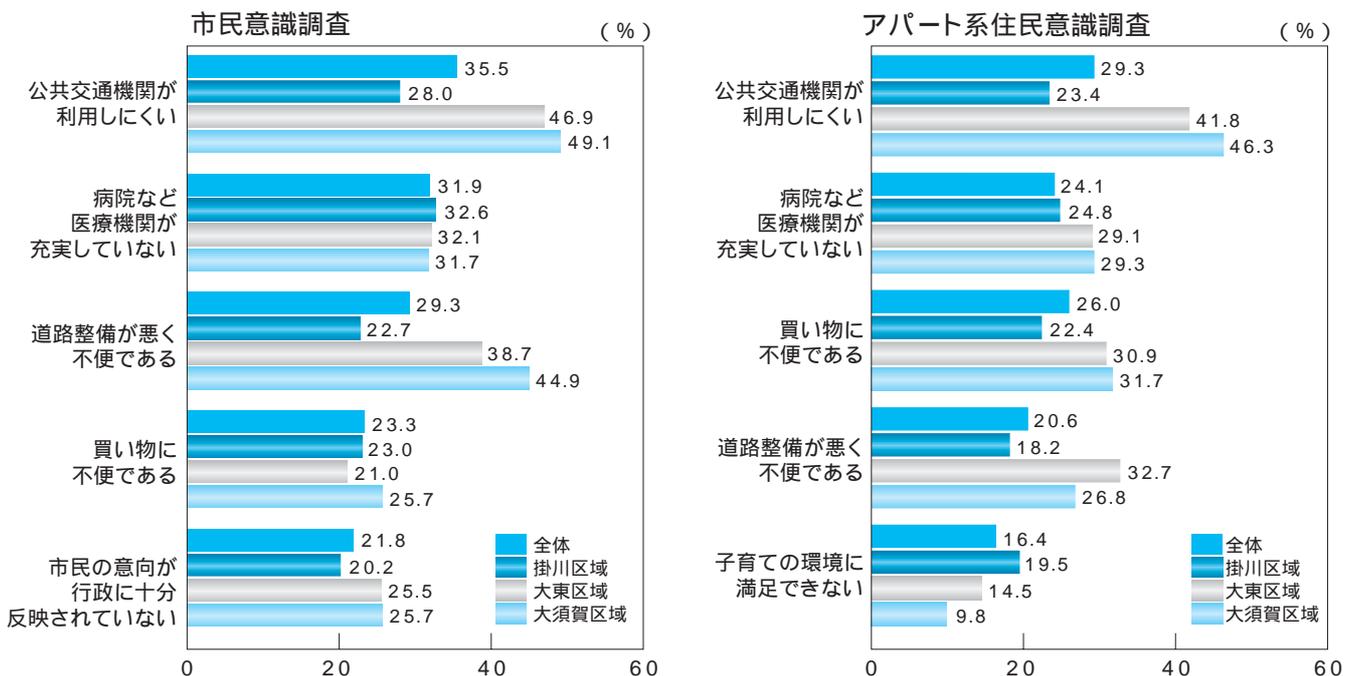
住みやすいと感じる点(上位5項目)

両調査とも「豊かな自然環境に恵まれている」が最も高い回答割合となりました。なお、3番目に高い項目は、市民意識調査では、「病院などの医療機関が充実している」となった一方、アパート系住民意識調査では、「公共交通機関が整備され便利である」となりました。



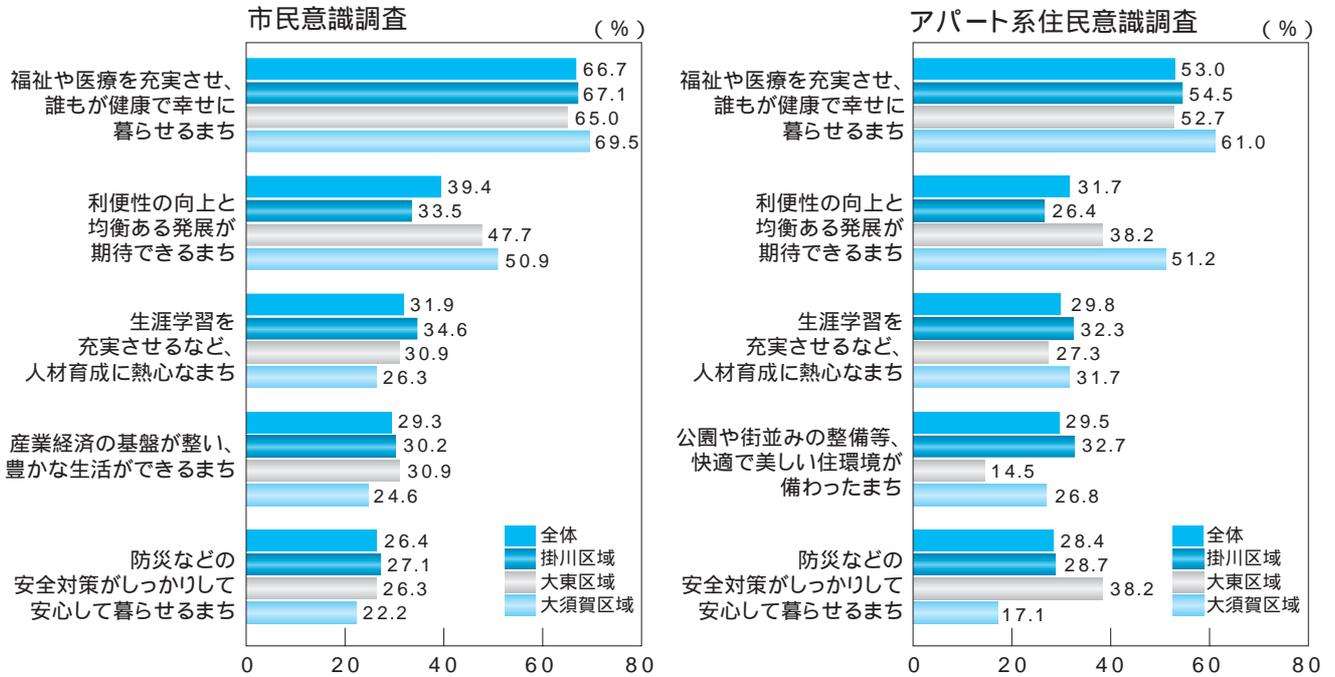
住みにくいと感じる点(上位5項目)

両調査とも、「公共交通機関が利用しにくい」が最も高い割合となりました。なお、5番目に高い項目は、市民意識調査では「市民の意向が行政に十分反映されていない」となった一方、アパート系住民意識調査では、「子育ての環境に満足できない」となりました。



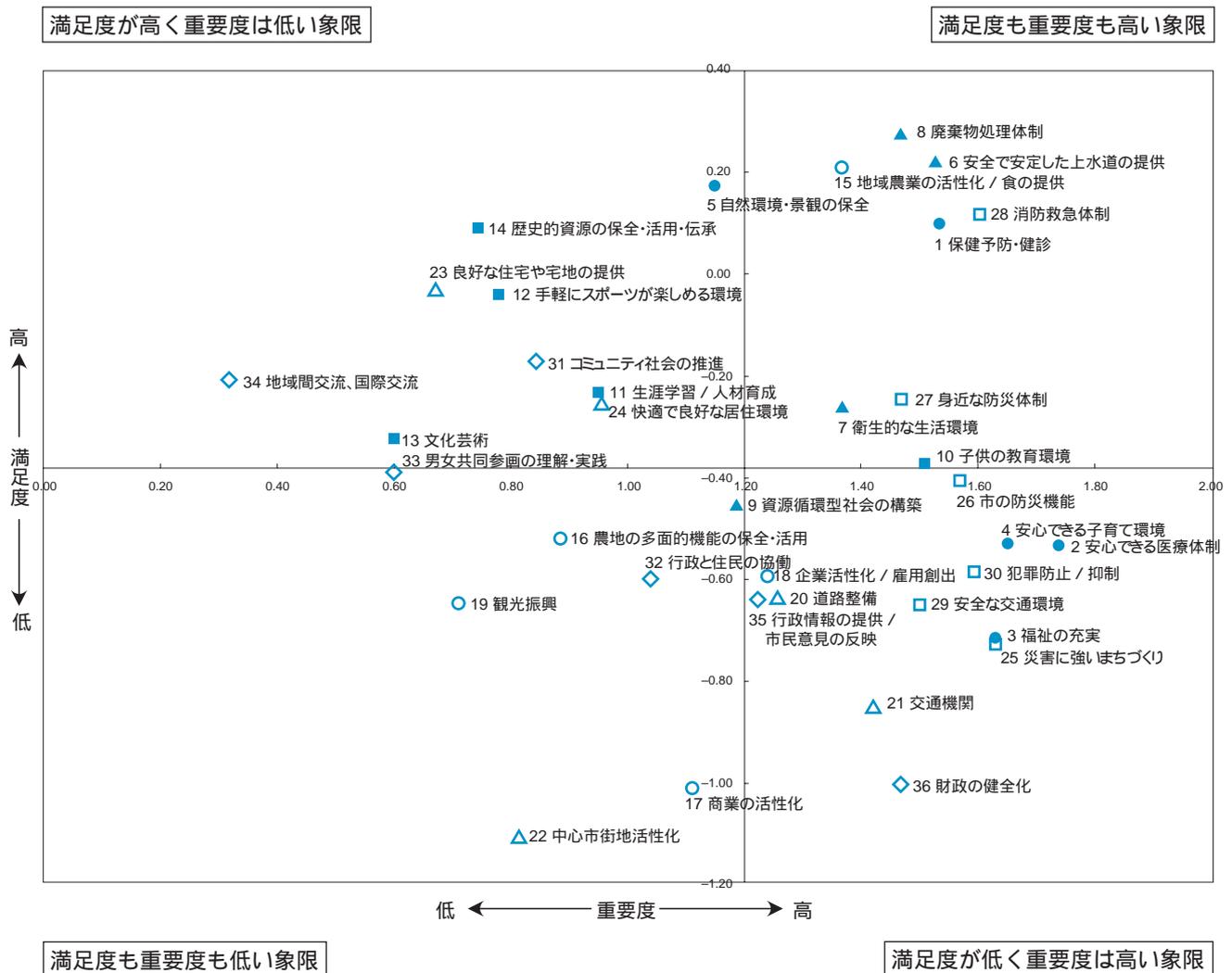
これからのまちづくりで重視すべき点(上位5項目)

両調査とも、「福祉や医療を充実させ、誰もが健康で幸せに暮らせるまち」の回答割合が最も高くなりました。その他の項目についても大きな違いはありませんが、4番目に高い項目として、市民意識調査では「産業経済の基盤が整い、豊かな生活ができるまち」が入った一方、アパート系住民意識調査では「公園や街並みの整備等、快適で美しい住環境が備わったまち」が入りました。



現在のまちづくりの満足度・施策の重要度(市民意識調査のみ実施)

施策の満足度と重要度に関して、施策ごとに各選択肢に点数を与えて得点を算出するとともに、その結果に関して、縦軸に満足度(グラフ上側がより満足度が高く、下側がより満足度が低い)を、横軸に重要度(グラフの右側がより重要度が高く、左側がより重要度が低い)をとってグラフ化したところ、満足度と重要度がともに高い施策として「廃棄物処理体制」や「安全で安定した上水道の提供」が挙げられました。一方、満足度が低く重要度の高い施策としては「財政の健全化」や「災害に強いまちづくり」「福祉の充実」などが挙げられました。



(2) 掛川市基本構想策定市民委員会の概要

掛川市基本構想策定市民委員会の検討事項

掛川市基本構想策定市民委員会では、主として「まちづくりに関する主要課題」「まちづくりの考え方（まちづくりや行政経営で重視すべき視点）」「掛川市の将来像」「掛川市の発展に向けた提案」について協議を行いました。市民委員会では、事前に配布された資料を基に各委員が自宅で検討を行い、ポストイット等にまとめたものを会議にて提案、検討するといった運営方法を取り、限られた時間の中で集中した議論を展開しました。市民委員会での協議経過は下表のとおりです。

市民委員会の協議事項と日程

回数（日程）	議題・検討事項
第1回(平成17年 10月25日)	市長あいさつ 委嘱書交付 自己紹介 議事 掛川市総合計画策定に関する基本方針 市民委員会の意義と役割 市民委員会の進め方 等
第2回(平成17年 11月11日)	議事 会長、副会長の選出 グループ分け まちづくりに関する主要課題の検討 等
第3回(平成17年 11月25日)	議事 前回の委員会の検討事項の確認 まちづくりや行政経営で重視すべき視点 掛川市の将来像(以上グループ別の検討) 等
第4回(平成17年 12月13日)	議事 前回委員会の検討事項の確認 まちづくりや行政経営で重視すべき視点 掛川市の将来像 等
第5回(平成18年 1月12日)	議事 前回委員会の検討事項の確認 市民意識調査結果速報値の説明 まちづくりや行政経営で重視すべき視点 掛川市の将来像 等
第6回(平成18年 1月31日)	議事 市民委員会報告書案 掛川市の発展に向けた提案 等
第7回(平成18年 2月21日)	議事 報告書の確認

掛川市基本構想策定市民委員会委員名簿

掛川市基本構想策定市民委員会委員名簿

平成18年1月1日時点

職	氏名
	荒木伊久美
	市川きみ江
	大石芳久
	大橋充子
	長田久代
会長	近藤光博
	榛村裕子
	高橋毅
	藤原愛次
	松本和子
副会長	真野正一
	山崎福太郎

敬称略、アイウエオ順

掛川市基本構想策定市民委員会 報告書



小笠山から見た日本一の富士山と緑あふれる自然

平成18年2月21日

掛川市基本構想策定市民委員会



掛川市民の熱き想いと…

12 用語解説

あ行

【新しい公共空間】

協働によって支えられた新しい領域のことをいう。これまでのように行政が中心となって支えていた公共空間ではなく、市民、地域、市民団体、NPO法人、企業などを含めた多様な主体により支えられている、または支えられるべき公共空間を意味している。

【歩いて暮らせるまちづくり=コンパクトシティ】

少子高齢化による人口減少社会にふさわしい、安全・安心でゆとりある暮らしを実現するため、生活者が暮らしに必要な用を足せる施設が混在するまち、自宅からまちなかまで連続したバリアフリー空間が確保された、夜間も明るく安全な歩行者・自転車中心のまち、幅広い世代の住民からなるまち、住民主役の持続性のあるまちづくりを目指す考え方。また、拡大する基盤整備を重点的に投資することによる行政効率の向上も期待できるとしている。

【ISO14001】

事業者が地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構(ISO)が作成した国際規格のこと。

【ICT】

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT(Information Technology)が同義で使われているが、ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えたICTの方が、国際的には定着している。

【育児・介護休業法】

育児や介護を行う労働者が仕事と家庭を両立できるようにするため制定された法律のこと。

【一次救急医療】

急病人や事故などによるけが人の中でも比較的軽度の場合に対応する、初期救急医療を指す。

【一時保育】

保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に、保育園で一時的に預かる制度のこと。

【一般行政職員数】

公営企業・消防・教育部門を除いた職員の人数を指す。

【インターンシップ】

会社などでの実習訓練期間。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。体験就業ともいう。

【e-コミュニティ】

電子会議室や、日記、行事予定など様々な「インターネットを利用した道具」の組み合わせにより、総合的に地域コミュニティ活動に役に立つ、人と人とを継続的に結びつけるための基盤構築に向けた仕組みのこと。

【エコアクション21(EA21)】

ISO14001より簡易に中小の事業者等も環境配慮の取り組みを進めることができるようにした、環境省が進める国内規格の環境マネジメントシステムのこと。

【エコポリス】

エコロジシステム(生態系)とインダストリーシステム(工業生産)とを美しく共存させた都市づくりを理念として市内に整備される工業団地の名称。

【延長保育】

保育所等で、通常の保育時間を延長して行う保育のこと。女性就労の増加や就労形態の変化に対応するものと位置づけられている。

【エンパワメント】

女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自分で意志決定し、行動できる実力をつけようとする概念のこと。

【NGO】

NonGovernmental organization 非政府組織のこと。平和、人権、環境問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。

【NPO】

NonProfit Organization 特定非営利活動法人のこと。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

【汚水衛生処理率】

実際に汚水処理(下水道施設へ接続)されている人の割合を指す。

か行

【介護認定審査会】

保健、医療、福祉の学識経験者で構成され、介護保険の認定申請者が、要支援、要介護の状態にあるか否か、またはその程度について審査判定を行う機関のこと。掛川市においては、3市(掛川市、菊川市、御前崎市)の広域で共同設置されている。

【開放型病床】

患者と、病状に対してきめ細かに対応することを目的として、かかりつけの医師と高度医療病院の医師が連携して治療を行う仕組みのこと。

【掛川型農業】

農業が担う使命の一つである、安定的な農畜産物の生産・供給に加え、消費者、地域住民、関連企業との相互連携、相互理解の下、地域特性を活かした多彩な生産能力と抜群の競争力・収益性を兼ね備え、さらには地域づくりの担い手としても力を発揮していこうとする新しい農業のめざす姿。

【環境保全型農業】

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業形態のこと。

【環境マネジメントシステム(EMS)】

事業所等が環境関係法令を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全活動を進めるため、計画・実行・評価することで、継続的に改善していく手法のこと。国際規格のISO14001や環境省のEA21等がある。

【カンファランス】

会議、協議会を意味し、「合同・診療科別カンファランス」とは、医療技術の向上を図るため、症例について病院医師と開業医医師が合同して検討・研究を行うこと。

【起債制限比率】

地方債の償還費が財政をどれだけ圧迫しているかを示す指標で、標準的な財政規模に対する公債費の占める比率の過去3年間の平均をいう。20%を超えると地方債の許可が一部制限される。

【キャリア教育】

児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育のこと。

【救急救命士】

重度傷病者を病院などに搬送する間、医師の指示の下、気道の確保、心拍の回復などの処置を施す国家資格を持つ医療技術者のこと。

【救命率】

目撃された心肺停止症例のうち、1ヶ月後に生存していた人の割合をいう。

【行政改革大綱】

掛川市の行政改革の基本方針であり、掛川市行政改革懇談会での協議を踏まえて策定された。この「行政改革大綱」に沿って、平成21年度までの具体的な取組みを明示した「集中改革プラン」が策定され、行政改革の進捗を管理することとしている。

【グリーンツーリズム】

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々とのふれあいを楽しむ滞在型余暇活動のこと。

【グローバル・スタンダード】

世界共通で適用される基準や規格のことをいう。

【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標として用いられている。経常収支比率が高いほど、臨時の財政需要に充当できる財源が少ないことを表し、財政構造が弾力的でないといえる。

【合計特殊出生率】

出生可能年齢と仮定される15歳から49歳までの各年齢階層ごとに、子どもの出生数を女性人口で割った出生率を合計したもの。便宜上、一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数としてとらえる。国立社会保障・人口問題研究所によると、人口を一定の規模で保持する水準は、2.08前後が必要だとされている。

【交通弱者】

自動車中心社会で、移動を制約される者のこと。主には高齢者、子ども、障害者などが該当する。

【高規格救急車】

救急救命士が、医師の指示の下、高度な救命処置を行うためのスペースと資機材を有する救急車のこと。

【国土形成計画】

これからの新しい国土ビジョンとして国土交通省において策定中の計画のこと。我が国の国土づくりは、昭和37年(1962年)に策定された「第1次全国総合開発計画」を中心として展開され、これまで5次にわたり開発基調・量的拡大を基本的方向としてきたが、人口減少時代を迎えようとしている今日、従来の考え方を抜本的に見直しすることとしている。

【国土利用計画】

総合的かつ計画的な国土利用を確保するための長期計画(将来構想)であり、各種土地利用計画の基本となる計画のこと。

【個人情報保護条例】

自治体が制定するプライバシー保護制度であり、住民データの漏洩防止を目的としている。

【コミュニティビジネス】

地域や家庭に内在する福祉や介護、環境など身近な課題やニーズに対応したビジネスのことで、地域社会の問題解決への貢献とともに、地域住民の生きがい創出、多様な雇用機会の創出、地域経済の活性化など様々な効果が期待されている。

【国民保護法】

正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。

【コミュニティ活動】

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団においてなされる活動を指す。

さ行

【災害時の備蓄品充足率】

救援物資が届けられるのが発災1週間後と想定し、その間の避難所生活者の人数(17,377人)に対して生存の必需品である4日分(3日分は個人備蓄)の非常用食料及び毛布の備蓄率を示す。なお、算出人数等は、静岡県発表の第三次被害想定に基づいている。

【財政力指数】

財政力の強弱を示すものであり、一般財源必要額に対して市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを測るもので、3年間の平均で表す。指数が高いほど裕福な団体といわれている。

【三大生活習慣病】

「がん」「脳卒中」「心臓病」を指し、日本人の死因の約6割を占めている。

【市街地循環バス】

掛川駅を中心として45分間隔で南北19便ずつ運行されている循環バスのこと。

【自主運行バス】

路線バス廃止に伴い、交通弱者の移動手段の確保を図るため、道路運送法第21条第2項に基づき運行するバスのこと。市が費用の一部を負担している。

【次世代育成支援対策推進法】

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるために制定された法律のこと。

【自然渋滞箇所】

人口集中地区では、渋滞長1,000m以上、または通過時間10分以上渋滞する箇所をいい、それ以外の地区では、渋滞長500m以上、または通過時間5分以上渋滞する箇所をいう。

【実質公債費比率】

地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率のことで平成17年度に導入された。実質公債費比率が18%以上となると、地方債を発行するときに国の許可が必要になる。

【市内観光施設の入場者数】

市内主要観光施設(19箇所)の入場者数を示す。

【市民総代会】

市政の広報広聴を行う仕組みの一つ。市内自治区の区長・副区長・会計の三役を「市民総代」とし、「中央集會」、「地区集會」の開催を通じて、市政情報の提供と市民の意見・要望・苦情・アイデアを聞き、まちづくりに活かしていこうとするものである。なお、集會での発言要旨は、市長区長交流控帖という冊子にまとめられている。

【就園奨励費制度】

保護者の経済的負担の軽減のため、所得状況に応じた保育料の補助制度のこと。

【障害者自立支援法】

平成18年4月に施行された法律。障害者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念の通り、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等を、共通制度の下で一元的に提供する仕組みを創設したもの。

【障害者雇用率】

ハローワーク掛川管内(掛川市、菊川市、御前崎市)の50人以上の事業所における障害者雇用率を示す。

【人事考課制度】

職員の業務成績や能力・態度を評価する制度のこと。

【障害者手帳】

「障害者手帳」は身体に障害を持つ方、「療育手帳」は知的障害の方、「精神保健福祉手帳」は精神に障害を持つ方が、それぞれ所持する手帳のこと。

【新発想による公共空間】

すべての公共サービスは、行政主導により提供されるべきとする従来の考えを見直し、多様な主体を担い手とした、新しい発想により公共空間を形成していこうとする考え方のこと。近年の市民ニーズの多様化などにより、これからの公共サービスは、市民、地域、市民団体、NPO法人、企業、行政などが最適な役割分担の下、よりの確で、きめ細やかに対応していくことが求められ

ており、地域のすべての構成員が、自ら汗をかきながら地域とともに支えていこうとする「協働」の理念を実践していこうとするものである。

【生活道路の改善率】

狭隘、安全性に乏しいなどの理由から通行に支障があるとして市民から要望があり、平成18年度時点において道路改良が必要であると判断された生活道路150路線のうち、改善された率を指す。年間10路線の改善を目標としている。

【政策空家】

老朽化した市営住宅の建替事業、または改善事業を行うため、新たな入居募集を停止している結果生じた空き家のこと。

【施策評価・改善制度(e-manageシステム)】

行政経営を改善する仕組みの一つ。法令・規則による統制や予算の適正な執行のみに重点をおいた伝統的な行政管理システムを転換し、市の政策形成、事業の立案や業務の進め方などの基準を業績、成果重視に置き換え、より効率的な行政経営システムの確立を目的とした取り組みのこと。具体的には、組織が達成すべき成果目標を明確にし、成果目標の達成状況と市民満足度調査結果を確認しながら、「計画立案(Plan) 実施(Do) 成果測定(Check) 改善(Action)」サイクルを構築することで、最適な施策・事務事業の形成と実践を目指す仕組みである。

【生物多様性】

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域の様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念をいう。

【セキュリティポリシー】

企業や団体の情報セキュリティに関する基本方針のこと。

【セクシャル・ハラスメント】

性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、または性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること。

た行

【男女雇用機会均等法】

雇用の分野における男女の均等な機会提供、待遇の確保に向けて制定された法律のこと。

【地域包括支援センター】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護など、高齢者の生活を支える総合相談窓口として設置された機関のこと。

【地方交付税】

地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される財源のこと。

【チャレンジショップ】

商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、地元商工会、商店街振興組合等が空き店舗の一部を店舗開業希望者に、期間限定で格安に賃貸する創業支援事業の名称。

【中心市街地人口】

JR掛川駅北側の中心市街地活性化区域(約70ha)内の定住人口をいう。

【中心市街地歩行者数】

駅前通りを徒歩により通行する人数をいう。

【電子カルテ】

従来、医師・歯科医師が診療の経過を記入していた紙のカルテを電子データに置き換え、電子情報として一括してカルテを編集・管理し、データベースに記録する仕組みのこと。

【電子入札システム】

国や地方自治体が発注する工事などの入札手続をインターネット上で行なうシステムのこと。

【TMO(Town Management Organization)】

中心市街地の運営・管理を担当する第3セクターや商工会議所で組織する機関(まちづくり会社)のこと。市の立案したマスタープランに従って、中心市街地の商業地全体を総合的かつ独自の計画によって推進させる事業を実施する。

【特別支援教育】

これまでの心身障害教育の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒に対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

【都市計画マスタープラン】

市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針等をきめ細かく、かつ総合的に定めることを内容とした計画のこと。

【土地区画整理施行区域(7地区)内住宅着工率】

宮脇第一、家代、長谷、上屋敷・西郷、東名掛川IC周辺、洋望台、二瀬川地区沿道整備の各土地区画整理内における住宅の着工率のこと。

【トップランナー製品】

家電機器や自動車等において、商品化されている製品のうち最もエネルギー消費効率が優れている機器のこと。

【ドメスティック・バイオレンス】

英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれている。直訳すると「家庭内暴力」のこと。一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されているが、場合によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。

な行

【南北幹線道路】

市の背骨を形成し、南北間の円滑な往来と市全域の発展を実現する幹線道路のこと。旧市街地間を結ぶ「市街地連携」と、市の東部・西部・北部の主要施設までを結ぶ「海山連携」の2つの目的がある。

【ニート】

仕事をせず、学生でもなく、職業訓練にも参加していない若者のこと。

【21世紀職業財団】

働く女性の能力発揮の促進や、仕事と育児や介護との両立支援、パートタイムや短時間労働者の雇用管理の改善等を主な事業として行なっている財団のこと。

【二次救急医療】

入院治療を必要とするなど、一次救急医療よりも重度の救急医療を指す。

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成した経営改善計画を基に農業の担い手として市町村が認定した農業者のこと。

【ネットワークかけがわ】

男女の自立と参画を促進するために組織化された、市内の団体・グループのこと。

【ノーマライゼーション】

高齢者も若者も、障害者も健常者も、だれもが地域の中で、ともに暮らすことが当然であるという考え方のこと。

は行

【バイオマス】

生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること、または、その生物体、生物資源を指す。

【パブリックコメント制度】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度のこと。

【汎用コンピュータ】

大型の業務用コンピュータのこと。大量のデータを高速で安定して処理することができる。

【BOD】

生物化学的酸素要求量のこと。水の汚濁指標として用いられます。値が大きいほど水の汚れがひどく、アユの生息域はBOD3mg/l以下と言われている。

【ファミリー・サポート・センター事業】

登録した会員(依頼会員・提供会員)同士の合意の下に行う子育ての相互援助システムのこと。

【福祉バス】

一般的に高齢者などの交通弱者の外出支援と交流促進などを目的に、民間事業者を運行主体とした貸切乗合許可により運行されるバスのこと。

【病診連携】

総合病院、かかりつけ医など各医療機関の持っている特有の機能を十分発揮し、患者の紹介や医療機器の共同利用など、その役割を分担、または連携していくシステムのこと。

【フリーター】

定職を持たずにアルバイトなどで生計を立てている人のこと。フリーアルバイトの略。

【プロジェクトTOUKAI-0】

東海地震による家屋の倒壊から一人でも多くの生命を守るため、木造住宅の耐震化を進める事業のこと。「わが家の専門化診断事業」、「木造住宅補強計画策定事業」、「木造住宅耐震補強助成事業」を実施している。

【ボーダレス化】

地域や国境の壁が取り払われ、平準化された状態をいう。

ま行

【まちづくり三法】

「都市計画法」、「中心市街地活性化法」、「大規模小売店舗立地法」の総称。

や行

【遊休農地】

活用されないで放置してある農地のこと。

【ユニバーサルデザイン】

「だれもが一人の人間として尊重され、自分の意志に基づき活動し、生活する権利を有している」ことを基本として、お年寄りも若い人も、障害のある人もない人も、男性も女性も、外国人もすべての人が暮らしやすいように、人づくり、まちづくり、ものづくりなどを行っていかうとする考え方のこと。

【ユビキタスネット社会】

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単に接続できる社会をいう。「人と人」だけでなく、「人とモノ」、「モノとモノ」のコミュニケーションが簡単になされる社会を実現し、医療福祉や交通物流、環境・エネルギーといった社会が抱える様々な課題解決が期待されている。

【幼保再編計画】

市内の公立幼稚園12園と私立幼稚園1園、公立保育園3園と私立保育園5園の合計21園を再編し、新しく8園を設置する計画のこと。この計画では、園の規模の適正化と適正配置を促進させ、全市域での乳幼児教育の充実と3歳児保育の実施などを推進することとしている。



「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」
～健康・安全・安心、幸せ感じるまち 掛川～

第1次 掛川市総合計画【2007▶2016】

発 行 平成19年4月
静岡県掛川市
〒436-8650静岡県掛川市長谷1丁目1番地の1
TEL(0537)21-1127
編 集 掛川市企画総務部企画調整課
制作・印刷 (株)アピサレ